

大分県地域防災計画

(事故等災害対策編)

平成19年11月

大分県防災会議

目 次

第1部 総則	1
第1章 計画の目的	2
第1節 計画の目的	3
第2節 計画の性格と内容	3
第3節 計画の理念	3
第4節 その他の法令に基づく計画との関係	4
第5節 計画の修正	4
第6節 計画の周知	4
第2章 想定する事故等災害	5
第3章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	7
第2部 共通する災害予防計画	9
第3部 共通する災害応急対策計画	11
第1章 災害応急対策計画の基本方針等	12
第1節 災害応急対策計画の基本方針	13
第2節 県民に期待する行動	13
第3節 計画の体系	16
第2章 活動体制の確立に関する計画	17
第1節 組織計画	18
第2節 動員配備計画	40
第3節 通信連絡手段の確保計画	48
第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達計画	53
第5節 災害救助法の適用及び運用に関する計画	61
第6節 市町村への支援体制確立計画	70
第7節 広域応援体制の確立計画	72
第8節 防災ヘリコプターの運航体制の確立計画	76
第9節 自衛隊の災害派遣体制の確立計画	79
第10節 技術者、技能者及び労働者の確保計画	89
第11節 ボランティアとの連携計画	92
第12節 帰宅困難者対策計画	94
第13節 応急用・復旧用物資及び資機材調達供給計画	96
第14節 交通確保計画	99
第15節 緊急輸送計画	104
第16節 広報広聴・災害記録活動計画	111

第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動計画	116
第1節 事故等災害に関する情報の住民への伝達等に関する計画	117
第2節 火災に関する情報の収集・伝達計画	120
第3節 避難の勧告・指示等及び誘導に関する計画	123
第4節 救出救助計画	129
第5節 緊急医療活動計画	134
第6節 消防活動計画	143
第4章 被災者の保護・救護のための活動計画	146
第1節 避難所運営活動計画	147
第2節 食料供給計画	152
第3節 給水計画	160
第4節 被服寝具その他生活必需品給与計画	164
第5節 医療活動計画	170
第6節 保健衛生活動計画	171
第7節 廃棄物処理計画	176
第8節 行方不明者の捜索、死体の処理及び埋葬に関する計画	178
第9節 住宅の供給確保計画	183
第10節 文教対策計画	189
第4部 共通する災害復旧・復興計画	195
第1章 災害復旧・復興の基本方針	196
第2章 公共土木施設等の災害復旧計画	198
第3章 被災者・被災事業者の災害復旧・復興支援計画	200
第1節 被災者・被災事業者の自立支援体制の確立に関する計画	201
第2節 被災者の災害復旧・復興支援計画	202
第3節 被災事業者の災害復旧・復興支援計画	207
第4章 激甚災害の指定	209
第1節 激甚災害指定の手続	211
第2節 特別財政援助	215
第5部 各種災害対策計画	218
第1章 道路災害対策計画	219
第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務	221
第2節 道路災害予防計画	224
第3節 道路災害応急対策計画	227
第4節 道路災害復旧計画	224
第2章 鉄道災害対策計画	235
第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務	237

第2節	鉄道災害予防計画	240
第3節	鉄道災害応急対策計画	243
第4節	鉄道災害復旧計画	247
第3章	航空機災害対策計画	248
第1節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務	250
第2節	航空機災害予防計画	253
第3節	航空機災害応急対策計画	255
第4節	航空機災害復旧計画	260
第4章	海上災害対策計画	261
第1節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務	263
第2節	海上災害予防計画	266
第3節	海上災害応急対策計画	269
第4節	海上災害復旧計画	280
第5章	大規模な火災対策計画	281
第1節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務	283
第2節	大規模な火災予防計画	286
第3節	大規模な火災応急対策計画	289
第4節	大規模な火災復旧計画	293
第6章	林野火災対策計画	294
第1節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務	296
第2節	林野火災予防計画	299
第3節	林野火災応急対策計画	301
第4節	林野火災復旧計画	306
第7章	放射性物質事故対策計画	307
第1節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務	309
第2節	放射性物質事故予防計画	312
第3節	放射性物質事故応急対策計画	315
第4節	放射性物質事故復旧計画	320
第8章	危険物等災害対策計画	321
第1節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務	323
第2節	危険物等災害予防計画	326
第3節	危険物等災害応急対策計画	332
第4節	危険物等災害復旧計画	338
第9章	その他の災害対策計画	339
第1節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務	341
第2節	その他の災害の予防計画	344
第3節	その他の災害の応急対策計画	346
第4節	その他の災害の復旧計画	348
修正の経過		349

第1部 総則

第1章 計画の目的

第1節 計画の目的

第2節 計画の性格と内容

第3節 計画の理念

第4節 その他の法令に基づく計画との関係

第5節 計画の修正

第6節 計画の周知

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、大分県における防災活動体制の整備確立を図るとともに、防災行政を総合的かつ計画的に推進し、もって県土の保全と県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とするものである。

第2節 計画の性格と内容

この計画は、風水害や地震・津波等による自然災害と区別される災害の対応を明確化するものであり、「大分県地域防災計画」の「事故等災害対策編」として定めるものであり、国の防災基本計画、防災業務計画と連携した県の地域に関する計画であるとともに、市町村地域防災計画の指針となるものである。なお、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく特別防災区域に係る事項については同法第31条により別途定める。

この計画で示した事故等災害項目は、以下のとおりである。

- 1) 道路災害
- 2) 鉄道災害
- 3) 航空機災害
- 4) 海上災害
- 5) 大規模な火災
- 6) 林野火災
- 7) 放射性物質事故
- 8) 危険物等災害
- 9) その他の災害

第3節 計画の理念

「県民の生命、身体及び財産を災害から保護する」という防災の究極の目標（理念）を実現するため、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策等について以下の基本的な目標を設定し、各々の施策を有機的に結び付けながら防災対策を総合的に推進する。

□県民の生命及び財産の安全を確保するための災害予防対策の推進

- ・災害に強いまちづくり
- ・災害に強い人づくり
- ・迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

□迅速かつ的確な災害応急対策の実施

- ・活動体制の確立
- ・生命及び財産への被害を最小限とするための活動の展開

- ・被災者の保護及び救援のための活動の展開
 - ・社会基盤の応急対策の迅速かつ的確な推進
- 速やかな復旧・復興の推進

第4節 その他の法令に基づく計画との関係

災害対策基本法第41条に掲げる防災に関する計画等は、この計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。

第5節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第40条の規程に基づき、特別の事情のないかぎり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正を加えるものとする。

第6節 計画の周知

この計画は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により、市町村及び関係防災機関、並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については県民にも広く周知徹底させ、その適切な運用を図るものとする。

第2章 想定する事故等災害

事故等災害を想定するにあたっての基本的な考え方は、次のとおりである。

事故等災害の発生する形態については、単独で発生する場合、地震や風水害等に伴い同時に発生する場合及び大規模災害の対応に伴い二次災害として発生する場合がある。

例えば、台風の直撃を受けた場合、人家等への被害に加え、土砂の崩壊等により鉄道災害や道路災害等が同時に発生することが考えられる。地震発生時には、家屋の倒壊やタンクの下敷きになるなどして多数の死傷者が発生し、併せて危険物等災害や大規模な火災等が同時に発生することが考えられる。

また、航空機災害については、地震、風水害又は事故等災害時には、防災ヘリコプター、自衛隊機、報道機関の航空機等が被害調査や取材等で被災地上空を航行し、これが二次災害としての航空機災害を引き起こし、さらには林野に墜落した場合の林野火災の発生要因となる場合も考えられる。

一地点での単独災害であれば、消防、警察、自衛隊等の防災関係機関が集中的に活動できるが、複合災害（複数の災害、事故が同時に発生した災害）の場合は防災関係機関の調整という特有の課題が生じる。また、交通網や情報システムに支障をきたすといった単独災害では考えにくい防災活動を阻害する事象も起きやすい。

二次災害の場合も、元となった災害への災害対応体制がとられている中での災害発生であり、複合災害と同様の防災関係機関の調整又は体制の変更という課題が生じる。

このように、事故等災害でも単独災害、複合災害又は二次災害では災害対応の形態が異なることから、これを混合して複雑にとらえるよりも区別して対応を検討する方が合理的である。そこで、この計画においては単独災害を想定することとする。

第3章 防災関係機関の処理すべき 事務又は業務の大綱

事故等災害対策編 第1部 総則

事故等災害に関し、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関の処理すべき事務又は業務は、「大分県地域防災計画 風水害等対策編」に定める「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本とし、本編の第5部「各種災害対策計画」の各章において定める。

第2部 共通する災害予防計画

事故等災害対策編 第2部 共通する災害予防計画

大分県地域防災計画「風水害等対策編」第2部 災害予防計画を参照

第3部 共通する災害応急対策計画

第1章 災害応急対策計画の基本方針等

第1節 災害応急対策計画の基本方針

第2節 県民に期待する行動

第3節 計画の体系

第1節 災害応急対策計画の基本方針

1 迅速・的確な災害応急対策の遂行

災害による県民の生命・財産への被害を最小限に止めるためには、迅速かつ的確な災害応急対策が遂行されなければならない。そのため、県では、災害の警戒期から災害応急対策の遂行に必要な情報を収集し、市町村、消防本部、警察、自衛隊等の防災関係機関と連携をとりながら的確な対策を講じていくこととする。

2 被災市町村への積極的支援

災害応急対策の実施については、住民に最も身近な行政主体として第一次的には市町村があたり、県は広域にわたり総合的な処理を必要とするものに取り組むものである。しかしながら、市町村の対応能力を超えるような災害が発生した場合、又は市町村行政の中核が被害を受けその機能が麻痺した場合、市町村が被災者に対して迅速かつ的確な災害応急対策を施すことは難しい。そのため、県は、災害発生後、早期に市町村の対応能力を見極め、必要に応じて防災要員の派遣、通信連絡機器の支援等市町村の対応能力を確保するための支援を行うこととする。

3 災害時要援護者に配慮した災害応急対策の遂行

大分県は、高齢化の進展により援護を要する高齢者の絶対数が増加しつつあること、特色ある観光資源に多数の観光客が訪れることに留意した災害応急対策が遂行されなければならない。高齢者、観光客、身体障がい者(児)、妊産婦、外国人等の災害時要援護者は、災害時の行動や生活に大きな制約があり、県、市町村、その他の防災関係機関においてはこれらの人々に最大限に配慮した災害応急対策を遂行するものとする。

4 ニーズに即した情報の多様な方法を用いての提供

災害後の県民生活の安定のためには、県民のニーズに対応した情報を、県民が容易に知ることができる方法で提供することが不可欠である。県では、被災者の情報ニーズを的確に把握し、貼り紙、チラシ、立て看板、広報誌、広報車、ラジオ、テレビ、新聞、インターネット等多様な方法を用いて広報することとする。

第2節 県民に期待する行動

災害から県民の生命及び財産を守るためには、第一に、「自らの生命・財産は自らの手で守る」という自己責任による「自助」の考え方、第二に、他人を助けることの出来る県民の地域における

助け合いによって、「自分たちの地域は自分たちの手で守る」という「共助」の考え方、このふたつの理念にたち県民と「公助」の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で、連携を図っていくことが必要である。このような「自助、共助、公助」の考え方は防災の原点である。県、市町村、その他の防災関係機関においては、各々の能力を最大限に発揮して防災対策に取り組むものであるが、その活動をより効果的なものとするため、また、事故等の災害による被害を最小限に止めるため、県民に対して次のような行動を期待するものである。

1 家庭

(1) 的確な避難

家族の安否とともに、家屋の被災状況、周囲の災害の状況(火災の延焼、山・崖崩れのおそれ等)等に注意して、安全な場所に迅速に避難する。

(2) 的確な初期消火

自宅から出火した場合、消火器等を用いて初期段階での消火に努める。

(3) 負傷者の応急手当、医療機関等への搬送

家族に負傷者が出た場合、適切な応急手当を行い、最寄りの医療機関へ搬送する。

(4) 的確な防災機関への通報

山・がけ崩れ等二次的な災害発生のおそれがあると判断した場合、また、消防本部(局・署を含む。以下同じ。)、警察署(交番)等に出動を求める場合、落ち着いて迅速に通報する。

(5) 的確な情報収集

テレビ、ラジオ、防災行政無線等によって正しい情報の把握に努める(むやみに市町村、消防本部、警察署(交番)等の防災機関に問い合わせることは、防災機関の的確な活動を妨げることがある。)

2 地域(隣近所、町内会・自治会、自主防災組織)

(1) 的確な避難

避難する場合、隣近所で声を掛け合って安全な場所に迅速に避難する。また、避難所の運営にあたって、避難施設の管理者、市町村職員等に協力する。

(2) 的確な救出

地域内で家屋の倒壊等により救出が必要となった場合、地域内にある資機材(のこぎり、かきや等)を活用して二次災害に留意しながら可能な限りの救出活動を行う。消防本部、消防団、警察署、自衛隊等の出動時には、その指示に従って適切な協力を行う。

(3) 負傷者の応急手当、医療機関等への搬送

地域で負傷者が出た場合、適切な応急手当を行い、最寄りの医療機関へ搬送する。

(4) 近隣の災害時要援護者への援助

地域内に在住する高齢者(寝たきり、ひとり暮らし等)、身体障がい者(児)など災害時要援護者の、避難、初期消火等の援助に努める。

(5) 的確な情報収集と防災機関への通報

地域内の災害状況を迅速に把握し、市町村、消防本部、警察署(交番)等に速やかに通報する。

3 企業・事業所

(1) 的確な避難

災害発生時、従業員や顧客を安全な場所へ避難させる。

(2) 的確な初期消火

企業・事業所内で出火した場合、消火器等を用いて初期段階での消火に努める。

なお、自衛消防組織を持つ事業所にあつては、被害を事業所内に食い止めることに全力を尽くす。消防本部、消防団の出動時には、その指示に従って適切な協力を行う。

(3) 負傷者の応急手当、医療機関等への搬送

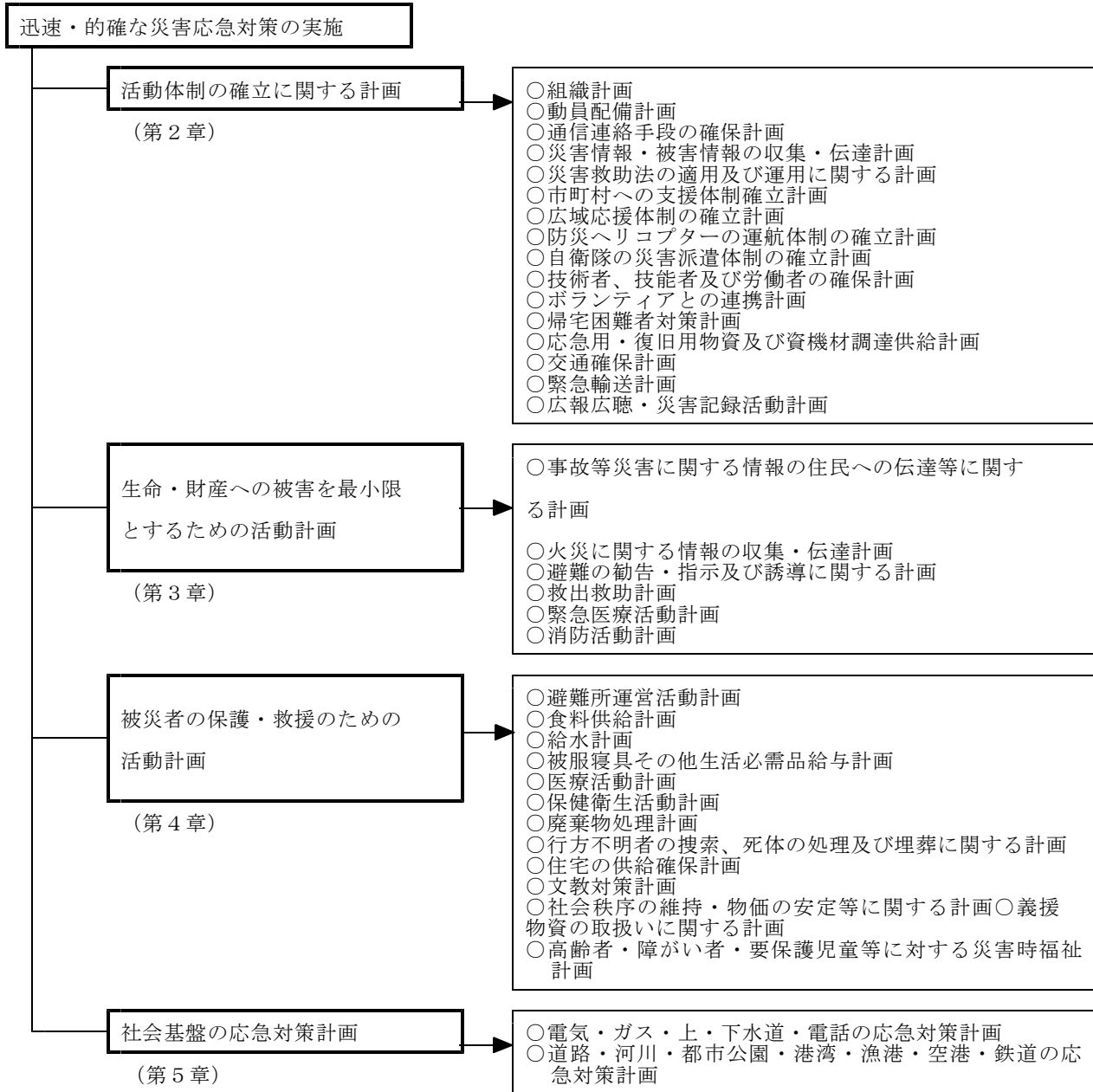
事業所内で負傷者が出た場合、適切な応急手当を行い、最寄りの医療機関へ搬送する。

(4) 地域(隣近所、町内会・自治会)の活動への協力

事業所の所在する地域の防災活動に積極的に協力する。

第3節 計画の体系

災害応急対策計画の体系は、次のとおりである。



第2章 活動体制の確立に関する計画

- 第1節 組織計画
- 第2節 動員配備計画
- 第3節 通信連絡手段の確保計画
- 第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達計画
- 第5節 災害救助法の適用及び運用に関する計画
- 第6節 市町村への支援体制確立計画
- 第7節 広域応援体制の確立計画
- 第8節 防災ヘリコプターの運航体制の確立計画
- 第9節 自衛隊の災害派遣体制の確立計画
- 第10節 技術者、技能者及び労働者の確保計画
- 第11節 ボランティアとの連携計画
- 第12節 帰宅困難者対策計画
- 第13節 応急用・復旧用物資及び資機材調達供給計画
- 第14節 交通確保計画
- 第15節 緊急輸送計画
- 第16節 広報広聴・災害記録活動計画

第1節 組織計画

災害応急対策を総合的、かつ集中的に実施するために必要な組織は、この計画の定めるところによって確立する。

＜ ＞内は主管課等

○県災害対策本部の設置＜生活環境部＞

□総合情報室の設置＜生活環境部＞

□被災者支援室の設置＜福祉保健部、生活環境部＞

□各地区災害対策本部の設置＜生活環境部＞

□現地災害対策本部の設置（激甚な災害が発生した場合）＜生活環境部＞

○県災害対策本部の設置に関する関係先への通知＜総合情報室＞

（本庁から連絡）

□消防庁＜総合情報室＞

□県防災会議委員及び幹事＜総合情報室＞

□県内に所在する指定地方行政機関等の主要な出先機関又は事業所等＜総合情報室＞

□陸上自衛隊第41普通科連隊（別府駐屯地）＜総合情報室＞

□各報道機関＜総合情報室＞

□その他必要と認められる機関＜総合情報室＞

（地区災害対策本部から連絡）

□所管区域内の市町村＜各地区本部地区情報室＞

□所管区域内に所在する国又は他の防災機関の出先機関又はその事務所のうち必要と認める機関＜各地区本部地区情報室＞

1 活動組織の整備確立方針

災害が発生し又は災害の発生するおそれがある場合に、当該災害の発生を防御し又は災害の拡大を防止するため必要な措置は、それぞれの防災事務又は業務を所掌する防災機関が、その機能のすべてをあげて対処するものであることにかんがみ、それぞれの防災機関においては、当該事務又は業務を的確かつ円滑に実施するための防災活動組織を整備する。

県においては、本計画に定めるほか個別具体的な事項は、「大分県災害対策本部条例(昭和37年大分県条例第41号)」、「大分県災害対策本部規程(昭和37年災害対策本部訓令第1号)」及び「大分県災害対策本部等運営要綱」等により確立する。

防災事務に関し、連絡調整及び各部局所管事務に係る災害情報の収集・通報を処理するため、各所属に防災連絡員を配置する。

なお、災害予防対策及び災害応急対策の円滑な推進を図るための県庁内調整機関を設置する。

2 災害発生時における県の組織体制

知事は、災害が発生し、又は発生することが予想される場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策本部を設置する。なお、災害対策本部の設置前又は設置されない場合には、災害の種類及び規模等に応じ災害警戒本部又は災害対策連絡室を設置するものとする。

(1) 災害対策連絡室

イ 災害対策連絡室

(イ) 設置基準

- a. 県内で海上事故、航空機事故、列車事故及び爆発、火事等を原因とした災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害応急対策を実施する必要があるとき
- b. その他、特に必要と認めるとき

(ロ) 設置場所

県共同庁舎8階 大分県防災センター内

(ハ) 組織・職制

室長	防災危機管理課長
副室長・室員	別に定める職員

(ニ) 処理すべき主な事務

- a. 災害情報の収集及び伝達
- b. 市町村の対処態勢・活動状況の把握
- c. 関係機関等に対する災害対策上の通報

(ホ) 解散基準

- a. 災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき
- b. 被害状況等により準備体制を継続する必要がないと認めるとき

(へ) その他

各部局長は、災害の状況に応じて別途職員を配置し、災害応急対策を行うものとする。

ロ 地区災害対策連絡室

(イ) 主な設置基準

- a. 当該振興局の管内で海上事故、航空機事故、列車事故及び爆発、火事等を原因とした災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害応急対策を実施する必要があるとき
- b. その他、特に必要と認めるとき

(ロ) 設置場所

振興局内

(ハ) 組織・職制

地区室長	振興局長
地区副室長・地区室員	別に定める地方機関の職員

(ニ) 処理すべき主な事務

- a. 地区内の災害情報の収集及び伝達
- b. 地区内の地方機関の対処態勢・活動状況の把握
- c. 災害対策連絡室との連絡調整

(ホ) 解散基準

- a. 地区災害警戒本部又は地区災害対策本部が設置されたとき
- b. 被害状況等により準備体制を継続する必要がないと認めるとき

(へ) その他

地方機関の長は、災害の状況に応じて別途職員を配置し、災害応急対策を行うものとする。

(2) 災害警戒本部

イ 災害警戒本部

(イ) 主な設置基準

- a. 県内で海上事故、航空機事故、列車事故及び爆発、火事等を原因とした相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき

b. その他、特に必要と認めるとき

(ロ) 設置場所

県共同庁舎8階 大分県防災センター内

(ハ) 組織・職制

本部長	生活環境部長
副本部長	生活環境部危機管理監

(ニ) 処理すべき主な事務

- a. 災害情報の収集及び伝達
- b. 市町村の対処態勢・活動状況の把握
- c. 関係機関等に対する災害対策上の通報
- d. 関係部局の初動措置等の総合調整

(ホ) 廃止基準

- a. 災害対策本部又は災害対策連絡室が設置されたとき
- b. 被害状況等により警戒体制を継続する必要があると認めるとき

(ヘ) その他

- a. 災害に関する情報を一元的に掌握し、災害応急対策を円滑に処理するため情報室を設置する。

室長	防災危機管理課長
副室長・室員	別に定める職員

- b. 各部局長は、災害の状況に応じて別途職員を配置し、災害応急対策を行うものとする。

ロ 地区災害警戒本部

(イ) 主な設置基準

- a. 当該振興局の管内で海上事故、航空機事故、列車事故及び爆発、火事等を原因とした相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき
- b. その他、特に必要と認めるとき

(ロ) 設置場所

振興局内

(ハ) 組織・職制

地区本部長	振興局長
地区副本部長	振興局次長

(ニ) 処理すべき主な事務

- a. 地区内の災害情報の収集及び伝達
- b. 地区内の地方機関の対処態勢・活動状況の把握
- c. 関係地方機関の初動措置等の総合調整
- d. 災害警戒本部との連絡調整

(ホ) 廃止基準

- a. 地区災害対策本部又は地区災害対策連絡室が設置されたとき
- b. 被害状況等により警戒体制を継続する必要がないと認めるとき

(ヘ) その他

- a. 災害に関する情報等を一元的に掌握し、災害応急対策を円滑に処理するため地区情報室を設置する。

地区室長	振興局長
地区副室長・地区室員	別に定める地方機関の職員

- b. 地方機関の長は、災害の状況に応じて別途職員を配置し、災害応急対策を行うものとする。

(3) 災害対策本部

イ 災害対策本部

(イ) 主な設置基準

- a. 県内で海上事故、航空機事故、列車事故及び爆発、火事等を原因とした大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、総合的な災害応急対策を実施する必要があるとき
- b. その他、特に必要と認めるとき

(ロ) 設置場所

県共同庁舎8階 大分県防災センター内

ただし、防災センターが被災し使用できない場合は、県庁舎等に設置するものとする。

(ハ) 組織・職制

本部長	知事
副本部長	副知事、警察本部長
本部員	知事部局の部局長、企業局長、病院事業管理者、教育長、警察本部長、危機管理監

- a. 災害応急対策の基本方針その他の重要な事項を協議するため、本部長、副本部長及び本部員を構成員とする本部会議を設置する。
- b. 本部会議の事務処理及び災害に関する情報を一元的に掌握し、災害応急対策を円滑に処理するため総合情報室を設置する。

室長	防災危機管理課長
室員	別に定める職員

- c. 物資の供給若しくはあつせん、又は災害時のボランティア活動に関する災害応急対策を円滑に処理するため、必要に応じて被災者支援室（物資供給調整班又はボランティア支援班）を設置する。

室長	福祉保健企画課員
室員	別に定める職員

- d. 各種の災害応急対策の実施及び災害情報の収集等を遂行するため、部及び班を設置する。

部長	知事部局の部局長、企業局長、病院事業管理者、教育長、警察本部長
副部長	部局の審議監等
班長・副班長・班員	別に定める職員

(ニ) 処理すべき主な事項

- a. 本部会議の協議事項
- ・災害応急対策の重点項目の決定
 - ・災害応急対策の進捗状況

- ・自衛隊の災害派遣
 - ・広域応援要請
 - ・報道機関を通じた広報
 - ・その他災害対策本部長が必要と認める事項
- b. 総合情報室の処理事務
- ・本部会議の事務
 - ・災害情報の一元的な管理
 - ・部をまたがる重要事項の連絡調整
 - ・広報事項の整理
 - ・防災会議、指定地方行政機関等との連絡
 - ・その他必要な事項
- c. 被災者支援室の処理事務
- (a) 物資供給調整班の処理事務
- ・市町村等からの所要品目・量等の把握
 - ・物資供給計画の作成
 - ・物資供給の進行管理
- (b) ボランティア支援班の処理事務
- ・ボランティア活動に関する総合調整及びボランティア活動への支援
- d. 部

部の名称	分掌事務
総務対策部	1. 職員の災害派遣に関する事項 2. 災害対策予算に関する事項 3. 被災職員に対する援助に関する事項 4. その他総務部の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項
企画振興対策部	1. 外国人に対する支援に関する事項 2. その他企画振興部の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項
福祉保健対策部	1. 災害救助に関する事項 2. 義援金及び見舞金の配分並びに義援物資及び見舞物資の受付、保管、配分及び輸送に関する事項 3. 災害救助法の規定による緊急輸送に関する事項 4. 医療及び防疫に関する事項 5. その他福祉保健部の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項

事故等災害対策編 第3部 共通する災害応急対策計画

生活環境対策部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生活関連物資の調査及び監視に関する事項 2. 飲料水の供給の指導及び連絡調整に関する事項 3. 防災ヘリコプターの運航に関する事項 4. 自衛隊の災害派遣に関する事項 5. その他生活環境部の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項
商工労働対策部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災中小企業者に対する融資のあつせんに関する事項 2. 応急用・復旧用物資等の確保供給の協力に関する事項 3. 労働力の確保及び供給に関する事項 4. その他商工労働部の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項
農林水産対策部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 応急食糧の確保及び配給に関する事項 2. 農産物及び畜産物に対する応急措置に関する事項 3. 農地及び農業用施設の応急復旧に関する事項 4. 応急木材の確保、供給及びあつせんに関する事項 5. 林産物及び水産物に対する応急措置に関する事項 6. 林道、林地及び治山関係施設の応急復旧に関する事項 7. 漁港その他の水産関係施設の応急復旧に関する事項 8. その他農林水産部の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項
土木建築対策部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土木関係施設等の応急復旧に関する事項 2. その他土木建築部の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項
国民体育大会・障害者スポーツ大会対策部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国民体育大会・障害者スポーツ大会局の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項
会計管理対策部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 義援金及び見舞金の受付、保管及び出納に関する事項 2. 庁舎の防護に関する事項 3. 庁用自動車の管理に関する事項 4. その他会計管理局の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項
企業対策部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 企業局の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項
病院対策部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 病院局の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項
文教対策部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 公立学校の児童及び生徒の応急の教育に関する事項 2. 公立学校の施設及び設備の応急復旧に関する事項

	3. その他教育庁の所掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項
警備対策部	1. 生命、身体及び財産の保護に関する事項 2. 犯罪の予防及び捜査並びに犯人の逮捕に関する事項 3. 交通の指導及び取締り並びに緊急輸送の確保に関する事項 4. その他警察本部の所掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項

(ホ) 災害対策本部設置の通知

災害対策本部を設置したときは、大分県防災会議委員、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他防災関係機関に通知する。

(ヘ) 解散基準

被害状況等により本部による災害対応を継続する必要がないと災害対策本部長が認めるとき

(ト) その他

部局長は、各部局の体制及び要員等について定めるものとする。

ロ 地区災害対策本部

(イ) 設置基準

災害対策本部が設置されたとき。ただし、災害対策本部長の指定する地区災害対策本部のみ置くことができる。

(ロ) 設置場所

振興局内

(ハ) 組織・職制

地区本部長	振興局長
地区副本部長	県民保健福祉センター所長、保健所長、土木事務所長、教育事務所長、警察署長
地区本部員	地方機関の長

a. 災害に関する情報等を一元的に掌握し、災害応急対策を円滑に処理するための地区情報室を設置する。

地区室長	振興局次長
地区副室長・地区室員	別に定める地方機関の職員

b. 地区災害対策本部に地区本部会議及び地区対策部を設置することができる。

(二) 処理すべき主な事項

- a. 地区内の災害情報の収集及び伝達
- b. 地区内の災害の発生の防止及び被害の拡大の防止
- c. 地区内の災害応急対策の重点項目
- d. 地区内の災害応急対策の進捗状況
- e. 地区内の被災市町村の支援
- f. 災害対策本部との連絡調整
- g. その他必要な事項

(ホ) 解散基準

災害対策本部が解散したとき。

(ヘ) その他

地方機関の長は、災害の状況に応じて別途職員を配置し、災害応急対策を行うものとする。

ハ 現地災害対策本部

(イ) 設置目的

激甚な災害が発生した場合、災害現地において、災害対策本部の事務の一部である災害関係情報の迅速な収集・伝達、被災地の実情を踏まえた対策を行う。

(ロ) 組織・職制

現地本部長	副知事、本部員（警察本部長を除く。）及び副部長のうちから本部長が指名
現地副本部長	地区本部長及び地区副本部長のうちから本部長が指名
現地本部員	関係部の要員及び関係地区の地区本部員のうちから本部長が指名

(ハ) 処理すべき主な事務

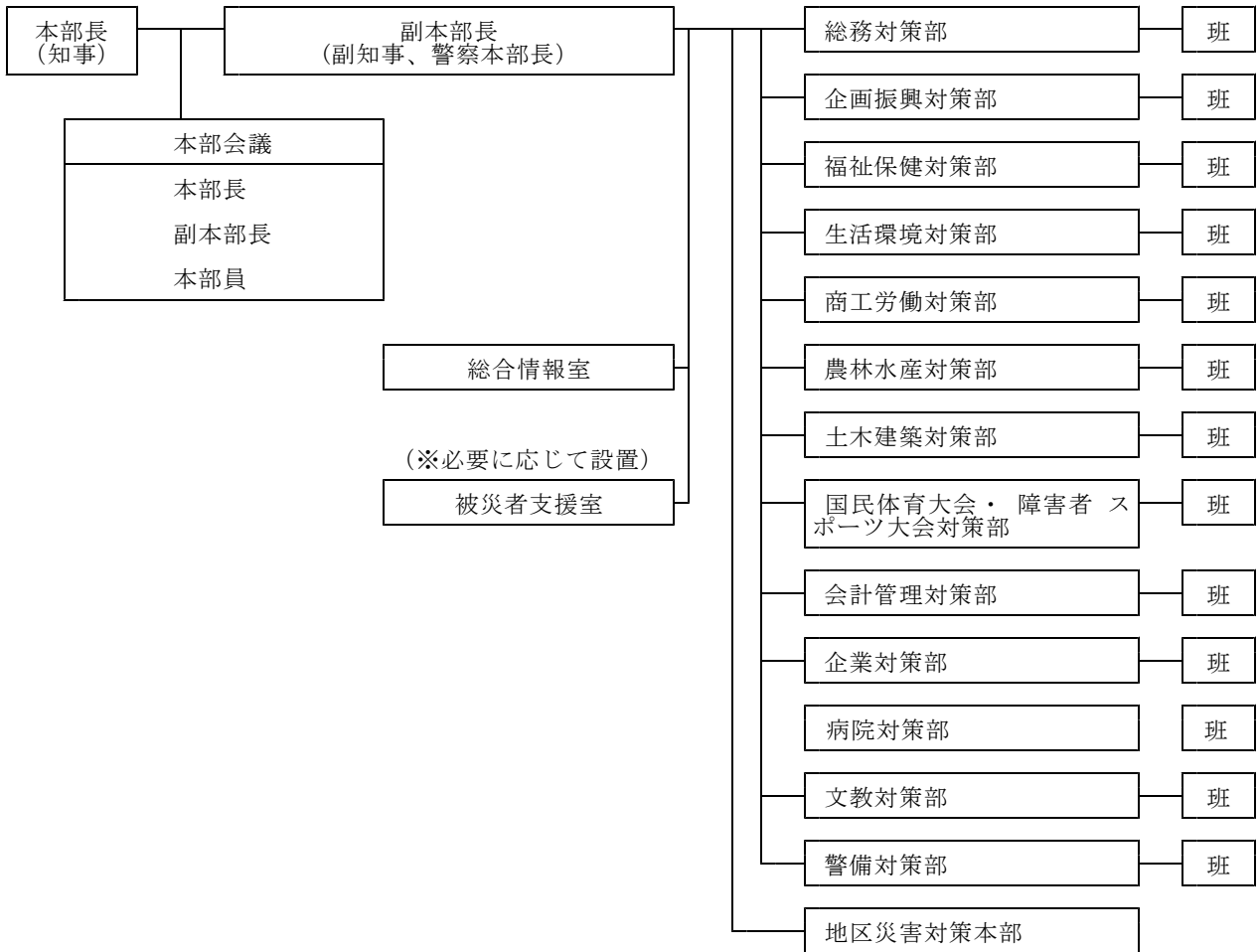
- a. 県が実施すべき災害応急対策の優先項目の決定に関する事項
- b. 市町村が実施すべき災害応急対策の指導方針の決定及び指示に関する事項
- c. 市長村及び防災関係機関等から県に対する災害応急対策の要望等の処理に関する事項
- d. 効果的な地区本部組織の変更決定及び他県等からの応援要員の指揮に関する事項

- e. その他災害応急対策に関し、緊急に処理すべき事案の処理方針の決定に関する事項
- f. 本部への連絡、報告等に関する事項

(4) その他

- イ 災害対策本部にあつては、地区災害対策本部又は市町村の行う災害応急対策を支援する職員の派遣について検討するとともに、地区災害対策本部にあつては、市町村の行う災害応急対策を支援する職員の派遣について検討する。
- ロ 被災者の救出・救助等の災害応急対策を迅速かつ適切に実施できるよう、被災現地における防災関係機関の連絡調整を図る組織について検討する。

大分県災害対策本部組織図

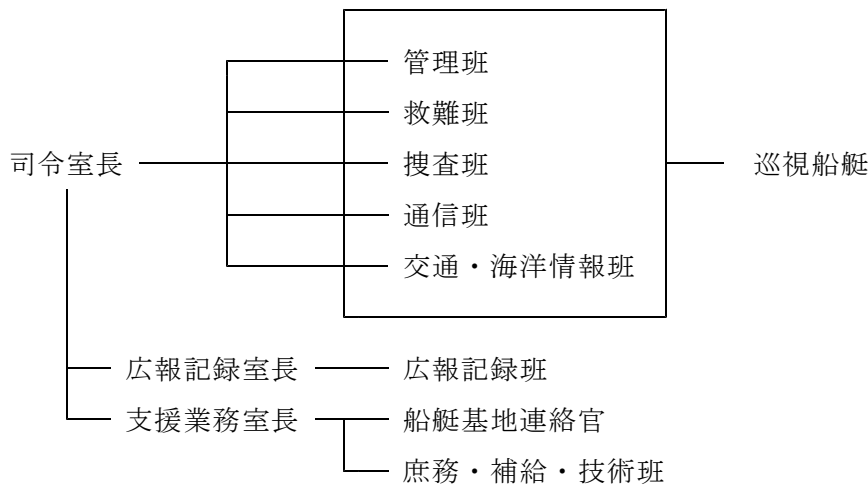


3 大分県警察災害警備本部

- (1) 県下に警戒体制又は、非常体制が発令された場合、必要に応じて県共同庁舎11階総合指揮所に設置する。
- (2) 組織系統
災害警備本部 → 警察署災害警備本部
- (3) 災害対策本部との関係
大分県災害対策本部が設置された場合、警備対策部の事務は、県災害警備本部が処理するものとする。

4 大分海上保安部災害対策組織

- (1) 名称
大分海上保安部災害対策本部
- (2) 設置基準
海上における大規模な事故発生の場合に設置する。
- (3) 組織

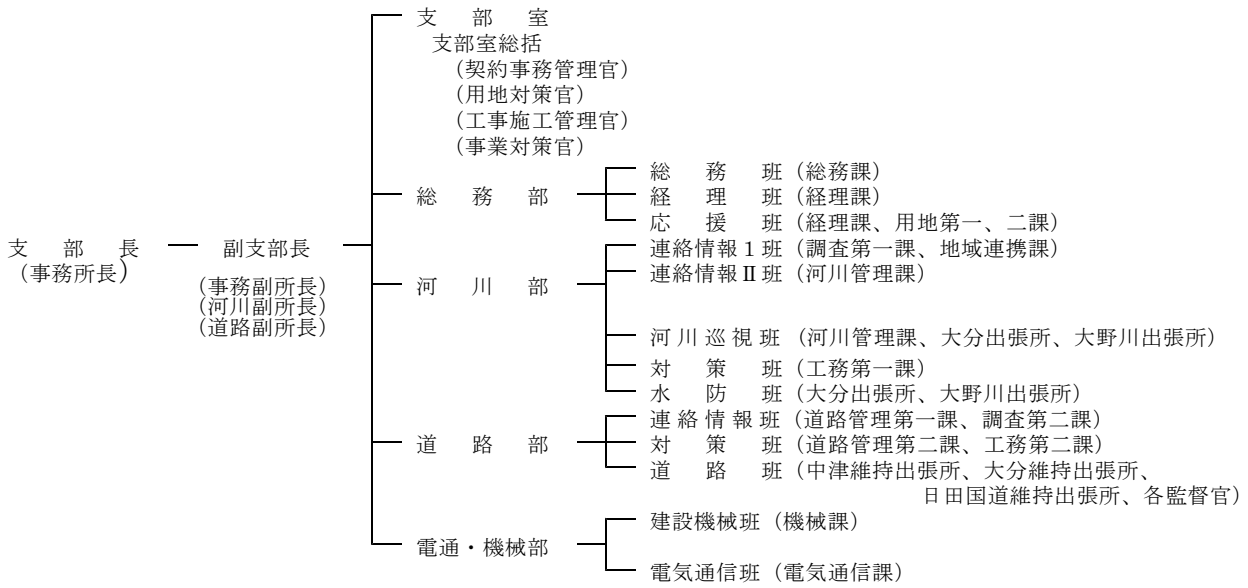


- (4) 設置場所
大分海上保安部内

5 九州地方整備局関係災害対策組織

- (1) 九州地方整備局大分河川国道事務所災害対策支部
 - イ 設置の基準
災害が発生したとき又は予想されるとき

ロ 組織(カッコ内は係名を示す)



ハ 設置場所

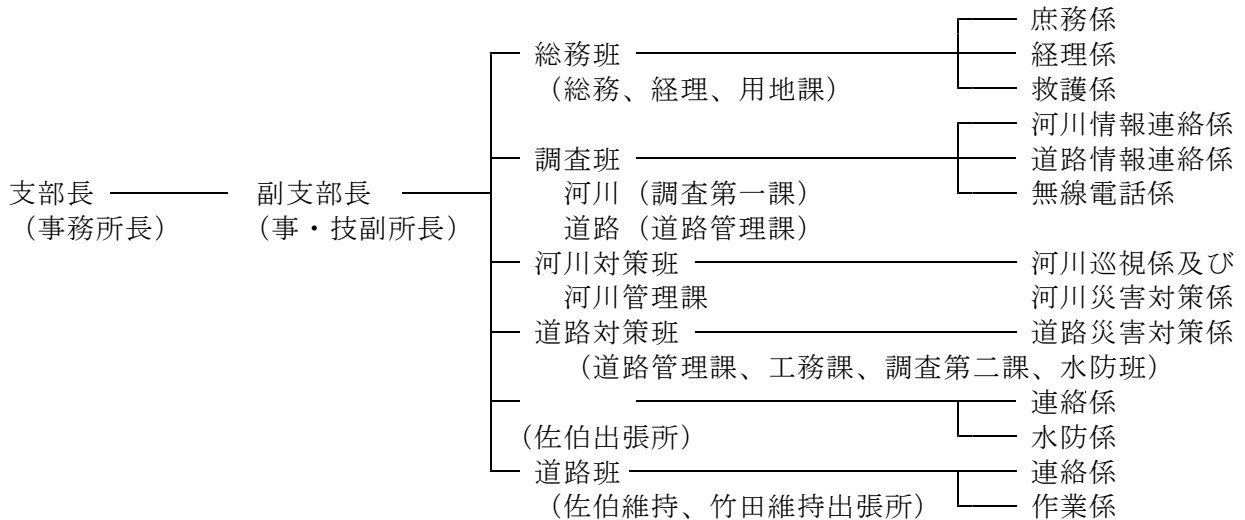
九州地方整備局大分河川国道事務所内

(2) 九州地方整備局佐伯河川国道事務所災害対策支部

イ 設置の基準

災害が発生したとき又は予想されるとき

ロ 組織



ハ 設置場所

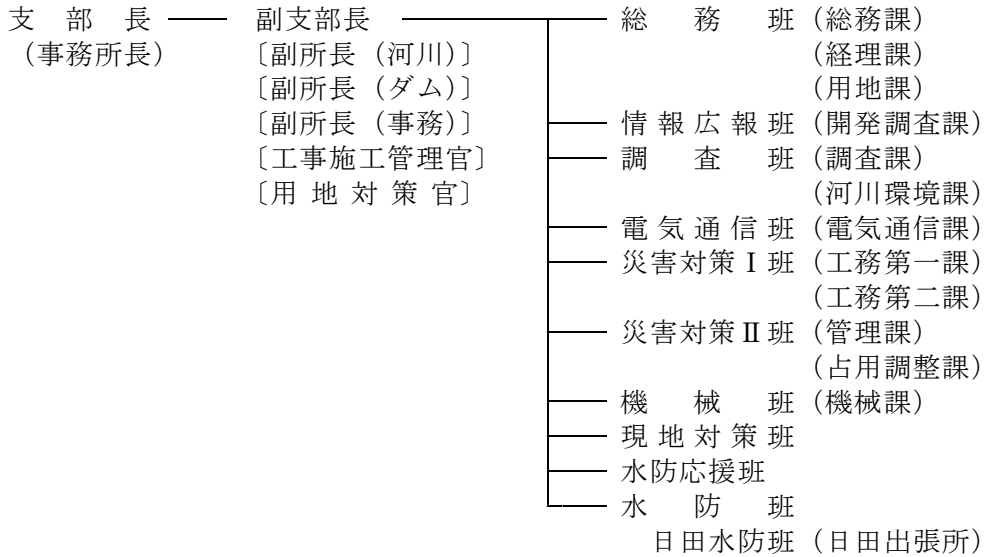
国土交通省九州地方整備局佐伯河川国道事務所内

(3) 九州地方整備局筑後川河川事務所災害対策支部日田水防班

イ 設置の基準

災害が発生したとき又は予想されるとき

ロ 組織



ハ 設置場所

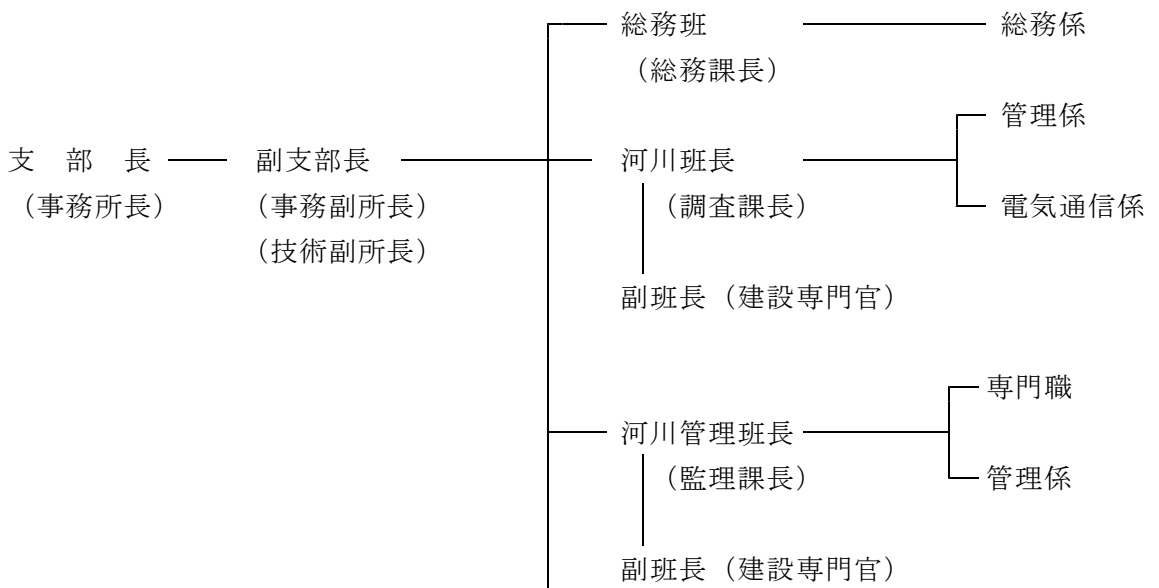
九州地方整備局筑後川河川事務所日田出張所内

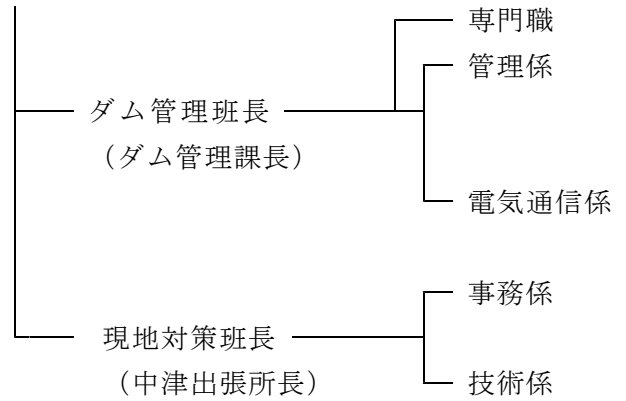
(4) 九州地方整備局山国川河川事務所災害対策支部

イ 設置の基準

災害が発生したとき又は予想されるとき

ロ 組織





ハ 設置場所

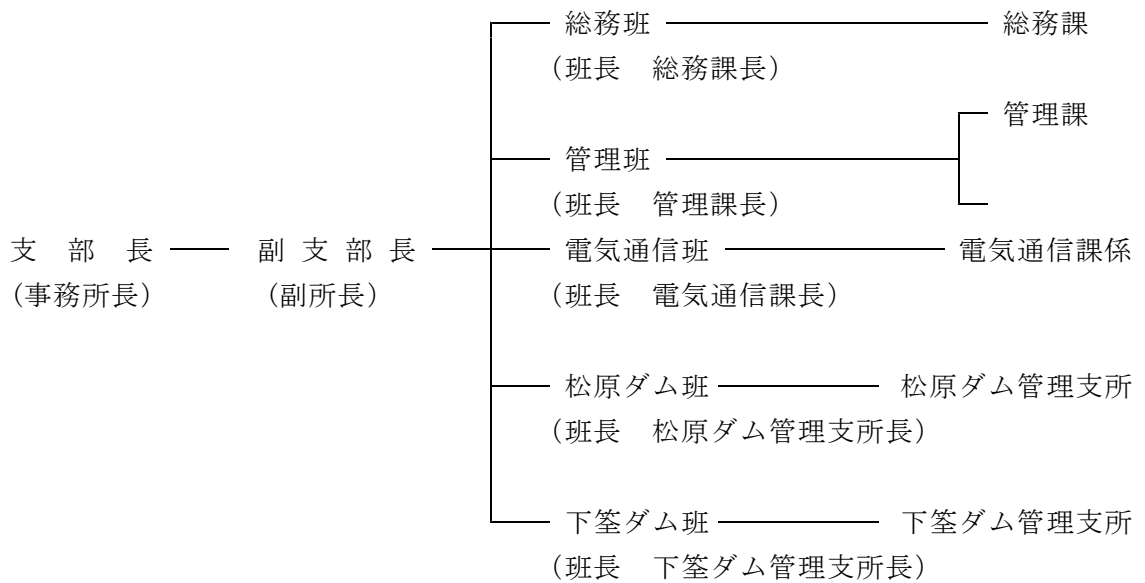
九州地方整備局山国川河川事務所内

(5) 九州地方整備局筑後川ダム統合管理事務所災害対策支部

イ 設置の基準

災害が発生したとき又は予想されるとき

ロ 組織



ハ 設置場所

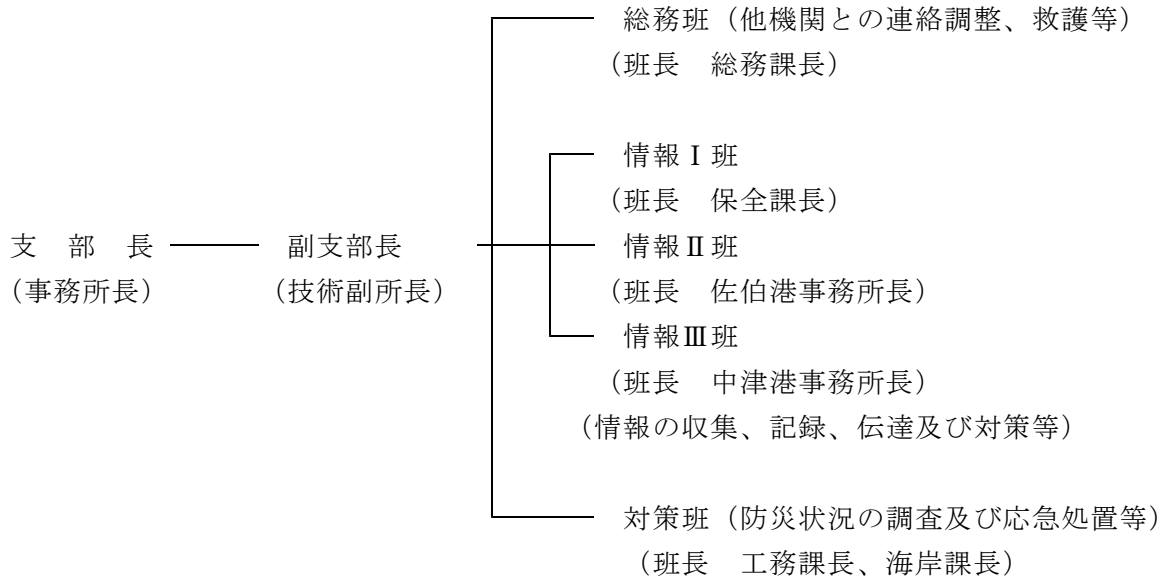
九州地方整備局筑後川ダム統合管理事務所内

(6) 九州地方整備局別府港湾・空港整備事務所災害対策支部

イ 設置の規準

災害が発生したとき又は予想されるとき

ロ 組織



ハ 設置場所

九州地方整備局別府港湾・空港整備事務所内

6 九州農政局大分農政事務所災害対策組織

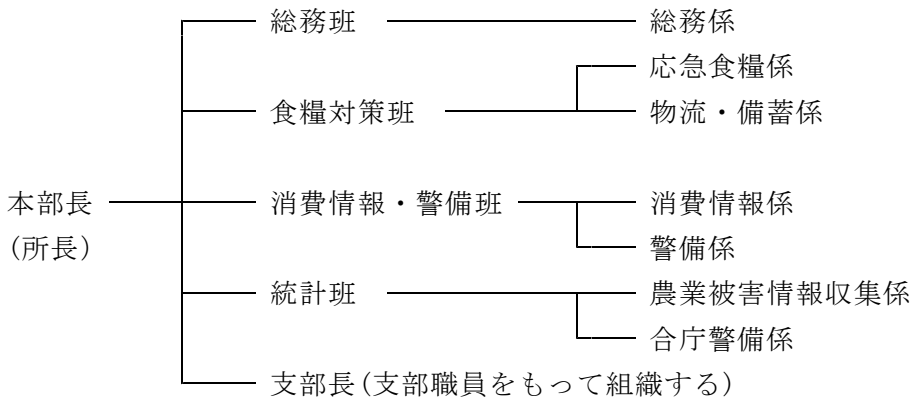
(1) 名称

九州農政局大分農政事務所災害対策本部

(2) 設置の基準

事故等災害による甚大な被害が発生したとき又はその発生が予想されるとき。

(3) 組織



(4) 設置場所

九州農政局大分農政事務所内

(5) その他必要な事項は、内部規程の定めるところによるものとする。

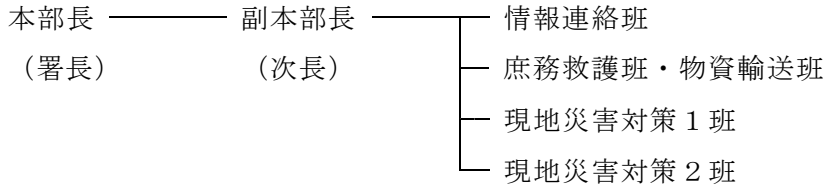
7 九州森林管理局関係災害対策組織

(1) 大分森林管理署災害対策本部

イ 設置の基準

事故等災害の発生したとき。

ロ 組織

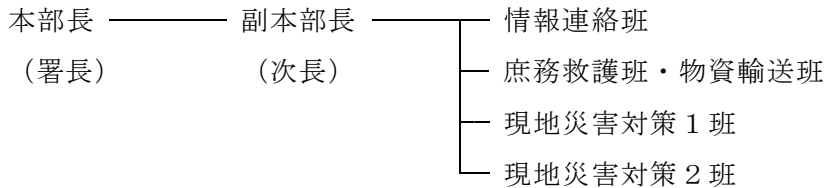


(2) 大分西部森林管理署災害対策本部

イ 設置の基準

事故等災害の発生したとき。

ロ 組織



(3) 設置場所

各森林管理署内

(4) その他必要な事項は、内部規程の定めるところによるものとする。

8 九州財務局大分財務事務所災害対策組織

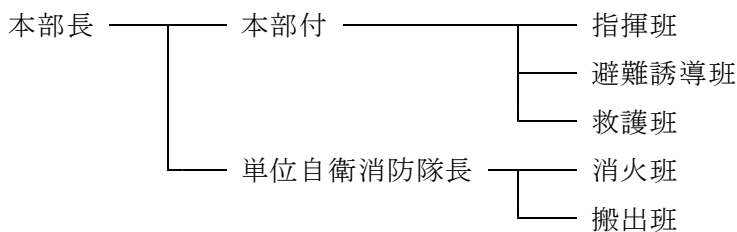
(1) 名称

九州財務局大分財務事務所防災防備対策本部

(2) 設置の基準

事故等災害が発生したとき

(3) 組織



(4) 設置場所

大分財務事務所内

(5) その他必要な事項は、内部規程の定めるところによるものとする。

9 日本赤十字社大分県支部災害対策組織

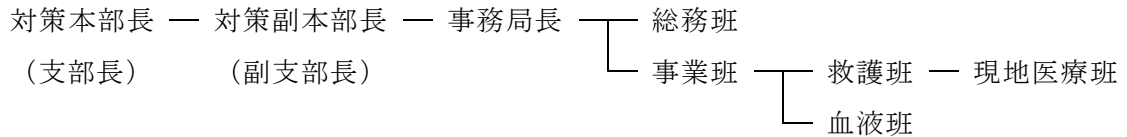
(1) 名称

日本赤十字社大分県支部災害救護実施対策本部

(2) 設置の基準

事故等による非常災害が発生したとき。

(3) 組織



(4) 設置場所

日本赤十字社大分県支部内

(5) その他必要な事項は、内部規程の定めるところによるものとする。

10 九州旅客鉄道(株)大分支社災害対策組織

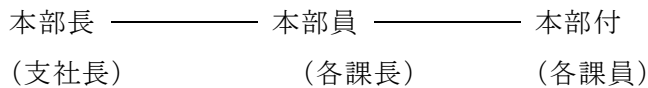
(1) 名称

大分支社災害対策本部

(2) 設置の基準

災害を防止し、又は迅速な発災時の災害復旧を図るため、必要により災害対策本部を設ける。

(3) 組織



(4) 設置場所

大分支社内

(5) その他必要な事項は、内部規程の定めるところによるものとする。

1.1 西日本電信電話（株）大分支店災害対策組織

(1) 名称

西日本電信電話（株）大分支店災害対策本部

(2) 設置の基準

災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(3) 組織

本部長 ————— 副本部長 ————— 各班
(大分支店長) (ネオメイト大分支店長) (NTTグループ)

(4) 設置場所

西日本電信電話（株）大分支店内

(5) その他必要な事項は、内部規程の定めるところによるものとする。

1.2 KDDI株式会社 九州総支社災害対策組織

(1) 名称

KDDI株式会社 九州総支社災害対策本部

(2) 設置基準

災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(3) 組織

本部長 —— 副本部長 —— 各班
(支社長) (支店長) (部長等)

(4) 設置場所

KDDI株式会社 九州総支社内

(5) その他必要な事項は、内部規定の定めるところによるものとする。

1.3 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州大分支店災害対策組織

(1) 名称

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州大分支店

(2) 設置の基準

災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(3) 組織

本部長 —— 副本部長 —— 各班
 (支社長) (支店長) (部長等)

1.4 日本放送協会大分放送局災害対策組織

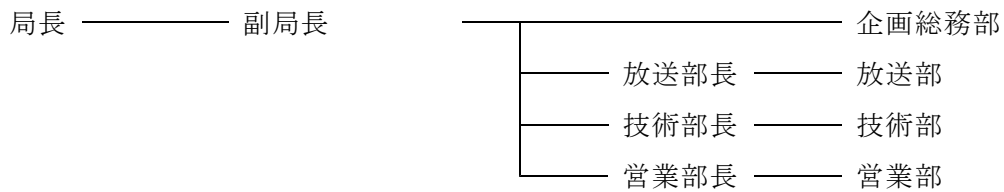
(1) 名称

大分放送局災害対策本部

(2) 設置の基準

事故等災害が発生し、又は発生しようとするとき。

(3) 組織



(4) 設置場所

日本放送協会大分放送局放送部

(5) その他必要な事項は、内部規程の定めるところによるものとする。

1.5 九州電力(株)大分支店非常災害対策組織

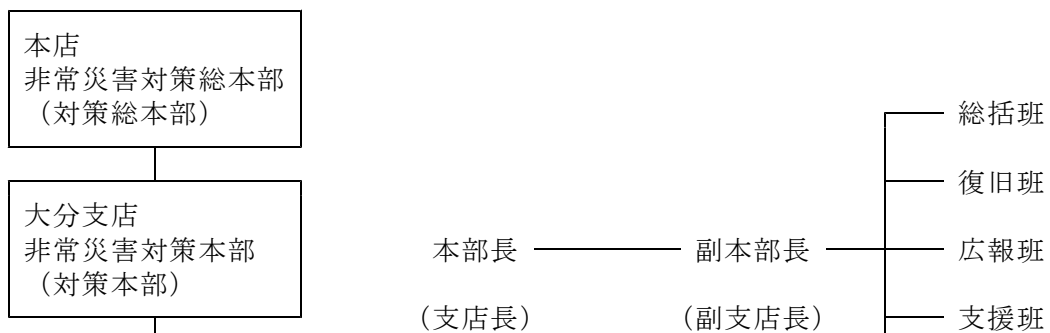
(1) 名称

大分支店非常災害対策本部

(2) 設置の基準

事故等により災害が発生し、又は発生が予想される時。

(3) 組織



各営業所、電力所等
非常災害対策部
(対策部)

予備班

(4) 設置場所

九州電力(株)大分支店内

(5) その他必要な事項は、内部規程の定めるところによるものとする。

1.6 市町村の災害対策組織

市町村における災害対策組織は、市町村地域防災計画に定めるところによるが、特に災害に関する情報の収集体制の確立と被害状況調査の専門組織を設けるものとする。

1.7 その他の機関の災害対策組織

その他の防災機関においても、それぞれの災害時の防災業務推進のために必要な組織を確立し、県及び市町村その他の関係機関の災害対策組織と緊密な連携のもとに所掌の防災活動を行うものとする。

第2節 動員配備計画

災害時において、防災機関が災害を防御し、又はその拡大を防止するために必要な職員の動員配備は、この計画に定めるところによって実施するものとする。

＜ ＞内は主管課等

○県職員の参集

□県災害対策本部

- * 参集場所：第1順位 所属
- 第2順位 自己の業務に関する最寄りの県の機関
- 第3順位 最寄りの振興局
- 第4順位 最寄りの県の機関

(総合情報室要員は、総合情報室設置予定地へ)

□地区災害対策本部

- * 参集場所：第1順位 所属
- 第2順位 自己の業務に関する最寄りの県の機関
(県庁を含む)
- 第3順位 最寄りの振興局
- 第4順位 最寄りの県の機関

(地区情報室要員は、地区情報室設置予定地へ)

○参集した職員の動員配備<総合情報室>

- * 県庁機能全壊(参集職員3割以下)：登庁した職員で緊急活動班を編成
- * 県庁一部損壊(参集職員5割程度)：各部に責任者及び連絡員配置
その他の職員で臨時活動班を編成
- * 県庁機能支障なし(参集職員7割以上)：必要に応じて要員不足の部へ応援

1 動員配備体制の確立

災害を防御し、又はその拡大を防止するために必要な職員の動員配備は、あらかじめそれぞれの防災機関において、必要な手続き及び方法を確立しておくものとし、その実施に当たっては、特に勤務時間外における動員の順序方法を重点的に定めるものとする。

2 県の動員配備体制

(1) 職員等の動員順序

イ 準備体制

- (イ) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、主として災害に関する情報の収集・伝達等を実施する。
- (ロ) 災害対策連絡室及び地区災害対策連絡室の要員として指名された職員を動員する。
- (ハ) 要員の確保は次の方法による。
 - a. 随時呼び出しにより要員を確保する。
 - b. 勤務時間中は、庁内放送及び庁内電話を利用する。

ロ 警戒体制

- (イ) 準備体制を強化し、速やかに本部の設置に移行できるようにする。
- (ロ) 災害警戒本部情報室及び地区情報室の要員として指名された職員を動員する。
- (ハ) 要員の確保は次の方法による。
 - a. 随時呼び出しにより要員を確保する。
 - b. 勤務時間中は、庁内放送及び庁内電話を利用する。

ハ 非常体制

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、災害に関する情報の収集・伝達、災害予防又は災害応急対策を実施する。災害の拡大に応じて、次の体制とする。

(イ) 第1次配備体制

- ①災害に関する情報の収集及び伝達、特に緊急を要する災害予防又は災害応急対策を実施する。
- ②第1次配備は、災害対策本部第1次体制の人員（おおむね2割程度の職員；各部局で定める）及び地区災害対策本部第1次体制の人員とする。
- ③要員の確保は次の方法による
 - a. 随時呼び出しにより要員を確保する。
 - b. 勤務時間中は、庁内放送及び庁内電話を利用する。

(ロ) 第2次配備体制

- a. 災害の拡大に応じて第1次配備体制を強化し、災害の経過に応じて集中的・総合的な災害応急対策を実施する。
- b. 第2次配備は、災害対策本部第2次体制の人員（おおむね5割程度の職員；各部局で定める）及び地区災害対策本部第2次体制の人員とする。
- c. 要員の確保は、第1次配備体制と同様とする。

(ハ) 第3次配備体制

- a. 第2次配備体制を強化し、強力・総合的な災害応急対策を実施する。

- b. 第3次配備は、県職員全員を動員する。
- c. 要員の確保は、第1次配備体制及び第2次配備体制と同様とする。

(2) 動員配備方針

県職員は、配備基準に該当する災害等が発生した場合、動員・配備の指令により、以下により直ちに配備体制につく（夜間、休日等の時間外を含む）。なお、配備体制の変更等の場合、必要に応じて（4）に示す動員系統により動員配備に関する指示を行うほか、全職員体制の場合には参集判断を助けるため報道機関へ動員体制に関する放送を依頼する。

イ 準備体制の場合

- (イ) 災害対策連絡室の要員として指名された職員
 - a. 災害対策連絡室設置場所に参集する。
- (ロ) 地区災害対策連絡室の要員として指名された職員
 - a. 振興局を置く市域内にある地方機関の要員は地区災害対策連絡室設置場所に、振興局を置く市域外にある地方機関の要員は各所属に参集する。
- (ハ) その他の職員
 - a. 各部の要員は各所属に参集する。
 - b. その他の職員は、動員配備に関する指示に留意しながら待機する。

ロ 警戒体制の場合

- (イ) 災害警戒本部情報室の要員として指名された職員
 - a. 災害警戒本部情報室設置場所に参集する。
- (ロ) 地区災害警戒本部情報室の要員として指名された人員
 - a. 振興局を置く市域内にある地方機関の要員は地区災害警戒本部連絡室設置場所に、振興局を置く市域外にある地方機関の要員は各所属に参集する。
- (ハ) その他の職員
 - a. 各部の要員は、各所属に参集する。
 - b. その他の職員は、動員配備に関する指示に留意しながら待機する。

ハ 非常体制の場合

① 第1次配備体制の場合

- (イ) 災害対策本部第1次配備体制の人員
 - a. 総合情報室の要員は、総合情報室設置場所に参集する。
 - b. 各部の要員は、各所属に参集する。
- (ロ) 地区災害対策本部第1次配備体制の人員
 - a. 地区情報室の要員のうち、振興局を置く市域内にある地方機関の要員は地区情報室設置場所に、振興局を置く市域外にある地方機関の要員は各所属に参集する。

b. その他の職員は、各所属に参集する。

(ハ) その他の職員

動員配備に関する指示に留意しながら待機する。

② 第2次配備体制の場合

(イ) 災害対策本部第2次配備体制の人員

a. 総合情報室の要員は、総合情報室設置場所に参集する。

b. 各部の要員は、各所属に参集する。

(ロ) 地区災害対策本部第2次配備体制の人員

a. 地区情報室の要員のうち、振興局を置く市域内にある地方機関の要員は地区情報室設置場所に、振興局を置く市域外にある地方機関の要員は各所属に参集する。

b. その他の要員は、各所属に参集する。

(ハ) その他の職員

動員配備に関する指示に留意しながら待機する。

③ 第3次配備の場合

(イ) 災害対策本部第3次体制の人員

a. 総合情報室の要員は、総合情報室設置場所に参集する。

b. その他の全職員は、各所属に参集する。

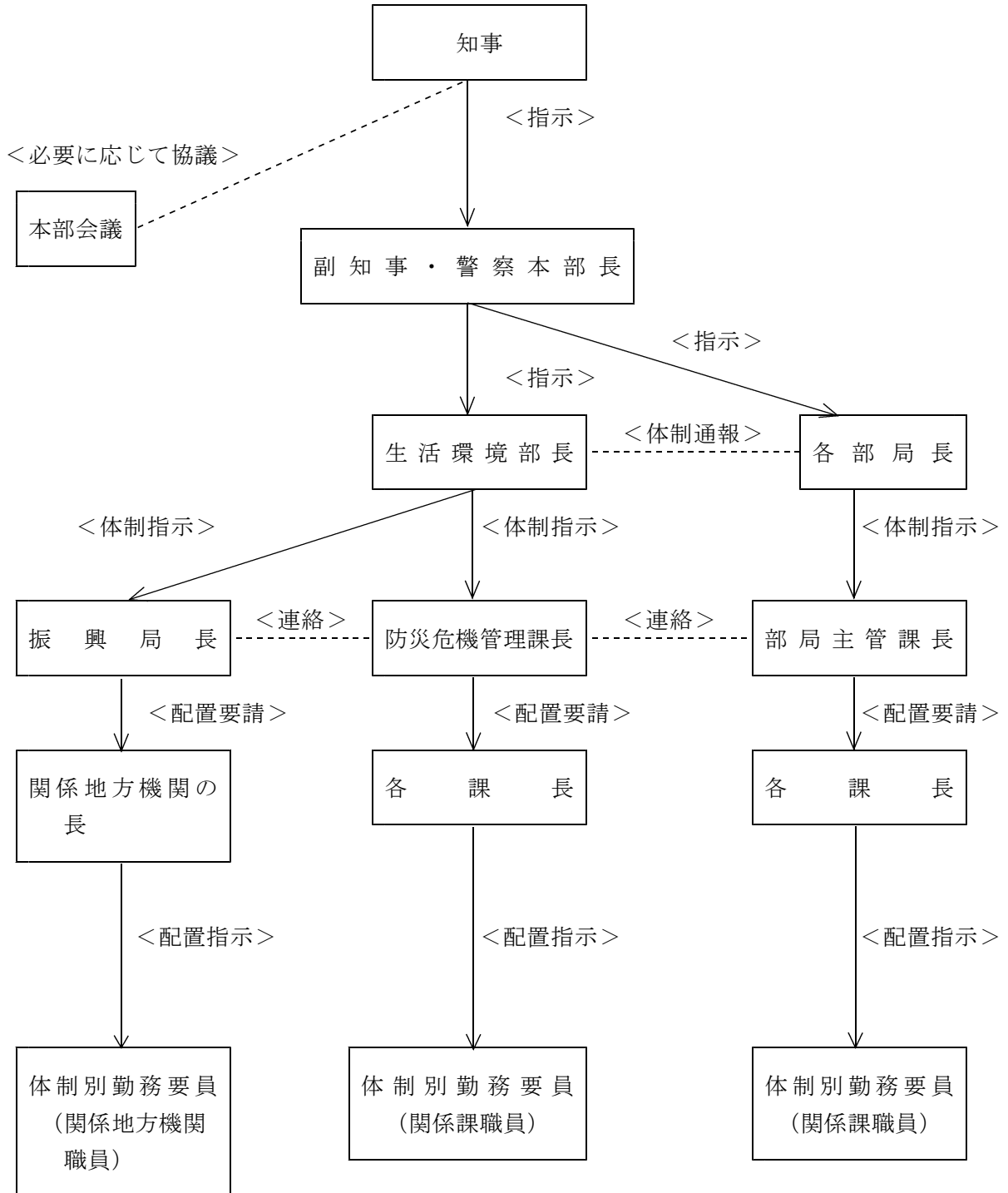
(ロ) 地区災害対策本部第3次体制の人員

a. 地区情報室の要員のうち、振興局を置く市域内にある地方機関の要員は地区情報室設置場所に、振興局を置く市域外にある地方機関の要員は各所属に参集する。

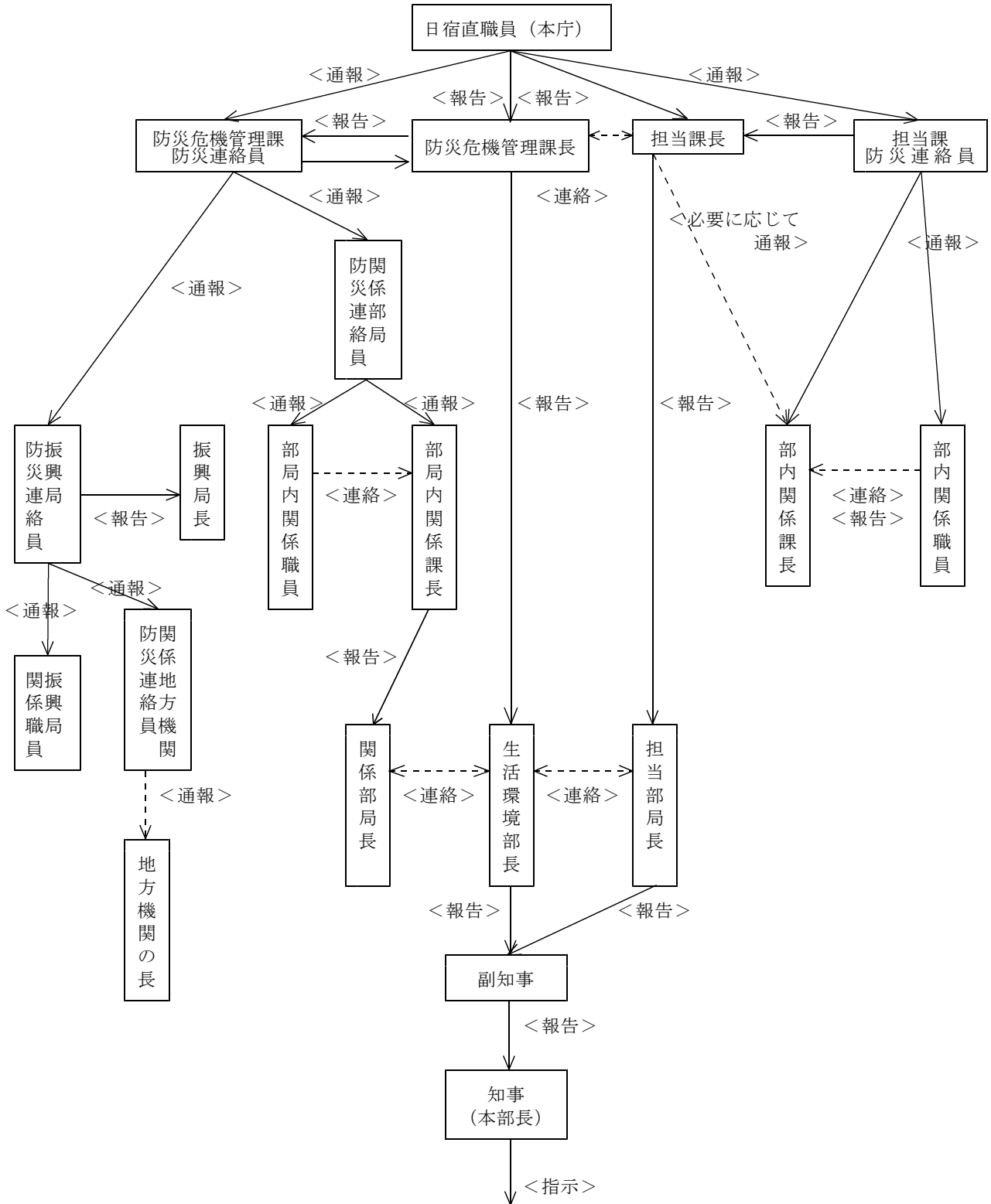
b. その他の全職員は、各所属に参集する。

(3) 職員等の動員系統

イ 通常の勤務時間



□ 勤務時間外



以下の必要な配置等は、(4)イに示す勤務時間内の動員系統と同様とする

(4) 時間外の参集に当たっての留意事項

イ 災害の状況により所属に参集できないときの対応

災害の状況により所属に参集できない場合は、次に掲げる県の機関へ参集し、当該機関の長、又は当該機関の長が指定する職員の指揮下に入り、その指示に従う。

(イ) 本庁職員

- ・第2の参集場所：自己の業務に関連する最寄りの県の機関
- ・第3の参集場所：最寄りの振興局
- ・第4の参集場所：最寄りの県の機関

(ロ) 地方機関職員

- ・第2の参集場所：自己の業務に関連する最寄りの県の機関（県庁を含む。）
- ・第3の参集場所：最寄りの振興局
- ・第4の参集場所：最寄りの県の機関

(5) 参集状況に応じた災害対策本部要員の配備方針

本部の要員が不足した場合については、それぞれの分掌業務に拘束されない柔軟で実効性のある応急対策活動を確保するため、参集の状況に応じて、次の基準により要員の配置転換等を行う。

また、地区災害対策本部についても同様とする。

イ 参集職員3割以下

登庁した職員が順次、緊急活動班を組織していき、直ちに本部会議の決定に従い、応急対策活動にあたる（「第3章生命・財産への被害を最小限とするための活動」を最優先とする）。

ロ 参集職員5割程度

各部に責任者及び必要最小限の連絡員を配置し、その他の職員は臨時活動班を新たに組織して、本部会議の決定に従い応急対策活動にあたる（「第3章生命・財産への被害を最小限とするための活動」を最優先とする）。

ハ 参集職員概ね7割以上

計画どおり各部は、分掌業務に従って応急対策活動を行う。なお、必要に応じて、要員の不足している部に対して応援要員を出す。

3 大分県警察の警備要員の招集及び参集

警察職員の招集及び参集については、大分県警察災害警備基本計画に定めるところによるものとする。

4 市町村の動員配備体制

市町村における災害対策の動員配備は、市町村地域防災計画に定めるところによるが、特に勤務時間外に発生する災害時の動員配備体制を確立しておかなければならない。

5 その他の機関の動員配備体制

県の機関以外で県内に所在する防災機関は、災害時において必要な職員を動員し、県及び市町村等と相互に協力のうえ総合的な防災の推進を図るものとする。

第3節 通信連絡手段の確保計画

災害時において、防災機関が災害を防御し、又はその拡大を防止するために必要な通信連絡手段の確保については、この計画に定めるところによって実施するものとする。

＜ ＞内は主管課等

○県本庁内の通信連絡手段の確保

□電話の点検・確認＜会計管理局用度管財課＞

□庁内放送設備の点検・確認＜企画振興部広報広聴課、土木建築部施設整備課＞

□電気通信事業者（NTT等）との連絡調整＜会計管理局用度管財課＞

□報道機関との連携対策の確立＜企画振興部広報広聴課＞

□防災行政無線等庁内無線設備の点検・起動＜生活環境部消防保安室＞

* 県庁機能全壊：衛星系移動局を災害対策本部の通信設備として活用

* 県庁機能一部損壊：防災行政無線のほか、防災相互通信用無線などにより、通信手段を確保

* 県庁機能支障なし：防災行政無線のほか、水防無線、消防防災無線、警察無線なども活用

□防災関係機関の保有する通信機能の確認＜生活環境部防災危機管理課＞

○被災地における通信連絡手段の確保

□被災地への防災行政無線の持ち込み＜生活環境部防災危機管理課＞

□孤立防止対策用衛星電話の活用＜生活環境部防災危機管理課＞

○通信連絡手段の確保情報の一元化＜総合情報室＞

□通信連絡手段の確保状況に関する資料作成＜総合情報室＞

1 通信連絡手段確保の基本方針

災害に際し、必要とする通信連絡の方法を確立するため、各々の防災関係機関は、その保有する通信連絡手段の確保に万全を期すとともに、当該機関以外が保有する通信連絡手段を必要に応じて利用できる体制を講じることとする。

2 県における通信連絡手段の確保

災害に際し、県庁における通信連絡手段の確保は次のとおり実施するものとする。

なお、

地区災害対策本部においてもこれに準じた対応をとることとする。

- (1) 電話、庁内放送設備の点検・確認（会計管理局用度管財課、企画振興部広報広聴課、土木建築部施設整備課）
- (2) 電気通信事業者（NTT等）との連絡調整（連絡網の確認、連絡体制の確立・維持）
（会計管理局用度管財課）
- (3) 報道機関との連携体制の確立（企画振興部広報広聴課）
- (4) 防災行政無線等（大分県高度情報ネットワークシステム等）無線設備の点検・起動
（生活環境部消防保安室）

なお、対象となる無線設備は次のとおりである。

- ・ 防災行政無線
- ・ 防災相互通信用無線
- ・ 水防無線
- ・ 消防防災無線

また、県庁（統制局）が被災した場合については、被災の状況に応じて次のような対応をとるものとする。

被災の状況	対応方針
<p>A：県庁機能全壊</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ N T T回線、防災行政無線などの全ての通信システムがダウン。 	<p>統制局が被災して、使用不能になった場合においても、衛星系移動局等は独立して利用できるため、災害対策本部で活用する。</p>
<p>B：県庁機能一部損壊</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ N T T回線等交換機を経由するシステムがダウン。 ・ 防災行政無線専用電話等は使用可能。 	<p>防災行政無線のほか、防災相互通信用無線などにより、通信手段を確保する。</p>
<p>C：県庁機能支障なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての通信システムが利用可能。 	<p>通常の N T T回線については、輻輳等により通話困難になる可能性が高いため、防災行政無線のほか、水防無線、消防防災無線、警察無線なども活用する。</p>

(5) 被災地における通信連絡手段の確保（生活環境部防災危機管理課）

被災地における防災行政無線等が使用不能となった場合には、次のような対応により被災地との通信手段を確保する。

イ 被災地への防災行政無線(移動局)の持ち込み

県災害対策本部要員が防災行政無線（衛星系移動局等）を現地に持ち込み、被害情報の収集(衛星系では画像の伝達も可能)及び市町村災害対策本部との連絡調整を行う。

ロ 孤立防止対策用衛星電話等の無線局の活用

現地に防災行政無線が到着するまでの間、または、道路の寸断等により到着に時間を要する場合においては、県内各地の市町村内に設置されている孤立防止対策用衛星電話等の無線局を活用する。ただし、通信をより確実にするため、ヘリコプター等も活用して、できるだけ早く現地に防災行政無線を持ち込むよう努める。

ハ 振興局等の公用車の活用

地区災害対策本部は無線設備を有する振興局及び土木事務所の公用車も活用して通信手段

を確保する。

(6) 通信連絡手段の確保・情報の一元化

総合情報室は、通信連絡手段の確保状況に関する資料を作成し、必要に応じて各部に配付するとともに、九州総合通信局への連絡に努めるものとする。

3 市町村の通信連絡手段の確立措置

市町村における通信連絡手段の確立措置は、市町村地域防災計画に定めるところによる。特に、市町村の地域内のきめ細かな情報収集・伝達が可能となるよう主要地域等との通信連絡方法を、関係機関の協力も得ながら、次の方法により確立するものとする。

- (1) 市町村防災行政無線による通信連絡
- (2) 地域防災無線による通信連絡
- (3) オフトーク通信による通信連絡
- (4) 防災相互通信用無線局による通信連絡
- (5) ケーブルテレビによる通信連絡

4 防災関係機関の保有する無線施設・設備の利用

防災相互通信用無線局を保有している防災関係機関相互間における情報の収集・伝達は、この無線局を利用して通信の確保を図る。

5 非常通信措置

災害により非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合、有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難なときは、防災関係機関は大分地区非常通信連絡会(大分県消防保安室内)を構成する無線局等に対して非常通信の取扱を依頼し、通信の確保を図ることができる。

(1) 通信の内容

- イ 人命の救助
- ロ 災害の救援
- ハ 交通通信の確保
- ニ 秩序の維持
- ホ その他緊急な事項

(2) 非常通信時の措置

県内に発生した非常災害のため非常通信を実施した場合、大分地区非常通信連絡会は、災害

対策本部と調整を図り、その状況等必要な事項(災害発生場所及び取扱無線局名等)を NHK 大分放送局、(株)大分放送、大分朝日放送(株)、(株)テレビ大分、(株)エフエム大分を通じて一般に周知する。

(3) 非常通信の利用手続き

非常通信を行おうとする防災関係機関は、通報用紙等を使用して無線局に対して非常通信を依頼するものとする。

様式は特に定めていないが、大分地区非常通信連絡会で使用している「非常用通報用紙」を使用する場合は次により記載する。

イ 通報番号欄は、発信人が発信する通報順に一連の番号を記入する。

ロ あて先、発信人の欄を記入する。機関名、役職名を用いることとし、住所を記入する必要はない。

ハ 通報内容は、簡潔で要領よく記載する(200字程度)。

その他の用紙を使用する場合は、上記にならって記載すること。

なお、通信文の余白に必ず「非常」と明記すること。

(4) 非常通信受領後の措置

非常通信の第1報は、無線局側で責任をもって配達又は交付する。

第2報以下については、受取人が責任をもってあらかじめ受取人を無線局に派遣するか、適宜の方法で通報の有無を問い合わせるなどして、受領に遺漏のないようにすることが必要である。

ただし、FAXによる通報の場合は、着信の確認を行うことが必要である。

第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害に関する情報(避難、交通規制等応急措置の実施状況等)及び被害に関する情報は、この計画の定めるところにより収集・伝達する。

(初動期)

< >内は主管課等

○情報の収集体制の確立<総合情報室>

- 防災ヘリコプターの出動<総合情報室>
- 警察本部ヘリコプターの出動<警察本部>
- 自衛隊ヘリコプターの出動要請<総合情報室>

* 防災行政無線(地上系移動局、衛星系移動局)は激甚地がおおむね特定できた段階で出動

○本部長(知事)の意思決定に必要な情報の収集<総合情報室>

- 人的被害、住家被害・火災に関する情報の収集<総合情報室>
- 避難者数、避難所の場所等に関する情報の収集<総合情報室>
- 医療機関の被災状況・稼働状況に関する情報の収集<総合情報室>
- 道路の被害、応急対策の状況及び交通状況に関する情報の収集<総合情報室>
- 港湾・漁港の被害、応急対策の状況及び海上交通状況に関する情報の収集

<総合情報室>

- 空港、ヘリポート、鉄道の被害及び応急対策の状況に関する情報の収集<総合情報室>
- 電気、上・下水道、電話の被害及び応急対策の状況に関する情報の収集<総合情報室>

○収集した情報の伝達

- 消防庁への伝達<総合情報室>
- 警察庁への報告<警察本部>
- 国土交通省への伝達<土木建築部>
- 農林水産省への伝達<農林水産部>
- 地区本部への伝達<総合情報室>
- 報道機関への伝達<総合情報室>

* 自衛隊、海上保安部、警察本部とは総合情報室で情報をリアルタイムで共有。

1 災害情報・被害情報の収集・伝達責任体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害に関する情報(避難、交通規制等応急措置の実施状況等)(以下「災害情報」という。)及び被害に関する情報(以下「被害情報」という。)は、市町村が当該区域内に所在する関係機関等に協力を求めて調査収集する。県は、自ら災害情報・被害情報を収集し、また、市町村からの報告及び防災関係機関からの通報等を取りまとめ、関係機関に報告する。その他の事務又は業務に関し災害に関する情報を調査収集すべき関係防災機関は、自らその情報を調査収集し、必要に応じて県に報告するものとする。

2 災害情報の収集調査基準

災害に関する情報の調査収集、報告又は通報要領等は、それぞれ関係防災機関の定めるところによる。

3 県の災害情報・被害情報収集・伝達活動

(1) 災害情報・被害情報の収集体制の確立

イ 防災行政無線の被災現地への持ち込み

災害対策本部を設置した場合、災害情報・被害情報の収集体制を確立するため、生活環境部防災危機管理課は、必要に応じて被災地に防災行政無線を持ち込み、情報収集に当たる。

ロ 自衛隊連絡幹部の受け入れ

県災害対策本部を設置した場合は、自衛隊と県との情報交換を迅速に行うため、自衛隊連絡幹部を総合情報室に受け入れる。

ハ 海上保安部職員の受け入れ

県災害対策本部を設置した場合は、海上保安部と県との情報交換を迅速に行うため、海上保安部職員を総合情報室に受け入れる。

(2) 災害情報・被害情報の収集・伝達の特例

(知事的意思決定、県民への呼びかけ・周知のために必要な情報)

災害対策本部が設置された場合、また、災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に必要があると認められる場合、被害規模を早期に把握するため、以下に掲げる事項に関する概括的な災害情報・被害情報を、災害発生から知事の指示があるまでの間、(3)、(4)に関わらず(イ)～(ト)により総合情報室(災害対策本部が未設置の場合は生活環境部防災危機管理課とする。以下同じ)が収集・伝達するものとする。これらの情報は、知事が自衛隊の災害派遣、広域応援要請等の意思決定や県民への呼びかけ、周知を行う上で不可欠な情報であるとともに、国、各部局及び防災関係機関が対策を講じるにあたって共有すべき情報であり、一元的に把握するものである。各部局は必要な情報を、総合情報室を通じて収集するものとする。

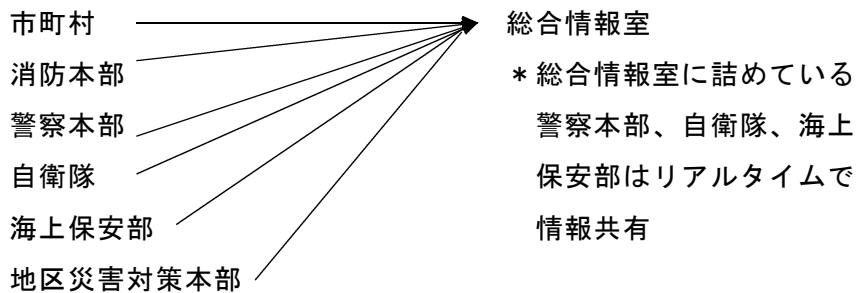
- ・ 人的被害・住家被害・火災・崖崩れ等に関する情報
 - ・ 避難者数、避難所の場所等に関する情報の収集
 - ・ 医療機関の被災状況・稼働状況に関する情報の収集
 - ・ 道路の被害、応急対策の状況及び交通状況に関する情報
 - ・ 港湾・漁港の被害、応急対策の状況及び海上交通状況に関する情報
 - ・ 空港、ヘリポート、鉄道の被害及び応急対策の状況に関する情報
 - ・ 電気、上・下水道、電話の被害及び応急対策の状況に関する情報
- なお、情報の重複、輻輳を可能な限り抑制するため以下の点に留意する。
- ・ 情報のソース（現場で確認したものか、報告等間接的なものか）
 - ・ 現場の位置
 - ・ 発信する情報を入手した時刻

(イ) 人的被害・住家被害・火災・崖くずれ等に関する情報(推定情報を含む。)

[収集]

自衛隊、緊急消防援助隊、広域緊急援助隊等の派遣要請の判断基準となる情報であり、総合情報室が次のルートから収集する。なお、一刻を争う情報であり、確定した数値・通常のルートにはこだわらないものとする。

[現認]

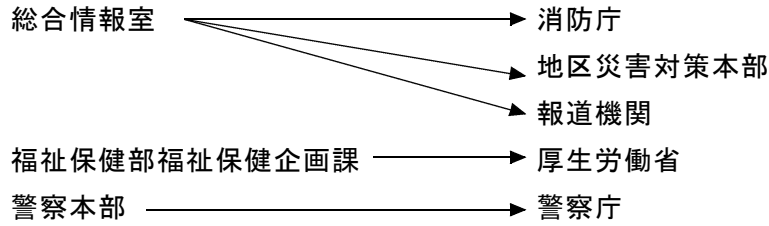


*消防本部にあつては、119番通報の殺到状況に留意し報告する。

*警察本部、自衛隊にあつては、ヘリコプターからの情報収集結果にも留意し報告する。

〔伝達〕

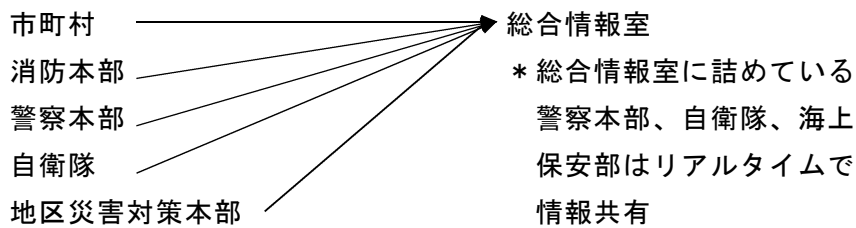
総合情報室、福祉保健部福祉保健企画課及び警察本部は、収集した情報を次のルートで伝達する。



(ロ) 避難者数、避難所の場所等に関する情報の収集

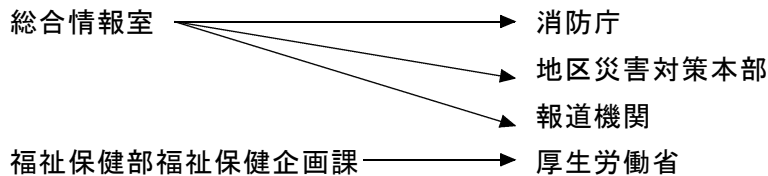
〔収集〕

食料、水、物資の調達、応援要請の判断基準となる情報であり、総合情報室が次のルートから収集する。なお、一刻を争う情報であり、確定した数値・通常のルートにはこだわらないものとする。



〔伝達〕

総合情報室及び福祉保健部福祉保健企画課は収集した情報を次のルートで伝達する。

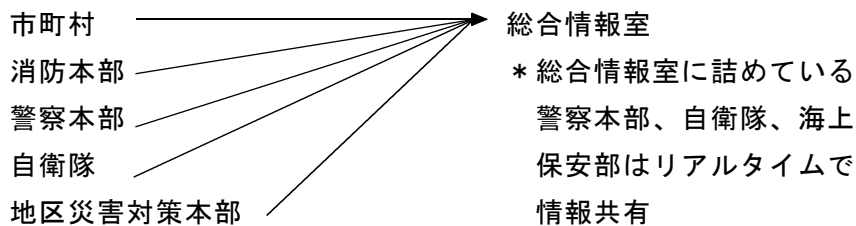


(ハ) 医療機関の被災状況・稼働状況に関する情報の収集

〔収集〕

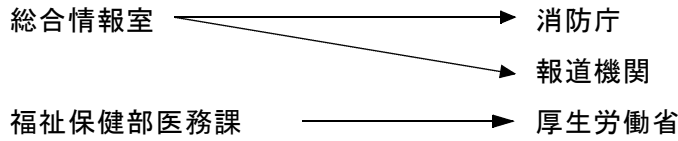
医療活動に係わる応援要請の判断基準となる情報であり、総合情報室が次のルートから収集する。収集にあたっては「大分県広域災害救急医療情報システム」を積極的に活用する。

なお、一刻を争う情報であり、確定した数値・通常のルートにはこだわらないものとする。



〔伝達〕

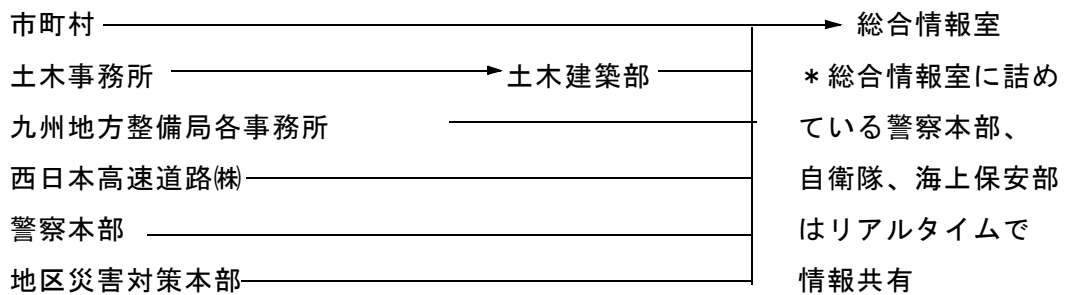
収集した情報を総合情報室及び福祉保健部医務課は次のルートで伝達する。



(二) 道路の被害、応急対策の状況及び交通状況に関する情報

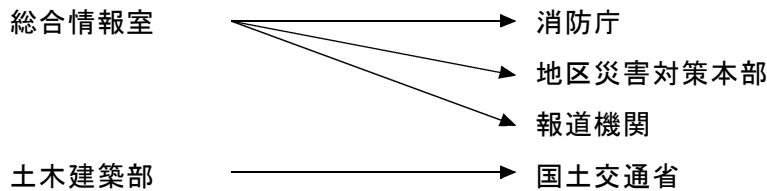
〔収集〕

応援隊(自衛隊、緊急消防援助隊、広域緊急援助隊等)の迅速な被災現場への到着、その他迅速な緊急輸送活動のために不可欠な情報であり、総合情報室が次のルートから収集する。



〔伝達〕

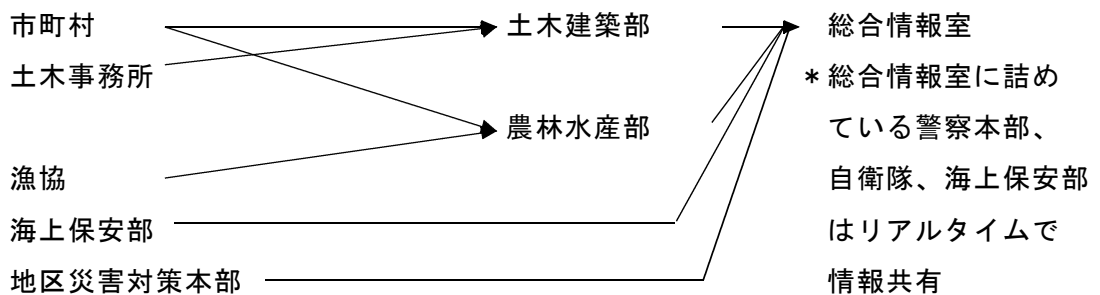
総合情報室及び土木建築部は、収集した情報を次のルートで伝達する。



(ホ) 港湾・漁港の被害、応急対策の状況及び海上交通状況に関する情報

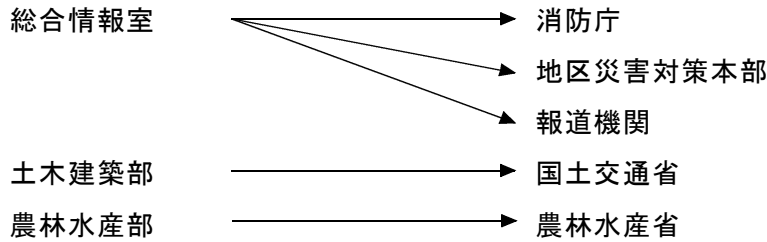
〔収集〕

応援隊(自衛隊、緊急消防援助隊、広域緊急援助隊等)の迅速な被災現場への到着、その他迅速な緊急輸送活動のために不可欠な情報であり、総合情報室が次のルートから収集する。



〔伝達〕

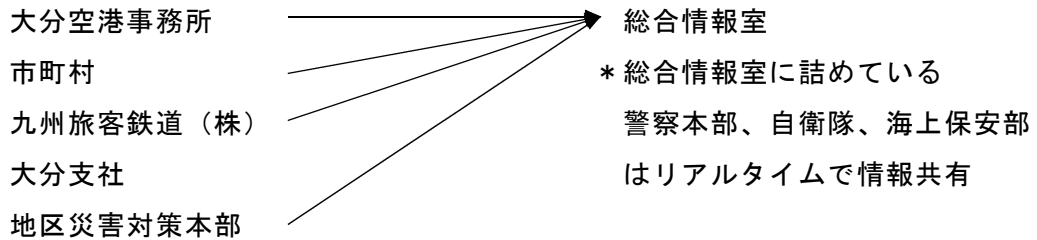
総合情報室、土木建築部及び農林水産部は、収集した情報を次のルートで伝達する。



(へ) 空港、ヘリポート、鉄道の被害及び応急対策の状況に関する情報

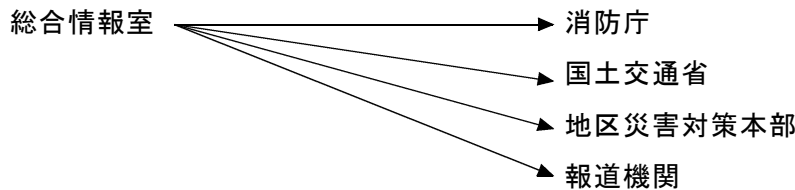
〔収集〕

応援隊(自衛隊、緊急消防援助隊、広域緊急援助隊等)の迅速な被災現場への到着、その他迅速な緊急輸送活動のために不可欠な情報であり、総合情報室が次のルートから収集する。



〔伝達〕

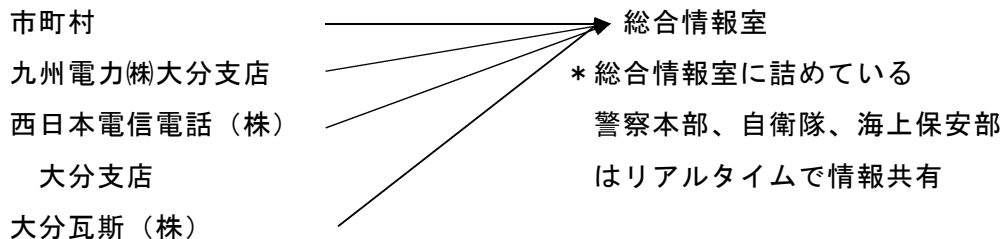
総合情報室は収集した情報を次のルートで伝達する。



(ト) 電気、上・下水道、電話、ガスの被害及び応急対策の状況に関する情報

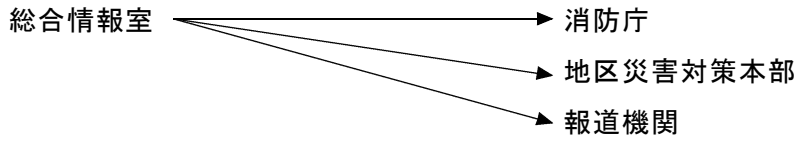
〔収集〕

応援隊(自衛隊、緊急消防援助隊、広域緊急援助隊等)の迅速な被災現場での活動、応援の内容の決定のために不可欠な情報であり、総合情報室が次のルートから収集する。



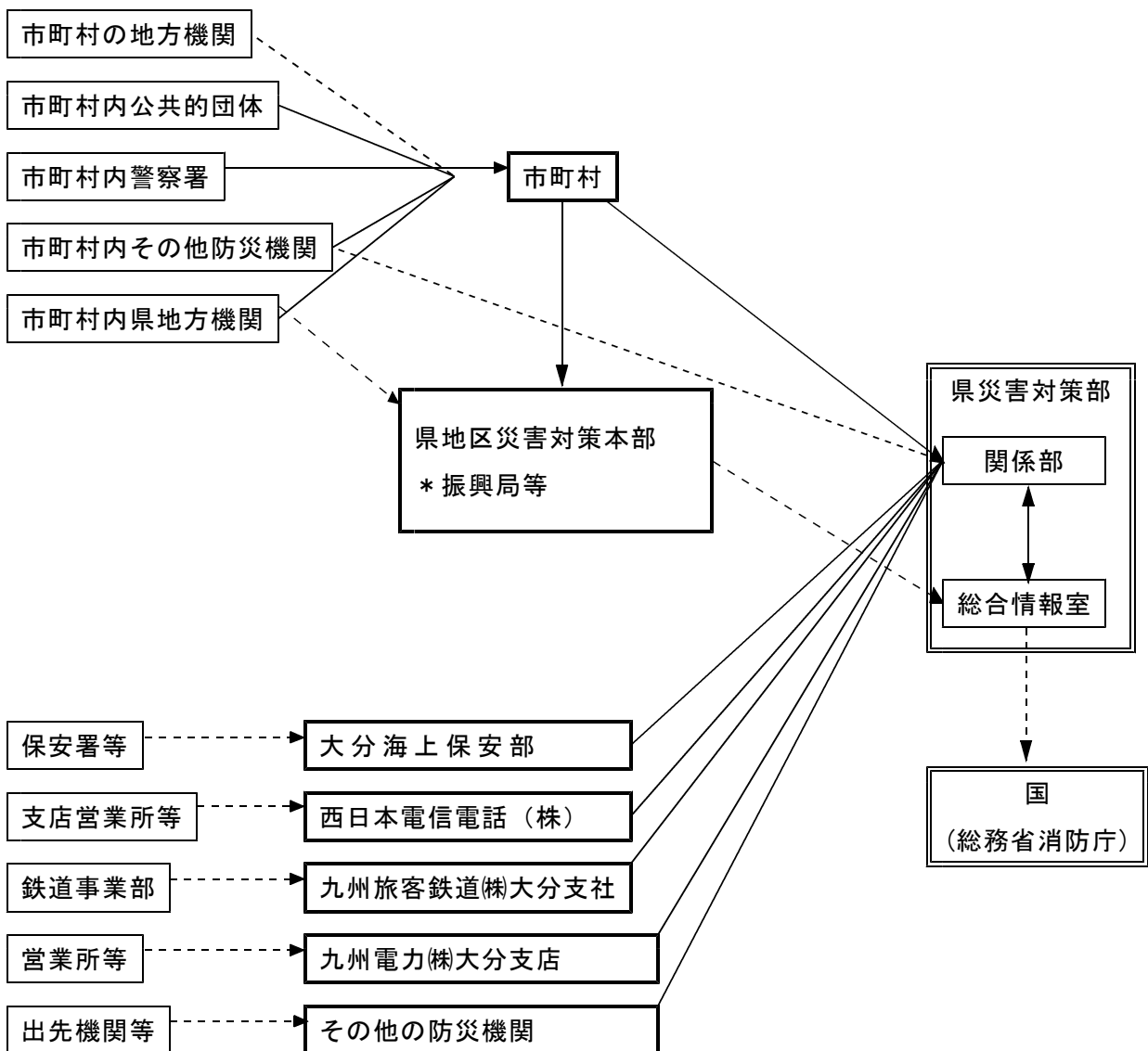
〔伝達〕

総合情報室は収集した情報を次のルートで伝達する。



(3) 総合的な被害状況等及びこれに対しとられた措置の概要については、おおむね次の系統により収集するものとする。

(収集系統)



(注) ———▶ : 他の機関からの通報
 - - - -▶ : 機関内の通報又は連絡

(4) 総合的な被害状況等の収集方法及び形式

総合的な被害状況等の収集方法及び形式は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防災第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）によるものとする。

なお、災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要の確定報告は、応急措置の完了後20日以内に、災害対策基本法第53条第2項に基づく内閣総理大臣あての文書及び消防組織法第22条に基づく消防庁長官あての文書を各1部ずつ提出する。

4 市町村の災害情報・被害情報収集・伝達措置

市町村は、災害情報・被害情報の収集・伝達に関し以下の措置を地域防災計画等において定めるものとする。

- (1) 災害情報・被害情報の迅速・的確な収集に関する措置
- (2) 災害情報・被害情報の迅速・的確な県への伝達に関する措置
- (3) 県への報告手段が途絶した場合の国（総務省消防庁）への伝達に関する措置

5 他の防災機関の災害情報・被害情報収集・伝達措置

- (1) 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等は、県及び市町村が実施する災害情報・被害情報等の収集・伝達について積極的に協力するとともに、当該機関が調査収集した災害情報等について、努めて県及び関係市町村に通報又は連絡を行うものとする。
- (2) 県内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の出先事務所又は事業所等は、災害時に当該出先事務所又は事業所等の所在地を管轄する市町村が災害情報・被害情報の収集・伝達を行う場合には、積極的にこれに協力するものとする。

第5節 災害救助法の適用及び運用に関する計画

災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用とこれに基づく必要な救助は、この計画の定めるところによって実施する。

< >内は主管課等

○被害情報の収集<福祉保健部福祉保健企画課>

○厚生労働省社会・援護局総務課へ災害発生の情報提供(第一報)

<福祉保健部福祉保健企画課>

□総合情報室が把握した情報の入手<福祉保健部福祉保健企画課>

基準に達した場合

○災害救助法適用に関する知事決裁<福祉保健部福祉保健企画課>

○災害救助法適用に関する厚生労働省との調整<福祉保健部福祉保健企画課>

□厚生労働省社会・援護局総務課への被害情報、災害救助法の適用の情報提供、実施の協議

<福祉保健部福祉保健企画課>

○災害救助法適用に関する関係先への連絡・活動体制の確立

<福祉保健部福祉保健企画課>

□関係市町村への連絡<福祉保健部福祉保健企画課>

* 通信手段は第3節参照。

□関係地方本部への連絡<福祉保健部福祉保健企画課>

□本庁各部局への連絡<福祉保健部福祉保健企画課>

□日赤大分県支部への連絡<福祉保健部福祉保健企画課>

□報道機関への連絡<企画振興部広報広聴課>

* 知事が発表する。

1 災害救助法適用に関する県の活動

県内で事故等により大規模な被害が発生した場合、県は以下により、災害救助法に関連した業務を行う。

(1) 被害情報の収集

福祉保健部福祉保健企画課は、災害救助法適用のための被害情報を、総合情報室から入手する。また、NTT 回線が利用可能な場合は、市町村、県民保健福祉センター等に対しても被害情報の収集・確認を行う。

(2) 厚生労働省への第一報

福祉保健部福祉保健企画課は厚生労働省社会・援護局総務課に対して、県内に事故等災害により大規模な被害が発生したため、災害救助法適用のための情報を収集中であることを第一報として電話、ファックス、その他の手段を用いて連絡する。

(3) 知事決裁

福祉保健部福祉保健企画課は、適用基準に照らし、災害救助法を適用すべきと判断したときは知事の決裁の手続きを行う。

(4) 厚生労働省への情報提供

福祉保健部福祉保健企画課は、災害救助法適用基準に該当した旨を厚生労働省社会・援護局総務課に情報提供する。

(5) 災害救助法適用に関する関係機関等への連絡・活動体制の確立

福祉保健部福祉保健企画課は、災害救助法適用について当該市町村を公示するとともに、以下の関係機関等へ連絡し活動体制の確立を図る。

- ア 関係市町村
- イ 関係地区本部
- ウ 報道機関(知事が発表する)
- エ 各部局
- オ 日本赤十字社県支部
- カ 社会福祉法人大分県社会福祉協議会

2 災害救助法適用基準

- (1) 第4節で情報収集した被害が市町村の区域単位に次の程度に達し、かつ、り災者が現に救助を要する状態にあると認められるとき、知事は災害救助法を適用し、これに基づいて応急救助

を実施する。

イ 住家が滅失した世帯の数が当該市町村の人口に応じ次の世帯以上であるとき。

官報に公示された最近の国勢調査人口区分	5,000 人未満	5,000 人以上 15,000 人未満	15,000 人以上 30,000 人未満	30,000 人以上 50,000 人未満	50,000 人以上 100,000 人未満	100,000 人以上 300,000 人未満	300,000 人以上	備考
滅失した世帯(生活をーにした実際の生活の単位の数)	30	40	50	60	80	100	150	

(注)被害の認定基準

- (A)被害の認定は、災害救助法適用の判断の基礎資料となるのみならず、救助の実施に当たり、その種類、程度及び期間の決定にも重大な影響を及ぼすものであるから適正に行わなければならない。
- (B)「住家」とは、現実にその建物を居住のため使用しているものをいい、必ずしも一戸の建物に限らない。例えば炊事場・浴場又は便所が別であったり、離座敷が別であるような場合にはこれら生活に必要な部分の戸数は、合して一戸とする。また、社会通念上、住家と称せられる程度のものであることを要しない。例えば、一般に非住家として取扱われる土蔵、小屋等であっても、現実に住家として人が居住しているときは、住家に入れるべきである。
- (C)「世帯」とは、生計を一つにしている実際の生活単位をいう。従って、同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然二世帯となるわけである。また、マンションのように一棟の建物内で、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれをひとつの世帯として取扱う。
- (D)「全壊(焼)」、「流失」とは、住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素(住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。半壊(焼)の場合も同様。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもをいう。
- (E)「半壊(焼)」とは、住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成

要素の経済的損失を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものをいう。

(F)「床上浸水」とは、(D)及び(E)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものをいう。

(G)「床下浸水」とは、浸水がその住家の床上以上に達しない程度のことをいう。

(H)「一部損壊」とは、住家の損壊程度が半壊に達しない程度のことをいう。

(I)「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものをいう。

(J)「行方不明」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがあるものをいう。

(K)「重傷者」とは、災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、1月以上の治療を要する見込みの者をいう。

(L)「軽傷者」とは、災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、1月未満で治療できる見込みの者をいう。

ロ 県内の市町村ごとの滅失被害世帯の合計が1,500世帯以上となり、かつ当該市町村の人口に応じ住家の滅失した世帯の数が次の世帯以上であるとき。

官報に公示された最近の国勢調査人口区分	5,000 人未満	5,000 人以上	15,000 人以上	30,000 人以上	50,000 人以上	100,000 人以上	300,000 人以上	備考
		15,000 人未満	30,000 人未満	50,000 人未満	100,000 人未満	300,000 人未満		
滅失した世帯(生活を一にした実際の生活の単位の数)	15	20	25	30	40	50	75	

ハ 県下の滅失被害世帯数の合計が7,000世帯以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であるとき。

ニ 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。

(厚生労働省令で定める特別の事情)

災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とするとき。

(例)

(イ) 被災世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、り災者の救助に特殊の補給方法を必要とするとき。

(ロ) 有毒ガスの発生又は放射性物質の放出等のため、り災者の救出が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とするとき。

(2) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合で厚生労働省令で定める規準に該当するとき。

(厚生労働省令で定める基準)

- ① 災害が発生し、又は発生のおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- ② 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊な補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊な技術を必要とすること。

(例)

イ 船舶の沈没あるいは交通事故により多数の者が死傷した場合

ロ 交通路の途絶のため多数の登山者が放置すれば飢餓状態に陥る場合

ハ 火山爆発又は有毒ガスの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合

ニ 群衆の雑踏により多数の者が死傷した場合

ホ 炭鉱爆発事故のため多数の者が死傷した場合

ヘ 豪雪により多数の者が危険状態となる場合

ト 離島であって長期の干害により海上輸送以外の方法で飲料水を確保することができない場合

チ 山崩れ、がけ崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ、多数の者が死傷した場合

市町村別災害救助法等適用基準表（平成17年国勢調査確定人口）

(平成17年10月1日現在)

市 町 村 名	人口（12年国勢調査）	1号適用	2号適用	小災害適用
大 分 市	462,317	150	75	33
別 府 市	126,959	100	50	33
中 津 市	84,368	80	40	26
日 田 市	74,165	80	40	26
佐 伯 市	80,297	80	40	26
臼 杵 市	43,352	60	30	20

事故等災害対策編 第3部 共通する災害応急対策計画

津久見市	21,456	50	25	17
竹田市	26,534	50	25	17
豊後高田市	25,114	50	25	17
杵築市	33,567	60	30	20
宇佐市	60,809	80	40	26
豊後大野市	41,548	60	30	20
由布市	35,386	60	30	20
国東市	34,206	60	30	20
(別府県民保健福祉センター日出地域福祉室管内)				
姫島村	2,469	30	15	10
日出町	27,640	50	25	17
(日田玖珠県民保健福祉センター日田地域福祉室管内)				
九重町	11,108	40	20	10
玖珠町	18,276	50	25	17
合計	1,209,571			

3 災害救助実施体制

(1) 県における体制

具体的な体制は、本計画の該当節に記載するが、おおむね次の体制で災害救助を実施する。

イ 福祉保健部

応急救助の実施について総括的な事務処理並びに調整及び指導を行うとともに必要に応じて市の応急救助を実施し又は指導する。

ロ 関係部

福祉保健部に協力し応急救助の実施について必要な技術面等の指導、助言その他当該部局が分掌する事項の実施協力を行うものとする。

ハ 県民保健福祉センター

所管区域内町村ごとに応急救助を実施し又は指導する。

4 応急救助の実施基準

(1) 救助の程度及び期間

救助の種類	対象	期間	備考
避難所の設置	災害による被害を受ける者又は被災者を受け入れる者	災害発生の日から7日以内	1. 高齢者等避難所等の設置に要する費用 2. 避難所の運営に要する費用 3. 輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住宅が被災し、居住に支障をきたす者	災害発生の日から20日以内着工	1. 1戸以内の敷地を確保する費用 2. 上置式の高層型仮設住宅の設置費用 3. 輸送費は別途計上
炊き出しその他の給与	1. 避難所に収容された者 2. 炊事できない者	災害発生の日から7日以内	食料品給与の総額を延給日数で除く。(1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服寝具品その他生活必需品の給与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等に遭った被災者	災害発生の日から10日以内	1. 備蓄物資の価格は年度当初の評価 2. 現物給付に限ること。
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は別途計上
助産	災害発生時に助産師が不在で、産婦の安全が確保できない者	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は別途計上
災害にかかった者の救出	1. 現に生命、身体が危険な状態にある者 2. 生死不明な状態にある者	災害発生の日から3日以内	1. 期間内に生死が明らかにならないうちに救出する 2. 輸送費、人件費は別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	住宅が半壊(焼)し、自らの資力に支障をきたす者	災害発生の日から1ヶ月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水、流失、半壊(焼)又は児童生徒が被災した者	災害発生の日(教科書)1ヶ月以内(文房具及び通学用品)15日以内	1. 備蓄物資は評価額 2. 入進学時の場合は個々の実情に応じ支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象として実際に埋葬を実施する者	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情から推定される者	災害発生の日から10日以内	1. 輸送費、人件費は別途計上 2. 災害発生後3日以内は推定している
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く)をする。	災害発生の日から10日以内	1. 検案は原則として救護班が実施する 2. 輸送費、人件費は別途計上 3. 死体の搬送は必要に応じて行う
障害物の除去	居室、炊事場、トイレ、玄関、廊下等に障害物を除去する	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1. 被災者の避難 2. 被災者の救助 3. 被災者の捜索 4. 被災者の死体処理 5. 被災者の死体処理 6. 被災者の死体処理 7. 被災者の死体処理	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁済	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定するもの	救助の実施が認められる期間内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度・方法等及び期間を定めることができる。

(2) 応急救助の委任

イ 知事は、必要な場合、救助の実施に関する事務の一部を市町村長に委任することができる。

ロ 情報提供

(イ) 救助の実施に関する職権の一部を委任されている市町村においては、救助の実施にあたる責任者は、救助実施記録日計票の1部を当該市町村災害対策本部応急救助部門を所掌する班長に提出するとともに1部は自己の控えとして保管しておくものとする。ただし災害の態様、規模等によって交通が途絶して集落が孤立し提出できない場合も予想されるので、このような場合には、取りあえず各救助種類毎に次の事項を電話等の方法により情報提供し、後日その間の救助実施記録日計票を整理のうえ一括提出しても差し支えない。

(救助の種類)

(情報提供事項)

避難所の設置

箇所数、避難人員

応急仮設住宅の設置

設置(希望)戸数

炊出しその他による食品の供与

箇所数、給食数、給食人員

飲料水の供給

対象人員

被服寝具その他生活必需品の給与

主なる品目別給与点数及び給与世帯数

医療及び助産

班数、医療機関数、患者数、分娩者数

災害にかかった者の救出

救出人員、行方不明者数

災害にかかった住宅の応急修理

対象世帯数

学用品の給与

小、中学、高等学校等別対象者数及び給与点数

埋葬

埋葬数

死体の搜索

死体処理数

障害物の除去

対象世帯数

(ロ) 各班長は各責任者から提出された、救助実施記録日計票又は報告事項をとりまとめ、その結果を市町村災害対策本部の企画調査を担当する班長(応急救助部門の総括者)へ報告する。ただし、災害発生直後にあっては、救助の実施の全貌が掌握できない場合もあるので、このような場合には判明している範囲内の救助の実施状況のみでも差し支えない。

(ハ) 企画調査班長は、各班長からの報告を救助の種類別に整理して委任されている救助の実施状況を把握するとともに、その日の分をとりまとめて福祉保健部福祉保健企画課へ取りあえず電話等により情報提供し、後日文書をもって情報提供するものとする。

ハ 委任を受けた応急救助費の繰替支払

市町村長は、委任を受けた応急救助費の繰替支払を行うものとする。

第6節 市町村への支援体制確立計画

市町村行政の中枢が被害を受けその機能が麻痺した場合などにおいて、県は本節に記載する体制で市町村を支援することとする。

＜ ＞内は主管課等

○管内市町村への初動期活動支援及び市町村における応急対策の状況把握

＜地区災害対策本部＞

□応急対策に関する情報収集＜地区災害対策本部＞

□支援体制の強化の必要性についての判断＜地区災害対策本部＞

○市町村への支援体制強化の必要性について総合情報室へ連絡＜地区災害対策本部＞

* 通信手段は第3節参照。

支援体制強化の必要があると判断された場合

○市町村への支援体制の強化＜総合情報室＞

□被災地に持ち込んだ防災行政無線の相互利用体制の確立

＜生活環境部防災危機管理課＞

□現地災害対策本部の設置＜総合情報室＞

1 市町村における応急対策に関する状況把握等

県内で事故等により大規模な災害が発生した場合、以下の活動を迅速かつ的確に行い市町村への支援体制を確立することにより、被災者への応急対策の実施を図る。

(1) 市町村における応急対策に関する情報収集

地区災害対策本部は、必要に応じて市町村に職員を派遣し、被害の規模、市町村の体制等を把握する。

(2) 支援体制強化の必要性についての判断

地区災害対策本部は、前(1)の情報に基づいて、市町村への支援を強化する必要があるかどうかを判断する。

(3) 総合情報室への報告

地区災害対策本部は、前(2)の判断結果を総合情報室に報告する。

2 市町村への支援体制の強化

1で支援体制の強化が必要と判断された場合、総合情報室を調整拠点とし、おおむね以下の支援を行う。

(1) 地区災害対策本部職員の派遣

地区災害対策本部は、必要に応じて地区災害対策本部職員を市町村へ派遣し、市町村の行う応急対策に必要な協力を行うこととする。

(2) 現地災害対策本部の設置

特に甚大な被害が発生した地域があるときは、当該災害地に現地災害対策本部を設置し、市町村の行う応急対策に必要な協力を行うこととする。

(3) 被災地への防災行政無線の持ち込み

被災市町村における防災行政無線等が使用不能となった場合には、生活環境部防災危機管理課が防災行政無線を現地に持ち込み、被災市町村の通信連絡機能を補完することとする。

第7節 広域応援体制の確立計画

災害に際し、防災関係機関の応援協力は、この計画に定めるところにより実施するものとする。

＜ ＞内は主管課等

□災害情報・被害情報の収集・分析＜各部署＞

○総合情報室が把握した情報（第4節）の入手＜各部署＞

○総合情報室から市町村の対応状況に関する情報（第6節）の入手＜各部署＞

○各部署での対応能力把握＜各部署＞

○広域応援の必要性和応援要請先について検討＜各部署＞

○検討結果を総合情報室へ報告＜各部署＞

* 応援の申し出があった場合、逐次上記と同じ流れで申し出を受け入れるかどうかを検討する。

広域応援が必要と判断された場合

□応援の受け入れ方法について検討＜総合情報室、各部署＞

○第4節で得た情報を基に受け入れに当たっての交通ルート検討

＜総合情報室、各部署＞

○応援隊の集結場所、活動拠点、宿泊・給食等について検討

＜総合情報室、各部署＞

□応援要請＜各部署＞

○事前に協定等を締結している市町村、都道府県へ応援要請＜各部署＞

○他の防災関係機関へ応援要請＜各部署＞

* 通信手段は第3節参照。

□関係市町村・地区災害対策本部・防災関係機関への連絡＜各部署＞

1 県における広域応援を受けるための措置

(1) 組織体制の確立

- イ 大分県が応援要請を行う以前に、他の都道府県等から応援の申し出を受けた場合、応援内容を所管する各部局が、逐次、(2)以下の流れで申し出を受け入れるかどうかを検討する。
- ロ 国において、被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため政府調査団の派遣及び現地対策本部の設置がなされた場合は、生活環境部防災危機管理課が窓口となって必要な調整を行うものとする。

(2) 災害情報・被害情報の収集・分析

- イ 各部局は、所管業務に係る市町村からの応援の要請を受け付けるとともに、総合情報室が把握した以下の情報を入手する。
 - (イ) 災害情報・被害情報(第4節)
 - (ロ) 市町村の対応状況に関する情報(第6節)
- ロ 広域応援の必要性和応援の要請先について検討する。応援の要請先としては、以下の機関等が考えられる。
 - (イ) 被災地外の県内市町村
 - (ロ) 大分県を所管する指定地方行政機関
 - (ハ) 大分県を所管する指定公共機関
 - (ニ) 県内の指定地方公共機関
 - (ホ) その他の県内の公共的団体等
 - (ヘ) 相互応援協定を締結している九州・山口各県
 - (ト) (ヘ)以外の都道府県
 - (チ) 消防庁(緊急消防援助隊等)
 - (リ) 他の都道府県警察広域緊急援助隊等
 - (ヌ) その他の国の機関
 - (ル) その他の公的防災関係機関
- ハ 検討結果を総合情報室に報告する。

(3) 応援の受け入れ

- イ (2)で応援が必要と判断された場合、総合情報室と応援内容を所管する各対策部は以下の点について検討する。
 - (イ) 受け入れに当たっての交通ルート(第4節の情報を基に)
 - (ロ) 応援隊の集結場所、活動拠点、宿泊・給食等
- ロ 応援内容を所管する各部局は、応援先に応援要請を行う(通信手段については第3節で掌握された通信手段を用いる。)。その際、前イの検討結果を応援の要請先に周知する。
- ハ 応援内容を所管する各部局は、関係市町村、地区本部、防災関係機関へ応援要請を行った

ことを連絡する。

(4) 職員の派遣要請・派遣あっせんの要請

国もしくは都道府県の職員の派遣要請と派遣あっせんの要請については、以下によるものとし、総務部人事課と協議する。

イ 国の職員の派遣要請又は派遣あっせん要請

指定行政機関又は指定地方行政機関の派遣要請又は派遣あっせん要請は、各々災害対策基本法第29条、第30条の規定に基づき行う。

ロ 九州・山口各県の職員に対する職員の派遣要請

「九州・山口9県災害時相互応援協定」に基づき行う。応援の内容は以下のとおりである。

(応援項目)

- 一 災害応急措置に必要な職員の派遣
- 二 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- 三 避難・収容施設及び住宅の提供
- 四 緊急輸送路及び輸送手段の確保
- 五 医療支援
- 六 その他災害応急措置の応援のため必要な事項

ハ その他の都道府県職員に対する職員の派遣要請・派遣あっせんの要請

その他の都道府県職員に対する職員の派遣要請及び派遣あっせんの要請は、地方自治法第252条の17及び災害対策基本法第30条の規定に基づき行う。

2 市町村における相互応援協力体制

(1) 大分県及び市町村相互間の応援協力

大分県及び大分県内の市町村は、「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定」に基づき災害応急措置に必要な応援を行うものとする。応援の内容は以下のとおりである。

(応援の内容)

- ① 災害応急措置に必要な職員の派遣
- ② 食料、飲料水及びその他の生活必需品の提供
- ③ 避難及び収容のための施設の提供
- ④ 救護、医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- ⑤ 救助及び救難活動に必要な車両、船艇、ヘリコプター及びその他の資機材の提供
- ⑥ ごみ及びし尿処理のための車両及び施設の提供
- ⑦ 火葬場の提供
- ⑧ その他被災市町村の長から特に要請のあったもの

(1) 市町村内所在機関相互の応援協力

市町村の区域内に所在する県、指定地方行政機関等の出先機関及び市町村の区域を活動領域とする公共的団体等は、災害が発生し又はまさに発生しようとする場合は、市町村が実施する応急措置について、応援協力を行うものとする。

(2) 市町村相互の応援協力及び県外への応援要請

イ 災害が発生した場合、隣接する市町村は、応急措置の実施について相互に応援協力を行うものとする。

ロ 発生した災害が更に拡大した場合、同一ブロック内(県振興局の所管区域内)の市町村は、被災市町村からの要請に基づき、応急措置の実施について必要な応援協力を行うものとする。

ハ 災害が大規模となりブロックを超える応援が必要と判断される場合、市町村は県に対して県内市町村の相互応援の調整及び県外の防災関係機関等からの応援について要請する。

3 県及び市町村と指定公共機関等相互との連携

(1) 指定公共機関又は指定地方公共機関の業務に係る災害が発生した場合、市町村は、自ら又は被災関係機関からの要請に基づき、速やかに必要な応援協力を努めるものとする。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関の業務に係る災害が大規模なものとなった場合、県(総合情報室)は、自ら又は被災を受けた機関からの要請に基づき、近隣市町村、その他関係防災機関に出動を求めるなど必要な応援協力を努めるものとする。

(3) (1)及び(2)による県及び市町村の援助協力の範囲は、おおむね次のとおりとする。

イ 被災者の避難保護措置

ロ 被災者に対する給食給水措置

ハ 傷病者に対する応急的な医療救護

ニ 応急復旧用資機材の調達供給

ホ その他被害の拡大を防止するために必要な措置

第8節 防災ヘリコプターの運航体制の確立計画

大分県は災害が発生し、県民の生命・財産を守るため、自らの判断で、または市町村等からの要請に基づき、必要があると認めるときは、大分県防災ヘリコプター「とよかぜ」(J A O 1 T A、コールサイン大分ヘリ1)を下記により運航するものとする。

1 防災ヘリコプターの活動内容

- ・救急活動

山村、離島などからの救急患者の搬送、高度医療機関への傷病者の緊急転院搬送

- ・救助活動

海、河川等の水難事故及び山岳事故等における捜索・救助

- ・災害応急対策

地震、台風、集中豪雨等の自然災害及び大規模事故等の状況把握、被災地への緊急物資等の搬送。

- ・火災防御活動

林野火災等における空中からの消火活動、情報収集

- ・災害予防活動

住民への広報、災害危険箇所の調査等

2 防災ヘリコプターの運航管理体制

(1) 防災ヘリコプター運航管理の総括は生活環境部長が行う。

(2) 防災ヘリコプターの指揮監督、維持管理等、防災ヘリコプターに関する事務は、消防保安室長が掌理する。

3 基地及び場外離着陸場

- ・基地は大分県央飛行場(豊後大野市大野町)とする。

- ・有効活用を図るため、各市町村最低1か所の飛行場外離着陸場を確保する。

4 運航日数及び時間

- ・1年365日体制とする。

- ・8時30分～17時00分までとする。ただし、必要がある場合は「日の出から日の入りまで」とする。

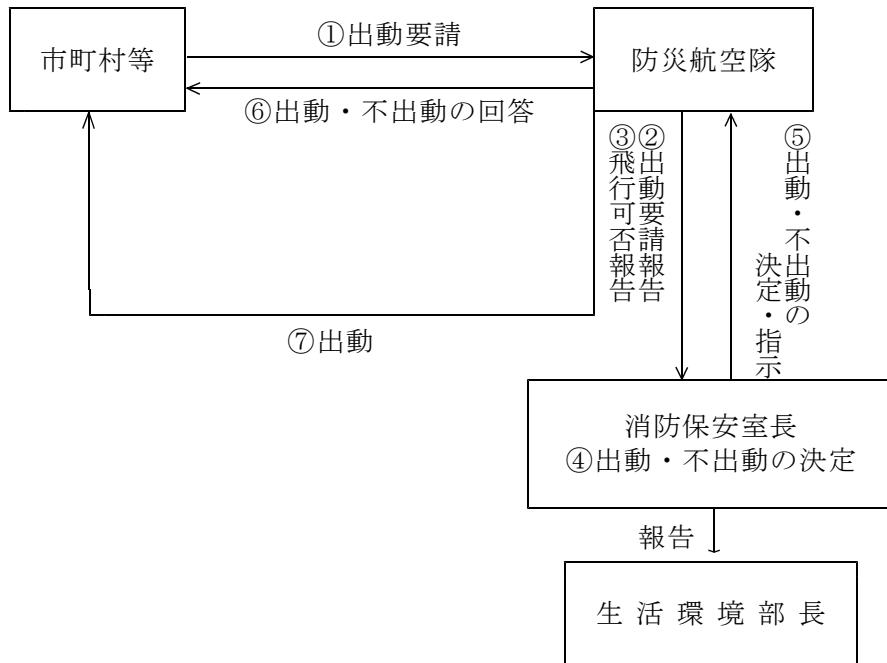
5 緊急運航の要件

防災ヘリコプター緊急運航の要請は、次の(1)～(3)の条件をすべて満たし、「大分県防災ヘリコプター緊急運航要請基準」に該当する場合にできるものとする。

- (1) 公共性 地域並びに住民の生命、身体及び財産を保護する目的であること。
- (2) 緊急性 差し迫った危険があること。
- (3) 非代替性 防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。

6 緊急運航要請に係る手続

・防災ヘリコプターの緊急運航に係る要請先及び手順は次のとおりである。



・緊急運航の要請は、災害等が発生した市町村、消防一部事務組合の長が運航管理責任者(生活環境部消防保安室長)に行うものとする。

7 要請連絡先及び連絡方法

生活環境部消防保安室：大分市大手町3-1-1

電話 097-506-3158 (ダイヤルイン)

FAX 097-533-0930

直通 097-534-1713

防災行政無線 200-263, 206

FAX 200-387

防災航空隊：豊後大野市大野町田代

電話 0974-34-2192

FAX 0974-34-2195

防災行政無線 850

FAX 850

8 連携体制の整備

- ・各種訓練等を通じて、県警ヘリコプター及び自衛隊ヘリコプターとの連携体制を強化する。
- ・近隣各県の保有する防災ヘリコプターを相互に補完しあう体制を確保する。

第9節 自衛隊の災害派遣体制の確立計画

災害に際して人命又は財産の保護のため、特に必要があると認められるときは、この計画の定めるところにより自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

＜ ＞内は主管課等

○自衛隊の災害派遣のための組織体制確立＜生活環境部防災危機管理課＞

□自衛隊連絡幹部等の総合情報室への受け入れ＜生活環境部防災危機管理課＞

○災害派遣要請に必要な情報の収集・分析＜生活環境部防災危機管理課＞

□第4節で収集した情報の分析＜生活環境部防災危機管理課＞

□市町村等からの派遣申請の受理＜生活環境部防災危機管理課＞

□派遣要請事項の検討＜生活環境部防災危機管理課＞（自衛隊連絡幹部等との事前協議）

自衛隊の災害派遣が必要と判断された場合

○派遣要請

＜知事（不在等の場合、順位は副知事、生活環境部長、生活環境部危機管理監）＞

□自衛隊指定部隊の長等へ連絡

＜知事（不在等の場合、順位は副知事、生活環境部長、生活環境部危機管理監、
防災危機管理課長）＞

□第4節で得た被害情報、交通情報等を連絡＜生活環境部防災危機管理課＞

□活動拠点、宿泊・給食の可能性について連絡＜生活環境部防災危機管理課＞

○災害派遣調整のための体制確立＜生活環境部防災危機管理課、各部局＞

* 派遣要請事項に関連する部局の職員を派遣する。

* 派遣要請事項の追加・変更等の場合は、生活環境部防災危機管理課及び各部局関係職員
と自衛隊連絡幹部等が協議を行う。

1 自衛隊の災害派遣

知事等(知事、第七管区海上保安本部長、大阪航空局大分空港事務所長)は災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあり人命及び財産を保護するため必要があると認めるときは、防衛大臣(自衛隊指定部隊の長)に対し災害派遣を要請できる。

自衛隊指定部隊の長は、災害派遣の要請を受け、事情やむを得ないと認める場合に部隊等を派遣できる。なお、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合、自衛隊指定部隊の長は要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等の派遣を行う。その場合の判断基準は、次のとおりとする。

○自衛隊の自主派遣の判断基準

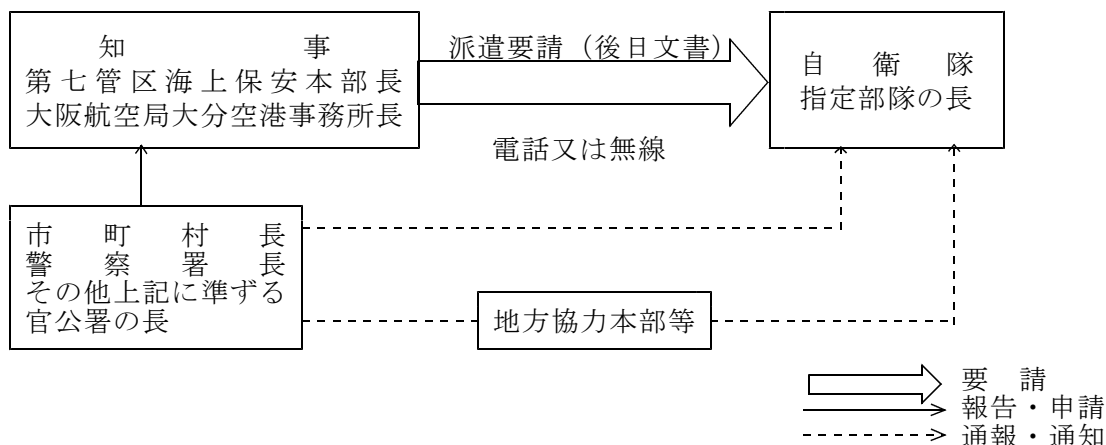
- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
たとえば、
 - イ 災害に際し、通信の途絶等により、部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、市町村長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報(災害対策基本法第68条の2第2項の規定による市町村長からの通知を含む。)を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。
 - ロ 災害に際し、通信の途絶等により、部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、部隊等による収集、あるいはその他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。
- (3) 海難事故、航空機の異常を探知する等、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- (4) その他災害に際し、(1)～(3)に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

*(1)～(4)の場合においても、自衛隊指定部隊等の長は、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。また、自主派遣の後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

2 自衛隊の災害派遣要請系統及び派遣要請先等

本県に係る自衛隊の災害派遣要請系統及び派遣要請先、要請連絡先等は、次のとおりである。

(1) 自衛隊の災害派遣系統図



(2) 要請先等

要請先等	連絡方法等	指定部隊等の長	備考	
陸上自衛隊	第41普通科連隊 第3科 (別府駐屯地)	別府市大字鶴見4548-143 0977-22-4311 内線234, 302 FAX0977-23-3433 防7-852	連隊長	大分県の北部、東部(大分、別府、宇佐、中津、豊後高田、杵築、臼杵、津久見の各市及び東国東郡)を管轄
	西部方面特科隊 第3科 (湯布院駐屯地)	由布市湯布院町川上 0977-84-2111 内線235, 302 FAX0977-84-2111	隊長	大分県の南部(佐伯、竹田、豊後大野、由布の各市)を管轄
	第4戦車大隊 第3係 (玖珠駐屯地)	玖珠郡玖珠町帆足2494 09737-2-1116 内線235, 302 FAX09737-2-1116	大隊長	大分県の西部(日田市及び玖珠郡)を管轄
海上自衛隊	呉地方総監部 防衛部第3幕僚室	広島県呉市幸町8-1 0823-22-5511 内線2444 22-5680(直通) 22-5692(直通) (FAXは、電話連絡時に指定する番号)	総監	大分県沿岸部全域を管轄
航空自衛隊	西部航空方面隊司令部 防衛部運用課	福岡県春日市原町3-1-1 092-581-4031 内線2333~4 FAX092-581-4031 内線6923	司令官	大分県全域を管轄
地本等	自衛隊 大分地方協力本部 総務課	大分市生石5-5-1 097-536-6271	部長	緊急の場合等における連絡先
	海上自衛隊 佐伯基地分遣隊 警備科	佐伯市鶴谷区 0972-22-0370	隊長	呉地方総監部との連絡調整

(3) 要請連絡先及び連絡方法

イ 生活環境部防災危機管理課：大分市大手町3-1-1

電話 097-536-1111 内線3152~3154 FAX 097-533-0930

097-506-3155, 3152 (ダイヤルイン)

097-534-1711, 1713 (直通)

防災行政無線 200-264, 204 FAX 200-387

- ロ 第七管区海上保安本部：福岡県北九州市門司区西海岸通り2-1-18
電話 093-321-2931, 321-2933
- ハ 大阪航空局大分空港事務所：国東市武蔵町糸原字大海田
電話 0978-67-3771 FAX 0978-67-3780

3 自衛隊の災害派遣に係る県の措置

(1) 組織体制の確立

- イ 自衛隊の災害派遣に係る県の窓口は、生活環境部防災危機管理課とする。
- ロ 本部を設置した場合、必要に応じて自衛隊連絡幹部等を総合情報室に受け入れる。
- ハ 本部長（知事）は、本部会議に自衛隊連絡幹部等の出席を求めることができる。

(2) 自衛隊の災害派遣要請に必要な情報の収集・分析

- イ 生活環境部防災危機管理課は、第4節で収集した災害情報・被害情報、第6節で把握した市町村の対応状況を基に、自衛隊の災害派遣要請の必要性について検討する。
- ロ 生活環境部防災危機管理課は、市町村長、警察署長その他の防災関係機関の長（以下「市町村長等」という。）から自衛隊の災害派遣の申請を受理する。
- ハ 生活環境部防災危機管理課は、前イ及びロを基に、派遣要請事項について検討する（必要に応じて自衛隊連絡幹部等との間で事前協議を行う）。

(3) 派遣要請

- イ 知事は、(2)を踏まえ自衛隊の災害派遣が必要と判断された場合、防衛大臣又は自衛隊指定部隊等の長へ派遣要請を行う。知事が不在等の場合は、副知事、生活環境部長、生活環境部危機管理監、生活環境部防災危機管理課長の順位で知事の職務を代行するものとする。
- ロ 生活環境部防災危機管理課は、自衛隊連絡幹部等に対して、第4節で得た最新の被災情報、交通情報、活動拠点となり得る場所、宿泊・給食の可能性等を連絡する。
- ハ 生活環境部防災危機管理課は、派遣要請事項を所管する各部局に自衛隊派遣の連絡を行い、その旨を関係市町村等へ連絡する。

(4) 災害派遣調整のための体制確立

- イ 派遣要請事項を所管する各部は、自衛隊及び関係市町村等との連絡調整を図るため必要に応じて連絡職員を指名し自衛隊の派遣地に派遣する。
- ロ 派遣要請事項の追加・変更等の場合は、生活環境部防災危機管理課が自衛隊連絡幹部等と協議する。

4 市町村等の自衛隊の災害派遣のための措置

(1) 災害派遣の要請

市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して自衛隊の災害派遣を要請するよう求める。なお、知事に対して自衛隊の災害派遣を要請するよう求めることができない場合は、防衛大臣又は最寄りの駐屯地司令たる部隊の長にその内容を通報（災害対策基本法第68条の2第2項の規定による市町村長からの通知を含む。）することができる（前1参照）。この場合、市町村長等は速やかに知事にその旨を通知するものとする。

(2) 派遣要請の方法

市町村長等が知事に対し災害派遣の申請をしようとするときは、次の派遣要請事項を明示した派遣申請書を知事あてに提出しなければならない。

ただし、緊急を要する場合の申請は電話等を使用して行い、その後速やかに文書を提出することができる。

イ 災害の状況及び派遣を要請する理由

ロ 派遣を希望する期間

ハ 派遣を希望する区域及び活動内容

ニ その他参考となるべき事項（宿泊施設の有無、道路橋梁の決壊に伴う迂回路の有無、救援のため必要とする資機材の有無、駐車適地、ヘリポート適地の有無等）

(3) 市町村における派遣部隊の受入体制

市町村は、次の事項について処置し、派遣部隊に協力するものとする。

イ 資機材の提供

派遣部隊の救援作業に必要とする資機材を速やかに調達し提供するものとする。

ロ 連絡調整員の指定

市町村側は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため適任の担当職員を連絡調整員として指定し、県から連絡調整員が派遣された場合は当該職員とも連携しながら迅速・的確な自衛隊の災害派遣業務を実施するものとする。

ハ 宿舎のあっせん

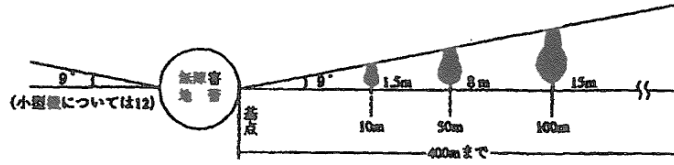
派遣部隊の宿舎等のあっせんを行うものとする。

この場合、学校、公民館等を宿舎施設にあてるときは、あらかじめその管理者等の承諾を得ておくものとする。

ニ 臨時ヘリポートの設定

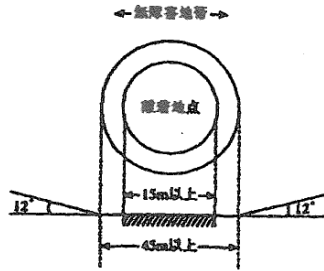
（臨時ヘリポートの基準）

(イ) 下記基準を満たす地積(ヘリポート)を確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施する。

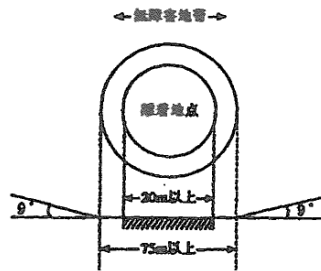


離着地点及び無障害地帯の基準

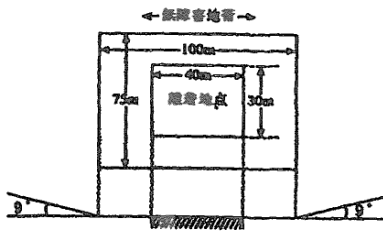
a 小型機 (OH-6) の場合



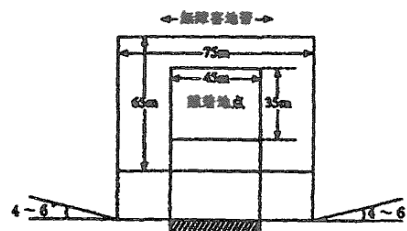
b 中型機 (HU-1) の場合



c 大型機 (V-107) の場合

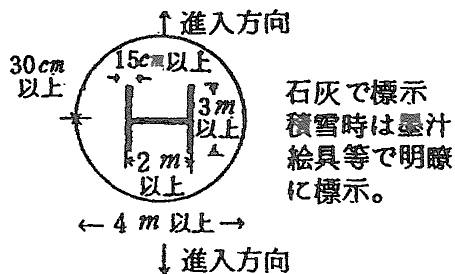


d 大型機 (CH-47, HSS-2B, SH-60J) の場合

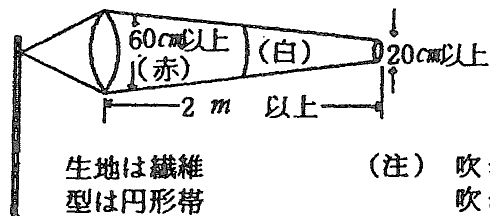


(ロ) 着陸地点には、下記基準の H 記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速が判定できる吹き流しを掲揚する。

(ア) H記号の基準



(イ) 吹き流しの基準



(注) 吹き流しがない場合は吹き流しに準ずる規格の旗を掲揚。

(ハ) 危険予防の措置

- ・ 離着陸地帯への立入禁止

離着陸地点及びその近傍において運航上の障害となるおそれのある範囲には立ち入らせない。

- ・ 防塵措置

表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ずるものとする。

ホ 艦艇等が使用できる岸壁の準備

自衛隊の艦艇等が接岸可能な岸壁等を、可能な限り確保する。

ヘ 情報等の提供

派遣部隊に対し、災害の状況や救援作業の内容、地元機関による応急措置の実施状況など、速やかに情報の提供を行うものとする。

ト その他

その他必要な事項は、市町村地域防災計画に定めるものとする。

5 自衛隊の活動内容等

(1) 一般の任務

自衛隊の災害派遣部隊は、緊急性、公共性、非代替性を重視して、関係機関と緊密な連携の下に救助活動等を実施する。

(2) 災害派遣時に実施する救援活動等

災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりとする。

イ 被害状況の把握

ロ 避難の援助

ハ 遭難者等の捜索援助

ニ 水防活動

ホ 消防活動の支援

ヘ 道路又は水路の啓開

ト 応急医療、救護及び防疫

チ 人員及び物資の緊急輸送

リ 炊飯及び給水。

ヌ 援助物資の無償貸付又は譲与

- ル 危険物の保安及び除去
- ヲ その他

(3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市町村長等、警察官及び海上保安官がその場にはいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市町村長に通知する。なお、当該措置に伴う補償等については、法令に定めるところによる。

- イ 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令
- ロ 他人の土地等の一時使用等
- ハ 現場の被災工作物等の除去等
- ニ 住民等を応急措置の業務に従事させること
- ホ 通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置

(4) 陸上自衛隊の災害派遣主要器材等

作業区分	器 材 名		主 要 作 業 内 容
交 通 等	ド ー ザ	小 型	1. 土砂の切取り、盛土 2. 側溝掘削 3. 土砂運搬 4. 地ならし
		中 型	
		大 型	
		バスケットローダ	1. 土砂運搬、車両等への積込み 2. 軽易な地ならし、土砂の切り取り
		クレーダ	1. 整地 2. 道路舗装 3. 側溝掘削 4. 除雪
		トラッククレーン (20トン)	1. 重量物の吊り上げ(クレーン) 2. 土砂掘除、積込み(ショベル、その他)
	ダン プ	2・1/2トン 3・1/2トン	土砂運搬
		4 ト ン	
		油 圧 シ ャ ベ ル	側溝掘削
		橋 (人 員 用)	人員の通過
橋 (車 両用)	鋼製道板橋 (M Z)	車両の通過	
	浮のう橋 (M 4 A Z)	〃	
	自 走 架 柱 橋	〃	
	自 走 浮 橋	〃	
	ポ ー ト	人員、物量の水陸輸送	
給水給食	浄 水 セ ッ ト	浄水 (1 セットの展開に約10m ² の地積が必要)	
	野 外 炊 事 1 号	給食	
消 毒 ・ 衛 生	除 染 車		
	化 学 加 熱 器		
	噴 霧 器	背 負 式	
		車 載 式	
		動 力 I 型	
	入 浴 セ ッ ト		入浴
洗 濯 セ ッ ト		洗濯	

6 陸上自衛隊航空機と地上との交信方法

陸上自衛隊西部方面隊航空機と地上との交信方法は、次によるものとする。

地上からの航空機に対する信号の種類

旗の識別	事 態	事 態 の 内 容	希 望 事 項
赤 旗	緊急事態発生	人命に関する非常事態 (急患又は緊急に手当を要する負傷者) が発生している。	緊急着陸又は隊員の降下を乞う。
黄 旗	緊急事態発生	食料又は飲用水の欠乏等異常が発生している。	役場又は警察官に連絡を乞う。 できれば通信筒をつり上げてもらいたい。
青 旗	異常なし	別段の異常は発生していない。	特に連絡する事項はない。

7 災害派遣の撤収要請

- (1) 派遣の目的を完了し、またその必要がなくなった場合は、知事等は自衛隊に対し撤収の要請をするものとする。
- (2) 撤収要請は、電話等をもって報告した後、速やかに文書をもって要請するものとする。

8 経費負担区分

派遣部隊が活動した経費のうち次の事項については、通常派遣を受けた側の負担とする。
細部については、その都度災害派遣命令者と知事が協議して定めるものとする。

- (1) 派遣部隊の連絡班等のための宿泊施設の借上料、電話の設置費及び通話料金
- (2) 派遣部隊の宿舎に必要な土地、建物等の借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、汲取料、電話及び入浴料等
- (4) 派遣部隊の救援活動に提供する資材、器材等の購入、借上又は修理費
- (5) 無作為による損害の補償
- (6) その他協議により決定したもの

第10節 技術者、技能者及び労働者の確保計画

災害応急対策の実施等のため必要な技術者、技能者及び労働者等の確保(大分労働局を通じての確保及び法に基づく従事命令による確保)は、この計画に定めるところによって行うものとする。

＜ ＞内は主管課等

*原則として、必要な技術者、技能者及び労働者の確保は、それぞれの防災機関において行うものとし、県は関係機関の要請に応じて、これらの者の供給斡旋を行うものとする。

*市町村その他の防災機関からの人員の確保要請を受け付ける。

＜商工労働部労政能力開発課＞

1 技術者、技能者及び労働者の確保体制

災害時に必要な技術者、技能者及び労働者等の確保は、それぞれの防災機関において実施するものとし、県は関係機関の要請に応じて、これらの者の供給斡旋を行うものとする。

2 県の技術者、技能者及び労働者の確保対策

県による技術者、技能者及び労働者の確保は、各部等がそれぞれ行うこととするが、その確保が困難な場合、また、市町村その他の防災機関から要請があった場合には、次のように対処する。

(1) 災害応急対策の遂行に必要な人員の確保状況の把握

イ 各課は、人員の確保が必要な場合、各部局等の主管課にその旨を連絡する。

ロ 商工労働部労政能力開発課は、市町村その他の防災機関から人員の確保要請を受け付ける。

(2) 各部等における人員の確保

イ 各部局等の主管課は、庁内他部局の職員の応援を求める場合は総合情報室を通じて総務部人事課に調整を求める。

ロ 各部局等の主管課は、国、他都道府県、市町村の職員の応援を求める場合は、総合情報室を通じて総務部人事課に調整を求める(第7節参照。)

ハ 各部局等の主管課は、イ、ロによっても人員を確保できない場合、商工労働部労政能力開発課に対して所要人員の確保を求める。

ニ 各部局等の主管課は、イ、ロ、ハによっても人員の確保が困難な場合、又は緊急を要する場合は、総合情報室に対して災害対策基本法、災害救助法に基づく人員の確保((4)及び(5))を求める。

(3) 商工労働部労政能力開発課における人員の確保

- イ (1)のロ、(2)のハの場合、商工労働部労政能力開発課は大分労働局に対して、所要人員の確保を求める。
- ロ 商工労働部労政能力開発課は、イによっても所要人員の確保が困難な場合、又は緊急を要する場合は、総合情報室に対して災害対策基本法、災害救助法に基づく人員の確保((4)及び(5))を求める。

(4) 技術者、技能者の強制確保

知事は、技術者、技能者を確保するため特に必要がある場合は、災害対策基本法第71条又は災害救助法第24条の規定に基づき従事命令等を執行してその確保を図る。

[災害対策基本法第71条]

(都道府県知事の従事命令等)

第71条 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、第50条第1項第4号から第9号までに掲げる事項について応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第24条から第27条までの規定の例により、従事命令、協力命令若しくは保管命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し、若しくは収容し、又はその職員に施設、土地、家屋若しくは物資の所在する場所若しくは物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせ、若しくは物資を保管させた者から必要な報告を取ることができる。

2 前項の規定による都道府県知事の権限は、政令で定めるところにより、その一部を市町村長に委任することができる。

[災害救助法第24条]

第24条 都道府県知事は、救助を行うため、特に必要があると認めるときは、医療、土木建築工事又は輸送関係者を、第31条の規定に基く厚生労働大臣の指示を実施するため、必要があると認めるときは、医療又は土木建築工事関係者を、救助に関する業務に従事させることができる。

②地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）は、都道府県知事が第31条の規定に基く厚生労働大臣の指示を実施するため、必要があると認めて要求したときは、輸送関係者を救助に関する業務に従事させることができる。

③第1項及び第2項に規定する医療、土木建築工事及び輸送関係者の範囲は、政令でこれを定める。

④第23条の2第2項の規定は、第1項及び第2項の場合に、これを準用する。

⑤第1項又は第2項の規定により救助に従事させる場合においては、その実費を

弁償しなければならない。

(5) 災害救助法に基づく労働者の雇上げ

災害救助法が適用された場合、被災者の救助を実施するため必要な労働者は、知事が次の要領でこれを確保するものとする。

イ 労働者雇用の範囲

種 別	内 容
被災者の避難	・災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるため雇い上げるもの。
医療助産のための移送	・救護班では処置できない重症患者または救護班が到着するまでの間医療措置を講じなければならない患者を病院、診療所へ運ぶためのもの。 ・救護班によって医療、助産が行われる際の医師、助産師、看護師等の移動に伴い必要なもの。 ・重傷ではあるが、今後は自宅療養によることとなった患者の輸送のため必要なもの。
被災者の救出	・被災者の救出行為に必要なもの。 ・救出に要する機械、器具、その他の資料を操作し、又は後始末をするためのもの。
飲料水の供給	・飲料水を供給するためのもの。 ・飲料水を供給するための機械、器具の運搬、操作を行うためのもの。 ・飲料水を浄水するための医薬品等の配布を行うためのもの。
救助物資の整理、輸送及び配分	・救済用物資の種別、地区別区分、整理、保管の一切に要するもの。 ・救済用物資を送達するための荷物の積卸、上乗り及び運搬に要するもの。 ・救済用物資の被災者への配布に要するもの。 (注) 他の法令等によりその費用が措置される物資又は各救助を実施するため支出できる費用に含まれる資材等はここの賃金職員等雇上費としては認められない。
死体の捜索	・死体の捜索行為に必要なもの。 ・死体の捜索に要する機械、器具、その他の資材の操作又は後始末を行うためのもの。
死体の処理 (埋葬を除く)	・死体の洗浄、消毒等の処置をするためのもの。 ・死体を仮安置所等まで輸送するためのもの。

(注) 上記のほか激甚災害等特殊な場合には、厚生労働大臣の承認を得てこれらの例外として、次に掲げる労働者の雇い上げを実施する。

(イ) 「死体埋葬のための労働者」

(ロ) 「炊出しのための労働者」

(ハ) 「避難所開設・応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理等の資材を輸送するための労働者」

ロ 期間

それぞれの救助の実施が認められている期間とする。ただし、これにより難しい場合は、厚生労働大臣の承認を得て期間を延長するものとする。

第11節 ボランティアとの連携計画

本計画は、被災者・被災地のニーズに最大限に応えられるよう、ボランティアと積極的な連携を図るための体制等について定める。

＜ ＞内は主管課等

○組織体制の確立

□ボランティア支援班の設置＜被災者支援室＞

○ボランティア活動の支援

□関係団体の行うボランティア活動に関する総合調整活動の支援＜被災者支援室＞

□被災状況、避難場所、必要な救援活動などの情報提供＜被災者支援室＞

※被災者支援室は災害対策本部に必要に応じて設置

1 基本方針

大規模な災害の発生時には、各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方、その活動環境が十分に整備されないと、この善意が効果的に活かされない。

そこで、県及び市町村では、大規模な災害の発生時において、ボランティア活動の独自の領域と役割に留意しながら、ボランティアの参加を促すとともに、その活動が円滑かつ効果的に行われるよう環境整備を行い、相互協力の体制を構築する。

2 県の組織体制

災害により被害が発生し、災害応急対策の実施が必要と認められる場合には、必要に応じて設置する被災者支援室にボランティア支援班を置き、ボランティアへの情報提供等県のボランティアに関する総合窓口としての活動を行う。

3 ボランティア活動の支援

県及び市町村は、日本赤十字社大分県支部や社会福祉法人大分県社会福祉協議会などの関係団体の行うボランティア活動に関する総合調整活動を支援するとともに、次の事項について配慮するものとする。

(1) 情報の提供

イ ライフライン・公共機関の復旧、交通規制の状況及び行政政策の動向など、各種ボランテ

ィア活動に必要な情報をボランティア団体に的確に提供する。

ロ 情報の共有を図るため、大分県災害ボランティアセンターや市町村ボランティアセンターは、県に対し必要な情報を提供するものとする。

(2) 活動拠点の提供

被災地もしくは被災地周辺にボランティアの活動拠点の提供に努める。

(3) 活動資材の提供

ボランティア活動拠点における、必要な各種資機材の提供に努める。

4 ボランティア活動の内容

ボランティアの活動内容としては、次のことが考えられる。

(1) 専門ボランティア

1. 災害救助活動等に関して資格や技術を要する専門的な作業
2. 医療、救護
3. 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
4. 外国人に対する通訳
5. 被災建築物の応急危険度判定や急傾斜地の危険度判定 等

(2) 一般ボランティア

1. 炊き出しその他の災害救助活動
2. 清掃及び防疫
3. 応急復旧現場における危険を伴わない作業
4. 災害時要援護者に対する介護 等

第12節 帰宅困難者対策計画

都市には、通勤・通学、買い物、旅行者等の多くの人が入り、滞在しているが、大規模な災害が発生した場合、交通機能停止等により自力で自宅に帰ることができない人々（以下「帰宅困難者」という。）が多数発生することが予想される。本計画では、このような帰宅困難者への対応等について定める。

＜ ＞内は主管課等

○交通情報の収集・提供、徒歩帰宅者に対する情報提供地点の確保及び誘導＜総合情報室＞

○帰宅のための支援方針の決定＜総合情報室＞

○バス、海上及び水上輸送等の代替交通手段の確保のための交通事業者との調整

＜企画振興部＞

○帰宅途中で救護が必要になった人の救護、避難所等への誘導＜福祉保健部＞

1 基本方針

帰宅困難者への対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、避難場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたる。

このため、事業所や学校などの組織では、災害発生時には、組織の責任において安否確認や交通情報等の収集を行い、災害状況を十分に見極めたうえで、従業員、学生、顧客等の扱いを検討し、帰宅するものについては安全確保に留意して、速やかに順次帰宅させるものとする。

帰宅困難者対策は、行政のエリアを越え、かつ多岐にわたる分野に課題が及んでいることから、県や市町村、事業所、防災関係機関が相互に連携・協力し、災害発生時における交通情報の提供、水・食料の提供、従業員や学生等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

2 対策の実施

(1) 県民、事業所等への啓発

県、市町村、及び防災関係機関においては、県民に対して、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認等について必要な啓発を図るものとする。また、事業所に対しても、各種の手段により、事業者の責務の啓発を図るものとする。

(2) 情報収集伝達体制の確立

県、市町村、防災関係機関において、鉄道運行状況、道路交通情報等の情報収集伝達体制の構築を図るものとする（第4節）。

また、県及び市町村は、幹線道路沿いを中心に、徒歩帰宅者に対して情報提供拠点等の確保を図るものとする。

(3) 代替交通手段の確保

県及び市町村は、帰宅のための支援方針を決定するとともに、鉄道途絶等の際は、バス運送海上及び水上交通など、代替交通手段を確保するため、必要に応じて九州運輸局、隣接県（市町村）及び交通事業者と調整を図るものとする。

(4) 救援対策の実施

県及び市町村は、帰宅途中で救護が必要になった人への救護対策を検討するものとする。

(5) 安否確認手段の確保

個人の安否確認手段として、西日本電信電話㈱が提供する災害用伝言ダイヤルの普及・啓発を図る。また、ラジオやテレビによる安否情報など、放送メディアの活用を促進を図るものとする。

第13節 応急用・復旧用物資及び資機材調達供給計画

災害に際し、必要とする応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給は、この計画の定めるところにより実施する。

＜ ＞内は主管課等

* 必要な応急用・復旧用物資及び資機材は、それぞれの防災機関において調達供給を実施するものとし、県は関係防災機関からの要請等に応じて、当該物資の生産、販売集荷等を行う業者に協力を求めて、調達供給を実施する。

* 市町村その他の防災機関からの応急用・復旧用物資及び資機材の調達確保要請の受け＜ 商工労働部商工労働企画課又は被災者支援室＞

* 応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給＜各課、商工労働部商工労働企画課＞

1 応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給の基本方針

災害時において、必要な応急用・復旧用物資及び資機材は、それぞれの防災機関において調達供給を実施するものとし、県は関係防災機関からの要請等に応じて、当該物資及び資機材の生産、販売集荷等を行う業者に協力を求めて、調達供給を実施するものとする。ただし、大規模な災害の発生等により、特に必要があると認めるとき、又は緊急に確保する必要があるときは、法令の規定に基づき関係業者等に対しこれらの物資及び資機材の保管を命じ、又は収容のうえ調達供給する。

2 県における応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給対策

県の応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給は、各部局がそれぞれ行うこととするが、その確保が困難な場合、また、市町村その他の防災機関から要請があった場合には、次のように対処する。

(1) 各部局における応急用・復旧用物資及び資機材調達確保が困難な場合

イ 庁内他部局又は指定地方行政機関からの調達

各課は、独自の調達確保が困難な場合、各部局等の主管課にその旨を連絡する。各部局等の主管課は、庁内他部局又は指定地方行政機関の保有する応急用・復旧用物資及び資機材の供給を求める。

ロ 流通在庫又は生産業者からの調達

県は、あらかじめ流通業者と締結した協定等に基づき、以下のとおり調達確保を図る。

- (イ) 各課の所掌事務と密接に関わる流通業者及び生産業者（以下「流通業者等」という。）から調達すべき応急用・復旧用物資及び資機材については、各課において調達を図る。
- (ロ) 前記(イ)以外の流通業者等から調達すべき応急用・復旧用物資及び資機材については、商工労働部商工労働企画課において調達を図る。
- (ハ) 被災者支援室（物資供給調整班）が設置された場合は、前記(イ)、(ロ)にかかわらず、被災者支援室（物資供給調整班）が各課から応急用・復旧用物資及び資機材の調達要請を受け付けて調整し、各課において調達を図る。なお、被災者支援室（物資供給調整班）は、供給計画を作成し、関係課に配付するとともに、その進行管理を行う。
- ハ 県内市町村、九州・山口各県、他都道府県への応援要請
「第2章第8節 広域応援体制の確立計画」に準ずる。

(2) 市町村その他の防災関係機関から要請があった場合

イ 流通在庫又は生産業者からの調達

県は、あらかじめ流通業者と締結した協定等に基づき、以下のとおり調達を図る。

(イ) 商工労働部商工労働企画課がとる措置

商工労働部商工労働企画課は、市町村その他の防災機関から応急用・復旧用物資及び資機材の調達要請を受け付け、下記のとおり対処する。

- ① 各課の所掌事務と密接に関わる流通業者等から調達すべき応急用・復旧用物資及び資機材については、各課において調達を図るよう要請する。
- ② 前記(イ)以外の流通業者等から調達すべき応急用・復旧用物資及び資機材については、商工労働部商工労働企画課において調達を図る。

(ロ) 被災者支援室（物資供給調整班）がとる措置

被災者支援室（物資供給調整班）が設置された場合は、前記(イ)にかかわらず、被災者支援室（物資供給調整班）が市町村その他の防災機関から応急用・復旧用物資及び資機材の調達要請を受け付けて調整し、各課において調達を図る。なお、被災者支援室（物資供給調整班）は、供給計画を作成し、関係課に配付するとともに、その進行管理を行う。

ロ 県内市町村、九州・山口各県、他都道府県への応援要請

「第2章第8節 広域応援体制の確立計画」に準ずる。

(3) 応急用・復旧用物資及び資機材の調達供給順序

応急用・復旧用物資及び資機材は、県内業者等により調達供給し、さらに不足するものについては県外業者等から調達供給するものとする。なお、県外業者等から調達供給する場合は、当該地の都道府県知事又は九州経済産業局長に依頼する。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

3 指定地方行政機関が実施する物資及び資機材の調達措置

- (1) 指定地方行政機関は、県の行う物資及び資機材の調達供給措置に協力する。
- (2) その他の防災機関において、応急用・復旧用物資及び資機材の確保が著しく困難であるため、応急措置の実施に支障をきたすおそれがあると認めるときは、知事又は指定地方行政機関の長に対し必要な物資及び資機材の調達斡旋を求め、その調達供給を行う。
- (3) 九州経済産業局は、防災関係物資及び資機材の適正な価格による円滑な供給の確保を図るため必要な措置を行うものとする。

第14節 交通確保計画

災害時において、交通施設の被害状況を迅速に把握し、これに対する応急措置の実施等はこの計画の定めるところによって行うものとする。

＜ ＞内は主管課等

○主要道路の被災状況の把握及び応急復旧＜土木事務所＞

□主要道路のパトロール＜土木事務所＞

□被災場所又は交通上支障のある場所の土木建築部への報告（第4節参照）

＜土木事務所＞

□被災場所又は交通上支障のある場所の所轄警察署への通報

＜土木事務所＞

□主要道路の被災状況の旅客運送機関への連絡＜土木事務所＞

□被災場所又は交通上支障のある場所の応急措置＜土木事務所＞

* 市町村、その他の道路管理者も同様の措置。

○主要道路の被災状況の総合情報室への報告（第4節参照）＜土木建築部道路整備促進室＞

○主要道路の被災状況の一般への周知（第4節参照）＜土木建築部道路課＞

○交通規制の実施＜警察本部＞

□交通状況の収集（第4節参照）＜警察本部＞

□必要な交通規制の実施＜警察本部＞

* 海上交通規制については、海上保安部（港長）が実施する。

1 交通確保の基本方針

交通の確保は二災害応急対策全般の成果に大きな影響を与えるものである。そのため、交通施設の管理者等においては、災害発生直後から関係機関の協力を求めて、迅速・的確な交通の確保を図るものとする。

2 主要道路の被災状況通報連絡及び応急措置の体制

(1) 市町村における措置

- イ 災害が発生した場合は、速やかに区域内の緊急輸送路線(第15節緊急輸送計画に定める緊急輸送路線とする。以下同じ)及びその他の主要道路の被災状況(破損、決壊、流出等)を把握する。
- ロ 区域内の緊急輸送路線の被災箇所を発見した場合は、その状況を速やかに道路管理者並びに警察署に通報するとともに、所管の土木事務所に通報し、当該道路管理者と連携して代替道路の確保などその応急措置の実施に努めるものとする。この場合、当該道路において旅客運送を営む機関がある場合においては、その状況を当該機関に通報するように努めるものとする。応急措置が完了し交通上支障がなくなった場合もまた同様とする。

(2) 県における措置

イ 土木事務所における措置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、所管区域内の緊急輸送路線及びその他の主要道路について積極的にパトロール等を実施し、被災箇所を発見した場合は、その状況を速やかに道路管理者並びに所轄の警察署に通報する。そして、当該道路管理者と連携して、緊急輸送道路の確保を最優先に建設業者等との間の応援協定等に基づき、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努め、応急復旧等を実施するとともに、被災地以外の物資輸送等を円滑に実施するため広域輸送ルートを設定し、その確保に努めるものとする。この場合、当該道路において旅客運送を営む機関がある場合においては、その状況を当該機関に通報するように努めるものとする。応急措置が完了し交通上支障がなくなった場合もまた同様とする。

ロ 土木建築部における措置

- (イ) 土木事務所等から主要道路の交通支障に関する報告又は通報を受けた場合は、総合情報室に報告するとともに、これに対する必要な指示又は要請を行う。
- (ロ) 把握した情報は、企画振興部広報広聴班課を通じて、一般にその状況を周知させるものとする。

(3) その他の機関における措置

九州地方整備局各事務所、西日本高速道路株式会社等においてもその管理する主要道路で、災害のため交通上支障が生じた場合、その状況を土木建築部に通報し応急措置に努めるとともに、所轄の警察署に対して通報する。

3 災害時における交通規制

(1) 道路交通の規制対策

イ 交通状況の収集

- (イ) 警察機関は、関係機関の協力を得て常に県内の交通事情を収集し、その状況を一般の公表に付すものとする。
- (ロ) 土木建築部は常に警察機関と協力して所管区域内の交通事情の収集、把握とその復旧に努めるものとする。

ロ 交通規制措置

(イ) 交通規制の法的根拠

災害時の交通規制は、次の法令の規定に基づき実施する。

規制を実施するもの	規制の内容	規制の理由等	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止又は制限	県内の道路に災害による損壊等危険な状態が発生した場合において、その危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があるとき	歩行者等	道路交通法4条1項
	同上	県内又は隣接県に災害が発生した場合に災害応急対策に必要な物資等の緊急輸送を確保するため必要があるとき	緊急輸送車輜以外	災害対策基本法76条
警察署長	通行の禁止又は制限	所轄区域内の道路に災害による損壊等危険な状態が発生した場合において、その危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があるとき	歩行者等	道路交通法5条1項
警察官	同上	災害発生時において、車両等の通行が著しく停滞し、又は混雑するおそれがあり、道路における交通の円滑を図るため、やむを得ないと認めるとき	車両	道路交通法6条2項
	同上	災害発生時において道路の損壊その他の事情により緊急措置を行う必要があるとき	歩行者車両等	道路交通法6条4項
道路管理者	同上	道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であるとき	同上	道路法46条1項

(ロ) 災害応急対策のための交通規制

① 緊急通行車両以外の交通規制

大分県公安委員会は、大分県又はこれに隣接し若しくは近接する県の地域に係る災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条第1項の規定により、次に掲げる路線の交差点から道路の区間(災害が発生し、又は発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあっては、区域又は道路の区間)を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。

路 線	交 差 点	警 察 署	規 制 内 容
国道10号	* 山国大橋 豊陽	中 津	◎緊急通行車両以外 の通行禁止・制限 ◎一般車両の迂回、 誘導
	* 新山国橋		
	佐野入口 岩崎	宇 佐	
	堀	日 出	
	九州横断道路入口 富士見通り	別 府	
	西生石 大道陸橋北 金池1丁目	大 分 中 央	
	府内大橋南筒井	大 分 南	
	久原	豊 後 大 野	
番匠 * 大原	佐 伯		
国道57号	* 下菅生	竹 田	
国道210号	* 高井町 小ヶ瀬	日 出	
	新長野	玖 珠	
	水分峠 医大挾間入口	大 分 南	
	羽屋	大 分 中 央	
その他警察署長が必要と認める路線・交差点			

*印のある交差点は、県境規制と兼ねる。

(ハ) 緊急交通路確保のための措置

① 警察官等の措置命令等

警察官(警察官がその場にいらない場合に限り、自衛官及び消防吏員。以下「警察官等」という。)は、通行禁止等に係る区域又は道路の区間(以下「通行禁止区域等」という。)において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、災害対策基本法第76条の3第1項及び第2項の規定により、次の措置をとるものとする。

- ・当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動し、又は必要な措置を命ずること。
- ・上記の措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいらないために当該措置をとることができないときは、自ら当該措置をとること。
- ・上記の措置をとる場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両

その他の物件を破損すること。

(二) 車両の運転者の責務の周知徹底

警察、県、市町村等は、災害発生時に運転者がとるべき措置について、以下の事項を周知徹底するものとする。

- ① 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動すること。
 - ・できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。
 - ・停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
 - ・車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。
やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
- ② 避難のために車両を使用しないこと。
- ③ 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内に至る運転者は次の措置をとること。
 - ・速やかに、車両を次の場所に移動させること。
 - 道路の区間を指定して交通規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
 - ・速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
 - ・通行禁止区域等内において、警察官等の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において車両等を破損することがあること。

(2) 海上交通規制対策

イ 被災区域の交通規制

災害により航路障害となる事態が発生し、港内において船舶交通の安全確保のため必要がある場合は、海上保安部(港長)において航路又は区域を指定し、船舶の航泊を禁止し又は制限する。

ロ 交通規制の周知

交通規制の伝達方法は、巡視船艇により実施するほか、報道機関に協力を求めるものとする。

第15節 緊急輸送計画

災害に対して必要な応急対策要員の移送、応急対策用資機材、生活必需物資等の緊急輸送は、この計画の定めるところによって迅速かつ的確に実施する。

＜ ＞内は主管課等

* 災害対策要員や、災害応急対策用資機材、生活必需品等の緊急輸送は、当該災害の応急措置を実施する防災機関がその全機能をあげて実施するものとする。

交通規制が実施された場合

○緊急通行車両の確認＜警察本部、会計管理局用度管財課＞

□届出済車両の迅速な確認措置＜警察本部＞

□県有車両の迅速な確認措置＜会計管理局用度管財課＞

○緊急通行車両の確保＜会計管理局用度管財課＞

□県有車両の確保＜会計管理局用度管財課＞

□県有以外の民間車両の確保及び迅速な確認措置＜会計管理局用度管財課＞

○迂回路の明示・道路管理者への通知＜警察本部＞

必要に応じて

○災害救助法による輸送措置＜福祉保健部福祉保健企画課＞

○緊急輸送基地の設定＜総合情報室＞

○その他必要な輸送手段の確保

□防災ヘリコプターの出動＜総合情報室＞

□漁船の確保＜農林水産部漁業管理課＞

□自衛隊ヘリコプターの派遣要請＜総合情報室＞

□海上保安部巡視船艇の派遣要請＜総合情報室＞

□その他民間ヘリコプター、船舶等の借り上げ＜総合情報室＞

1 緊急輸送の責任体制

災害対策要員や、災害応急対策用資機材、生活必需品等の緊急輸送は、当該災害の応急措置を実施する防災機関がその全機能をあげて実施するものとする。この場合、被災者の避難、傷病者の収容等に関する緊急輸送は、第一次的に市町村が市町村地域防災計画の定めるところによって実施するものとし、他の防災機関は、市町村が実施するこれらの緊急輸送に積極的に協力するものとする。

2 緊急輸送の方法

緊急輸送は、次のうち最も適切、かつ迅速に行われるもの又はそれらの組合せの方法を用いて実施するものとし、当該輸送を実施する機関が災害の状況に応じて決定するものとする。

ただし、災害の状況により道路交通が途絶した場合のほかは、車両によって輸送を行うものとする。

- (1) 車両による輸送(道路、鉄軌道によるもの)
- (2) 船舶による輸送(海上、河川によるもの)
- (3) 航空機による輸送(空中によるもの)
- (4) 人力による輸送

3 緊急輸送の基準

緊急輸送は、おおむね次の基準により他の輸送に優先して実施するものとする。

(1) 第一段階

- イ 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- ロ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ハ 災害対策要員、情報通信、電力・ガス・水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員、物資等
- ニ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- ホ 緊急輸送に必要な道路や防災上の拠点となる施設の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第二段階

- イ (1)の続行
- ロ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ハ 被災地外へ搬送する傷病者及び被災者
- ニ 輸送施設(道路、港湾、漁港、ヘリポート等)の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第三段階

- イ 上記(2)の続行
- ロ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ハ 生活必需品

4 緊急輸送道路ネットワークの構築

災害時における交通の確保は、救助・救急・医療活動の迅速化、被害の拡大防止、緊急物資の供給等の応急対策の成否に関わる重要な課題である。災害直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するためには、災害時にネットワークとして機能することが重要となる。このため、ネットワークとしての機能確保と多重性・代替性の確保に留意して策定した「大分県緊急輸送道路ネットワーク計画」に基づき、緊急輸送道路の整備を計画的に推進する。

(1) 広域緊急輸送路の指定

大規模な災害時における県内の緊急輸送業務の円滑を期するため、あらかじめ指定する緊急輸送路(代替路線を含む。)は次のとおりである。

イ 幹線路線

- (イ) 九州横断自動車道 (福岡県境～大分市)
- (ロ) 国道10号 (宮崎県境～大分市)
- (ハ) 国道10号(宇佐別府道路) + 九州横断自動車道 (福岡県境～大分市)
- (ニ) 国道57号 (熊本県境～大分市)

ロ 代替路線(幹線路線が被災し通行不能となる場合、これに代わる道路)

- (イ) 国道10号 + 国道213号 (福岡県境～大分市)
- (ロ) 国道210号 (福岡県境～大分市)
- (ハ) 県道別府一の宮線 (熊本県境～別府市)
- (ニ) 国道326号 (宮崎県境～大分市)

(2) 緊急輸送基地等の設定

大規模な災害時における県内の緊急輸送業務の円滑を期するため、総合情報室は、おおむね次の市町に緊急輸送基地を設置するものとする。緊急輸送基地は、物資、資機材の集積所及び輸送連絡所とし当該市町又は県が輸送関係機関等の要請に基づき、又は特に必要があると認める場合に設置するものとする。

設置場所	主要輸送地域	主要輸送区分	担当及び協力
大分市	県内一円	大分駅 大分港 国道10号 国道57号 国道197号 国道210号 国道442号	大分市 大分県

事故等災害対策編 第3部 共通する災害応急対策計画

		九州横断自動車道	
別府市	県内一円 (国東市・姫島村・杵築市・日出町の全部、宇佐市・由布市・玖珠郡の一部)	自衛隊ヘリポート 別府港 国道10号 県道別府一の宮線 国道213号 九州横断自動車道 別府駅	別府市 大分県 東部振興局
中津市	県北一円 (中津市・宇佐市のほぼ全部、豊後高田市の全部)	城北中学校ヘリポート 中津総合運動場ヘリポート中津港 中津駅 国道10号 国道212号 国道213号	中津市 大分県 北部振興局
佐伯市	県南一円 (津久見市・臼杵市の全部)	海上自衛隊ヘリポート 佐伯駅 佐伯港 国道217号 国道10号 県道佐伯蒲江線	佐伯市 大分県 南部振興局
日田市	県西一円 (玖珠郡のほぼ全部、中津市の一部)	三隈中学ヘリポート 日田駅 国道210号 国道212号 九州横断自動車道	日田市 大分県 西部振興局
国東市	県内一円	大分空港 国道213号	国東市 大分県 東部振興局
豊後大野市	県内一円	大分県中央空港 国道57号	豊後大野市 大分県 豊肥振興局

5 緊急輸送の調整

大規模な災害における応急用・復旧用物資及び資機材の緊急輸送は、おおむね次の例により誘導指示を実施するものとし、誘導指示を受けた他の防災機関は、原則として、これに協力するものとする。

- (1) 市町村の区域内における輸送経路、輸送場所及び配送配分については警察署及び市町村。
- (2) 県内市町村間又は県外からの輸送経路、輸送場所又は転送については警察本部、警察署及び県(総合情報室)。

6 輸送実施機関の相互協力

広範囲にわたる災害時に応急用・復旧用物資及び資機材を緊急輸送する場合は、関係防災機関は相互に協力するものとし必要に応じてその車両人員等を他の機関の応援のため派遣するものとする。なお、防災機関が緊急輸送を実施する場合は、公安委員会に対しあらかじめ緊急輸送の日時、発着地、経路、理由、輸送品目等を申し出て当該輸送区間における緊急車両以外の車両通行禁止又は制限を申し出るものとする。

7 県が実施する緊急輸送

(1) 災害救助法の規定による緊急輸送

災害救助法が適用された場合の緊急輸送は、福祉保健部福祉保健企画課が他の部局及び機関の協力を求めてこれを実施する。ただし、事態が急迫したため、知事の輸送措置を待ついとまがないとき又は特別な事情があるときは、次の基準により市町村長が知事の委任を受けて、これを実施する。

イ 輸送の範囲とその期間

輸 送 の 範 囲		輸 送 実 施 の 認 め ら れ る 期 間
被災者の避難に関する輸送(資機材人員輸送)		災害が発生し又は災害が発生しようとする1両日
医療に関する輸送(人員輸送)		発生の日から14日以内
助産に関する輸送(〃)		〃 13日以内
被災者の救出に関する輸送(人員資機材輸送)		〃 3日以内
飲料水の供給に関する輸送(飲料水、ろ水器等、資機材輸送)		〃 7日以内
救 援 用 物 資 輸 送	炊出し用食糧、調味料及び燃料等の輸送	〃 7日以内
	医薬品及び衛生材料の輸送	〃 14日以内
	被服、寝具、その他の生活必需品の輸送	〃 10日以内
	学用品の輸送	教科書については災害発生の日から1ヶ月以内 その他は15日以内
死体の捜索に関する輸送(捜索と必要な人員、資機材輸送)		発生の日から10日以内
死体の処理に関する輸送(埋葬を除く)		〃 10日以内

ロ 輸送に要する経費の基準

当該地域における通常の実費とし、おおむね次の経費とする。

- (イ) 輸送費(運賃)
- (ロ) 借上料

- (ハ) 燃料費
- (ニ) 消耗品器材
- (ホ) 修繕料

ハ 輸送実施市町村長の措置

災害救助法に基づく輸送の実施についての必要な帳簿、証拠書類を整理保存する。

(2) 緊急通行車両の確認措置

県は、交通規制が実施された場合の緊急通行車両の確認を次のとおり実施する。

イ 緊急通行車両の確認(災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)第33条)は次の部局において実施する。

- (イ) 知事部局・・・生活環境部防災危機管理課
- (ロ) 公安委員会・・・県警察本部、警察署、交通検問所

ロ 緊急通行車両の確認を実施する場合、届出済証の交付を受けている車両については他に優先して行い、確認のために必要な審査は省略する。

ハ 緊急通行車両であることの確認を行った場合は、災害対策基本法施行規則(昭和37年総理府令第52号)別記様式第2の標章及び第3の緊急通行車両確認証明書を交付する。

ニ 確認を行う車両は、国、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関が災害応急対策を実施するために必要な車両とする(自己保有、他者保有を問わない。)

(3) 緊急輸送実施体制

県が緊急輸送を実施する場合の体制は、おおむね次による。

この場合の車両等の確保は県有車両を主体に不足分は民間営業用のものを借り上げ、さらに不足する分は民間自家用のものを借り上げるものとする。

イ 車両の確保配車

車両(県有車両、県有車両以外)の確保は、会計管理局用度管財課が担当し、他部局からの要請に応じて配車等を行うものとする。なお、交通規制が実施されている場合、事前届出を行っていない車両も含め生活環境部防災危機管理課と連携して迅速な緊急通行車両の確認措置をとる。

ロ その他の輸送手段の確保はそれぞれ次のとおりとする。

- (イ) 防災ヘリコプター:総合情報室
- (ロ) 漁船等:農林水産部漁業管理課
- (ハ) 自衛隊ヘリコプター:総合情報室
- (ニ) 海上保安部巡視船艇:総合情報室
- (ホ) その他民間ヘリコプター、船舶等:総合情報室

ハ 輸送の方法

各部局、地方機関は緊急輸送を実施するため、必要がある場合は輸送班を編成し、輸送の迅速かつ的確な実施について必要な措置をとるものとする。

(4) 公安委員会の実施する緊急交通路の確保

緊急通行のための通行禁止及び制限等は、おおむね次の方法によって実施する。

- イ 大分県又はこれに隣接し若しくは近接する県に係る地域に災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。
- ロ 緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区域等及び期間を記載した標示を、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、制限しようとする区域又は道路の区間の前面、及びその区域又は道路の区間の必要な地点における道路の中央又は左側の路端に行う。

8 その他の防災機関が実施する緊急輸送協力

- (1) 大分空港事務所は、防災関係機関から航空輸送についての要請があった場合は、航空交通情報システム及び民間航空各社社用通信回線等で関係各社に派遣要請を行い、緊急輸送に協力するものとする。
- (2) 九州運輸局大分運輸支局本庁舎は民間緊急輸送車両の確保を行い、輸送実施機関からの要請に応じて供給又は斡旋する。
- (3) 九州運輸局大分運輸支局海原庁舎は、民間緊急輸送船舶の確保を行い輸送実施機関からの要請に応じて、これを供給又は斡旋する。
- (4) 運送事業を実施する指定公共機関（日本通運株式会社大分支店）及び指定地方公共機関（大分交通株式会社、大分バス株式会社、日田バス株式会社、亀の井バス株式会社、社団法人大分県トラック協会）は、輸送実施機関からの要請に応じて、その輸送業務に積極的に協力するものとする。
- (5) 九州旅客鉄道株式会社大分支社は、輸送実施機関からの要請に応じて、人員の輸送を実施する。輸送実施機関は、発駅、着駅人員等の別のほか臨時列車（希望時刻を申し出る）又は定期列車の別を電話又は書面にて大分支社（運輸課）又は駅に申し込むものとし、15人以上の場合は所定の団体割引の運賃により実施する。
- (6) 日本貨物鉄道株式会社九州支社大分営業支店は、輸送実施機関からの要請に応じて、救援物資の輸送を実施する。輸送実施機関は、災害発生地域等の事項を大分営業支店に申し出るものとし、災害の程度に応じ一定の条件に従って割引運賃により実施する。

第16節 広報広聴・災害記録活動計画

災害に関する広報広聴活動と災害記録活動は、この計画に定めるところによって実施する。

＜ ＞内は主管課等

○広報広聴活動のための活動体制の確立

- 円滑な広報体制の確立と一元的情報提供＜企画振興部広報広聴課＞
- ライフライン関係機関との連絡体制の確立＜企画振興部広報広聴課＞
- 報道機関への協力要請＜企画振興部広報広聴課＞
- プレスルームの設置＜企画振興部広報広聴課＞
- 庁内の複写機、印刷業者の稼働状況の確認＜企画振興部広報広聴課＞

○広報手段・方針の検討及び周知＜企画振興部広報広聴課＞

- 迅速、的確な広報方針及び手続を検討し各部局へ伝達＜企画振興部広報広聴課＞
- * 記者発表、広報誌、チラシ、立て看板等各種広報手段の活用方針と手続を周知。

○広報する情報の集約及び広報＜企画振興部広報広聴課、総合情報室、各部局＞

- 総合情報室、各部における広報情報の集約＜総合情報室、各部局＞
- ライフライン関係機関職員からの情報集約＜企画振興部広報広聴課＞
- 広報の実施＜企画振興部広報広聴課＞

○県民からの通報、問い合わせへの対応＜企画振興部広報広聴課＞

- 専用電話の設置＜企画振興部広報広聴課＞
- 広聴活動の実施及び重要事項の関係部等への伝達＜企画振興部広報広聴課＞

○災害記録活動の展開＜企画振興部広報広聴課＞

- 災害記録活動＜企画振興部広報広聴課＞

1 広報広聴・災害記録活動の基本方針

大規模な災害が発生した場合、県民生活の安定のためには、県民のニーズに対応した情報を、県民が容易に知ることのできる方法で提供することが不可欠である。県では、被災者の情報ニーズを的確に把握し、災害時要援護者へも確実に広報が行われるようボランティア団体とも連携を図りながら、貼り紙、チラシ、立て看板、広報誌、広報車、ラジオ、テレビ、新聞等多様な方法を用いて積極的に広報活動を展開することとする。

また、県民からの通報や問い合わせに対応することは、被災者のニーズの的確な把握に結びつくものであり、的確に処理のできる体制を確立する。

さらに、災害の記録は、応急対策の教訓を見だしそれを将来への財産とするために極めて重要であり、きめ細かく記録するものとする。

2 県の広報広聴・災害記録活動の措置

(1) 活動体制の確立

災害対策本部を設置した場合、県では迅速かつ的確に広報広聴・災害記録活動を行うため、以下の体制をとる。なお、企画振興部広報広聴課は、各部局が行う広報活動の司令塔として、自ら行う広報活動の他、庁内の広報広聴体制の全体調整を行う。

イ 円滑な広報体制の確立と一元的情報提供

県民に対する迅速かつ正確な情報提供を行うため、広報広聴課長は災害対策本部会議に出席し、当会議の決定事項や被害状況などについて一元的かつ効果的な広報活動を展開する。

また、広報広聴課長は常時総合情報室との連携のもとに、最新情報の収集に努める。

ロ ライフライン関係機関との連絡体制の確立

総合情報室は、電気、ガス、水道、通信及び各種交通機関等のライフライン関係機関との間で情報連絡体制を確立する。

ハ 報道機関への協力要請

企画振興部広報広聴課は、迅速かつきめ細かな広報について、報道機関に対して協力の要請を行う。

ニ プレスルーム等の設置

プレスルームを設置し、情報を一元的に発信する。また、専用電話を設置し、県民等からの意見、問い合わせに応じる。設置・運営は、企画振興部広報広聴課が担当する。

ホ 庁内の複写機、印刷機器、印刷業者の稼働状況の確認

企画振興部広報広聴課は、総務部行政企画課、県政情報課及び会計管理局用度管財課と連携し、庁内の複写機、印刷機器及び印刷業者の稼働状況の確認を行い、印刷物による広報活動を迅速に行える体制を整える。

(2) 広報手段・方針の検討及び周知

企画振興部広報広聴課は、災害の状況を踏まえ、当該災害における最も迅速かつ的確な広報の方針及び手続きを検討し、各部へ伝達する。その際には、記者発表、広報誌、チラシ、立て看板等各種広報手段の活用方針と手続きを周知する。

(3) 広報する情報の集約及び広報

- イ 総合情報室、各部は、所管する部局において、その時点で広報すべき情報は何かを検討し、その情報を収集する。
- ロ 企画振興部広報広聴課は、総合情報室からライフライン関係の最新の情報を収集する。
- ハ 総合情報室、各部は、集約された情報を、(2)に基づき広報する。なお、報道機関を通じての広報については、原則として企画振興部広報広聴課に一元化して行うものとする(被害が甚大であり大量の広報を迅速に行う必要がある場合等においては、(2)の検討において総合情報室、各部が独自に対応することも考慮する。)

(4) 広報手段等

主たる広報手段及び広報先は次によるものとし、多様な手段を活用する。

広 報 手 段	広 報 先
口頭、文書、県庁HP	報 道 機 関
電話、庁内放送、各種広報紙、ビデオ、文書、県庁HP	庁 内 連 絡 地 方 機 関
広報車、有線放送、ラジオ、テレビ、各種広報紙、ビデオ、県庁HP	一般住民・被災者
広報車、電話、ラジオ、テレビ、各種広報紙(誌)、ビデオ、文書、県庁HP	公 共 的 団 体 等
口頭、文書、電話、広報紙(誌)、ビデオ、スライド、新聞、スクラップ、県庁HP	中 央 関 係 機 関

(5) 情報、資料の収集及び広報資料の作成

イ 広報上の情報及びその資料の収集

収集事項	収集内容	収集方法
気象情報	1. 情報の出所 2. 情報発表の日時 3. 情報の内容 4. 住民の心構え及び対策	気象予報等の通報伝達に併行して行う。
災害情報及びその資料	1. 情報の出所 2. 情報発生の日時場所 3. 被害の対策、範囲、程度 4. 被害発生経過	災害情報収集に併行して行う。
避難等の措置の状況	1. 情報の出所 2. 避難措置の実施者 3. 避難した地域、世帯、人員 4. 避難先、避難日時 5. 理由及び経過	同上
消防団、水防団、自衛隊等の出動状況	1. 情報の出所 2. 出動機関または出動要請者 3. 出動日時、出動対象、目的 4. 出動人員、指揮者、携行機械器具 5. 経過	同上
応急対策の情報及びその資料	1. 情報の出所 2. 応急対策実施日時、場所 3. 応急対策の内容 4. 実施経過及び効果	同上
その他、災害に関する各種措置の情報	1. 情報の出所 2. 措置の実施者 3. 措置の内容、対象、実施時間 4. 実施理由、経過、効果	同上

ロ 広報資料の作成

災害広報資料は、おおむね次の内容により作成する。

- (イ) 日時、場所、主体、対象、理由、状態
- (ロ) 記事、写真、ビデオ、図表の整備、記事のほか添付資料の整備に留意する。
- (ハ) その他

広報内容に食い違い等が生じないよう各機関との情報及び資料の交換を密にする。

ハ 報道機関に対する情報の提供。

報道機関に提供すべき広報資料は、おおむね次に掲げる事項とする。

- (イ) 災害の発生場所及び発生原因
- (ロ) 災害の種別及び発生日時
- (ハ) 被害の状況
- (ニ) 安否情報
- (ホ) 応急対策の状況

- (へ) 住民に対する避難勧告指示の状況
- (ト) 一般住民並びに被害者に対する協力及び注意事項

ニ 職員に対する広報措置

総合情報室及び各部で行われた広報の内必要と認められるものについては、回覧等の手段を用いて一般職員にも周知する。

(6) 各関係機関等に対する連絡

特に必要がある場合は、県内の公共機関、各種団体、重要な施設の管理者等に対し災害情報を提供する。

(7) 県民からの通報、問い合わせへの対応

企画振興部広報広聴課は、専用電話により県民からの通報や問い合わせに応じる。重要事項については、関係対策部等へ伝達する。

(8) 災害記録活動

企画振興部広報広聴課は、(1)～(7)の情報を集約し、また写真、ビデオ等を用いて災害を幅広く記録することに努める。

3 市町村の措置

市町村における広報広聴・災害記録の措置は、市町村地域防災計画の定めるところによるが、特に災害時要援護者に対して迅速・的確な広報活動を行うための措置を定めておくものとする。

4 その他の主要災害対策機関の災害広報の措置

その他の防災機関においても当該機関が所掌する事務に関し、自ら積極的に広報活動を行うものとする。特に、九州電力(株)大分支店、西日本電信電話(株)大分支店並びに九州旅客鉄道(株)大分支社をはじめとする公共交通機関においては、その被害状況、復旧状況、運行状況、利用にあたっての留意事項等に関する情報を、県・市町村とも連携を図りながら、以下により迅速・的確に広報する。

- ①テレビ、ラジオ、新聞等報道機関を通じたの広報
- ②広報車による広報
- ③チラシ、貼り紙、立て看板による広報
- ④市町村防災行政無線(同報系)を通じたの広報(市町村へ依頼)
- ⑤その他適切な広報媒体を通じたの広報

第3章 生命・財産への被害を 最小限とするための活動計画

- 第1節 事故等災害に関する情報の住民への伝達等に関する計画
- 第2節 火災に関する情報の収集・伝達計画
- 第3節 避難の勧告・指示及び誘導に関する計画
- 第4節 救出救助計画
- 第5節 緊急医療活動計画
- 第6節 消防活動計画

第1節 事故等災害に関する情報の住民への伝達等に関する計画

事故等災害による生命・財産への被害を最小限に止めるための住民への呼びかけ等は、この計画に定めるところによって実施する。

＜ ＞内は主管課等

○被害の未然防止、拡大防止の住民への呼びかけ＜企画振興部広報広聴課＞

□報道機関を通じた県民一般への呼びかけ＜企画振興部広報広聴課＞

＜必要に応じて、防災ヘリコプターの出動：総合情報室＞

*市町村は、防災行政無線、広報車等により呼びかける。

○災害が発生するおそれがある異常な現象の通報受信・伝達＜総合情報室＞

□市町村からの通報受信体制の整備＜総合情報室＞

□市町村から受信した情報の大分地方気象台への伝達＜総合情報室＞

□市町村から受信した情報の関係部局への伝達＜総合情報室＞

*市町村は、住民等からの通報の受付及び関係機関への伝達を行う。

*住民等からの通報を受けた警察官、海上保安官は、その情報を遅滞なく市町村に通報する。

1 被害の未然防止、拡大防止のための住民への呼びかけ

(1) 基本方針

県内で事故等災害が発生し、又は発生することが予想される場合、県及び市町村は、住民に対して危険箇所からの避難など、被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い、住民に注意を喚起することとする。

(2) 県の措置

生活環境部防災危機管理課は、県内で事故等災害が発生し、又は発生することが予想されると判断したときは(第2章第4節参照)、市町村に対して早期の警戒、住民への広報を促すための情報を県防災行政無線一斉ファックスにより伝達する。

また、災害発生中・後においても、同様の措置により市町村に必要な対策を促す。

(3) 市町村の措置

市町村は、県等から警報の発表について伝達を受けた場合(第2節4参照)、積極的に大分県高度情報ネットワークシステムの活用を図り、その後の情報等により市町村内で災害の発生するおそれがあると判断した場合、防災行政無線、広報車等を用いて住民に対して危険箇所からの避難などを呼びかけ、被害の未然防止・拡大防止を図る。その際、聴覚障がい者、視覚障がい者、外国人にも的確に呼びかけができるよう配慮する。

また、災害発生中・後においても、同様の措置により必要な対策を促す。

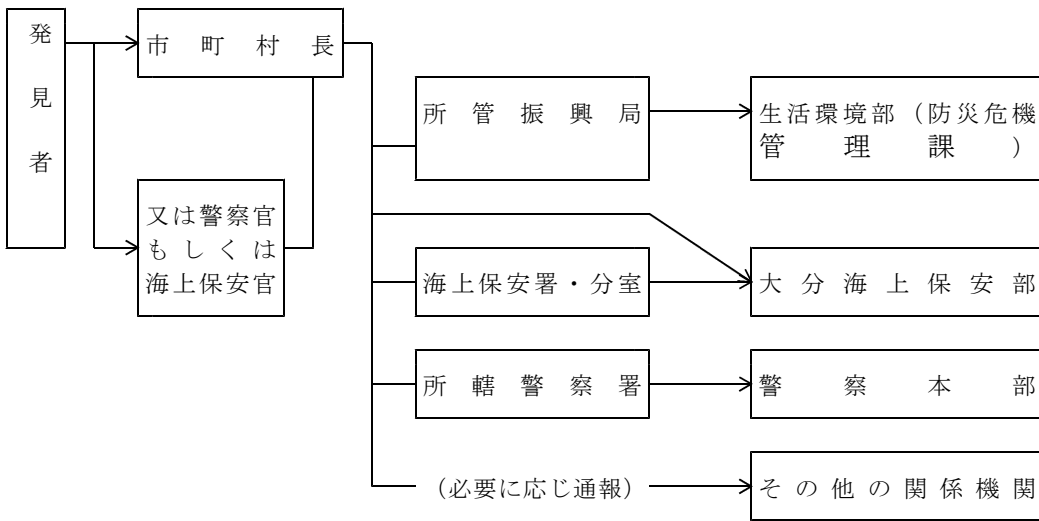
2 災害が発生するおそれがある異常な現象の通報(災害対策基本法第54条)

(1) 基本方針

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに市町村(消防機関を含む。)、警察官、海上保安官に通報しなければならない。通報を受けた警察官、海上保安官は、その旨を速やかに市町村長に通報する。

(2) 市町村の措置

発見者、警察官、海上保安官から通報を受けた市町村長は、速やかにその概況を把握確認のうえ、被害を受けるおそれのある地域の住民に周知するとともに、次により関係機関に通報し必要な措置を求める。



(3) 県の措置

市町村長からの通報は、生活環境部防災危機管理課で受信し、関係部局等に伝達して必要な措置を求める。

第2節 火災に関する情報の収集・伝達計画

火災による生命・財産への被害を最小限に止めるため、火災に関する情報の収集・伝達は、この計画に定めるところによって実施する。

○消防法に基づく火災気象通報及び火災警報の収集・伝達

○被害の未然防止、拡大防止を住民に呼びかける情報の収集・伝達

＜ ＞内は主管課等

○被害の未然防止、拡大防止の住民への呼びかけ＜企画振興部広報広聴課＞

□報道機関を通じた県民一般への呼びかけ＜企画振興部広報広聴課＞

＜必要に応じて、防災ヘリコプターの出動：総合情報室＞

*市町村は、防災行政無線、広報車等により呼びかける。

○災害が発生するおそれがある異常な現象の通報受信・伝達＜総合情報室＞

□市町村からの通報受信体制の整備＜総合情報室＞

□市町村から受信した情報の大分地方気象台への伝達＜総合情報室＞

□市町村から受信した情報の関係部局への伝達＜総合情報室＞

*市町村は、住民等からの通報の受付及び関係機関への伝達を行う。

*住民等からの通報を受けた警察官、海上保安官は、その情報を遅滞なく市町村に通報する。

1 火災気象通報及び火災警報の収集・伝達

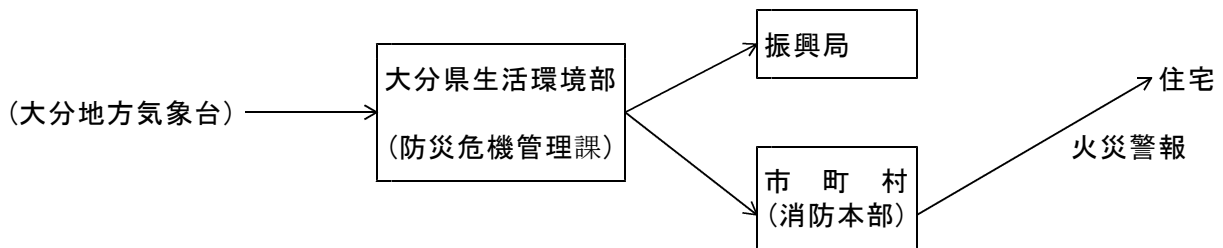
(1) 基本方針

火災による県民の生命・財産への被害を最小限とするため、大分地方気象台、県、市町村は迅速かつ的確に火災気象通報及び火災警報の伝達を行う。

○火災気象通報：消防法に基づいて大分地方気象台が、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事は、この通報を受けたときは直ちにこれを市町村長に通報する。

○火災警報：消防法に基づいて市町村長が知事からの火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、一般に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。

(2) 火災気象通報及び火災警報の伝達系統



(3) 火災警報の周知方法

- イ 主要公共建物の掲示板に必要な事項を掲示
 - ロ 警報信号の使用(消防法施行規則別表第1の3)
 - ハ 主要地域における吹流しの掲揚
 - ニ 防災行政無線による放送
 - ホ その他広報車による巡回宣伝
- その他必要な事項は、市町村地域防災計画の定めるところによる。

2 被害の未然防止、拡大防止のための住民への呼びかけ

(1) 基本方針

火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、市町村は、住民に対して火の元の確認など被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い住民に注意を喚起することとする。

(2) 県の措置

生活環境部防災危機管理課は、大分地方気象台から火災気象通報を受けた場合、市町村に対してこれを直ちに県防災行政無線一斉ファックスにより伝達し、注意を促す。

(3) 市町村の措置

市町村長(市町村の規則により委任を受けた消防長)は、防災行政無線、広報車等を用いて住民に対して火の元の確認などを呼びかけ、被害の未然防止・拡大防止を図る。その際、聴覚障がい者、視覚障がい者、外国人にも的確に呼びかけができるよう配慮する。

[呼びかけの例]

こちらは〇〇市町村です。
消防本部からお知らせします。
只今、乾燥注意報が発令されています。
空気が乾燥し、火災の起こりやすい状態です。
たき火やタバコの投げ捨てはやめましょう。
お休み前にもう一度、火の元の点検を行いましょう。
以上〇〇市町村でした。

第3節 避難の勧告・指示等及び誘導に関する計画

災害に際し、危険な地域又は危険が予想される地域にある住居者、滞在者等を安全な地域に誘導し又は安全な場所に収容するなどの身体、生命の保護は、この計画の定めるところによって実施する。なお、本節では、避難の勧告・指示及び避難誘導について定め、避難所の運営に係る活動については第4章第1節に定める。

＜ ＞内は主管課等

市町村長は、避難の勧告・指示及び避難誘導の第一次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講ずる。

警察官及び海上保安官は、市町村が実施する避難の勧告・指示及び避難誘導に積極的に協力する。

なお、市町村長又はその委任を受けた市町村職員等において、避難を指示するいとまがないとき、又は市町村長から要求があったとき、当該現場にある警察官及び海上保安官は、必要と認める居住者・滞在者・その他の者に対し避難のための立退きを指示する。

○避難誘導

市町村が行う避難誘導の指導・応援協力＜地区本部地区情報室＞

県立社会福祉施設、県立学校、その他県立施設の入所者等の避難誘導

＜各県立施設、地区災害対策本部地区情報室＞

○避難状況に関する広報＜総合情報室＞

* 報道機関への依頼は＜企画振興部広報広聴課＞

1 避難勧告・措置の責任体制

災害の危険のある場合、必要と認められる地域の住居者、滞在者その他の者に対し、立退きを勧告し又は指示する等の避難措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時期を失しないよう必要な措置をとらなければならない。特に市町村長は、避難措置実施の第一次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講ずるものとする。

2 避難勧告・指示等の基準

避難措置は、おおむね次の方法に基づき、当面する責任者が関係機関の協力を得て実施するものとする。

(1) 避難措置の区分

イ 事前避難(勧告)

火災の延焼等のおそれがあるときは、危険地域の住民等を安全な場所に避難させる。

ロ 緊急避難(指示)

火災の延焼が間近に迫ったり有毒ガスが発生するなど著しく危険が切迫していると認められるときは、危険地域の住民等を速やかに近くの安全な場所に避難させる。

ハ 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

(2) 避難経路及び誘導方法

イ 突発的災害の場合の避難者については、特に誘導責任者・誘導員が十分な連絡のもとに強い意思をもって誘導にあたり、住民及び群衆の無秩序な行動を防ぐことに努める。

ロ 避難者の誘導にあたっては、高齢者、障がい者等の災害時要援護者に配慮する。

ハ 避難者が自力によって立退きが不可能な場合は、車両、船艇等により救出する。

ニ 避難が遅れた者を救出する場合、市町村において処置出来ないときは、直ちに県又はその他の機関に援助を要請する。

ホ 避難者の誘導の経路はでき得るかぎり危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。この場合、なるべく身体壮健者等に依頼して避難者の誘導監視措置を講ずる。

ヘ 危険な地点には、標示、なわ張り等を行うほか、夜間にあつては、特に誘導員を配置して安全を期する。

ト 避難誘導は、避難先におけるその他の救助措置等を考慮して、なるべく自治会、町内会単位で行う。

チ 避難者の携行品は、貴重品(現金、預金通帳、印鑑、有価証券等)、手拭、チリ紙等とし、その他は最小限の着換え、日用の身廻り品とする。なお、服装はでき得るかぎり軽装とし、素足を避け、必ず帽子、頭布等をつけ、雨合羽又は外とう等防雨防寒衣を携行する。

リ 避難を指示するための信号はおおむね水防信号における避難信号とし、あらかじめ関係者に周知しておく。

(3) 避難場所の指定

避難場所は、あらかじめ指定した場所を原則とするが、次の点に留意する。

イ 避難場所の開設に当たって、市町村長は、避難場所の管理者、専門技術者等の協力を得て、二次災害のおそれがないかどうかを確認する。

ロ 被災市町村の区域内に避難収容施設が得られない場合は、隣接市町村に対し避難収容施設の提供あつ旋を求める。

(4) 避難者に周知すべき事項

避難の指示又は勧告を行う場合は、状況の許す限り、次の事項が避難者に徹底するように努める。

イ 避難すべき理由(危険の状況)

ロ 避難の経路及び避難先

ハ 避難先の給食及び救助措置

ニ 避難後における財産保護の措置

ホ その他

(5) 学校、社会福祉施設等における避難

イ 児童・生徒の避難措置については、秩序が乱れて混乱することのないよう、管理者が特に避難対策について、常に検討し安全な方法を考慮しておく。

ロ 各学校・施設ごとに次のことを定め、徹底しておく。

(イ) 避難実施責任者

(ロ) 避難の順位

(ハ) 避難誘導責任者及び補助者

(ニ) 避難誘導の要領及び措置

(6) 車両等の乗客の避難措置

イ 車両等の乗客に対する避難措置は、それぞれの乗務員の指示により迅速かつ的確を期する

ものとする。

ロ 天災その他の理由により、輸送の安全を確保できない場合は、当該車両の乗務員は、速やかに当該車両等を停車させた地域の市町村長に対し、避難措置等について必要な協力の要請を行うものとする。

3 市町村の実施する避難措置

- (1) 市町村の区域内において災害の危険がある場合、必要と認める地域にある居住者・滞在者その他の者に対し避難措置を実施するとともに、必要に応じてその立退き先を指示する。
- (2) 避難措置を実施しようとするときは、当該現場にいる警察官・海上保安官等のほか、指定避難場所の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項を通報するものとする。
- (3) 避難措置を実施したときは、速やかにその内容を総合情報室又は所管の地区情報室(本部未設置の場合は、生活環境部防災危機管理課又は所管振興局)に報告しなければならない。
- (4) 避難の必要がなくなったときは、その旨を公示しなければならない。
- (5) 市町村は、避難措置の実施に関し市町村地域防災計画に、次の事項を定めておかなければならない。
 - イ 避難措置に関する関係機関の連絡方法
 - ロ 避難措置を実施する区域別責任者(市町村職員等の氏名)
 - ハ 避難の伝達方法
 - ニ 各地域ごとの避難場所及び避難方法
 - ホ その他の避難措置上必要な事項

4 警察官、海上保安官及び自衛官の行う避難措置

- (1) 警察官又は海上保安官は、市町村長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき又は市町村長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示することができる(災害対策基本法第61条)。この場合において、当該指示をしたときは、速やかに市町村長に指示した日時、居住者等、立退き先を通知しなければならない。
- (2) 警察官は、(1)の避難の指示のほか、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)第4条の規定により、極めて危険な状態が切迫するなど特別な状況下においては、被害を受ける者に対し

避難の措置をとることができる。

この場合においては、公安委員会に報告しなければならない。

- (3) 警察官又は海上保安官は、市町村長若しくはその委任を受けて市町村長の職権を行う市町村の吏員が現場にいないとき、又は、これらの者から要求があったときは、警戒区域の設定を行うことができる（災害対策基本法第63条）。

この場合において、警察官又は海上保安官は、直ちにその旨を市町村長に通知しなければならない。

- (4) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市町村長若しくはその委任を受けて市町村長の職権を行う市町村の吏員、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令を行うことができる（自衛隊法第94条）。

この場合において、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちにその旨を市町村長に通知しなければならない。

5 県の実施する避難措置

(1) 知事による避難の指示等の代行

知事は、県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの勧告及び指示に関する措置の一全部又は一部を当該市町村長に代わって実施するものとする（災害対策基本法第60条）。

(2) 県(知事)は、避難措置のうち、おおむね次の事項を実施する。

避難のための立退きの指示

災害により、著しく危険が切迫していると認められるときにおいて当該区域の居住者に対する避難のための立退きの指示は、第1次的には当該区域を管轄する市町村長がこれを実施するものとし、県(知事)は、防災上特に重要な地域に、必要な職員を派遣し、市町村長若しくはその委任を受けた市町村職員の実施する避難のための立退きについて指導し、又は自らが実施する避難措置について協力させるものとする（。この場合、避難のための立退きを指示した市町村長は、その内容を速やかに所轄警察署長並びに所轄地方機関を通じて県(知事)に報告するものとする。

(3) 県(知事)は、県災害対策本部を設置した場合、次の事項を実施する。

イ 市町村が行う避難誘導の指導・応援協力

市町村のみでは対応が困難と判断される場合、地区情報室は市町村の行う避難誘導が円滑に行われるよう次の措置をとる。

- (イ) 管内市町村の避難勧告・指示の状況を把握し、総合情報室に報告する。
- (ロ) 市町村から資機材、人員の提供等協力要請があった場合、必要な応援を行う。

ロ 県立社会福祉施設、県立学校、その他県立施設の入所者等の避難誘導

県立社会福祉施設、県立学校、その他県立施設の管理者は、必要と認める場合、前(2)のホに基づき入所者等を屋外等の安全な場所に避難させる。避難を行った場合、その旨を地区情報室に通報する。地区情報室は、イに準じて避難誘導の指導・応援を行う。

ハ 避難状況に関する広報

総合情報室は、地区情報室から避難に関する情報を入手し、企画振興部広報広聴課を通じて報道機関に広報を依頼し、一般に広報を行う。

第4節 救出救助計画

事故等災害によって被災した者、危険な地域に孤立した者等の救出救助及び医療機関への搬送については、この計画の定めるところによって実施する。

＜ ＞内は主管課等

○要救出救助現場の状況把握＜総合情報室＞

* 「第2章第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達計画」に基づく。

○応援の必要性と応援要請先について検討＜総合情報室＞

応援が必要と判断された場合

○応援の受け入れ方法について検討＜総合情報室＞

□交通ルートの検討（第2章第4節の情報に基づく）＜総合情報室＞

□応援隊の集結場所、活動拠点の検討＜総合情報室＞

○応援要請＜総合情報室＞

□消防庁（緊急消防援助隊等）＜総合情報室＞

□自衛隊（第2章第9節に基づく）＜総合情報室＞

□警察庁（広域緊急援助隊）＜警察本部＞

□被災地外県内消防本部＜総合情報室＞

○活動調整体制の確立＜総合情報室＞

□連絡調整職員の現場への派遣＜総合情報室＞

□情報の集約・全体活動調整＜総合情報室＞

□必要な車両、資機材等の確保＜土木建築部土木建築企画課＞

1 救出救助の実施体制

被災者の救出救助及び搬送は、被災地域の市町村長、警察官及び海上保安官が、関係機関に応援を求めて、速やかに実施するものとする。消防団、自主防災組織、事業所及び県民は、自ら可能な限りの救出救助活動を行うとともに、防災関係機関の活動に積極的に協力する。県は、市町村において迅速かつ的確な処理が可能かどうかを速やかに判断し、必要に応じて(市町村からの要請があった場合等)応援要請及び応援活動を円滑化するための調整等を行う。なお、甚大な被害が発生した場合、県は最優先課題としてこれに取り組む。

2 救出の対象者

(1) 災害のため現に生命身体が危険な状態にある者

- イ 火災の際に火中に取り残されたような場合
- ロ 倒壊家屋の下敷きになったような場合
- ハ 事故等災害により生き埋めとなったような場合

(2) 災害のため行方不明の状態にある者

- イ 行方不明となり諸般の情勢から生存していると推定される場合
- ロ 行方不明となり生命があるかどうか明らかでない場合

3 市町村における救出救助

- (1) 救出救助及び搬送は、市町村が、市町村地域防災計画の定めるところにより消防機関との間で救出班等を編成、警察官及び海上保安官と協力し、救出に必要な車両、船艇その他の資機材を使用して、それぞれの状況に応じた救出作業を実施する。
- (2) 市町村は、外部からの応援が必要と判断された場合、総合情報室、地区情報室に対して、応援の要請を行う。

4 警察における救出救助

- (1) 関係機関と協力のうえ積極的な被災者の捜索及び救出活動を実施する。
- (2) 活動上の必要な事項は、大分県警察における災害警備基本計画に定めるところによるものとする。

5 大分海上保安部における救出救助

- (1) 海上における危険を排除するため巡視船艇及び航空機を出動させる。
- (2) 救出困難な場合は、救済物資を輸送して人命の安全を図る。
- (3) その他の船舶に連絡の上救助の協力を求めて人命の安全を図る。
- (4) 行方不明者の捜索のため出動した巡視船艇又は航空機がこれを発見した場合は、速やかに収

容の上安全な場所に移送する。

- (5) その他捜索について、必要な事項は、大分海上保安部準害対策要綱に定めるところによるものとする。

6 県が実施する救出救助

(1) 要救出救助現場の状況把握

総合情報室は、「第2章第4節災害情報・被害情報の収集・伝達計画」に基づき、要救出救助現場の状況把握を行う。

(2) 応援の必要性和応援要請先について検討

総合情報室は、(1)及び市町村からの応援要請を基に、応援の必要性和応援要請先について検討する。県内の消防力をもって対応が不可能と認める場合は、消防組織法第44条に基づき緊急消防援助隊等を要請するものとする。

(3) 応援の受け入れ方法についての検討

イ 交通ルートの検討

総合情報室は、(2)において応援が必要と判断された場合、「第2章第4節災害情報・被害情報の収集・伝達計画」に基づき把握された交通情報から、応援隊の受け入れルートを検討する。

ロ 応援隊の集結場所、活動拠点の検討

総合情報室は、応援隊の現地での集結場所、活動拠点について市町村等と協議するなどして検討を行う。

(4) 応援(派遣)要請

総合情報室は、(1)～(3)を踏まえ、次の関係機関に対して応援(派遣)要請を行う。なお、応援(派遣)要請の通信手段は、「第2章第3節通信手段の確保計画」による。

- イ 被災地外県内消防本部
- ロ 九州・山口各県
- ハ 消防庁(緊急消防援助隊等)
- ニ 自衛隊(第2章第9節に基づく)
- ホ 他の都道府県警察広域緊急援助隊等

(5) 活動調整体制の確立

総合情報室は、現地での関係機関相互の活動が円滑になされるよう、次の措置を講じる。

- イ 連絡調整のための職員(総合情報室)を指名し現地へ派遣
 - ロ 派遣した職員による関係機関協議の場の設定
 - ハ 派遣した職員からの情報の集約及び全体の活動の調整
 - ニ 必要な車両、資機材等の確保及び輸送(車両の確保は会計管理局用度管財課が、資機材の確保は土木建築部土木建築企画課が、総合情報室からの指示で実施する。)
- なお、総合情報室は、国(消防庁)、市町村及び防災関係機関へ救出救助に関する情報を速やかに通報する。

7 災害救助法の適用

福祉保健部は災害救助法が適用された場合に、知事の委任に基づき市町村長が実施する次の範囲内のり災者の救出について必要な措置を行うものとする。

(1) 救出を実施する者の範囲

災害にかかった原因のいかんにかかわらず、また、災害にかかった者の住家の被害に関係なく、災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者及び災害のため生死不明の状態にある者。

(2) 救出のための費用の負担

以下に係る費用を負担する。

- イ 船艇その他救出のため必要な機械、器具の借上費用(直接捜索及び救出作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費又は購入費が認められる)
- ロ 救出のため使用した機械、器具の修繕費用
- ハ 機械、器具を使用する場合に必要な燃料費及び救出作業を行う場合の照明に使用する燃料費

(3) 救出費用の限度額

必要やむを得ない経費で、当該地域における通常の実費の範囲内とする。

(4) 救出実施期間

救出実施期間は、災害発生の日から3日以内とする。

(5) 市町村長は、知事の委任に基づき災害救助法の規定による被災者の救助を実施した場合は、次の帳簿等を備え、必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

- イ 救助実施記録日計票
- ロ 被災者救出用器具燃料受払簿
- ハ 被災者救出状況記録簿

二 被災者救出関係支払証拠書類

第5節 緊急医療活動計画

事故等災害により負傷者が多数発生し、一方で医療機関の被災、ライフラインの停止により被災地域の医療機能が低下した場合の緊急医療活動については、この計画の定めるところによって実施する(本節では、災害発生からおおむね72時間を目処とした活動について定め、それ以降のり災者の保護・救援を中心とした活動については、第4章第5節に定める)。

< >内は主管課等

○活動に必要な情報の把握<福祉保健部医務課>

□負傷者の発生状況(第2章第4節に基づく)<福祉保健部医務課>

□医療機関の被災状況、稼働状況(第2章第5節に基づく)<福祉保健部医務課>

□交通確保の状況(第2章第14節に基づく)<福祉保健部医務課>

緊急医療活動が必要と判断された場合

○医療救護班の派遣<福祉保健部医務課>

○医師会・医療機関への協力依頼及び情報提供<福祉保健部医務課>

○県内消防本部への協力依頼及び情報提供<福祉保健部医務課>

○医療機関への医療関係者の応援<福祉保健部医務課>

○被災医療機関へのライフライン関係の応援<福祉保健部医務課>

○県外からの応援の受け入れ<福祉保健部医務課>

○緊急輸送ルート・手段の確保<福祉保健部医務課>

□自衛隊への派遣要請(総合情報室経由)<福祉保健部医務課>

□消防庁(緊急消防援助隊)への派遣要請(総合情報室経由)

<福祉保健部医務課>

□海上保安部への派遣要請

○緊急医療活動情報の集約<福祉保健部医務課>

○緊急医療活動情報の厚生労働省、市町村等への報告<福祉保健部医務課>

○緊急医療活動情報の広報<福祉保健部医務課>

*報道機関への依頼は<企画振興部広報広聴課>

1 緊急医療活動の実施体制

事故等災害により負傷者が多数発生し、一方で医療機関の被災、ライフラインの停止により被災地域の医療機能が低下した場合の緊急医療活動については、主として市町村が所在の医療機関及び関係防災機関の協力を求めてこれを実施する。県は、市町村において迅速・的確な処理が可能かどうかを速やかに判断し、必要に応じて応援要請及び応援活動を円滑化するための調整等を行う。

なお、甚大な被害が発生した場合、県は最優先課題として取り組む。

2 県が実施する緊急医療活動

(1) 緊急医療活動の実施体制

緊急医療活動の実施体制はおおむね次のとおりである。

イ 福祉保健部

- (イ) 日本赤十字社大分県支部に対する医療救護及び助産の委託実施に関すること
- (ロ) 医療救護及び助産活動の総合的な調整指導を行うこと
- (ハ) 臨時医療救護班の編成及び出動に関すること
- (ニ) 医療用資材器材の補給に関すること
- (ホ) その他関係医療機関の協力に関すること

ロ 県民保健福祉センター、保健所

- (イ) 所管市町村ごとの医療救護の実施について必要な連絡調整を行うこと
- (ロ) 日赤救護班の受入に関すること
- (ハ) 所属医療救護班を出動させること
- (ニ) 臨時的な医療救護班の編成を行うこと
- (ホ) 所管区域内の医療機関の傷病者の収容調整を行うこと

(2) 活動に必要な情報の把握

福祉保健部医務課は、事故等災害により大規模な被害が発生した場合、次の情報を総合情報室から得て、応援活動の必要性について検討する。

イ 負傷者の発生状況(第2章第4節参照)

ロ 医療機関の被災状況、稼働状況(第2章第4節参照)

*緊急連絡可否、診療可否、患者転送要請情報、医薬品備蓄情報等の情報は、「大分県広域災害・救急医療情報システム」を活用して迅速、効率的に収集する。また、NTT回線が使用可能な場合は、保健所に対しても情報収集を行う。

ハ 電気、水道の被害状況、復旧状況(第2章第4節参照)

ニ 交通確保の状況(第2章第4節、第2章第14節参照)

(3) 緊急医療活動の実施

福祉保健部医務課は、(2)により応援活動が必要と判断された場合、以下の活動の中から必要と判断される活動を実施する。

なお、医師・看護師の現地への移送、医薬品・医療用資機材の調達・輸送その他医療救護班の活動に必要な物資の確保及び輸送については、各々において行うこととするが、それが困難な場合は、「第2章第13節応急用・復旧用物資及び資機材調達計画」及び「第2章第15節緊急輸送計画」に基づき関係対策部、関係機関が協力する。

また、医師等の人員の確保が困難な場合、「第2章第10節技術者、技能者及び労働者の確保計画」に基づき、従事命令等の措置をとる。

イ 医療救護班の派遣

以下の医療救護班の派遣を指示、又は要請する。

- (イ) 県庁、県立病院、保健所において編成される医療救護班
- (ロ) 県民保健福祉センター、保健所において臨時に編成される臨時医療救護班
- (ハ) 日本赤十字社大分県支部において編成される医療救護班
- (ニ) 大分県医師会において編成される医療救護班

県医療救護班の編成及び出動体制は、以下のとおりである。

県医療救護班の編成及び出動態勢

所 属 名 称	班 員 の 構 成						所 有 資 材 機 材			主 な 出 動 範 囲	所 在 地
	医 師	看 護 師	保 健 師	助 産 師	そ の 他	計	車 両	救 急 品	外 科 資 器 材 品 救 担 架 薬 架		
福祉保健部 県医療救護班	1	1	2		1	5	1			大分市外県下全域	大分市
県立病院 県病 "	1	4			1	6	1			"	"
国東保健所 国東 "	1		2		1	4	1			国東市、姫島村	国東市
別府保健センター 別府 "	1		2		1	4	1			別府市	別府市
別府保健センター 日出保健支所 日出 "	1		2		1	4	1			杵築市 日出町	日出町
別府保健センター 由布保健支所 由布 "	1		2		1	4	1			由布市	由布市
臼杵保健所 臼杵 "	1		2		1	4	1			臼杵市 津久見市	臼杵市
佐伯保健センター 佐伯 "	1		2		1	4	1			佐伯市	佐伯市
豊後保健センター 大野 "	1		2		1	4	1			豊後大野市	豊後大野市
竹田保健所 竹田 "	1		2		1	4	1			竹田市	竹田市
日田保健センター 日田 "	1		2		1	4	1			日田市	日田市
日田保健センター 玖珠保健支所 玖珠 "	1		2		1	4	1			玖珠郡	玖珠町

事故等災害対策編 第3部 共通する災害応急対策計画

中津保健所	中津	〃	1	2	1	4	1	〃	中津市	中津市
宇田福一保健所	宇佐	〃	1	2	1	4	1	〃	宇佐市	宇佐市
宇田福一保健所	高田	〃	1	2	1	4	1	〃	豊後高田市	豊後高田市

また、臨時医療救護班の編成目標は、次のとおりとする。

(イ) 編成人員の目標

医師1人 看護師2人 その他1人 計4人

(ロ) 所持目標の資材器材

自動車1台外科資機材及び救急医薬品1式

(ハ) 臨時医療救護班の編成目標

編成所管機関	班数	編成所管機関	班数
福祉保健部 (県本)	5	豊後大野県民保健福祉センター (大野地区)	2
国東保健所 (別府地区)	1	竹田保健所 (竹田地区)	1
別府県民保健福祉センター (別府地区)	4	日田玖珠県民保健福祉センター (日田地区)	3
別府県民保健福祉センター日出保健支所 (日出地区)	1	日田玖珠県民保健福祉センター 玖珠保健支所(玖珠地区)	1
別府県民保健福祉センター由布保健支所 (大分地区)	1	中津保健所 (中津地区)	2
臼杵保健所 (臼杵地区)	2	宇佐豊後高田県民保健福祉センター 宇佐保健福祉部(宇佐地区)	1
佐伯県民保健福祉センター (佐伯地区)	3	宇佐豊後高田県民保健福祉センター 豊後高田保健部(高田地区)	1

ロ 日本赤十字社大分県支部、大分県医師会、大分県歯科医師会、大分県薬剤師会、大分県看護協会への協力依頼及び情報提供

日本赤十字社大分県支部、大分県医師会、大分県歯科医師会、大分県薬剤師会、大分県看護協会に対して、緊急医療活動の状況について連絡し、必要な協力を依頼する。なお、大分県医師会の緊急医療活動は、「災害時の医療救護に関する協定」に基づき実施する。

ハ 県内消防本部への協力依頼及び情報提供

県内の消防本部に対して、緊急医療活動の状況について連絡し、必要な協力を依頼する。

ニ 現地医療機関への医療関係者の応援

現地で緊急医療活動を実施している医療機関及び被害を受け入院患者の移送等に苦慮している医療機関に対して、医療関係者の応援を行う。

ホ 現地医療機関へのライフライン関係の応援

現地でライフラインの停止により緊急医療活動の実施に困窮している医療機関に対して、水、電気等の応援を行う。

ヘ 県外からの応援の要請及び受け入れ

以下の応援を要請し、受け入れる（「第2章第7節広域応援体制の確立計画」参照）。

（イ）「九州・山口9県災害時相互応援協定」に基づく医療救護班

（ロ）緊急消防援助隊（消防庁）

（ハ）自衛隊（「第2章第9節自衛隊の災害派遣体制の確立計画」参照）

（ニ）海上保安部

ト 緊急輸送ルート・輸送手段の確保（総合情報室経由）

総合情報室と協議して、適切な緊急輸送ルート・輸送手段の確保を行う。

チ 緊急医療活動情報の集約

以下の情報を集約する。

（イ）医療機関の被災状況、稼働状況

（ロ）医療救護班の派遣状況

（ハ）現地での医薬品、人員等の確保状況

（ニ）緊急医療活動に関連した緊急輸送ルート及び輸送手段の状況

（ホ）負傷者の発生状況

（ヘ）移送が必要な入院患者の発生状況

（ト）透析患者等への医療体制確立状況

リ 緊急医療活動情報の市町村、厚生労働省等への報告

チで集約した情報を、市町村、厚生労働省へ報告する。なお、国において非常災害対策本部、緊急災害対策本部、現地対策本部が設置された場合は、総合情報室を通じて各々へ報告する。

特に、市町村に対しては、その応急対策業務を迅速かつ的確に行うために不可欠な情報であり、把握した情報がリアルタイムで共有できるよう迅速に提供する。

ヌ 緊急医療活動情報の広報

負傷者が的確な医療を受けられるよう、チで集約した情報の広報を企画振興部広報広聴課を通じて報道機関へ依頼し、一般に広報する。

ル 現地への職員の派遣

応援活動が円滑に実施されるよう、県福祉保健部職員を現地に派遣し、本庁との連絡調整にあたる。

ヲ 災害拠点病院の指定について

災害拠点病院として、要員の訓練・研修機能をも有する「基幹災害医療センター」と「地域災害医療センター」を下記のとおり指定する。

災害拠点病院は、高度な診療機能と共に、傷病者の広域搬送への対応機能等を有する。災害により重篤救急患者が多く発生したときは、防災ヘリコプター等を用いてこれら災害拠点病院に対して優先的に搬入し、広域的な患者搬送等の拠点とする。

災害拠点病院施設

災害拠点病院の種類	施設名	開設者
基幹災害医療センター	大分県立病院	大分県
地域災害医療センター	東国東地域	国東市民病院 国東市
	別杵速見地域	国家公務員共済組合連合会新別府病院 国家公務員共済組合連合会
	大分地域	大分市医師会立アルメイダ病院 社団法人大分市医師会
		大分赤十字病院 日本赤十字社大分県支部
	臼杵地域	臼杵市医師会立コスモス病院 社団法人臼杵市医師会
	佐伯地域	健康保険南海病院 全国社会保険協会連合会
	大野地域	大分県立三重病院 大分県
	竹田直入地域	竹田医師会病院 社団法人竹田市医師会
	日田玖珠地域	大分県済生会日田病院 社会福祉法人恩賜財団済生会支部大分県済生会
	中津下毛地域	中津市立中津市民病院 中津市
宇佐高田地域	宇佐高田医師会病院 社団法人宇佐市医師会	
合計	基幹災害医療センター 1施設 地域災害医療センター 11施設	

(平成18年4月現在)

(4) 災害救助法の規定による医療又は助産

イ 医療の実施基準

(イ) 医療の実施範囲

- a 診察(疾病の状態を判断するもの)
- b 薬剤又は治療材料の支給(傷病に伴う治療のため直接又は間接に必要なほう帯、ガーゼ等の消耗品材料及び輸血用の血液等を支給するもの)
- c 処置、手術、その他の治療及び施術
- d
病院又は診療所への収容(病院、診療所等患者収容の設備を有する施設に入院させ、治療を施すことになれば、平時のとおり医療保険で対応すべきである)
- e
看護(傷病者に対する治療及び養生のために必要な医学的世話ないし介護をすること)

(ロ) 医療救護の対象者

- a 災害のため医療の途を失った者(り災者の有無を問わない)
- b 応急的な医療をほどこす必要のある者

(ハ) 医療の実施期間

医療の実施期間は、特別な事情のない限り災害発生の日から14日以内の期間とする。

(二) 医療のため負担する費用の範囲

- a 医療救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び医療器具破損の実費
- b 病院又は診療所に収容した場合は、国民健康保険診療報酬の額以内
- c 施術者による場合には、当該地域における協定料金の額以内
- d 従事命令により、医療に従事する者に対しては、必要に応じ日当・超過勤務手当・旅費が支給される。また、医療活動において負傷した場合には療養扶助金が支給され、その他に休業扶助金・障害扶助金・打切扶助金・遺族扶助金・葬祭扶助金の制度がある。

ロ 助産実施の基準

助産は、災害発生の日以前または以降7日以内に分べんしたものであって、災害のため助産の処置を受けることができなくなったものに対して行うものとする。

(イ) 助産の範囲

- a 分べんの介助(陣痛の開始から胎盤排出までの間の必要な介助をいう。)
- b 分べん前、分べん後の処置(出産前の準備及び処置並びに出産後の新生児に対するもく浴を含む事後処理をいう。)
- c 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料

(ロ) 助産の対象者

- a 災害のため助産の途を失った者
- b 災害発生の日前後7日以内に分べんした者

(ハ) 助産の期間

助産を実施する期間は、特別な事情のない限り分べんの日から7日以内の期間とする。

(ニ) 助産のための費用の負担の範囲

- a 医療救護班による場合は、使用した材料の実費
- b 助産所その他の医療機関による場合は、それぞれの地域における慣行料金の8割以内の額

3 市町村が実施する緊急医療活動

市町村における緊急医療活動は、市町村地域防災計画の定めるところによって実施するものとする。この場合、市町村の医療救護班は、日本赤十字社大分県支部との協力体制を確立するものとする。

なお、災害救助法が適用された場合においては、知事が実施する医療及び助産措置について、次により協力するものとする。

- (1) 所属の医療救護班を出動させること
- (2) 臨時救護所の設置に関すること

- (3) 所属の医療機関に傷病者を収容すること
- (4) 他の機関の医療班又は救護班の受入に関すること
- (5) その他医療救護に関し必要なこと

4 その他の防災機関が実施する措置

(1) 日本赤十字社大分県支部の措置

日本赤十字社大分県支部は「日本赤十字社大分県支部災害救護実施計画」及び災害救助に関する委託契約に基づき、医療救護を実施するとともに、県の実施するその他の医療救護について援助協力するものとする。

イ 医療及び助産の実施基準は、おおむね県が実施する災害救助法の規定による医療及び助産に準じて実施し、また援助協力するものとする。

ロ 医療救護体制

(イ) 常備救護班の設置

a 救護班の編成

医師1人 看護師長1人 看護師2人 主事2人 計6人

b 救護班数

日本赤十字社大分県支部8個班

ハ 救護装備の整備状況

品名	数量	品名	数量
救急車	2	携帯型医療セット	3
災害救援車	5	携帯ラジオ	6
通信指令車	1	携帯用マイク	5
		パーソナル無線器	2
発電機	7	被害者毛布	172
投光機	18	日赤無線局	30
天幕(エアータント2を含む)	6	行政無線局(NTT1を含む)	2
担架	15	アマチュア無線局	532
担架架台	4	トランシーバー	10
寝袋	22	移動炊飯器	6
軽便寝台	20	ヘッドランプ	10
携帯バック	50	浄水機	1
個人携帯バック	38	携帯用トイレ	10
自転車	1	ランタン	36
折りたたみテーブル	10	保護メガネ	20
医療セット	3	防塵マスク	70

(2) 九州厚生局の措置

九州厚生局は、「国立病院等の広域災害医療活動要綱」に基づき、編成された県内の国立病

院・療養所の医療班を、大規模な災害時等に、県その他防災機関からの要請に応じて出動させるものとする。

施設名	国立病院機構医療班				
	医師	薬剤師	看護師	事務官	計
大分医療センター	1名	1名	2名	1名	5名
別府医療センター	1	1	2	1	5
西別府病院	1	1	2	1	5
計	3	3	6	3	15

第6節 消防活動計画

火災等に的確に対処し、生命・財産への被害を最小限に止めるための活動については、この計画の定めるところによって実施する。

< >内は主管課等

○消防現場の状況把握<総合情報室>

*「第2章第4節災害情報・災害情報の収集・伝達計画」に基づく。

○応援の必要性と応援要請先について検討<総合情報室>

応援が必要と判断された場合

○応援の受け入れ方法について検討<総合情報室>

□交通ルートの検討〔第2章第4節の情報に基づく〕<総合情報室>

□応援隊の集結場所、活動拠点の検討<総合情報室>

○応援要請<総合情報室>

□消防庁（緊急消防援助隊等）<総合情報室>

□自衛隊（第2章第9節に基づく）<総合情報室>

□被災地外県内消防本部・消防団<総合情報室>

○活動調整体制の確立<総合情報室>

□連絡調整職員の現地への派遣<総合情報室>

□情報の集約・全体活動調整<総合情報室>

1 消防活動の実施体制

市町村(消防機関)は、消防活動の第一次責任者として、迅速かつ的確な消防活動を展開する。消防団、自主防災組織、事業所及びその他の県民は、自ら可能な限りの消防活動(主として初期消火活動)を行うとともに、市町村(消防機関)の活動に積極的に協力する。県は、市町村(消防機関)において迅速かつ的確な処理が可能かどうかを速やかに判断し、必要に応じて(市町村から要請があった場合等)応援要請及び応援活動を円滑化するための調整等を行う。なお、甚大な被害が発生した場合、県は最優先課題として取り組む。

2 市町村における消防活動

- (1) 消防活動は、市町村(消防機関)が、市町村地域防災計画及び消防計画の定めるところにより実施する。
- (2) 市町村(消防機関)は、外部からの応援が必要と判断された場合、「大分県常備消防相互応援協定」により県内の市町村に応援を求める。又は、総合情報室、地区情報室に対して、応援の要請を行う。

3 県における措置

(1) 消防現場の状況把握

総合情報室は、「第2章第4節災害情報・被害情報の収集・伝達計画」に基づき、要消防現場の状況把握を行う。

(2) 応援の必要性和応援要請先について検討

総合情報室は、(1)及び市町村(消防機関)からの応援要請を基に応援の必要性和応援要請先について検討する。県内の消防力をもって対応が不可能と認める場合は、知事は消防組織法(昭和22年第226号)第44条に基づき緊急消防援助隊等を要請するものとする。

(3) 応援の受け入れ方法についての検討

イ 交通ルートの検討

総合情報室は、(2)において応援が必要と判断された場合、「第2章第4節災害情報・被害情報の収集・伝達計画」に基づき把握された交通情報から、応援隊の受け入れルートを検討する。

ロ 応援隊の集結場所、活動拠点の検討

総合情報室は、応援隊の現地での集結場所、活動拠点について、市町村等とも協議するなどして検討を行う。

(4) 応援(派遣)要請

総合情報室は、(1)～(3)を踏まえ、次の関係機関に対して応援(派遣)要請を行う。なお、応援要請の通信手段は、「第2章第3節通信手段の確保計画」による。

- イ 被災地外県内消防本部
- ロ 九州・山口各県
- ハ 消防庁(緊急消防援助隊等)
- ニ 自衛隊(第2章第9節に基づく)

(注)空中消火が必要な場合は、消火薬剤等は、関係機関の提供するものを使用する。

- ホ 他の都道府県警察広域緊急援助隊等

(5) 活動調整体制の確立

総合情報室は、現地での関係機関相互の活動が円滑になされるよう、次の措置を講じる。

- イ 連絡調整のための職員(総合情報室)を指名し現地へ派遣
- ロ 派遣した職員による関係機関協議の場の設定
- ハ 派遣した職員からの情報の集約及び全体の活動の調整
- ニ 必要な車両、資機材等の確保及び輸送(車両の確保は会計管理局用度管財課が、資機材の確保は土木建築部土木建築企画課が、総合情報室からの指示で実施する。

なお、総合情報室は、消防活動に関する情報を速やかに国(消防庁)、市町村及び防災関係機関に通報する。

第4章 被災者の保護・救護のための活動計画

第1節 避難所運営活動計画

第2節 食料供給計画

第3節 給水計画

第4節 被服寝具その他生活必需品給与計画

第5節 医療活動計画

第6節 保健衛生活動計画

第7節 廃棄物処理計画

第8節 行方不明者の捜索、死体の処理及び埋葬に関する計画

第9節 住宅の供給確保計画

第10節 文教対策計画

第1節 避難所運営活動計画

本計画は、避難所が開設された場合、その適切な運営管理を行うための活動事項等を定めるものである(避難勧告・指示及び避難誘導については、第3章第4節に定める。)

[避難所が開設された場合の、本計画に基づく各防災関係機関の主要な活動]

< >内は機関名等

避難所の運営は、第一次的には市町村が行う(災害救助法適用の場合は知事からの委任に基づく。)。県は、市町村の活動状況を把握し適切な支援を行う。その他の防災関係機関は、避難所の適切な運営管理のため、市町村及び県から要請があった場合には、積極的に協力する。

○避難所の開設<市町村>

避難所開設の被災者への周知<市町村>

避難者名簿の作成及び公表<市町村>

* 県福祉保健部、教育庁、警察本部は市町村を支援する。

○要援護者の広域避難等の措置<福祉保健部>

○避難所の運営管理<市町村>

運営管理体制の確立<市町村>

避難所のニーズの把握<市町村>

* 避難所となった各学校及び防災関係機関は避難所の運営・管理を支援する。

○避難生活者の保護・救援

巡回医療チームの派遣<福祉保健部医務課>

巡回健康相談チーム、精神保健活動チームの派遣<福祉保健部健康対策課>

巡回相談チームの派遣<福祉保健部>

防犯パトロールの実施<警察本部>

し尿・ごみ処理<市町村>

1 避難所運営の責任体制

避難所の運営は、第一次的には市町村が行う（災害救助法適用の場合は知事からの委任に基づく。）。県は、市町村の活動状況を把握し適切な支援を行う。その他の防災関係機関は、避難所の適切な運営管理のため、市町村及び県から要請があった場合には、積極的に協力する。

2 避難所の開設

（1）避難所の開設方法

避難者を収容し保護する施設は、あらかじめ市町村の地域防災計画に定める施設を主として使用するものである。市町村は、公民館等の集会施設、学校、福祉センター、スポーツセンター、図書館等の公共施設を利用するが、これらの適切な施設を得難いときは、野外にプレハブを仮設し、又は天幕を借り上げて設置する。この場合、当該市町村内の被害が激甚であるため、当該市町村で避難所を設置できない場合には、隣接市町村に自市町村民の収容を要請し、又は隣接市町村の建物・土地等を借り上げて、避難所を設置する。なお、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

なお、これらの措置の実施について、特に必要があると認める場合、県は、県立施設の開放に積極的に協力する。また、旅館その他避難者を収容保護するため適切と思われる施設又は家屋を、災害対策基本法第71条又は災害救助法第26条の規定に基づき、知事は、市町村長を通じて当該施設又は家屋の管理使用を実施するものとする。

（2）避難所に収容するり災者

避難所に収容する者は、災害によって、現に被害を受けるおそれのある者及び現に災害によって被害を受けた者とする。

（3）避難所開設の場合の手続

市町村において避難所を開設した場合は、おおむね次の措置をとる。

イ 避難所開設の周知

市町村は、速やかにり災者及び警察官等関係者にその場所等を周知させ、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。その際、必要に応じて地区災害対策本部の応援を求める。

ロ 避難者名簿の作成及び公表

市町村は、速やかに避難所ごとの避難者名簿を作成し、報道機関等を通じて公表する。その際、避難者名簿の作成にあたっては、必要に応じて地区災害対策本部や地元住民の協力を求め、迅速かつ的確な避難者名簿の作成・公表に努める。

ハ 避難所開設に関する報告

市町村は、避難所の開設に関する情報(日時、場所、箇所数、避難人員数)を避難所開設後直ちに総合情報室に報告する(下記の(ハ)、(ニ)を除く。)(第2章第4節参照)。

また、市町村は上記の報告の後速やかに次の事項を整理し、市にあっては、直後に、福祉保健部福祉保健企画課へ、町村にあっては、県民保健福祉センターを通じて福祉保健部福祉保健企画課に情報提供する。

- (イ) 避難所開設の日時及び場所
- (ロ) 施設箇所数及び収容人員
- (ハ) 避難者名簿
- (ニ) 開設見込期間

ニ 避難所の設置に要する経費

災害救助法が適用された場合の避難所の設置に要する経費は、厚生労働大臣が定める基準の範囲内とする。

この場合、支出できる費用の内容は、おおむね次のとおりとする。

- A 賃金職員雇上費 B 消耗器材費 C 建物の使用謝金 D 器物の使用謝金
- E 借上費又は購入費 F 光熱水費
- G 仮設便所等の設置費

ホ 避難所の開設期間

災害救助法が適用された場合の避難所の開設は、災害発生の日から7日以内の期間に限るものとし、当該期間をこえて開設しなければならない特別な事情がある場合は、あらかじめその理由を福祉保健部福祉保健企画課に申し出て承認を受ける。

ヘ 帳簿等の整備

災害救助法が適用された場合、おおむね次の帳簿等を備え必要な事項について記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

- (イ) 避難者名簿
- (ロ) 救助実施記録日計票
- (ハ) 避難所用物資受払簿
- (ニ) 避難所設置及び収容状況
- (ホ) 避難所設置に要した支払証拠書類
- (ヘ) 避難所設置に要した物品受払証拠書類

3 要援護者の避難等の措置

市町村は、要援護者及び災害発生後援護が必要となる者が避難所で生活するために必要な設備やスペースを確保するとともに、福祉避難所の設置や、旅館やホテル等を避難場所として借上げを行う(災害救助法適用時は、福祉保健部福祉保健企画課へ連絡調整が必要)等、多様な避難場

所の確保に努めるものとする。

要援護者の避難等の措置について、当該市町村のみでは対応できない場合は、県及び関係機関の協力を求めて、県内外の社会福祉施設その他適切な場所(以下「広域避難施設」という。)へ避難させる。

県は、当該市町村が要援護者を他の市町村へ避難させるための協力要請をした場合、他の市町村との連絡調整等を行う。

(1) 要援護者等の把握

市町村は、救助にあたり特別な配慮を要する者の状況等を可及的速やかに把握し、保健福祉サービスの提供や福祉避難所への避難等を行うための連絡調整を行うとともに、他市町村の広域避難施設への避難を必要とする者の状況を県民保健福祉センターを通じて福祉保健部へ報告する。

(2) 広域避難施設の選定

(1)の調査結果を踏まえ、福祉保健部は、厚生労働省とも協議しながら、県内外の社会福祉施設等の中から適切な広域避難施設を選定する。

(3) 広域避難施設への移送

広域避難施設への移送については、福祉保健部福祉保健企画課は、自衛隊、輸送関係指定・地方公共機関等の応援を求める。その際、第2章第4節及び第14節で総合情報室等が把握している交通情報に留意し、必要に応じて助言を得る。

(4) 広域避難施設への応援措置

広域避難施設での避難が円滑に図られるよう、福祉保健部福祉保健企画課は、広域避難施設の状態を把握し、ベッド、車椅子その他の資機材の確保、専門人員の派遣等必要な措置を講じる。その際、必要に応じて、広域避難施設の所在県、厚生労働省その他関係機関の協力を求める。

4 避難所の運営管理

避難所の運営管理は、市町村長の責任の下で行う(災害救助法適用の場合は知事からの委任に基づく。)。学校その他が避難所となった場合、学校長等の施設責任者は、避難所が円滑に運営管理されるよう市町村に協力する。

(1) 避難所の運営管理体制の確立

市町村は、避難所の開設後早期に、避難施設の施設責任者、避難住民代表者(町内会・自治会長等)と協議して、避難所の運営管理チームを設け、運営管理への協力を依頼する。

(2) 避難所での情報伝達

避難所で生活している避難者に対する生活情報等の提供は、口頭での説明のほか、掲示板の設置、チラシの配付等で、聴覚障がいや視覚障がい等のため情報伝達に障がいを持つ避難者に

配慮した方法を用いる。また、必要に応じて、テレビ、ラジオ等を避難所に設置する。

(3) 避難所での食料・水・生活必需品の配付

市町村は、避難所での食料、水、生活必需品の配付について、運営管理チームの協力を得て行う。

(4) 避難所のニーズの把握

市町村は、常に避難所のニーズを把握し、迅速かつ的確に対応する。

(5) 避難所の生活環境への配慮

市町村は、避難所におけるトイレの確保、清掃等生活環境の面に注意を払い、常に良好なものとなるよう努めるとともに、特に避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保や、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

5 県が行う避難所運営に係わる活動

県は、避難所の運営が円滑になされるよう、市町村を積極的に支援するものであるが、特に以下の措置をとり、り災者の保護・救援を図る。

(1) 巡回医療チーム・巡回健康相談チーム・精神保健活動チームの派遣

(第4章第5節、第6節参照)

福祉保健部医務課、健康対策課は、以下の巡回チームを編成して避難所に定期的に派遣し、避難者の医療対策・保健衛生対策(こころのケア等)の万全を期す。

イ 巡回医療チーム

ロ 巡回健康相談チーム

ハ 精神保健活動チーム

(2) 巡回相談チームの派遣

県民保健福祉センターは、巡回相談チームを避難所に定期的に派遣し、福祉その他の生活相談に応じる。

(3) 防犯パトロールの実施

(第4章第10節参照)

警察本部は、避難所の防犯パトロールを実施し避難所の社会秩序の維持に努める。

第2節 食料供給計画

本計画は、食料の供給、販売機能が麻痺し、又は住家の被害により自宅で炊飯等ができないり災者又は応急対策等に従事する者に対する一時的な炊出しや必要な食料品の供給に関する事項について定めるものである。

〔食料の供給が必要となった場合の、本計画に基づく各防災関係機関の主要な活動〕

＜ ＞内は機関名等

食料供給は、第一次的には市町村が行う（災害救助法適用の場合は知事からの委任に基づく）。県は、市町村の活動状況を把握し適切な支援を行うほか、市町村が実施困難な場合に直接これを実施する。その他の防災関係機関は、市町村及び県から要請があった場合には、積極的に協力する。

- り災者・応急対策等従事者に対する食料供給の必要性の判断＜市町村＞
 - 避難者の状況把握＜市町村＞
 - 医療機関・社会福祉施設等の状況把握＜市町村＞
 - 応急対策等従事者の状況把握＜市町村＞
 - 電気、ガス、水道の状況把握＜市町村＞
- 食料供給（炊出し等）の実施＜市町村＞

市町村で食料供給が困難な場合

- 所要品目、量、運搬ルート等の情報管理＜福祉保健部福祉保健企画課又は被災者支援室＞
- 主食の緊急引渡し＜農林水産部農林水産企画課＞
 - *九州農政局大分農政事務所、自衛隊の協力を得る。
- 農業団体等が保有する食料の供給及びあっせん
＜農林水産部農林水産企画課・おおいブランド推進課・水田農業振興室・漁業管理課＞
- 流通在庫による食料の供給及びあっせん＜商工労働部商工労働企画課＞
- 自衛隊の派遣要請＜市町村、生活環境部防災危機管理課＞

1 食料の供給責任体制

食料供給は、第一次的には市町村が行う（災害救助法適用の場合は知事からの委任に基づく）。県は、市町村の活動状況を把握し適切な支援を行うほか、市町村が実施困難な場合に直接これを実施する。その他の防災関係機関は、市町村及び県から要請があった場合には、積極的に協力する。

2 食料供給活動の流れ

（1）り災者、応急対策等従事者に対する食料供給の必要性の判断

市町村は、以下の情報を収集し、り災者、応急対策等従事者に対する食料供給の必要性を判断する。

- イ 避難者の状況
- ロ 医療機関、社会福祉施設等の状況
- ハ 応急対策等従事者の状況
- ニ 電気、ガス、水道の状況

（2）市町村による食料供給の実施

市町村は、食料供給が必要と判断された場合、食料の供給を行う。その際、高齢者、障がい者、乳幼児等及び医療機関の入院患者、社会福祉施設の入所者に配慮する。また、県の支援が必要と判断される場合は、県に支援を要請する。

（3）県における食料供給の実施

市町村のみでは食料供給が困難と判断された場合、県は以下の措置をとる。

イ 所要品目、量、運搬ルート等の情報管理

福祉保健部福祉保健企画課は、食料供給に関する情報を集約し、関係各部局に協力を求める。

ただし、被災者支援室（物資供給調整班）が設置された場合は、被災者支援室（物資供給調整班）が食料供給に関する情報を集約し、関係各部局に協力を求める。なお、被災者支援室（物資供給調整班）は、供給計画を作成し、関係課に配付するとともに、その進行管理を行う。

ロ 食料の供給等

（イ）主食の緊急引渡し

農林水産部農林水産企画課が実施する。

（ロ）（イ）以外の食料の供給及びあつせん

県は、あらかじめ流通業者と締結した協定等に基づき、（イ）以外の食料の供給及びあつ

せんを行う。

① 農漁業団体等が保有する農水産物の供給及びあっせん

農林水産部農林水産企画課が総合的に調整し、農林水産部おおいたブランド推進課、同水田農業振興室、同漁業管理課が実施する（現地への輸送を含む。）。

② 流通在庫による食料の供給及びあっせん

商工労働部商工労働企画課が実施する。

(ハ) 自衛隊への派遣要請

自衛隊の派遣が必要な場合、生活環境部防災危機管理課は派遣要請を行う。

(ニ) 県内市町村、九州・山口各県、他都道府県への応援要請

「第2章第8節 広域応援体制の確立計画」に準ずる。

3 主食の緊急引渡し

(1) 供給数量の基準

供給を要する事態	供給品目	供給数量
り災者に対し炊出し等による給食を行う必要がある場合	原則として、「米」 (実情により乾パン)	1食当り精米換算200グラムの範囲 で知事の定める数量
災害により供給機能が混乱し、通常の供給ができなくなったため、一般の米穀店を通じないで供給を行う必要がある場合	同上	1日当り精米400グラム
災害地における救助作業に従事する者に対し、給食又は供給を行う必要がある場合	同上	1食当り精米換算300グラムの範囲 で知事の定める数量

(2) 市町村の手続

市町村長は、農林水産省の定める「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡要領」及び「災害時等における乾パンの取扱要領」に基づき、大分県が締結した「大分県下における災害救助用米穀等の緊急引渡しに関する協定書」（以下「協定書」という。）により、主食の緊急引渡の要請を行う。

イ 通常の手続きによる緊急引渡し等

市町村長は、所管の地区情報室を経由して福祉保健部福祉保健企画課又は被災者支援室に対し、主食の緊急引渡しの要請を行い、引渡しを受けた後、り災者に対する供給又は給食を実施する。

ロ 災害地が孤立した場合における緊急引渡し

交通、通信の途絶等重大な災害の発生による災害救助用米穀等の引渡しについては、市町村長は、協定書第2条に基づき次の措置をとる。

(イ) 市町村長から大分農政事務所主管課長及び地域課長（以下「地域課長等」という。）に対して緊急な引渡しを要請する場合

市町村長は、知事の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀等を必要とするときは、当該地域を管轄する地域課長等（地域課長等に連絡の取れないときは当該地域課等の保管業務担当者である農政事務所職員。以下「保管業務担当職員」という。）に対して協定書（別紙様式1）により要請を行い、引渡しを受ける。

(ロ) 市町村長から倉庫の責任者に対して緊急な引渡しを直接要請する場合

市町村長は、知事の指示を受け得ない場合であって、かつ地域課長等及び保管業務担当職員に対して連絡がとれないときは、倉庫の責任者に対して協定書（別紙様式1）により要請を行い、引渡しを受ける。

(3) 農林水産部農林水産企画課の手続

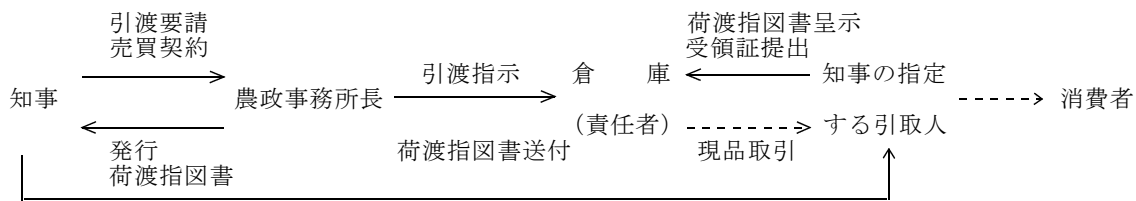
(2) により、市町村長から主食の緊急引渡しの要請を受け、農林水産部農林水産企画課は以下の手続を行う。

- イ 市町村の申請に基づき、緊急引渡しを行う際、給食又は供給を行わせることを適当と認める者を引取人として指定する。
- ロ 指定した引取人に対し、緊急引渡しを実施させる。
- ハ 災害の状況により乾パンの供給を行う必要があると認めるときは、農政事務所長に必要数量の引渡しを要請する。

(4) 応急供給系統図

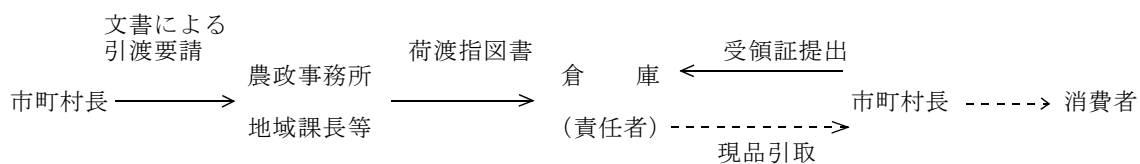
イ 米穀

(イ) 知事に対する応急食糧の直接売却

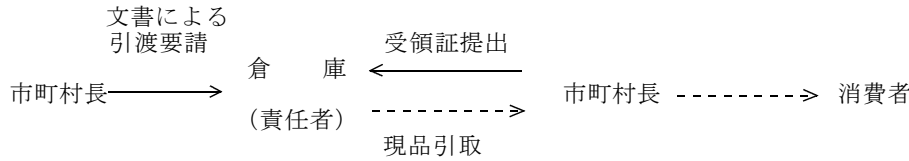


(ロ) 災害地が孤立した場合の現物引渡

a 市町村長と農政事務所長及び県が連絡の取れない場合

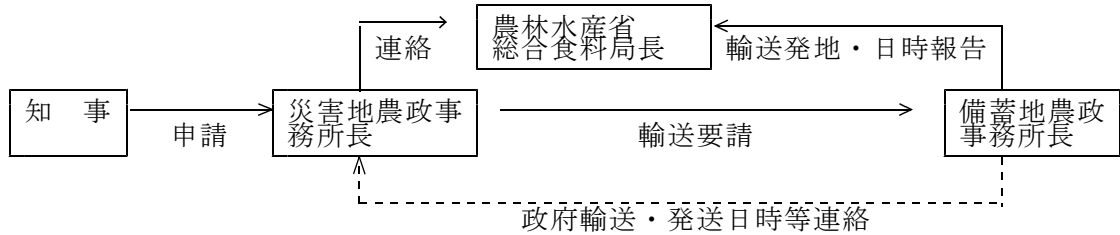


b 市町村長と農政事務所長、農政事務所地域課長等及び県が連絡のとれない場合



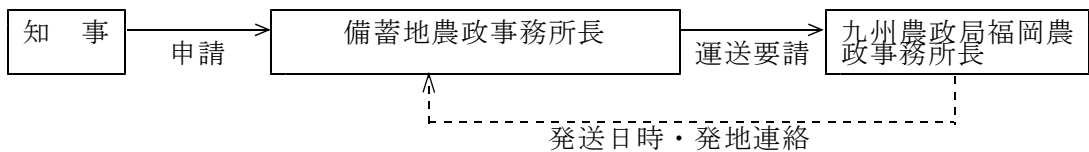
ロ 乾パン

(イ) 政府運送で知事に引き渡す場合



* 乾パンの備蓄量が必要量に満たない場合は、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊より、必要な乾パンの管理換を行い、直ちに輸送等の措置をとる。

(引渡及び運送)



* 備蓄地所長限りで乾パンの運送を認めてよいこととなっている。

* 災害地所長の指定する場所まで政府運送をかけることになるが、緊急を要するので必ずしも政府指定倉庫に搬入する必要はない。この場合は、直ちに知事に売り渡すこと。

(ロ) 知事が自衛隊に運送を依頼する場合

交通の途絶等により、政府運送では緊急に間に合わない場合、知事は、自衛隊に災害地まで運送を要請することができる。

(ハ) 乾パンの備蓄倉庫及び備蓄数量（平成19年4月1日現在）

大江政府倉庫

住所 〒455-024 名古屋市港区大江町1-5

TEL 052-611-1641 FAX 052-611-1642

備蓄数量 乾パン 695箱 (50,040食)

立川政府倉庫

住所 〒190-0014 立川市緑町無番地

TEL 042-529-9249

備蓄数量 乾パン 695箱 (50,040食)

4 災害救助法の規定による炊出しその他による食品の給与

災害救助法の規定に基づく炊出し、その他による食品の給与は福祉保健部福祉保健企画課において総合的に行う。県民保健福祉センターは、所管区域市町村が実施する炊出しその他による食品の給与を指導し、又は、市町村において実施が困難な場合は、臨時的な救助班等を編成して現地に派遣するなど、その円滑な実施を図るものとする。

(1) 炊出し、その他による食品の給与基準

イ 給与を受ける被害者の範囲

- (イ) 避難所に収容された者
- (ロ) 住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって炊事のできない者
- (ハ) 被災市町村内の旅館宿泊人及び一般家庭の来訪客で(イ)又は(ロ)と同一の状態にある者
- (ニ) 被災を受け、一時縁故先に避難する者で食料品をそう失した者

ロ 炊出しその他による食品給与の方法

(イ) 炊出しの実施方法

- a 炊き出しは、避難所内又はその近くの適当な場所を選んで実施し、適当な場所がないときは、飲食店又は旅館等を使用する。
- b 食品の給与に当たっては、現に食し得る状態にある物を給すること（原材料（小麦粉、米穀、醤油等）及び現金食券を支給することは災害救助法の趣旨に反し認められない。）。
- c 食品の給与は産業給食（弁当等）によっても差し支えない。
- d 乳幼児に対する食品の給与は、ミルク等によっても差し支えない。
- e 炊出しの実施に支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として1人1日当たり厚生労働大臣が定める基準の範囲内とする。

(ロ) 主食の給与量

1人1食200グラム以内の数量の範囲内とする。なお、周囲の事情により精米を割当てることができない場合は乾パンを割当てることができる。この場合の精米換算率は、100パーセントとする。

ハ 炊出し及び食品の給与の期間

特別な事情のない限り、災害の発生の日から7日以内の間とする。

ニ 費用の負担

福祉保健部福祉保健企画課はイからハの基準に基づき、市町村にその実施を委任した炊出しその他による食品の給与について、おおむね次の範囲内の費用を負担するものとする。

(イ) 主食費

- a 知事が一括売却を受け配分した場合の主食
 - b 供給食料のほか一般の食品店その他から炊出し等のため購入したパン、麺類等
- (ロ) 副食費及び調味料費
- (ハ) 炊出し用の燃料費
- (ニ) 雑費
- 器物の使用謝金、又は借上料等

(2) 市町村の措置

イ 県への情報提供等

知事の委任に基づく災害救助法の規定による炊出しその他の食品の給与に着手した場合は、市町村長は速やかにその概要を福祉保健部福祉保健企画課又は県民保健福祉センターに情報提供し、必要な指示を受けるものとする。

ロ 帳簿等の備え付け等

市町村長が知事の委任に基づき炊出しその他の食品を給与する場合は、その責任者を指定するとともに、各炊出し等の現場に実施責任者を定め、おおむね次の帳簿等を備え必要な事項について記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

- a 救助実記録日計表
- b 炊出しその他による食品給与物品受払簿
- c 炊出し給与状況
- d 炊出しその他による食品給与に関する証拠書類

5 その他の機関が実施する食料の供給措置

(1) 九州農政局大分農政事務所

米穀、乾パンその他主食の緊急引渡しについて、知事又は市町村長の要請に基づく緊急必要な措置を実施する。

(2) 自衛隊

- イ 知事の要請に基づき農林水産省が備蓄する「乾パン」等を被災地に輸送する。
- ロ 特に緊急を要する場合は、部隊が管理する「乾パン」等の管理換えに応ずる。

(3) 日本赤十字社大分県支部

所管の赤十字奉仕団等を通じて、り災者等に対する炊出しその他の食品等の給与の応援協力を実施する。

(4) 九州農政局

知事の要請に基づき、近隣県の業者に対し、パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調整粉乳、缶詰及びレトルト食品について、被災地への出荷を要請する。

第3節 給水計画

本計画は、災害による断水のため、現に飲料水及び生活用水を得ることができない者に対する給水に関する事項について定めるものである。

〔給水活動が必要となった場合の、本計画に基づく各防災関係機関の主要な活動〕

＜ ＞内は機関名等

給水は、第一次的には市町村が行う（災害救助法適用の場合は知事からの委任に基づく。）。県は、市町村の活動状況を把握し適切な支援を行うほか、市町村が実施困難な場合に直接これを実施する。その他の防災関係機関は、市町村及び県から要請があった場合には、積極的に協力する。

- り災者に対する給水の必要性の判断＜市町村＞
 - り災者の状況把握＜市町村＞
 - 医療機関、社会福祉施設等の状況把握＜市町村＞
 - 通水状況把握＜市町村＞
 - 衛生状況の把握＜保健所＞

- 給水の実施＜市町村＞
 - 衛生の確認＜保健所＞

市町村で給水が困難な場合

- 所要量、運搬ルート等の情報管理＜生活環境部環境保全課又は被災者支援室＞
- 給水班の派遣＜生活環境部環境保全課＞
- 流通在庫による飲料水の供給及びあっせん＜商工労働部商工労働企画課＞
- 自衛隊の派遣要請＜市町村、生活環境部防災危機管理課＞
- 厚生労働省、日本水道協会等への応援要請＜生活環境部環境保全課＞

1 給水の責任体制

給水は、第一次的には市町村が行う（災害救助法適用の場合は知事からの委任に基づく。）。県は、市町村の活動状況を把握し適切な支援を行うほか、市町村が実施困難な場合に直接これを実施する。その他の防災関係機関は、市町村及び県から要請があった場合には、積極的に協力する。

2 給水活動の流れ

（1）り災者に対する給水の必要性の判断

市町村は、以下の情報を収集し、り災者に対する給水の必要性を判断する。なお、飲料水の衛生状況の把握は、保健所に協力を求める。

- イ り災者の状況
- ロ 医療機関、社会福祉施設等の状況
- ハ 通水状況
- ニ 飲料水の衛生状況

（2）市町村による給水の実施

市町村は、(1)で給水が必要と判断された場合、給水を行う。その際、給水する水の衛生確認については、保健所に協力を求める。また、次の点に留意して給水活動を行う（県が実施する場合も同様）。

- イ 給水場所、給水方法、給水時間等について防災行政無線等を用いてきめ細かく住民に広報する。
- ロ 医療機関、社会福祉施設については、臨時の活動班を編成するなどして、迅速かつ的確な対応を図る。
- ハ 自力で給水を受けることが困難な災害時要援護者を支援するため、ボランティアとの連携を可能な限り図る。

なお、この計画に定める事項のほか必要な給水措置は、市町村地域防災計画の定めるところによる。

（3）県における給水の実施

市町村のみでは給水が困難と判断された場合、県は以下の措置をとる。

生活環境部環境保全課は、被災地域への応急給水について、総合的な調整及び指導を行う。また、保健所は、災害所管区域の補給水源の汚染衛生状況の調査を行うとともに、所管市町村の要請等に基づく飲料水の供給について必要な措置をとる。

- イ 所要量、運搬ルート等の情報管理

生活環境部環境保全課は、給水に関する情報を集約し、必要に応じて関係課に協力を求め

る。災害救助法が適用された場合、福祉保健部福祉保健企画課と連携をとる。

ただし、被災者支援室（物資供給調整班）が設置された場合は、被災者支援室（物資供給調整班）が給水に関する情報を集約し、関係課に協力を求める。なお、被災者支援室（物資供給調整班）は、給水計画を作成し、関係課に配付するとともに、その進行管理を行う。

ロ 給水等

(イ) 給水班の派遣

生活環境部環境保全課が給水班を編成し、被災地に派遣する。

(ロ) 流通在庫によるボトル水等水入り容器の供給及びあっせん

商工労働部商工労働企画課が、県があらかじめ流通業者と締結した協定等に基づき、実施する。

(ハ) 自衛隊への派遣要請

自衛隊の派遣が必要な場合、生活環境部防災危機管理課は派遣要請を行う。

(ニ) 県内市町村、九州・山口各県、他都道府県への応援要請

「第2章第8節 広域応援体制の確立計画」に準ずる。

(ホ) 厚生労働省、日本水道協会等への応援要請

生活環境部環境保全課が行う。

3 給水の方法

(1) 飲料水

イ 給水車による給水

ロ ろ水器による給水又は浄水剤の支給による給水

ハ ボトル水等水入り容器を運搬して行う給水

(2) 生活用水

イ 学校プールその他適当な場所への貯水

ロ 災害時協力井戸による給水

4 災害救助法に基づく措置

(1) 県の措置

福祉保健部福祉保健企画課及び生活環境部環境保全課は、災害救助法が適用された場合、知事の委任に基づき市町村長が実施する次の範囲内の給水について、必要な措置をとるものとする。

イ 給水の基準

(イ) 飲料水を受ける者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

(ロ) 飲料水の供給方法

- a 水道法による水道用水の緊急応援
- b ろ水器等による浄水の供給
- c 飲料水中に直接投入する浄水剤の支給
- d ボトル水等水入り容器の支給

(ハ) 飲料水の供給期間

特別の事情のない限り、災害発生の日から7日以内の期間とする。

(ニ) 飲料水の供給量

最小限度必要な量を供給する。

ロ 給水のための費用

- (イ) 水の購入費（但し、真にやむを得ない場合に限る）
- (ロ) ろ水器その他給水に必要な機械、器具の借上げ費、修繕費及び燃料費
- (ハ) 浄水用の薬品及び資材費
- (ニ) ボトル水の購入費等特に必要と認める費用

(2) 市町村の措置

市町村長は、知事の委任に基づく飲料水の供給を実施した場合は、次の帳簿等を備え、必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

- イ 救助実施記録日計表
- ロ 飲料水の供給簿
- ハ 給水用機械器具燃料、ボトル水及び浄水用薬品資材受払簿
- ニ 飲料水供給のための支払証拠書類

第4節 被服寝具その他生活必需品給与計画

本計画は、り災者に対する日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の生活必需品の一時的な給与又は貸与に関する事項について定めるものである。

〔給与・貸与が必要となった場合の、本計画に基づく各防災関係機関の主要な活動〕

＜ ＞内は機関名等

り災者に対する被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、第一次的には市町村が行う（災害救助法適用の場合は、知事が関係防災機関の協力を求めて実施するものとし、市町村長は知事が行う救助を補助する。）。県は、市町村の活動状況を把握し適切な支援を行うほか、市町村が実施困難な場合に直接これを実施する。その他の防災関係機関は、知事又は市町村長から要請があった場合には、積極的に協力する。

災害救助法適用の場合

○給与又は貸与の必要品目及び必要量の判断

＜福祉保健部福祉保健企画課又は被災者支援室＞

○り災者の状況把握＜市町村、県民保健福祉センター＞

○医療機関、社会福祉施設等の状況把握＜市町村、県民保健福祉センター＞

○給与又は貸与の実施＜福祉保健部福祉保健企画課＞

□備蓄物資の開放＜福祉保健部福祉保健企画課、県民保健福祉センター＞

□給与又は貸与物資の調達＜福祉保健部福祉保健企画課、各課＞

□物資の確保協力要請＜福祉保健部福祉保健企画課＞

* 日本赤十字社大分県支部、自衛隊等への要請

□物資集積場所の設定＜福祉保健部福祉保健企画課＞

□給与又は貸与物資の輸送＜福祉保健部福祉保健企画課、県民保健福祉センター＞

□給与又は貸与物資の交付等＜市町村、県民保健福祉センター＞

市町村で給与又は貸与が困難な場合

○所要品目、量、運搬ルート等の情報管理 ＜福祉保健部福祉保健企画課又は被災者支援室＞

○流通在庫による物資の給与又は貸与＜商工労働部商工労働企画課＞

1 被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与の責任体制

り災者に対する被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、第一次的には市町村が行う（災害救助法適用の場合は知事からの委任に基づく）。県は、市町村の活動状況を把握し適切な支援を行うほか、市町村が実施困難な場合に直接これを実施する。その他の防災関係機関は、市町村及び県から要請があった場合には、積極的に協力する。

2 被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与の流れ

(1) り災者に対する給与又は貸与の必要品目及び必要量の判断

市町村は、以下の情報を収集し、り災者に対する給与又は貸与の必要品目及び必要量の判断を行う。

- イ り災者の状況
- ロ 医療機関、社会福祉施設の状況

(2) り災者に対する給与又は貸与の実施

市町村は、(1)で必要とされた被服寝具その他の生活必需品を、備蓄物資又は流通在庫から調達確保し給与又は貸与を実施する。

(3) 県における給与又は貸与の実施

市町村のみでは被服寝具その他の生活必需品の給与又は貸与が困難と判断された場合は、県は以下の措置をとる。

イ 所要品目、量、運搬ルート等の情報管理

福祉保健部福祉保健企画課は、被服寝具その他の生活必需品の給与又は貸与に関する情報を集約し、必要に応じて関係課に協力を求める。

ただし、被災者支援室（物資供給調整班）が設置された場合は、被災者支援室（物資供給調整班）が、り災者に対する給与又は貸与に関する情報を集約し、関係課に協力を求める。なお、被災者支援室（物資供給調整班）は、供給計画を作成し、関係課に配付するとともに、その進行管理を行う。

ロ 給与又は貸与

(イ) 備蓄物資による給与又は貸与

福祉保健部福祉保健企画課が、備蓄している物資により実施する。

(ロ) (イ) 以外の物資の給与又は貸与

以下により実施するものとし、必要に応じて第4章第1.1節に定める義援物資の受け入れとの調整を図る。

① 流通在庫による給与又は貸与

商工労働部商工労働企画課が、県があらかじめ流通業者と締結した協定等に基づき、実施する。

② 県内市町村、九州・山口各県、他都道府県への応援要請

「第2章第8節 広域応援体制の確立計画」に準ずる。

ハ 給与又は貸与の体制（集積・輸送・交付）

救助物資の給与又は貸与活動は、おおむね次の基準により実施する。

（イ）福祉保健部

- ① 救助物資の給与又は貸与活動の総合的な連絡調整及び指導を行うこと。
- ② 市に対する救助物資の配分及び輸送に関すること。
- ③ 備蓄救助物資の放出と物資集積場（輸送計画による場所）までの輸送を行うこと。
- ④ 調達した物資の物資集積場までの輸送を行うこと。

（ロ）県民保健福祉センター

- ① 指示に基づく不足物資の調達を行うこと。
- ② 所管町村に対する救助物資の配分及び輸送に関すること。
- ③ 所管物資調達地における救助物資の調達及び物資集積場までの輸送を行うこと。
- ④ 所管町村の要請により、救援物資の給与及び貸与について支援を行うこと。

3 災害救助法が適用された場合の措置

（1）実施体制

イ 災害救助法が適用された場合、県民保健福祉センターは市町村と連携して、り災者に対する給与又は貸与の必要品目及び必要量を把握し、福祉保健部福祉保健企画課に情報提供する。

ロ 福祉保健部福祉保健企画課は、2(2)に基づく給与又は貸与を実施する。

（2）給与又は貸与の基準

救助物資の給与又は貸与の基準は、おおむね次のとおりとする。

イ 給与又は貸与の対象者

（イ）災害により住家に被害を受けた者（住家の被害は全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水をいう。）

（ロ）被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財をそう失した者

（ハ）被服、寝具、その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

ロ 給与又は貸与品目

（イ）被服、寝具及び身の回り品

洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等

（ロ）日用品

石けん、歯みがき、バケツ、トイレトペーパー等

(ハ) 炊事用具及び食器

炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等

(ニ) 光熱材料

マッチ、プロパンガス等

ハ 給与物資の配分基準

それぞれの物資の価格に応じて定めるものとする。

ニ 給与又は貸与の限度額

1世帯あたりの救助物資の給与又は貸与額は、厚生労働大臣が定める基準の範囲内とする。

ホ 給与又は貸与の期限

特別な事情のない限り災害発生の日から10日以内に給与又は貸与を終るものとする。

4 その他災害時の救助物資の給与又は貸与

災害救助法の適用を受けない災害の発生時においては、おおむね次の基準により災者に対し救助物資を給与する。

(1) 給与の対象者

災害により住家に全壊、全焼、流出、及び半壊、半焼の被害を受けた者

(2) 給与実施基準

イの災害を受けた世帯が市町村の人口に応じて、次の数に達する場合とする。

市町村の人口	15,000人 未 満	15,000人 以 上 30,000人 未 満	30,000人 以 上 50,000人 未 満	50,000人 以 上 100,000人 未 満	100,000人 以 上	備 考
被 災 世 帯	10	17	20	26	33	被災市町村の実情により世帯数の増減を行うことができる。

(3) 給与の限度額

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(平成12年度厚生省告示第144号)第1章第4条3のイ及びロに定める支出できる費用の範囲内とする。

(4) その他必要な事項は、災害救助法の規定による救助物資の給与又は貸与の基準に準ずる。

5 救助物資の備蓄

県は救助物資の給与又は貸与のため、おおむね次のとおり物資の備蓄を行い、り災者の救助に常時備えるものとする。

備蓄の場所	備蓄品目
災害備蓄倉庫 大分市大津町2丁目1番41号	寝具…毛布 身の回り品…ポータブルトイレ トイレ用覆いテント 炊事用具…なべ
大分県社会福祉センター 大分市荏隈5丁目	食料品等…アルファ米 粉ミルク ほ乳瓶
豊後大野県民保健福祉センター 豊後大野市三重町市場934-2	寝具…毛布 身の回り品…ポータブルトイレ トイレ用覆いテント 食料品等…アルファ米 ほ乳瓶
別府県民保健福祉センター日出地域福祉室 速見郡日出町字仁王山3531-24	
大分県溪泉寮内 速見郡日出町大字藤原4617	
日田玖珠県民保健福祉センター 日田市城町1-1-10	
佐伯総合庁舎内 佐伯市向島町1-4-1	
宇佐豊後高田県民保健福祉センター 宇佐保健福祉部 宇佐市大字法鏡寺235-1	

6 市町村が実施する救助物資の給与又は貸与

市町村が実施する救助物資の給与又は貸与は、市町村地域防災計画に定めるところにより実施するが、特に災害救助法の規定による救助物資の給与又は貸与については、市町村長は知事の委任に基づき次の活動を行うものとする。

- (1) 知事の示す基準に従い、救助物資をり災者に給与又は貸与すること。
- (2) 交通途絶等特別な事情のため、知事において救助物資を輸送することができない場合は、知事の指示する範囲でり災者に救助物資を給与又は貸与すること。

7 その他の防災機関が実施する救助物資の給与又は貸与

- (1) 日本赤十字社大分県支部は、その保管する救援物資をり災者に対して配付するものとする。

イ 保管場所

大分市千代町2丁目3番31号 日本赤十字社大分県支部倉庫

ロ 対象者

- (イ) 災害により住家が全壊・全焼・流失及び半壊・半焼・床上浸水等の被害を受けたり災者

(ロ) 避難所に避難したり災者

ハ 保管品名

毛布、タオル、作業服、タオルケット（夏期）

日用品セット

下着セット(男女別、季節別)

学用品セット(小・中・高別)

ブルーシート

(2) 陸上自衛隊は、知事の要請に基づき、その保管し、管理する次の救助物資を緊急事態の場合、り災者に貸与し、知事による救助物資の給与又は貸与が実施されるまでの間のり災者の保護を図るものとする。

寝具(毛布) 外衣(作業服上下)

(3) その他の防災機関においても、当該機関が管理し、保管する救助物資を積極的に放出して県又は市町村が実施するり災者の保護に協力するものとする。

第5節 医療活動計画

避難生活や医療機関の機能麻痺が長期化した場合、県をはじめとする防災関係機関は被災地住民の医療の確保に万全を期す必要がある。その場合、「第3章第5節緊急医療活動計画」に基づく活動を必要な期間継続して実施することとするが、特に、以下の点に留意した対策を講じる。

1 被災地における医療ニーズのきめ細かな把握

福祉保健部医務課、生活環境部環境保全課は、次の情報を県民保健福祉センター、保健所から得て、医療救護活動を迅速・的確に推進する。

- (1) 避難所での医療ニーズ
- (2) 医療機関、薬局の状況
- (3) 電気、水道の被害状況、復旧状況(第2章第4節参照)
- (4) 交通確保の状況(第2章第4節、第2章第14節参照)

2 医療救護活動情報の集約及び広報・相談活動の実施

福祉保健部医務課は、以下の情報を集約の上、企画振興部広報広聴課を通じて報道機関に広報を依頼し、一般に広報する。また、相談専用電話を設置し、県民からの問い合わせに応じる。

- (1) 医療機関の被災状況、稼働状況
- (2) 医療救護班の派遣及び医療救護拠点の設置状況
- (3) 現地での医薬品、人員等の確保状況
- (4) 医療救護活動に関連した緊急輸送ルート及び輸送手段の状況
- (5) 負傷者の発生状況
- (6) 移送が必要な入院患者の発生状況
- (7) 透析患者等への医療体制確立状況

第6節 保健衛生活動計画

本計画は、災害後の生活環境等の急変・悪化による疾病予防に関する事項について定めるものである。

〔保健衛生活動が必要となった場合の、本計画に基づく県の主要な活動〕

＜ ＞内は機関名等

災害後の生活環境等の急変・悪化による疾病予防に関する活動は、市町村が実施するものとする。県は、市町村の活動状況を把握し適切な支援を行うほか、市町村のみでは対応が困難な場合、あるいは市町村から要請があった場合に代行等の措置をとる。

○被災地での保健衛生ニーズの把握＜福祉保健部健康対策課＞

□避難所での保健衛生ニーズの把握＜保健所＞

□清掃等の実施状況の把握＜保健所＞

○健康管理活動の実施＜福祉保健部健康対策課＞

□巡回健康相談の実施＜保健所＞

□精神保健活動（こころのケア）の実施＜福祉保健部健康対策課＞

□予防接種の実施、マスク等の供給等予防措置の実施＜福祉保健部健康対策課＞

○防疫活動の実施＜福祉保健部健康対策課＞

□防疫班の派遣＜保健所＞

□防疫用薬剤、資機材の調達・輸送＜福祉保健部健康対策課＞

□自衛隊等への派遣要請＜生活環境部防災危機管理課＞

□食品衛生監視の実施＜生活環境部食品安全・衛生課＞

○保健衛生活動情報の集約及び広報＜福祉保健部健康対策課＞

□保健衛生活動情報の広報＜福祉保健部健康対策課＞

□保健衛生活動情報の市町村、厚生労働省等への報告＜福祉保健部健康対策課＞

1 保健衛生活動の責任体制

災害後の生活環境等の急変・悪化による疾病予防に関する活動は、市町村が実施するものとする。県は、市町村の活動状況を把握し適切な支援を行うほか、市町村のみでは対応が困難な場合、あるいは市町村から要請があった場合に代行等の措置をとる。

2 保健衛生活動の実施方針

被災地での保健衛生ニーズを的確に把握し、以下の活動を実施する。

- (1) 被災者の健康保持のため、巡回保健相談等の健康管理活動を実施する。
- (2) 感染症患者の早期発見のため、予防宣伝のほか検病調査その他必要な措置を実施する。
- (3) 発生した感染症のまん延を防止するため、非衛生的な生活環境改善の指導を行うとともに、被災地域内浸水家屋内外の消毒及び清掃を実施して、感染症の媒体となるそ族昆虫等の発生を防止する。
- (4) 飲食に起因する疫病を防止するため、被災地域の食品の衛生監視を実施する。
- (5) 保健衛生活動情報を集約し広報を行うとともに、被災者からの相談に応じる。

3 被災地での保健衛生ニーズの把握

福祉保健部健康対策課は生活環境部廃棄物対策課及び食品安全・衛生課とともに、保健所及び市町村と協力して以下の保健衛生ニーズを把握する。

(1) 避難所での保健衛生ニーズ

避難者の健康状態、精神状態、避難所の衛生状態を把握する。

(2) 清掃等の実施状況の把握

市町村におけるごみ処理、し尿処理の実施状況を把握する。また、飲食店等の衛生管理状態を把握する。

4 健康管理活動の実施

福祉保健部健康対策課は、3で把握した情報を基に、以下に示す活動を例として必要な活動の実施を市町村に指導する。市町村において実施が困難な場合は、県が関係機関と協力して実施する。なお、予防接種法に基づく臨時予防接種は、県で実施する。

(1) 巡回健康相談の実施

巡回健康相談チームを編成し避難所を中心に巡回して健康相談に応じる。

(2) 精神保健活動(こころのケア)の実施

関係機関の協力を得て精神保健活動チームを編成し巡回する。また、チラシ、パンフレット、紙面購入等により必要な情報を提供する。

(3) 予防接種の実施、マスク等の供給等予防措置の実施

予防接種の実施、マスク等の供給等により、疾病の予防を図る。

5 防疫活動の実施

福祉保健部健康対策課は、3で把握した情報を基に、防疫の実施基準にしたがって必要な防疫活動の実施を市町村に指導する。市町村において実施が困難な場合は、県が関係機関と協力して実施する。

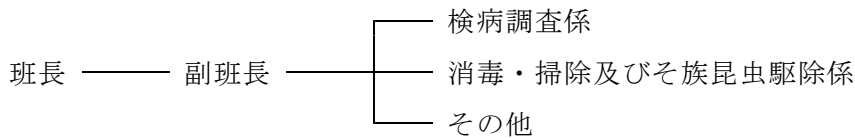
(防疫の実施基準)

(1) 防疫の実施

災害が発生した場合、その地域内の感染症発生状況を的確に把握し、未収容の患者、保菌者等に対しては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、必要に応じて入院勧告等を行うとともに全般的な検病調査を行い、患者の早期発見に努め、また地域住民に対して健康診断及び細菌学的検査を行う。

(2) 防疫班の編成

防疫班の編成は、おおむね次のとおりとする。



その他：細菌検査係、検水係及び予防接種係等を状況に応じ配置するものとする。

(3) 防疫対象

イ 検病調査及び健康診断

災害発生地域に感染症患者が発生し又は発生するおそれがあるときは、災害地全般にわたり検病調査及び健康診断を行うものとする。

ロ 清潔方法

宅地及び家屋内外の掃除、溝の清掃、汚物やごみの処理を行うものとする。

ハ 消毒方法

災害発生により感染症の病原体等に汚染されたとと思われる室内各部、便所、溝、井戸、水そう等に対して、薬剤撒布、その他の方法により消毒を行う。

ニ 防疫知識の普及・啓蒙

検病調査、健康診断又は消毒方法等を実施する際には、災害発生地域の住民に対して、防疫について、各家庭における個人衛生等の正しい衛生思想普及を図り、防疫活動が円滑にできるように努める。

(4) 防疫の実施方法

イ 検便及び健康診断

災害発生により、その地域の環境が、かなり汚染されるため、一旦患者が発生すると、そのウイルスは、爆発的にまん延する危険が極めて大であるため、患者並びに保菌者の早期発見及び隔離は重大である。したがって防疫班を編成し、災害地の全住民の健康監視を行い、症状のあるものを早期に発見して必要に応じて入院勧告等をする。

ロ 消毒方法

感染症予防のための消毒は、焼却、蒸気消毒、煮沸消毒、薬物消毒を原則とするが、井戸の消毒を行うときは、まず、井戸の水量の1,500分の1の次亜塩素酸ナトリウム液を投入し、よくまぜた後、その水で側壁等をよく洗い、12時間以上放置した後全水量を汲み出して井戸さらいを行い、新しく湧き出た水に対して水量の15,000分の1の次亜塩素酸ナトリウム液を投入し、30分を経た後使用に供すること。更に1日において、同量の次亜塩素酸ナトリウムを繰返し投入すること。

また、食事の前あるいは調理にかかる前等には、消毒薬による手洗いを励行し、使用した後の消毒薬は便所に廃棄して便池の消毒を行う。

ごみ捨て、溝の消毒については、家屋内又は溝等に大量のごみがたい積し環境衛生上きわめて不衛生であり、感染症患者発生、又はそのおそれのある場合は、それらを排除する前後にクレゾール水等により消毒を行う。

ハ その他昆虫等の駆除

災害発生により、汚物が広い地域に散乱、たい積し、あるいは穀類が流出散乱して変質腐敗し、悪臭がみなぎり、ハエの発生が著しく又は客観的に見て、感染症流行のおそれがある場合等、その状況を把握し、屋内の場合はなるべく残留効果のある薬剤を撒布し、戸外及びごみ、汚物のたい積に対しても、薬剤を撒布する。

6 保健衛生活動情報の集約及び公表

福祉保健部健康対策課は、3～5に係る情報(以下「保健衛生活動情報」という)をそれぞれ集約した上で、以下の活動を行う。

(1) 広報

保健衛生活動情報の広報を、企画振興部広報広聴課を通じて報道機関に依頼し、一般に広報する。

(2) 市町村及び厚生労働省等への報告

収集した保健衛生活動情報を、関係市町村、厚生労働省等必要な機関へ報告する。

7 市町村が実施する防疫及び清掃

市町村は、市町村地域防災計画の定めるところにより、被災地域の防疫及び清掃を実施するものとする。

特にこの計画に基づき、知事が疾病のまん延予防上必要と認めて予防接種を受ける者の範囲及び期日を指定し要請した場合、緊急な臨時予防接種を実施するものとする。

8 その他の防災機関が実施する防疫及び清掃

(1) 日本赤十字社大分県支部は、その業務を通じて防疫及び清掃の実施の推進に側面的な援助を行うとともに、知事又は市町村長の要請に応じて必要な防疫班を編成してこれに協力するものとする。

(2) 県内に所在する国立の医療機関及び公立の医療機関は、大規模な感染症が発生、又は重大な災害が発生した時、知事の要請に応じて必要な専門係員をその防疫班に参加させ防疫実施にあたらせるものとする。

第7節 廃棄物処理計画

〔廃棄物の処理が必要となった場合の、本計画に基づく県及び市町村の主要な活動〕

＜ ＞内は機関名等

○「市町村災害廃棄物処理計画」に基づく廃棄物処理＜市町村＞

○事故等災害廃棄物処理に関する市町村への助言及び情報提供

＜生活環境部廃棄物対策課＞

○広域応援体制の構築＜生活環境部＞

1 廃棄物処理の実施

県は、事故等災害によって生じた廃棄物処理について、災害廃棄物処理に準じて「震災廃棄物対策指針」（環境省：平成10年10月策定）に基づき、市町村が処理を行えるよう廃棄物処理に関する助言及び情報提供を行う。

（1）震災廃棄物対策指針の骨子

市町村は、災害廃棄物を処理するにあたっては、「市町村災害廃棄物処理計画」定め、処理を行う。

（2）災害廃棄物等の種類

木くず、コンクリート塊、金属くず、し尿、生活ごみ、粗大ごみ、環境汚染が懸念される廃棄物

（3）処理計画の内容

- イ 震災廃棄物の収集運搬体制の整備
- ロ 震災発生時におけるがれきの発生量の推計
- ハ がれきの仮置場の確保と配置計画
- ニ がれきの処理・処分計画の作成
- ニ 有害廃棄物対策等

2 広域支援体制の構築

県は、大規模な災害に際し、被災市町村が県内市町村及び関係団体から支援が受けられるよう相

互支援体制の構築を進める。

また、必要に応じ、県は、関係団体と支援協定を結ぶなど、相互支援体制の確立に努める。

第8節 行方不明者の搜索、死体の処理及び埋葬に関する計画

本計画は、災害により行方不明になった者の搜索、死体の処理及び埋葬を的確に実施するための活動について定めるものである。

〔本計画に基づく防災関係機関の主な活動〕

＜ ＞内は機関名等

災害により行方不明になった者の搜索、死体の処理及び埋葬については、市町村、警察機関、県及びその他の防災関係機関が、相互に緊密な連絡と、迅速な措置によって行う。

○行方不明者の搜索

- 行方不明者の届出の受理及び市町村等への通報＜警察本部、海上保安部＞
- 行方不明者の搜索＜市町村（消防機関）、警察本部、海上保安部＞

○死体の処理

- 死体の安置＜市町村＞
- 死体の検視及び検案＜警察本部、海上保安部＞
- 死体の搬送及び安置＜市町村＞

○死体の埋葬

- 埋・火葬許可書の発行＜市町村＞
- 死体の埋葬・火葬＜市町村＞
- 防災関係機関への応援要請＜生活環境部食品安全・衛生課＞

○行方不明者の搜索、死体の処理及び埋葬に関する情報の集約・広報

- ＜生活環境部食品安全・衛生課＞
- ＜警察本部＞

1 行方不明者の捜索、死体の処理及び埋葬実施の責任体制

行方不明者の捜索、死体の処理及び埋葬については、市町村、警察機関、県及びその他の防災関係機関が相互に緊密な連絡と迅速な措置によって行う。

2 行方不明者の捜索

(1) 行方不明者の届出の受理及び市町村等への通報

警察官及び海上保安官は、行方不明者の届出の受理を行ったのち、市町村及び関係機関への通報連絡にあたる。

(2) 行方不明者の捜索

市町村、消防本部、警察機関、海上保安部は、相互に協力し、行方不明者の捜索にあたる。

3 死体の処理

(1) 死体の安置(検視前)

発見された死体は、市町村が警察官、海上保安官と協議して適切な場所に安置する。身元不明人については、人相、所持品、着衣等の特徴を写真撮影するとともに、遺品を保存し身元の発見に努める。

(2) 死体の検視及び検案

イ 死体は、死体取扱規則又は検視規則等に基づき、速やかに警察官、海上保安官の検視に付す。

ロ 医療救護班又は医師は、死体の検案を行うとともに、必要な処理を行う。

ハ 市町村は、死体の検視及び検案に必要な医療関係者等の確保に努め、確保が困難な場合は、県に通報し協力を求める。

(3) 死体の安置(検視後)

イ 市町村は、死体の安置所を設置する。

ロ 市町村は、検視及び検案が終了した死体を安置所に移送し納棺する。

ハ 市町村は、納棺した死体についての死体処理票及び遺留品処理票を作成するとともに、「氏名札」を貼付する。

ニ 市町村は、死体引取の申し出があったときは、死体処理票によって整理の上引き渡すとともに、埋・火葬許可書を発行する。

4 死体の埋・火葬

- (1) 死体の埋・火葬は、市町村が実施する。自市町村のみで対応が困難な場合は、生活環境部食品安全・衛生課に通報し協力を求める。
- (2) 生活環境部食品安全・衛生課は、市町村から協力を求められた場合、県内他市町村等での受け入れ可能地を選定し協力を求める。また、死体の移送については自衛隊その他の関係機関に協力を求める。

5 行方不明者の捜索、死体の処理及び埋葬に関する情報の集約・広報

- (1) 行方不明者の捜索、死体の処理に関する情報の集約・広報
警察本部は、死体、行方不明者に関する情報を集約し、企画振興部広報広聴課を通じて広報する。
- (2) 埋葬に関する情報の集約・広報
生活環境部食品安全・衛生課は、埋葬に関する情報を集約し、企画振興部広報広聴課を通じて広報する。

6 災害救助法適用に関する事項

(1) 死体の捜索

福祉保健部福祉保健企画課は災害救助法が適用された場合、知事の委任に基づき市町村長が実施する次の範囲内の死体の捜索について、必要な措置を行うものとする。

イ 捜索する死体の範囲

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者(死亡した者の住家の被害状況及び死亡の原因を問わない。)

ロ 支出する費用

- (イ) 船艇その他捜索のために必要な機械器具の借上費(直接捜索作業に使用したものに限る、その使用期間における借上費又は購入費が認められる)
- (ロ) 捜索のため使用した機械器具の修繕費
- (ハ) 捜索のため機械器具を使用する場合に必要な燃料費
- (ニ) 捜索作業のため必要な照明器具等の燃料費

ハ 支出費用の限度額

当該捜索地における実費

ニ 捜索の期間

特別な事情のない限り災害発生の日から10日以内とする。

(2) 死体の処理

福祉保健部福祉保健企画課は災害救助法が適用された場合、知事の委任に基づき市町村長が実施する次の範囲内の死体の処理について、必要な措置を行うものとする。

イ 処理する死体の範囲

災害に際し死亡した者

ロ 死体の処理内容

(イ) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(ロ) 死体の一時保存

(ハ) 死体の検案

ハ 支出する費用の限度

(イ) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、厚生労働大臣が定める基準の範囲内とする。

(ロ) 死体の一時保存のための費用は、既存建物を利用する場合は当該建物の借上費の通常の実費とし、既存建物を利用できない場合は、厚生労働大臣が定める基準の範囲内とする。

(ハ) 検案は、医療救護班によって行うことを原則としているため特別に費用を必要としないと思われるが、医療救護班が検案を行うことができないような場合に一般開業医等が検案を実施した場合の費用は、当該地域の慣行料金の範囲内とする。

ニ 死体の処理期間

死体の処理期間は、災害発生の日から10日以内とする。

(3) 死体の埋葬

県福祉保健部福祉保健企画課は、災害救助法が適用された場合に、知事の委任に基づき市町村長が実施する次の範囲内の死体の埋葬について、必要な措置をとるものとする。

イ 埋葬を行う範囲

(イ) 災害時の混乱の際に死亡した者

(ロ) 災害のため埋葬を行うことが困難な場合

ロ 埋葬の方法

応急的な仮葬とし、土葬又は火葬の別を問わない。なお、棺又は骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給あるいは火葬、土葬又は納骨等の役務の提供により行う。

ハ 埋葬費の限度額

埋葬による経費は、厚生労働大臣が定める基準の範囲内とする。

ニ 埋葬の期間

埋葬の期間は、災害発生の日から10日以内とする。

(4) 市町村における事項

市町村において、知事の委任に基づき市町村長が死体の捜索、処理及び埋葬を実施した場合は、次の帳簿等を備え、必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

- イ 救助実施記録日計票
- ロ 死体の捜索状況記録簿
- ハ 捜索機械器具燃料受払簿
- ニ 埋葬台帳
- ホ 死体処理台帳
- ヘ 死体捜索用関係費、死体処理費、埋葬費支出証拠書類

第9節 住宅の供給確保計画

本計画は、災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することができない者のうち、主としてみずからの資力により住宅を確保できない者に対して行う住宅の供給等に関して定めるものである。

〔本計画に基づく県の主要な活動〕

〈〉内は機関名等

り災世帯に対する住宅の供給及び確保措置は、第一次的には市町村が実施する。災害救助法が適用された場合、知事は応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理及び障害物の応急的な除去、並びに基準戸数以上が被災した場合の災害用公営住宅の建設を、関係機関の協力を求めて実施する。

○住宅ニーズの把握〈福祉保健部福祉保健企画課〉

□り災世帯の住宅ニーズの把握

□住宅ニーズへの対応方針の決定

○応急仮設住宅の建設〈土木建築部建築住宅課〉

□建設用地・資機材、技術者等の確保〈土木建築部建築住宅課〉

□入居世帯の決定〈福祉保健部福祉保健企画課〉

○応急仮設住宅の管理〈福祉保健部福祉保健企画課〉

○その他の住宅対策の実施〈土木建築部建築住宅課〉

□公営住宅の空き部屋調査〈土木建築部建築住宅課〉

1 住宅の供給及び居住の確保措置の実施責任体制

り災世帯に対する住宅の供給及び居住確保措置は、市町村が市町村地域防災計画の定めるところによりこれを実施する。ただし、次の場合は主として知事が市町村長その他の関係機関に協力を求めてこれを実施するものとする。

- (1) 災害救助法の適用による応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理及び障害物の応急的な除去。
- (2) 次の各号の1に該当する場合における災害用公共住宅の建設
 - イ 被害地全域において住宅500戸以上が滅失した場合、若しくは200戸以上が焼失した場合
 - ロ 1市町村の区域内で住宅200戸以上又は住家戸数の1割以上が滅失し、若しくは焼失した場合

2 住宅の供給及び居住の確保の方法

住宅の供給及び居住の応急確保措置は、おおむね次の方法により実施する。

- (1) 住宅の滅失した世帯に対する応急仮設住宅の設置及び第2種公営住宅(以下「災害用公営住宅」という。)の建設
- (2) 住宅が半壊又は半焼の被害を受け、居住できない世帯に対する破損箇所の応急修理
- (3) 住宅の日常生活に欠くことのできない場所に土石、竹木等の障害物が運びこまれたため居住のできない世帯に対する障害物の応急的な除去

3 県が実施する住宅の供給及び居住の確保措置

県が実施する住宅の供給及び居住確保措置は、次の方法により実施する。

- (1) 住宅ニーズの把握
 - イ 福祉保健部福祉保健企画課は、市町村と協力して住宅を失った世帯の住宅ニーズを把握する。
 - ロ 福祉保健部福祉保健企画課は、土木建築部建築住宅課の協力を得て、把握した住宅ニーズへの対応方針を決定する。

(2) 災害救助法の規定による住宅の供給及び確保

- イ 応急仮設住宅の供与
 - (イ) 設置の基準
 - 構造及び規模等の概要は次のとおりとし、一戸建、長屋建又はアパート式のいずれかにより応急仮設住宅を建設する。
 - a 1戸当たり、建面積29.7m²(9坪)を基準とする。
 - b aは、あらかじめ備蓄しているパイプ式組立住宅資材によることができる。
 - c 1戸あたりの費用は、厚生労働大臣が定める基準の範囲内とする。

d 設置場所

応急仮設住宅の設置場所は、事前に住環境等を考慮し、市町村が選択した場所とする。
なお、公共用地等なるべく借地料等を必要としない場所を選択する。

e 設置の方法

請負工事又は直営工事により実施する。

f 着工期日

応急仮設住宅の設置は、おそくとも災害発生の日から20日以内に着工するものとし、
できる限り速やかに完了させるものとする。

(ロ) 入居世帯の決定

福祉保健部福祉保健企画課は、次の各号に該当する世帯のうちから市町村長及び民生
・児童委員等の意見を聞いて、応急仮設住宅の入居世帯を決定する。

a 住家が全壊、全焼又は流失した世帯

b 居住する住家がない世帯

c 自らの資力で住宅を確保することができない世帯

(ハ) 福祉仮設住宅の供与

高齢者、障がい者等、日常生活上特別な配慮を必要とする者が複数いる場合、次のよ
うに老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置す
る。

a 段差解消のためのスロープ及び手すりの設置等、高齢者、障がい者等の安全及び利便
に配慮する。

b 老人居宅介護等支援事業等による生活援助員等の支援や入居者の互助を図られ易くす
るため、生活援助員室や共同利用を前提とした仕様とすることができる。

c 被災者に供給される部屋数をもって応急仮設住宅の設置戸数とする。

(ニ) 応急仮設住宅の管理

福祉保健部福祉保健企画課は、応急仮設住宅の管理を実施するが、状況に応じて市町
村に委託することができる。

(ホ) 応急仮設住宅の供与期間

設置工事が完了した日から2か年以内とする。

ロ 住宅の応急修理

福祉保健部福祉保健企画課は、住宅の応急修理を土木建築部建築住宅課と調整して以下に
より実施する。

(イ) 応急修理の基準

a 応急修理の面積については特にその制限はないが、居室、炊事場及び便所等日常生活
に欠くことのできない最小限の部分とする。

b 応急修理は、大工又は技術者等による修理若しくは請負工事によって実施する。

- c 応急修理は、災害発生の日から1か月以内に完了するものとする。
- d 応急修理に要する1戸あたりの費用は、厚生労働大臣が定める基準の範囲内とする。

(ロ) 応急修理を受ける世帯の決定

福祉保健部福祉保健企画課は、次の各号に該当する世帯のうちから市町村長及び民生・児童委員等の意見を聞いて、応急修理を受ける世帯を決定する。

- a 災害のため住家が半焼又は半壊した世帯
- b 当面の日常生活が営み得ない世帯
- c 自らの資力で応急修理ができない世帯

ハ 住居又はその周辺の障害物の応急的な除去

福祉保健部福祉保健企画課は、災害救助法が適用された場合、知事の委任に基づき、市町村が実施する住居又はその周辺に運ばれた土石・竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの応急的な除去について必要な措置を行うものとする。

(イ) 障害物の除去の基準

- a 日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の応急的な除去とする。
- b 1戸あたりの除去費用は、厚生労働大臣が定める基準の範囲内とする。
- c 除去の方法は、技術者又は人夫等による除去若しくは請負工事による除去とする。
- d 除去の実施は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

(ロ) 障害物の除去を受ける世帯の決定

福祉保健部福祉保健企画課は、障害物の除去を受ける世帯を次の各号に該当する世帯のうちから市町村長及び民生・児童委員等の意見を聞いて決定する。

- a 災害のため住家が半壊又は床上浸水した世帯
- b 当面の日常生活が営み得ない世帯
- c 自らの資力で障害物の除去ができない世帯

(3) 災害用公営住宅の建設

災害用公営住宅の建設は、土木建築部建築住宅課が土木事務所等の応援を得て次により実施する。

イ 建設戸数の基準

- (イ) 住家の滅失又は焼失が100戸を越える市町村については、その滅失又は焼失戸数の30%以内の戸数。ただし当該市町村において建設する場合はこの限りでない。
- (ロ) その他の被災市町村については、知事が特に必要と認める戸数。

ロ 建設仕様等の基準

建設のための仕様等の基準は、公営住宅建設基準(昭和26年建設省令第20号)等に基づくものとする。

ハ 入居世帯の決定

災害用公営住宅の入居世帯は、おおむね次の各号に該当する世帯のうちから知事が関係法令に基づき決定する。この場合、知事は、建設地の市町村長の意見を聞くことができる。

- (イ) 住家が全壊、全焼又は流出した世帯であること
- (ロ) 居住する住家がない世帯か又はあっても著しく不便、不衛生な状態にある世帯であること。
- (ハ) 自らの資力で住宅を確保することができない世帯であること。
- (ニ) 応急仮設住宅に入居できなかった世帯であること。
- (ホ) 規定の賃借料を納入できる世帯であること。

(4) その他住宅の供給あっせん措置

イ その他県有財産のうち、り災者に対する住宅の供給及び確保対策上、貸付その他必要な措置の講ぜられるものは、できる限り貸付その他必要な措置をとるものとする。

ロ 市町村が実施する住宅の供給及び確保対策に対する県の措置

県及び地方機関は、市町村がり災者に対する住宅の供給及び確保対策の実施上必要なときは、おおむね次の事項について協力する。

- (イ) 住宅の建設又は仮設上、不足する資機材の供給あっせん
- (ロ) 建設技術者及び建設技能者の派遣又はあっせん
- (ハ) 県有地の優先的な貸付及び払下げ又は県有林の立木の払下げ
- (ニ) その他特に必要と認める事項

ハ 県が災害救助法の規定による住宅の供給及び確保を実施する場合は、市町村はその実施を応援し、協力するものとし、その実施について指示を受けた事項は、その責任においてこれを処理するものとする。

ニ その他、り災者の住宅の確保のため必要に応じて次の対策を講じる。土木建築部建築住宅課はその総合調整を行う。

- (イ) 公営住宅の空き部屋調査(土木建築部建築住宅課)
- (ロ) 緊急家賃調査の実施(生活環境部県民生活・男女共同参画課)
- (ハ) 総合住宅相談所の開設・運営(土木建築部建築住宅課)

(5) 応急仮設住宅の確保及び住宅の応急修理のため、次の団体との応援協定の締結を推進するとともに、災害時に必要な場合には、当該団体の協力を得るものとする。

- ・(社)プレハブ建築協会
- ・(社)大分県建設業協会
- ・(社)大分県建築士事務所協会
- ・大分県電気工事協同組合

・大分県管工事協同組合連合会

4 市町村が実施する住宅の供給及び確保措置

(1) この計画に定める事項のほか、必要な住宅の供給確保措置は、市町村地域防災計画に定めるところによって実施するものとするが、特に県が実施する住宅の供給確保措置については、用地の確保並びにあっせん、技能者、技術者の供給について、必要な事項を計画しておくものとする。

(2) 市町村において、県の委託に基づき、災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去を実施した場合は、次の帳簿等を備え必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

イ 救助実施記録日計票

ロ 障害物除去の状況

ハ 障害物除去費支出関係証拠書類

5 その他の防災機関が実施する住宅の供給及び確保措置

県、市町村以外の防災機関は、県、市町村が実施する住宅の供給及び確保措置について、所有し備蓄する資機材の提供、技術者・技能者の派遣等それぞれの要請又は申請に基づき積極的な応援協力を行うものとする。その内容はおおむね次のとおりとする。

(1) 資機材・技術者及び技能者の緊急輸送(陸上自衛隊、九州運輸局大分陸運支局)

(2) 国有林の立木の払下げ(森林管理局が指定した森林管理署等)

(3) 国有財産の売払又は貸付(大分財務事務所)

(4) 建設用資機材の供給あっせん(九州経済産業局)

(5) 建設技術者又は技能者の派遣及び建設用機械の貸付け(九州地方整備局各河川国道事務所)

第10節 文教対策計画

本計画は、教育施設及び設備が被災し、通常の教育が行えない場合における応急教育の実施に関して定めるものである。

〔本計画に基づく県の主要な活動〕

＜ ＞内は機関名等

○被災状況・避難状況の把握

- 市町村教育委員会からの連絡の受付（教育事務所経由）＜教育庁義務教育課＞
- 県立学校からの連絡の受付＜教育庁高校教育課＞
- 私立学校からの連絡の受付＜生活環境部私学振興・青少年課＞

○応急措置の実施

- 教室の確保＜教育庁学校施設課＞（学校、市町村で対応できない場合）
- 応急授業の実施＜教育庁義務教育課・高校教育課＞（学校、市町村で対応できない場合）
- 教材学用品の供給＜教育庁義務教育課・高校教育課＞（福祉保健部福祉保健企画課と連携）
- 児童、生徒等の保健衛生管理＜教育庁体育保健課＞（福祉保健部健康対策課と連携）
- 授業料等の減免＜教育庁学校施設課＞
- 奨学補助措置＜教育庁高校教育課＞
- 児童、生徒のこころのケア＜教育庁体育保健課＞（学校、市町村で対応できない場合）
- その他の文教対策

* 学校等の教育施設が避難所として使用される場合は、当面避難者の生活確保を考慮しつつ、市町村教育委員会と大分県教育委員会が協議して適切な教育の確保に努めるものとする。

* 避難所となった学校の対応については、第4章第1節及び本節4を参照。

1 応急措置実施上の責任体制

教育施設及び設備の被災は、直接児童、生徒、学生の教育上に重大な影響を及ぼすので、その応急措置は第一次的に学校長が保護者をはじめとする PTA など関係機関等の協力を求めて実施し、第二次的には市町村立の学校にあっては市町村教育委員会が、県立学校にあっては大分県教育委員会がこれにあたるものとする。

また、市町村長及び知事は、それぞれの教育委員会の実施する応急措置の実施を援助し、調整しその他必要と認める措置を講ずるものとする。なお、大分県教育委員会は、所轄教育事務所を通じて市町村教育委員会が実施する応急措置について必要な援助協力を行うものとする。

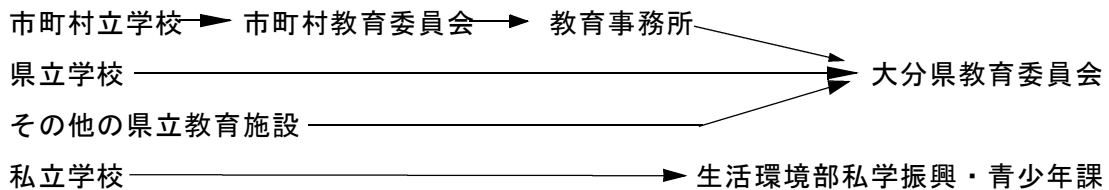
なお、学校等の教育施設が避難所として使用される場合は、避難者の生活確保を考慮しつつ、市町村教育委員会と大分県教育委員会が協議して適切な教育の確保に努めるものとする。

2 応急措置の実施基準

(1) 被災状況等の把握

大分県教育委員会は、以下により県内の教育施設の被災状況、児童・生徒・学生の被災状況、学校職員の被災状況、避難所としての使用状況等を把握する。

□被災状況等の連絡経路図



(2) 教室の確保

各学校は、必要な教育等を確保するため、所管施設又は設備の被災箇所を迅速に調査把握し、関係機関に通報するとともに次の措置を講ずる。各学校での措置が困難な場合は、被災状況等の連絡経路図にしたがって応援を求める。

- イ 簡単な修理でも使用可能な教室は、速やかに応急修理を行う。
- ロ 災害のため使用できない教室にかえて、特別教室、体育館、講堂等の利用を考慮する。
- ハ 必要に応じて2部授業を実施する。
- ニ 校舎の全部又は大部分が使用不能の場合は、公民館、集会場等公共施設の利用又は隣接学校の校舎等を利用し、必要に応じた分散授業を実施する。
- ホ 広範囲にわたる激甚な被害のため、前記諸措置が実施できがたい場合は、応急仮校舎を建設する。

(3) 応急授業の実施

- イ 各学校は、災害発生の状況により授業が不可能なときは、取りあえず臨時休業の措置をとるとともに、正規の授業が困難なときも、なるべく速やかに応急授業等を開始し、授業時間数の確保に努める。
- ロ 災害に伴い教職員に欠損を生じたときは、学校内又は学校間において相互に応援・協力する。
- ハ 市町村教育委員会、大分県教育委員会は応急授業の実施状況を把握し、必要な支援を行う。

(4) 教材学用品の供給措置

教材学用品等の滅失、き損の状況を十分把握し、これらの負担を軽減する方向で供給措置を講ずるものとする。

災害救助法が適用された場合、市町村長は知事からの委任に基づき学用品の給与を行う。その際の給与の基準及びその他必要な措置は次のとおりである。

イ 給与の基準

(イ) 給与の対象

学用品の給与は、住家の全壊・全焼・流失・半壊・半焼又は床上浸水により学用品をそう失、又はき損し、就学上支障のある小学校児童（「盲学校、ろう学校及び養護学校（以下「特別支援学校」という。）の小学部児童を含む）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部生徒を含む）、特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう）に対して実施する。

(ロ) 給与の品目

学用品の給与は、被害の実情に応じ教科書、文房具、通学用品とし、おおむね次のとおりとする。

a 教科書及び教材

(a) 小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で所管教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材。

(b) 高等学校等生徒

正規の授業で使用している教材

b 文房具（ノート、鉛筆、画用紙、定規、消ゴム、クレヨン、絵具、筆、下敷等）

c 通学用品（運動靴、傘、カバン、長靴等）

(ハ) 給与費用

学用品の給与費用は次の範囲内とする。

区 分	小 学 校	中 学 校	高等学校
教科書及び教材	実 費	実 費	実 費

文房具通学用品	生徒又は児童1人当たりの学用品の給与に要する経費は、厚生労働大臣の定める基準の範囲内とする。
---------	------------------------------------------------

(二) 給与期間及び給与の方法

学用品の給与期間及び給与の方法は、特別な事情のない限り次のとおりとする。

教科書及び教材・・・災害発生の日から1箇月以内に現物を支給するものとする。

学用品通学用品・・・災害発生の日から15日以内に現物を給与するものとする。

ロ その他必要な措置

市町村長が知事の委任に基づく学用品の給与を実施した場合は、次の帳簿等を備え必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

(イ) 救助実施記録日計表

(ロ) 学用品の給与状況

(ハ) 学用品購入関係支払証拠書類

(ニ) 備蓄物資払出証拠書類

(5) 転校措置及び進路指導

イ 各学校は、転校を必要とする児童・生徒の状況を速やかに把握し、市町村教育委員会及び大分県教育委員会と協力して速やかな転校措置を講ずる。

ロ 各学校は、被災児童・生徒の進級、卒業認定及び進学、就職並びに入学選抜に関して児童・生徒の状況を十分把握し、市町村教育委員会及び大分県教育委員会と協力し、速やかな措置を講ずる。

(6) 児童・生徒の安全対策

各学校は、災害時における児童・生徒の安全対策について、警察署、消防署、医療機関等の関係機関及び保護者と密接な連携のうえ、次の措置をとる。

イ 避難を行い、安全を確保し、被災状況を勘案し、保護者に引渡す。

ロ 負傷者の確認と応急措置を行い、必要に応じ医療機関に要請し、安全を図る。

ハ 通学路等の被災危険箇所の把握に努めるとともに、必要に応じて立入禁止の表示、監視員の配置、集団登下校などの措置を行う。

ニ 児童・生徒が在宅時においては、その被災状況の把握に努めるとともに、学校からの情報を保護者へ伝達する。

(7) 学校保健衛生措置

各学校は、児童・生徒に感染症、食中毒等の集団的な発生の防止を図るため、必要に応じて次の措置をとる。各学校での措置が困難な場合は、被災状況等の連絡経路にしたがって応援を

求める。福祉保健部健康対策課及び保健所は、大分県教育委員会、教育事務所から求めがあった場合には、積極的にこれに応じる。

イ 児童・生徒の保健衛生の管理を関係法令に基づき十分に実施する。

ロ 給食の調理従事者に対しては、健康診断、検便を実施するなどのほか、身体、衣服の清潔保持に努めさせる。

ハ 校舎内外の清掃、消毒を関係法令に準じて実施する。

ニ 飲料水の取扱について必要な監視を行う。

また、必要に応じて、児童・生徒のこころの相談を行うため、保健室におけるカウンセリング体制を確立する。

3 その他の応急措置

(1) 授業料の減免措置

イ 減免の対象

県立高校生徒の保護者が被災したため、家計困難となり又は学資の負担にたえられなくなり、かつ他に学資の援助をするものがない者に対して行う。

ロ 減免等の区分

授業料の減免等は、授業料の減免及び徴収猶予とする。

ハ 減免等の実施

県立学校は、減免の申請状況を取りまとめて、大分県教育委員会へ報告する。県立学校長は、被災状況を確認のうえ減免を決定する。

(2) 奨学補助措置

奨学資金の貸与に関しては、日本学生支援機構に特別措置を要請する。

(3) 市町村内の教育施設のほとんどが被災し、使用困難な場合における措置

大規模な災害のため、市町村内の教育施設のほとんどが被災し、使用困難な場合、次の措置等をとる。

イ 児童・生徒の集団的な移動教育

ロ 応急仮設校舎の設置

(4) その他応急教育上必要な措置

大分県教育委員会は、教育職員が確保できない場合に講師等の採用、教育職員の派遣等臨時的に補充する措置をとる。

4 学校等が避難所となった場合の学校の措置

学校等の教育施設において避難所が開設される場合、学校長等は避難所の開設等に協力し次のような措置を講じる。

- (1) 在校中に災害が発生した場合においては、児童等の安全確保を最優先とした上で、学校施設等の使用方法について市町村と協議する。
- (2) 避難所の運営については積極的に協力するとともに、できるだけ早い時期に授業が再開できるよう市町村、県教育委員会等との間で必要な協議を行う。

5 市町村が実施する文教対策

市町村が実施する災害時の教育対策は、市町村地域防災計画の定めるところにより実施するが、この計画の定めるところに準じ必要な事項を処理する。

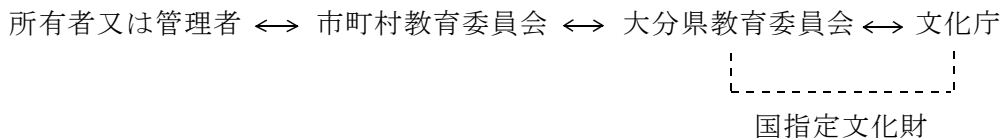
6 文化財の応急対策

被災した文化財は、文化財的価値を最大限に維持するよう所有者又は管理者が措置するものとする。

(1) 文化財の被害状況の調査

大分県教育委員会は、国及び県指定文化財の毀損届けを速やかに提出させ、可能な限り詳細な現状を把握する。

(2) 文化財の被災状況の調査、連絡体制は次のとおりとする。



(3) 文化財保護のための指導等

イ 大分県教育委員会は、国指定の文化財について、文化庁と連絡を取りながら、搬出後の保管方法や応急措置等について指導を行うとともに、国庫補助事業等による災害復旧に努める。

ロ 大分県教育委員会は、県指定の文化財について、市町村教育委員会と連携を取りながら搬出後の保管方法や応急措置等について指導を行うとともに、県費補助事業等による災害復旧に努める。

第4部 共通する災害復旧・復興計画

第1章 災害復旧・復興の基本方針

災害に対しては、「第2部 災害予防計画」に基づいて実効性のある予防対策を推進することが必要である。一方、災害は、いつ、どのような規模で、どのような地域に起きるか予測することが難しく、不幸にして大きな被害を被ることもあり得る。その場合、一刻も早く施設・産業、り災者の復旧・立ち直りがなされ、さらに、災害を糧にしてより災害に強い県土を後世に残していくことを目的とした復興が行われる必要がある。

災害復旧・復興計画では、こうした観点から、次の点に留意して速やかな復旧・復興を図るための方向を定める。

○県民の意向を十分尊重した災害復旧・復興を行うこと

○現状復旧に止まらず、再度の災害を防止できる災害復旧・復興を行うこと

○復興後の県土の姿を明確にして、計画的な災害復旧・復興を行うこと

○被災者、被災事業者が災害から立ち直るための支援をきめ細かく、十分行うこと

なお、被害が甚大であり「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）に基づく激甚災害の指定を受ける必要があると判断される場合、県、市町村は必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置する。

また、特に大規模な被害を被った場合、県では県民及び関係民間団体も含めた委員会を設置して復興計画を作成し、復興後の県土の姿を明確にして、計画的な災害につよい県土づくりを進めていくこととする。

第2章 公共土木施設等の災害復旧計画

本計画は、被災した公共土木施設等の復旧を促進し、並びにこれらの施設等の再度災害発生の防止について定めるものである。

1 災害復旧事業の施行の基本方針

災害復旧事業は、被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行う等不測の災害に備えるものとする。

2 公共土木施設災害復旧事業の推進

公共土木施設の災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)の趣旨等を踏まえ、緊要度を勘案の上災害復旧事業の促進を図るものとする。

なお、単独事業、補助事業及び直轄事業にかかる災害復旧事業についても短期間の完全復旧を推進するものとする。

補助事業の復旧事業はおおむね初年度85%、第2年度10%、第3年度5%とし、3ヵ年で完了する。

3 農林水産業施設災害復旧事業の促進

農林水産業施設の災害復旧については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)の趣旨に基づき、原則として発生年を含む3ヶ年で完了する方針のもとにそれぞれの事業主体において被災施設の災害復旧事業の促進を図るものとする。

復旧事業はおおむね次のとおりである。初年度おおむね30%まで、第2年度おおむね80%まで、第3年度で完了。

4 その他の災害復旧事業の推進

公立学校施設をはじめ前各号に定める以外の施設の災害復旧事業についても、その緊要度を勘案のうえ、短期間完全復旧の実施を促進するものとする。

第3章 被災者・被災事業者の災害復旧・復興支援計画

- 第1節 被災者・被災事業者の自立支援体制の確立に関する計画
- 第2節 被災者の災害復旧・復興支援計画
- 第3節 被災事業者の災害復旧・復興支援計画

第1節 被災者・被災事業者の自立支援体制の確立に関する計画

被災者及び被災事業者の自立を総合的に支援するため、県では、必要に応じて「県民サポートセンター(仮称)」(以下、「サポートセンター」という。)を設置する。

サポートセンターでは、おおむね次のような業務を行うこととするが、災害の規模や範囲に応じて業務内容の調整、支部の設置等運用にあたって柔軟に対応する。

1 各種手続の総合窓口

第2節に掲げる見舞金交付、資金貸付、税の減免等に関する手続及び相談を一元的に処理する。

第3節に掲げる中小企業者、農林漁業者への融資に関する手続及び相談を一元的に処理する。

2 各種専門分野での相談

医療、保健(精神保健を含む。)、福祉、住宅に関する相談を受ける(電話でも対応できるようにする。)

3 法律相談の実施

弁護士等の協力を得て、各種法律上の相談に応じる(電話でも対応できるようにする。)

4 情報の提供

自立を図る上でのさまざまな情報を収集し、電話での照会及び報道機関、広報誌等を通じた広報により提供する。

第2節 被災者の災害復旧・復興支援計画

1 災害義えん金の配分(福祉保健部福祉保健企画課、会計管理局会計課)

(1) 配分組織の確立

災害義えん金の配分を適正、かつ迅速に行うため、必要に応じて県に義えん金配分委員会を設立する(義えん金の出納は会計管理局会計課、配分委員会の庶務は福祉保健部が他都局に協力を求めて行う。)

イ 配分委員会の構成機関は、次のとおりとする。

- (イ) 大分県
- (ロ) 日本赤十字社大分県支部
- (ハ) 社会福祉法人大分県社会福祉協議会
- (ニ) 日本放送協会大分放送局
- (ホ) 社会福祉法人大分県共同募金会
- (ヘ) 社会福祉法人大分合同福祉事業団
- (ト) その他の関係機関

ロ 配分委員会の組織

(イ) 委員の任命

知事は、委員会構成機関の職員を委員に任命する。

(ロ) 役員

委員会に、委員の互選により、会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

(ハ) 役員職務

会長は委員会を招集し、会務を統括する。

副会長は会長を補佐し、会長に事故がある場合は、その職務を代理する。

(ニ) 委員会の招集

会長は必要に応じて委員会を招集する。委員は必要と認めたときは、会長に委員会の招集を請求することができる。

(ホ) 配分資料の整備、保管

会長は義えん金配分の基礎となった資料(被害状況調査書等)を整備、保管しなければならない。

(2) 配分の方法等

災害救助法適用のいかんにかかわらず、被害の程度に応じ配分委員会で決定する。

2 生活福祉資金の貸付(福祉保健部福祉保健企画課)

低所得世帯に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な経費を貸し付ける。

イ 実施責任者

社会福祉法人大分県社会福祉協議会

大分市大津町2丁目1番41号〔電話558-0300(代)〕

ロ 実施協力者

市町村社会福祉協議会、民生委員(以下「民生委員等」という。)

ハ 貸付対象

災害発生時において資金貸付の対象となる世帯は、低所得世帯(資金の貸付にあわせて必要な援助及び指導を受けることにより独立自活できると認められる世帯であって、独立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められるもの。)とする。

ただし、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯を除く。

ニ 貸付の実施

被災者の申し出によるほか、資金貸付を必要とする世帯を発見した民生委員等は直ちに所定の手続により資金貸付のあっせんを行う。社会福祉法人大分県社会福祉協議会は借入申込書を受理したときは直ちに生活福祉資金内部審査会に諮り貸付を決定する。

ホ 貸付資金の利率、償還期限等(平成17年度)

資金の種類	貸付の限度	据置期間	償還期間	貸付の方法	償還の方法	摘要
災害援護資金	1,500,000円以内	貸付の日から1年以内	据置期間経過後7年以内	一括	月賦により元利均等	
備考	1. 利子は据置期間中は無利子とし、据置期間経過後年3%とする。 2. 延滞利子は、償還期限経過の翌日から年10.75%とする。 3. 住宅資金との重複貸付の場合、限度額3,500,000円					

3 生活確保に関する融資

被災者に対する生活確保を図るため、融資は住宅資金の貸付、簡易保険契約者に対する非常貸付け等とする。

(1) 住宅資金(土木建築部建築住宅課)

県が住宅金融公庫のあっせんを行うもので、次のような貸付けを県下の各住宅金融公庫業務受託金融機関(大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、日田信用金庫、大分県信用組合、大分県信用農業協同組合連合会、大分県漁業協同組合)で取り扱う。

イ 災害復興住宅資金(一般、激甚)

特に大きな災害により、被害を受けた住宅の建設又は補修に要する資金

ロ 一般住宅(特別貸付)建設資金

災害復興住宅資金貸付けの対象とならない、比較的小規模な災害によって住宅に災害を受けた者に対して優先的に融資する建設資金

ハ 地すべり等関連住宅資金

地すべり等関連住宅(地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)の規定により、知事の承認を得た関連事業計画に記載された住宅)を移転し、又は建設するために要する資金

ニ 住宅改良資金

災害により損傷した住宅を緊急に改良するために要する資金

ホ 宅地防災資金

宅地造成規制法(昭和36年法律第191号)又は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和49年法律第57号)により、宅地造成に伴い、がけ崩れ等の災害を生ずるおそれがあるとして出された勧告又は改善命令に基づき行われる擁壁排水施設の設置等に要する資金

(2) 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い

日本郵政公社では、非常災害の場合において、必要があると認めるときは、非常取扱いをす郵便局を指定して、次のような取扱いを実施し、災害復旧に資する。

イ 郵便貯金、郵便為替、郵便振替の非常払渡し

ロ 郵便貯金の非常貸付け

ハ 年金恩給の非常払渡し

ニ 保険金の非常即時払い

ホ 保険貸付金の非常即時払い

へ 保険料の特別払込猶予

ト 前納払込みの取消しによる保険還付金の即時払い

(3) 災害地における金融上の措置

日本銀行大分支店は、災害の状況、資金の需給状況に応じ、大分財務事務所等関係行政機関と連絡協調の上、次のとおり金融上の措置を講ずる。

イ 通貨の供給の確保

(イ) 通貨の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な指導・援助を行う。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについては、職員を派遣する等

必要な措置を講ずる。

(ロ) 輸送、通信手段の確保

被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとった上、輸送、通信の確保を図る。

(ハ) 金融機関の業務運営の確保

関係行政機関と協議の上、被災金融機関が早急に営業を開始できるようあっ旋、指導等を行う。また、必要に応じて、金融機関の営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう指導する。

ロ 金融特別措置

(イ) 金融特別措置の実施

被災者の便宜を図るため、関係行政機関と協議の上、金融機関に対し、次のような特別措置をとるようあっ旋、指導を行う。

- a 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。
- b 被災者に対し定期預金、定期積立金等の中途解約又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。
- c 被災地の手形交換所において、被害関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。
- d 損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。

(ロ) 金融措置に関する広報

金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷日本銀行券・貨幣の引換え措置等については、金融機関と協力し速やかにその周知徹底を図る。

また、大分財務事務所は、その他災害関係の融資、保険金の迅速な支払い、保険料の払込猶予等に関し特別措置を講じるよう生命・損害保険会社等を指導し、災害復旧に資する。

4 り災者に対する職業のあっせん

公共職業安定所に出頭した就職希望者に対しては職業相談を行い、重点的に県内に就職をあっせんするほか次の措置を行う。

- (1) 災害救助法が適用された地域のうち、厚生労働省において指定する地域内で就業していた者でその災害により職を失い、他に転職する希望のある者が、公共職業安定所に出頭した場合は、その者に対し職場適応訓練制度の利用や転職訓練を受けるよう指導する。入所中は訓練手当を支給して生活の安定を図り、訓練修了後は公共職業安定所で就職をあっせんする。
- (2) 中・高年齢者(45歳以上)には就職指導、職業訓練等就職促進の措置を行う。

- (3) 県外の特定の地域に就職を希望する者に対しては、公共職業安定所で職業相談を行い、広域求職活動費の支給、就職者には就職資金貸付又は移転費を支給する。

5 その他のり災者に対する減免措置等

- (1) 国民健康保険の一部負担金の減免
(市町村条例)
- (2) 健康保険掛金延滞料の免除等の法的措置
- (3) 国税及び、地方税の減免及び徴収猶予についての必要な措置

第3節 被災事業者の災害復旧・復興支援計画

災害復旧に必要な資金需要を迅速に把握し、適切かつ効果的な資金の融通調達を行うための調査と融資の方法等は、この計画に定めるところによって実施する。

1 融資の基本方針

災害復旧のための融資措置として、被災者、中小企業者及び農林漁業者に対し、つなぎ融資の手段を講ずるとともに、あらゆる融資制度を活用して積極的な資金の融資計画を推進し、民生の安定を図るものとする。

2 被災商工関係業者に対する融資

被災した中小企業者に対する災害復旧のための資金対策として、県制度資金による融資のほか、政府系金融機関(国民金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫)からの融資あっせんを行うものとする。

3 被災農林漁業関係者に対する融資

災害により被害を受けた農林漁業者及び農林漁業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、農林漁業金融公庫法(昭和27年法律第355号)等により融資するものとする。

農林漁業金融公庫法による農林漁業災害復旧資金

資金の種類	資金源	融資及び保証期間	貸付の相手方	利率(年%)(※)	償還期間	据置期間	備考
農業基盤整備資金 (災害復旧事業)	農林公庫資金 〔政府資金と 資金運用部 からの借入〕	農林公庫	土地改良区、同連 合会、農協、同連 合会、農業 畜産業又は養蚕業 を営む者	1.50 ～ 1.90	25年以内	10年以内	貸出限度額は最 低10万円とする
林業基盤整備資金 (災害復旧事業)	同上	同上	森林組合、同連合 会、農協中小企業 協同組合、企業協 組、個人、会社等 で林業を営む者	1.50 ～ 1.90	造林 30年以内 林道 20年以内	20年以内 3年以内	貸出限度額は最 低10万円とする
漁業基盤整備資金 (災害復旧事業)	同上	同上	水産業協同組合	1.50 ～ 1.90	20年以内	3年以内	貸出限度額は最 低10万円とする
漁船資金 (災害復旧事業)	同上	同上	漁業を営む者、法 人(ただし20t以 上)、漁業生産組 合、魚協	1.50 ～ 1.90	12年以内	2年以内	同上 1隻4億5千万円 (最大11億円)
農 林 漁 業 施 設 資 金	共同利用 施設資金 (災害復旧事業)	同上	農業、森林、水産 各協同組合、中 小企業改良農 業連合会、土地 改良区、5割法 人、林業振興法 人	1.50 ～ 1.90	20年以内	3年以内	同上 共同施設は農業 施設、林業施設、水 産施設、畜産施設、 蚕糸施設、電気導 入施設、その他の 共同利用施設
	主務大臣が指 定する 施設の災害復 旧に必要な資 金 〔主務大臣指定 災害復旧資金〕	同上	同上	農業、林業及び漁 業を営む者	1.50 ～ 1.90	15年償還	3年以内

(※) H19.1.25現在の金利率は貸付時の金融情勢により変動

○農林漁業セーフティネット資金(19年4月1日)

農業経営維持安定資金、林業経営安定資金及び沿岸漁業経営安定資金は、セーフティネット資金に統合された。概要は下記のとおり

- 1 融 資 額 300万円以内(一般)
- 2 償還期限 10年以内
- 3 据置期間 3年以内

第4章 激甚災害の指定

第1節 激甚災害指定の手続

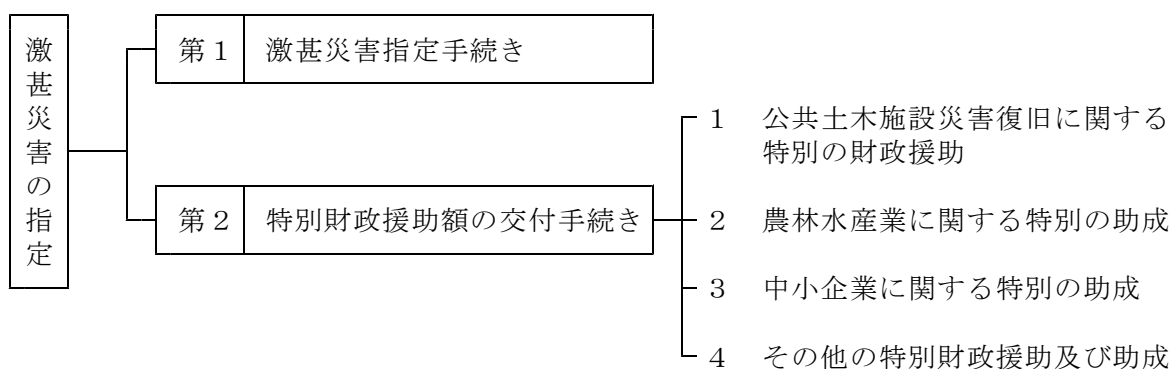
第2節 特別財政援助

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号；以下、「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるように措置し、復旧事業費負担の適正化と迅速な復旧に努めるものとする。

関係法令

- ・災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第97条～第98条
- ・激甚災害に対処するための特別の再生援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）

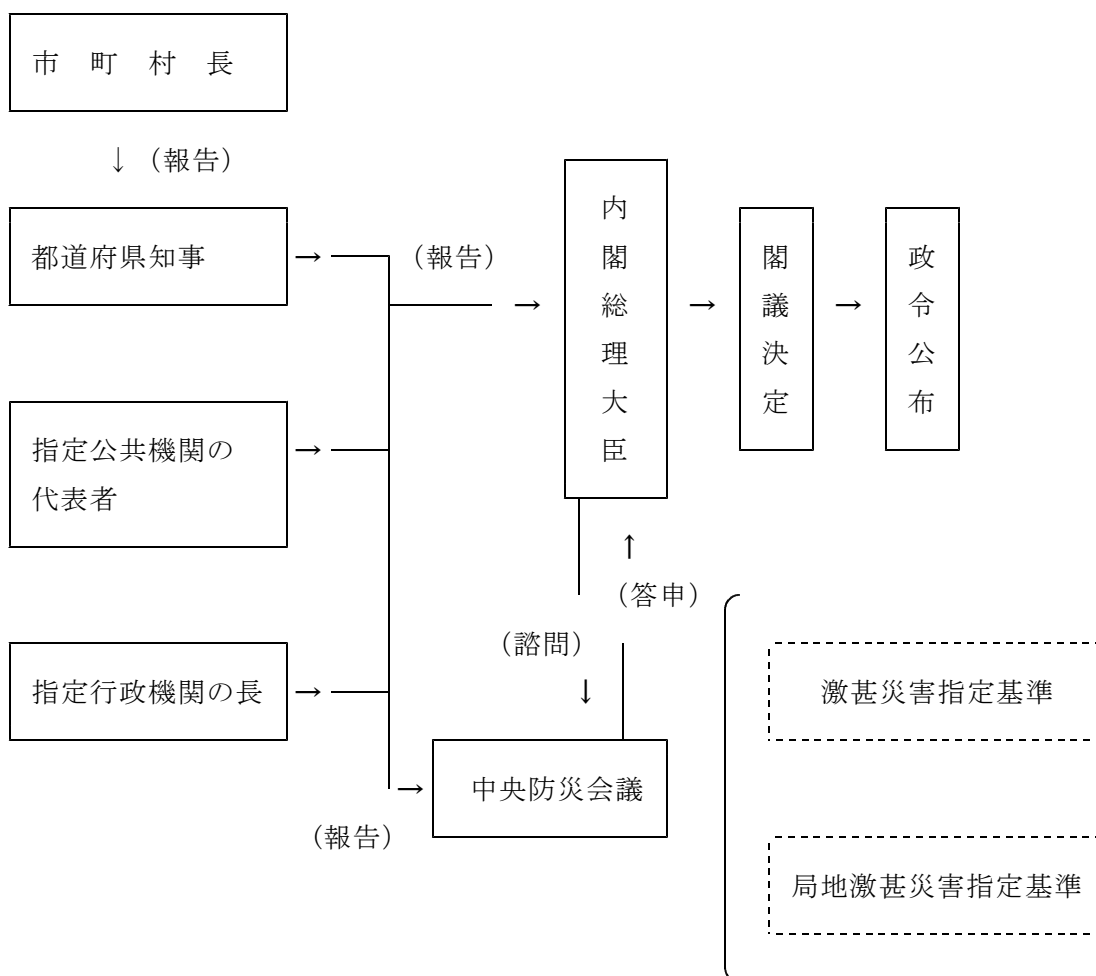
対策体系



第1節 激甚災害指定の手続

- 1 知事は、市町村の被害状況を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる災害について関係各部に必要な調査を行わせるものとする。
- 2 県関係各部は、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置するものとする。
- 3 大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚被害として指定すべき災害かどうか判断する。この場合、中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、激甚被害指基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうか答申することになっている。

指定手続きのフローは以下のとおりである



(1) 激甚災害指定基準

激甚災害に対処するための特別の財政援助等の措置を行う必要がある災害の指定基準は次のとおりとする。(昭和37年12月7日、中央防災会議決定指定基準)

適用条項 (適用措置)	指 定 基 準
<p>激甚法2章(公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額>全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×0.5% (B基準) 事業費査定見込額>全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 1 都道府県負担事業の事業費査定見込額>当該都道府県の当該年度の標準税収入総額×25% 2 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額>当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入額×5%</p>
<p>激甚法5条(農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額>当該年度の全国農業所得推定額×0.5% (B基準) 事業費査定見込額>当該年度の全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 1 一の都道府県内の事業費査定見込額>当該都道府県の当該年度の農業所得推定額×4% 2 一の都道府県内の事業費査定見込総額>10億円</p>
<p>激甚法6条(農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)</p>	<p>次の1又は2の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込額5,000万円以下と認められる場合は除外。 1 激甚法5条の措置が適用される激甚災害 2 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額の1.5%であることにより激甚法8条の措置が適用される激甚災害</p>
<p>激甚法8条(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害。ただし、災害の状態によりその必要なと認められるものは除外。 (A基準) 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×0.5% (B基準) 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数>当該都道府県内の農業を主業とする者の数×3%</p>
<p>激甚法11条の2(森林災害復旧事業等に対する補助)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 林業被害見込額(樹木に係るものに限る。以下同じ。)>当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×5% (B基準) 林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 1 一の都道府県内の林業被害見込額>当該都道府県の当該年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額×60% 2 一の都道府県内の林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額の1.0%</p>

<p>激甚法12条、13条、15条（中小企業信用保険法（昭和25年12月14日法律264号）による災害関係保証の特例等）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額（第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率の推計。以下同じ）×0.2% (B基準) 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業推定所得額×0.06% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 1 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額>当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×2% 2 一の都道府県内の中小企業関係被害額>1,400億円 ただし、火災の場合または激甚法12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は、被害の実情に応じ特例措置が講じられることがある。</p>
<p>激甚法16条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）17条（私立学校施設災害復旧事業に対する補助）、19条（市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例）</p>	<p>激甚法2章の措置が適用される激甚被害。ただし、当該施設に係る被害または当該事業量が軽微であると認められる場合は除外。</p>
<p>激甚法22条（罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 滅失住宅戸数≥被災地全域で4,000戸 (B基準) (1)滅失住宅戸数≥被災地全域で2,000戸 かつ、次のいずれかに該当するもの 1 一市町村の区域内で200戸以上 2 その区域内の住宅戸数の1割以上 (2)滅失住宅戸数≥被災地全域で1,200戸 かつ、次のいずれかに該当するもの 1 一市町村の区域内で400戸以上 2 その区域内の住宅戸数の2割以上 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。</p>
<p>激甚法24条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）</p>	<p>1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法2章の措置が適用される災害 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚法5条の措置が適用される災害</p>
<p>上記以外の措置</p>	<p>災害発生のとど被害の実情に応じ個別に考慮</p>

(2) 局地激甚災害指定基準

災害を市町村単位の被害の規模でとらえ、限られた地域内で多大な被害を被ったものについて、激甚災害として指定することができるが、その指定基準は次のとおりとする。(昭和43年11月22日、中央防災会議決定指定基準)

適用条項 (適用措置)	指 定 基 準
激甚法2章(3,4条)(公共土木施設災害復旧事業等に関する財政援助)	<p>当該市町村が負担する公共土木施設復旧事業等の査定事業費額>当該市町村の当該年度の標準税収入×50%(査定事業費額が1,000万円未満のものは除外)</p> <p>ただし、当該市町村ごとの当該事業費額の合計が1億円未満の場合は除外。</p>
激甚法5条、6条(農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置等)	<p>当該市町村の農地等の災害復旧事業に要する経費の額>当該市町村の当該年度の農業所得推定額×10%(経費の額が1,000万円未満のものは除外)</p> <p>ただし、該当市町村ごとの当該経費の額の合計が5,000万円未満の場合は除外。</p>
激甚法11条の2(森林災害復旧事業に対する補助)	<p>当該市町村の林業被害見込額(樹木に限る)>当該市町村の当該年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額の1.5倍(被害見込額が当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×0.05未満のものは除外)</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する市町村が1以上あるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 大火事による災害の場合の要復旧見込面積>300ha 2 その他の災害の場合の要復旧見込面積>当該市町村の民有林(人工林に限る)面積×25%
激甚法12,13,15条(中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等)	<p>当該市町村の中小企業関係被害額>当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額×10%(被害額が1,000万円未満のものは除外)</p> <p>ただし、該当市町村ごとの当該経費の額の合計が5,000万円未満の場合は除外。</p>
激甚法24条(小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等)	<p>激甚災害指定基準(本激)の激甚法24条の欄に同じ。</p>

第2節 特別財政援助

市町村長は激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係部局に提出するものとする。

県関係部局は、激甚法に定められた事業を実施するものとする。

激甚災害の指定を受けたとき、県関係部局は、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金等を受けるための手続きを実施する。

なお、激甚災害に対して適用すべき特別措置のうち、主要なものの概要は次のとおりである。

1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

(激甚法第3条、第4条)

河川、道路、港湾等の公共土木施設、保護施設、児童福祉施設等の厚生施設や公立学校などが災害により被害を受けた場合には、それぞれ、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）、生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号）、児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年8月27日法律第247号）等の根拠法令に基づき災害復旧事業が、激甚法第3条及び第4条が適用されること、これらの災害復旧事業に係る国庫負担又は補助率はその額に応じて累進的に嵩上げされることになる。

*過去の例から見ると、例えば、公共土木施設の災害復旧事業の場合、国庫補助率は、一般災害であれば6～8割程度であるが、激甚災害の場合には、7～9割程度まで引き上げられることとなる。

2 農林水産業に関する特別の助成（農林水産部）

(1) 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置（激甚法第5条）

農地、農業用施設又は林道の災害復旧事業は、通常、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年5月10日法律第169号）（以下、「暫定措置法」という。）に基づき行われるが、激甚法第5条が適用されると、これらの災害復旧事業に係る国庫補助率はその額に応じて累進的に嵩上げされることとなる

*過去の例から見ると、例えば、農地の災害復旧事業の場合、国庫補助率は、一般災害であればおおむね8割程度であるが、激甚災害の場合には、おおむね9割程度まで引き上げられることとなる。

(2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（激甚法第6条）

農業協同組合、森林組合等が所有する倉庫、共同作業場等の共同利用施設の災害復旧事業は、通常、暫定措置法に基づき行われるが、激甚法第6条が適用されると、これらの災害復旧事業に係る国庫補助率はその額に応じて累進的に嵩上げされることとなる。

*過去の例から見ると、国庫補助率は、一般災害であれば2割であるが、激甚災害の場合には、おおむね9割又は5割程度まで引き上げられることとなる。

(3) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（激甚法第8条）

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年8月5日法律136号）（以下「天災融資法」という。）が発動された災害が激甚災害に指定された場合には、天災融資法に定める経営資金等について、貸付け限度額の引き上げ（一般被災農業者200万円→250万円、果樹栽培、家畜飼育、養殖業者等500万円→600万円）及び償還期限延長（3～6年→4～7年）が行われ、貸し付け条件の緩和が図られる。

*なお、利率については、天災融資法が発動により、特別被災者に対して年3%以内の低利で貸すなどの措置がとられている。

(4) 共同利用小型漁船の建造費の補助（激甚法第11条）

激甚災害を受けた一定の都道府県が、漁業共同組合が必要とする共同利用小型漁船建造費について補助を行った場合に、国が都道府県に対し、その2分の1を特別に補助するものである。

(5) 森林災害復旧事業に対する補助（激甚法第11条の2）

激甚災害を受けた一定地域における森林災害復旧事業について、国が都道府県に対し、当該事業費の2分の1を特別に補助するものである。

3 中小企業に対する特別の助成（商工労働部）

(1) 中小企業信用保険法（昭和25年12月14日法律264号）による災害関係保証の特例

（激甚法12条）

中小企業信用保険法による災害関係保証について、激甚法12条の適用により、付保限度額の別途設定（普通保険の場合、2億円の別枠設定）及び保険てん補率の引き上げ（普通保険の場合、70%→80%）の特例措置が行われる。なお、激甚災害の場合には、中小企業信用保険法施行令の規定により、保険料利率の引き下げも併せて行われる。

(2) 小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年5月22日法律115号）による貸付金等の償還期限等の特例（激甚災害第13条）

激甚災害を受けた者が当該災害を受ける以前に貸付けを受けていた小規模企業者等設備導入資金についてその償還期限を2年以内の範囲で延長することができるものとする特例である。

(3) 中小企業者に対する資金の融通に関する特例（激甚法第15条）

商工組合中央金庫中小企業者の事業の再建に必要な資金として貸し付けた資金について、激甚

災害の場合には、一定額を限度として3年間、年6.2%を超えない範囲において政令で定める利率（特別被害者については、3%）まで利率を引き下げる特例である。なお、激甚法第15条が適用される激甚災害については、閣議決定により、国民生活金融公庫及び中小企業金融公庫においても、同様に利率の引き下げが行われることになっている。

4 その他の特別財政援助及び助成

（1）公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第16条）

激甚災害を受けた公立の公民館、図書館、体育館等の社会教育施設の災害復旧事業について、国が当該事業費の3分の2を特例的に補助するもの。

（2）私立学校施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第17条）

激甚災害を受けた私立の学校の災害復旧事業について、国が当該事業費の2分の1を特例的に補助するもの。

（3）水防資材費の補助の特例（激甚法第21条）

水防管理団体が水防のため使用した資材の関する費用について、国が当該費用の3分の2を特例的に補助するもの。（一般災害の場合、費用の3分の1を補助する予算制度がある。）

（4）罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（激甚法第22条）

激甚災害により滅失した住宅に当該災害の当時居住していた者に賃貸するため、地方公共団体が公営住宅の建設等をする場合に、国がその工事費の4分の3を特例的に補助するものである。（一般災害の場合、国庫補助率3分の2）

（5）小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（激甚法第24条）

激甚災害によって必要を生じた公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業のうち、1箇所の事業費が一定額未満の小規模なものについて、当該事業費にあてるため発行を許可された地方債に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法 昭和25年5月30日法律211号)の定めるところにより、基準財政需要額に算入されることとなっている（例えば、農地等の場合、基準財政需要額への算入率は約100%）。

第5部 各種災害対策計画

第1章 道路災害対策計画

- 第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務
- 第2節 道路災害予防計画
- 第3節 道路災害応急対策計画
- 第4節 道路災害復旧計画

本県の道路網は、大分自動車道、大分空港道路等の自動車専用道路と、国道10号をはじめとする実延長約3600kmに達する国道及び県道、そして市町村道からなる。県土の7割が林野で占められていることから、道路トンネル数は503箇所で全国一である。

通勤通学における自動車への依存率は全国的にみて高い水準にある。

この計画は、北海道豊浜トンネル岩盤崩落事故、日本坂トンネル多重衝突事故等のように、自然災害による道路構造物の被災、道路事故、多重衝突やトンネル内での車両火災等の道路事故等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対して、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、「風水害等対策編 第2部 共通する災害予防計画」及び「本編 第3部 共通する災害応急対策計画」によるものとする。

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務

1 大分県

(1) 大分県

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ ヘリコプター受援体制の充実強化
- ニ 大分県高度情報ネットワークシステムの習熟
- ホ 道路災害を想定した総合的な防災訓練の実施
- ヘ 情報の収集・連絡
- ト 活動体制等の確立
- チ 緊急輸送活動の支援及び調整
- リ 救助・救急活動に係る応援要請等
- ヌ 医療救護活動の実施、応援要請等
- ル 消火活動に係る応援要請等
- ヲ 広報活動の実施

(2) 警察本部（公安委員会）

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 道路災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ニ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 緊急輸送のための交通の確保
- ト 救助活動の実施
- チ 危険物等の防除
- リ 交通安全施設の応急復旧
- ヌ 広報活動の実施
- ル 再発防止対策の実施

2 市町村

(1) 市町村

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 道路災害を想定した総合的な防災訓練の実施
- ニ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 医療救護活動の実施及び調整
- ト 広報活動の実施

(2) 消防本部

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 防災無線の習熟
- ニ 道路災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ホ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ヘ 活動体制等の確立
- ト 救助・救急活動の実施
- チ 消防活動の実施
- リ 危険物等の防除等
- ヌ 広報活動の実施

3 指定地方行政機関

(1) 九州地方整備局

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 道路災害を想定した総合的な防災訓練の実施
- ニ 情報の収集・連絡
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 広報活動の実施

(2) 福岡管区気象台（大分地方気象台）

- イ 気象情報の充実

(3) 第七管区海上保安本部（大分海上保安部）

- イ 道路災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ロ 緊急輸送のための交通の確保
- ハ 救助・救急活動の実施

4 自衛隊

- イ 道路災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ロ 部隊の災害派遣

5 指定公共機関及び指定地方公共団体

(1) 日本赤十字社（大分県支部）

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 防災無線の習熟
- ニ 道路災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力

- ホ 情報の収集・連絡
- へ 活動体制等の確立
- ト 救護班の派遣命令
- チ 広報活動の実施

(2) 西日本高速道路株式会社（九州支社）

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 道路災害を想定した総合的な防災訓練の実施
- ニ 情報の収集・連絡
- ホ 活動体制等の確立
- へ 広報活動の実施

(3) (社)大分県医師会

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 道路災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ニ 情報の収集・連絡
- ホ 活動体制等の確立
- へ 救護班の派遣要請等
- ト 広報活動の実施

第2節 道路災害予防計画

1 道路災害に強いまち作りのための計画

(1) 道路災害対策

交通量の増大に対処した道路の拡充整備を図るとともに、警察本部、教育委員会等を中心に関係機関が協力し交通安全教育の徹底、交通安全諸施設の充実に努め、全県民をあげた事故防止を確立するものとする。

(2) 道路交通の安全のための情報の充実

道路管理者及び県警察本部は、道路交通の安全を確保するための情報収集、連絡体制の整備を図るとともに、道路利用者に道路施設等の異常に関する情報を迅速に提供する体制の整備に努めるものとする。

(3) 道路施設等の整備

イ 道路管理者は、道路パトロール等により道路施設等の点検を行い現況把握に努めるものとする。

ロ 道路管理者は、道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るものとする。

ハ 道路管理者は、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、落石防止、法面对策、迂回路やバイパスの整備等を計画的かつ総合的に実施するものとする。

2 道路災害に強い人づくりのための計画

(1) 防災訓練の実施

県、市町村、防災関係機関は、「風水害等対策編 第2部 第3章 第1節 防災訓練に関する計画」の定めにより大規模災害を想定し、県、市町村、防災関係機関、道路管理及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

(2) 防災知識の普及・啓発

道路管理者は、道路をまもる月間、道路防災週間等を通じ、道路利用者に対して、災害発生時にとるべき行動等知識の普及・啓発に努めるものとする。

(3) 災害時要援護者対策

県及び市町村は、「風水害等対策編 第2部 第3章 第4節 災害時要援護者の安全確保に関する計画」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について災害時要援護者に十分に配慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

3 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置計画

(1) 防災情報の収集・連絡体制の強化

- イ 道路管理者は、道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び災害復旧のための体制の整備に努めるものとする。
- ロ 県、警察本部、市町村、消防本部、日本赤十字社大分県支部、(社)大分県医師会及び道路管理者は、適切な応急対策を実施するため、情報を迅速かつ的確に収集し、相互にまたは他の防災関係機関に連絡できるよう、情報の収集・連絡手段の高度化に努めるものとする。
- ハ 市町村は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮するものとする。

(2) 応援協力体制の整備

- イ 県、市町村及び防災関係機関は、道路災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、「風水害等対策編 第2部 第4章 第2節 県における迅速かつ円滑な災害応急対策への事前措置に関する計画」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。
- ロ 県、市町村及び防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

(3) 救助・救急及び医療(助産)救護

- イ 県、市町村及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、「風水害等対策編 第2部 第4章 第2節 県における迅速かつ円滑な災害応急対策への事前措置に関する計画」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- ロ 県及び市町村は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。
- ハ 道路管理者は、救助・救急活動について、平常時から消防機関等との連携を強化しておくものとする。

(4) 消防力の強化

- イ 道路管理者の取るべき措置
消防活動について、平常時から消防機関等との連携を強化しておくものとする。
- ロ 県(生活環境部)の取るべき措置
道路災害発生時において、消防活動が迅速かつ的確にできるよう消防力、消防水利の整備強化について、支援を行うものとする。
- ハ 市町村の取るべき措置
 - (イ)「消防力の基準」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。
 - (ロ)消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努めるものとする。

(5) 危険物等の流出時における防除活動

道路管理者は、危険物等の流出時に的確な防除活動が行うことができるよう、資機材の整備促進に努めるものとする。

第3節 道路災害応急対策計画

1 災害情報の収集伝達

(1) 道路管理者の取るべき措置

道路管理者は、道路災害が発生した場合、速やかに、「道路災害情報伝達系統図」に基づき、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努めるものとする。

(2) 県（生活環境部）及び県警察本部の取るべき措置

イ 県（生活環境部）は、道路災害の情報を受理したときは、その状況把握のため、「道路災害情報伝達系統」に基づき関係機関に伝達するとともに、「第3部 第2章 第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達計画」の定めにより必要な措置を講ずるものとする。

ロ 県（生活環境部）は、必要に応じて職員を現地に派遣し、被害状況等の情報収集、市町村及び関係機関との連絡調整にあたるものとする。

ハ 県警察本部は、早期に被災状況、交通状況等を把握するため、災害情報の収集に当たるものとする。

ニ 県（生活環境部）及び県警察本部は、必要に応じて、大分県防災ヘリコプター及び県警察ヘリコプターによる上空からの被害状況の把握を行うものとする。

(3) 市町村及び防災関係機関の取るべき措置

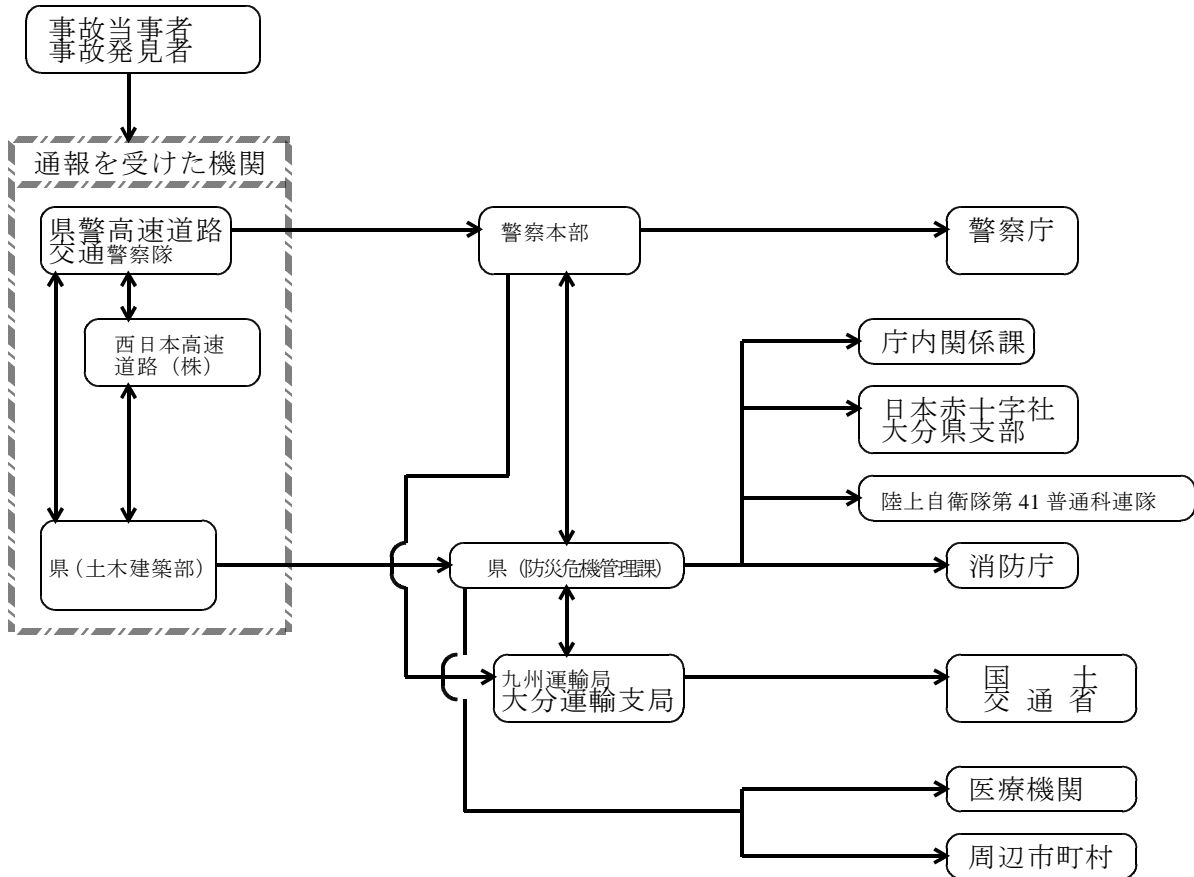
イ 市町村及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について、「第3部 第2章 第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達計画」の定めにより実施するものとする。

ロ 市町村及び消防本部から県（生活環境部）への道路災害の緊急連絡は、「第3部 第2章 第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達計画」により連絡するものとする。

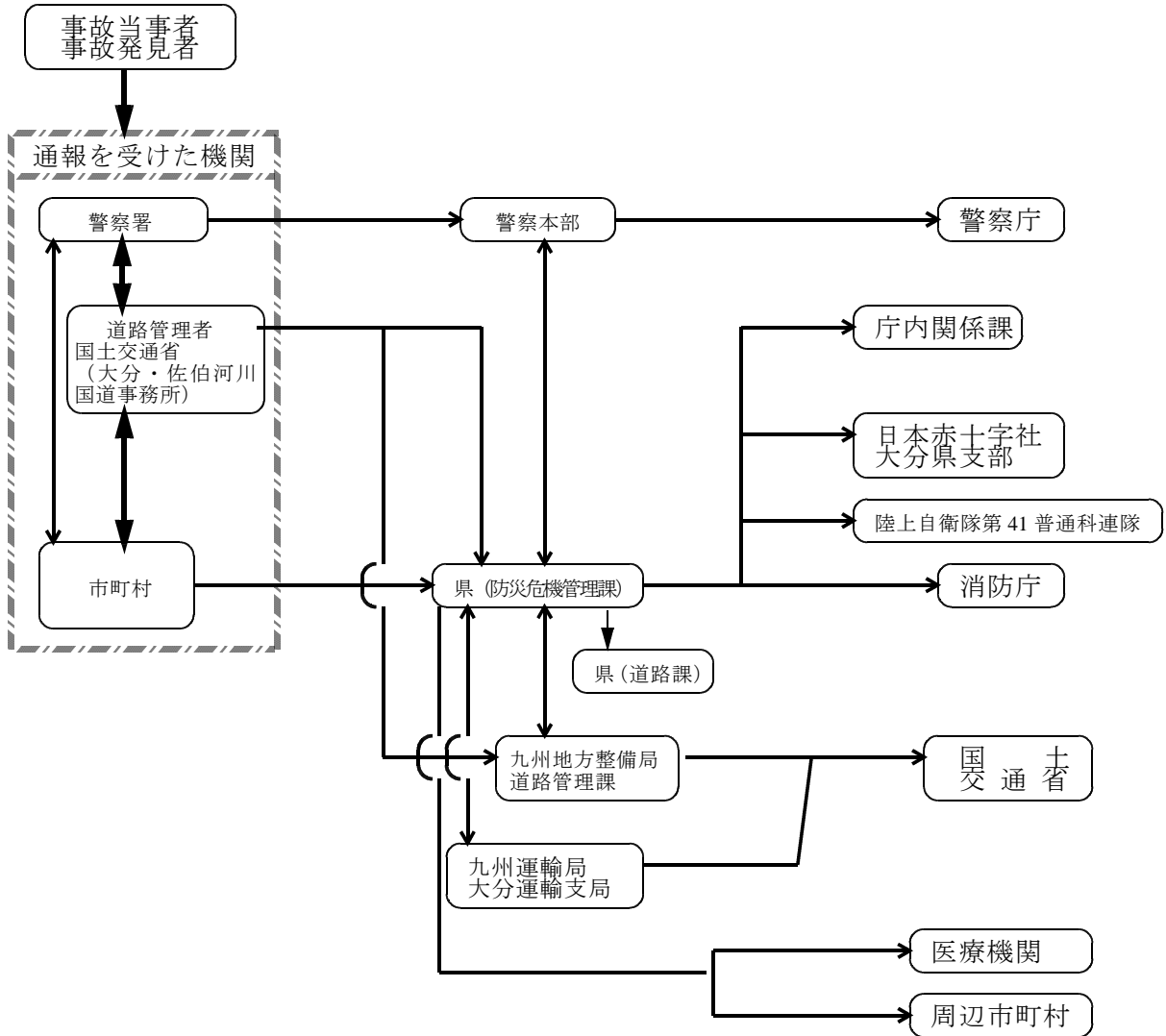
(4) 道路災害情報伝達系統図

道路災害が発生した場合の通報連絡系統は次のとおりである。

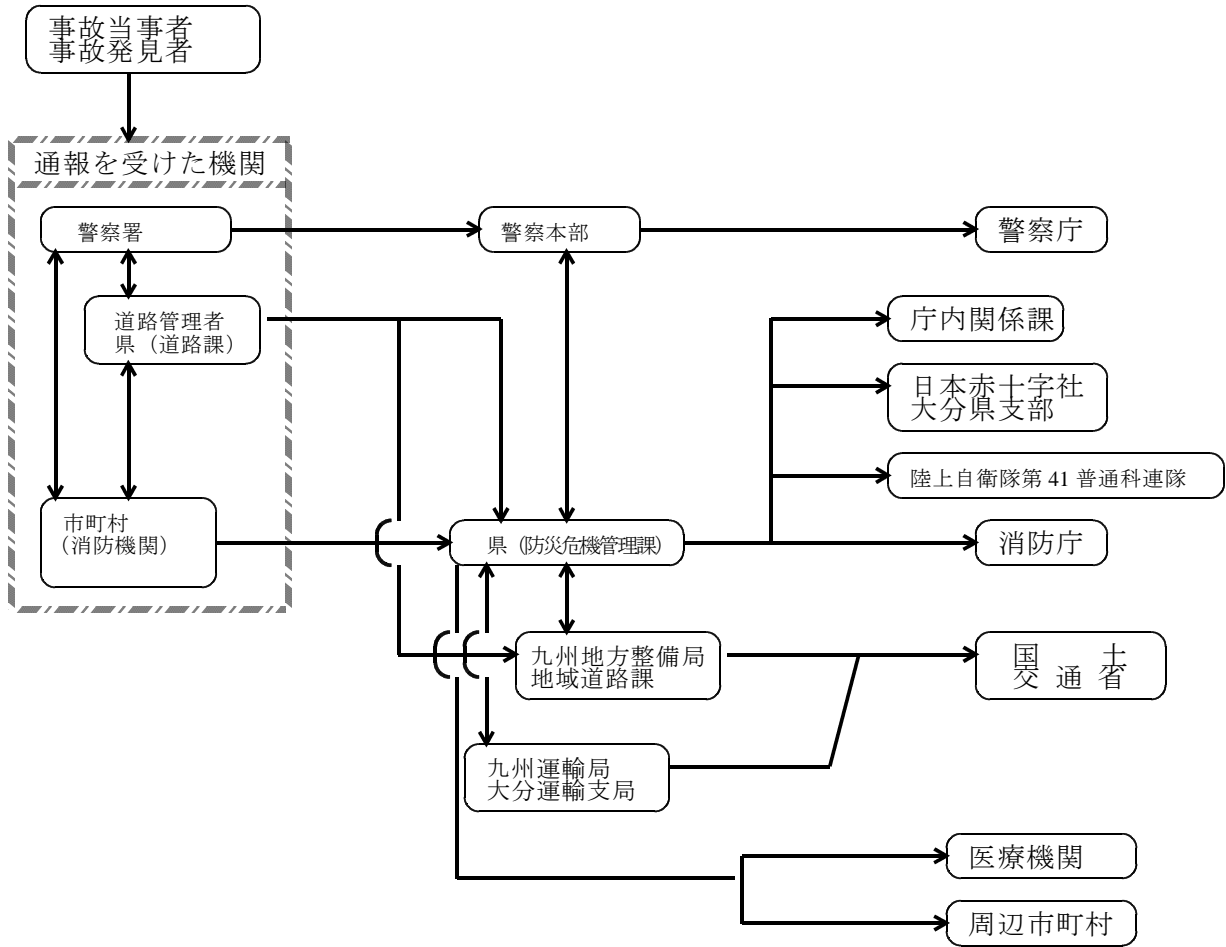
(大分自動車道、東九州自動車道)



(国管理国道)



(県管理国道、県道の場合)



2 活動体制の確立

(1) 道路管理者の活動体制

- イ 道路管理者は、災害発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立、対策本部設置等必要な体制をとるとともに、災害の拡大防止のために必要な措置を講ずるものとする。
- ロ 道路管理者は、道路災害の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロール、道路モニター等による情報収集を行い、被害の拡大を防ぐため、迂回路の設定、道路利用者等への情報を提供等を行うものとする。

(2) 県の活動体制

イ 災害対策本部の設置前

(イ) 準備配備、警戒配備

県は、「第3部 第2章 第2節 動員配備計画」に基づき、災害の状況に応じて速やかに準備配備体制に入り、災害に関する情報の収集・連絡に当たるものとする。

また、災害の状況に応じて、情報収集・連絡、応急対策等を円滑に実施するため、警戒配備へ移行するとともに、「第3部 第2章 第2節 動員配備計画」に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

ロ 災害対策本部

(イ) 災害対策本部の設置

県は、災害の規模又は被害の状況から、災害応急対策を円滑に実施するため必要があると認める場合には、「第3部 第2章 第1節 組織計画」に基づき、災害対策本部を設置し、国、市町村、関係機関等と連携して応急活動を実施するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

災害対策本部の組織編成については、被害の実態や被災後の時間の経過に伴い、必要となる応急対策活動に即応するためには、目的別に変更することができる。

(ロ) 動員配備体制

動員配備体制については、「第3部 第2章 第2節 動員配備計画」の配備基準に基づき、必要な体制を確立するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

なお、動員配備体制の配備人員については、災害の状況及び特殊性を考慮し、本部長(知事)の指示により、配備編成計画の人員によらない配備ができるものとする。

ハ 地区災害対策本部及び現地災害対策本部の設置

地区災害対策本部及び現地災害対策本部の設置については、「第3部 第2章 第1節 組織計画」の定めによるものとする。

(3) 市町村の活動体制

市町村は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ大分県防災ヘリコプター等の応援要請を実施するものとする。

(4) 相互応援協力

- イ 道路管理者は、建設業者等との応援協定に基づき、障害物の除去、応急復旧に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。
- ロ 県（生活環境部）は、道路災害が発生し、市町村から応援要請があり、必要があると認めるときは「第3部 第2章 第7節 広域応援体制の確立計画」により定められた応援の要請先に対して応援要請等を行うものとする。
- ハ 市町村は、道路災害の規模が当該市町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難であると認められる場合には、「第3部 第2章 第7節 広域応援体制の確立計画」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援の斡旋を求めることができる。
- ニ 消防本部は、道路災害の規模が当該市町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、被災市町との調整のうえ、県内消防本部による「大分県常備消防相互応援協定」により、他の消防本部に対して応援を要請するものとする。

（5）自衛隊の災害派遣

県（生活環境部）は、道路災害が発生し、必要があると認めるときは、「第3部 第2章 第9節 自衛隊の災害派遣体制の確立計画」の定めにより自衛隊に災害派遣を要請するものとする。

（6）災害広報

県、市町村、防災関係機関及び道路管理者は、相互に協力して、道路災害の状況、安否情報、道路等の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「第3部 第2章 第16節 広報広聴・災害記録活動計画」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

3 搜索、救助・救急、医療救護及び消火活動

（1）搜索、救助・救急及び医療救護活動

- イ 道路管理者は、消防機関、県警察本部等による迅速かつ的確な救助・救出が行われるよう協力するものとする。
- ロ 市町村は、市町村地域防災計画の定めるところにより、消防機関、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び及び医療救護活動を実施するものとする。
- ハ 消防機関は、保有する資機材を活用し、市町村、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行うものとする。
- ニ 県警察本部は、消防機関等の防災関係機関と連携して、積極的な救出救助活動を行うものとする。

（2）消火活動

- イ 道路管理者は、消防機関等による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力するものとする。
- ロ 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
- ハ 県（生活環境部）は、市町村長等の要請に基づき、大分県防災ヘリコプターによる消火、

偵察等を実施するものとする

ニ 被災地以外の市町村は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

4 交通規制措置

県警察本部は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第3部 第2章 第14節 交通確保計画」に基づき、県内の交通事情を収集し、その状況を一般に公表する等の必要な措置を講ずるものとする。

5 危険物の流出に対する応急対策

道路災害により危険物が流出し又はそのおそれがある場合、消防機関、県警察本部、道路管理者等は、相互に協力して、「第5部 第8章 危険物等災害対策計画」の定めにより、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

6 道路施設・交通安全施設の応急復旧

- (1) 道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。
- (2) 県警察本部は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るとともに、被災現場周辺等の施設についても緊急点検を行うものとする。

第4節 道路災害復旧計画

1 災害復旧の方針

道路管理者は、県、市町村及び関係機関との連絡を密にし、迅速かつ円滑に被災施設の復旧作業を行うものとする

また、道路管理者は、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

2 復旧対策の実施

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「第2部 共通する災害対策計画 第3章 共通する災害復旧対策計画」の定めによるものとする。

第2章 鉄道災害対策計画

- 第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務
- 第2節 鉄道災害予防計画
- 第3節 鉄道災害応急対策計画
- 第4節 鉄道災害復旧計画

本県の鉄道網は、幹線として日豊本線が中津市、別府市、大分市等の都市を結んで、主に周防灘、別府湾及び豊後水道の海岸線に延びている。地方交通線として久大本線（ゆふ高原線）、豊肥本線（阿蘇高原線）等がある。久大本線は、大分川及び玖珠川沿いの山間部に延びている。豊肥本線は大川沿いの盆地部に延びている。これらの鉄道を利用する利用者数は年間約 2,088 万人にのぼっている（平成 17 年版大分県統計年鑑）。

この計画は、信楽鉄道衝突事故、J R 長崎線脱線事故、J R 福知山線脱線事故のように、列車の衝突や脱線、自然災害による鉄軌道構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対して、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、「風水害等災害対策編 第2部 災害予防計画」及び「本編 第3部 共通する災害応急対策計画」によるものとする。

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務

1 大分県

(1) 大分県

- イ 鉄軌道交通の安全のための情報の充実（鉄軌道事業者への協力）
- ロ 鉄軌道の安全対策の推進（主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策及び海岸保全対策）
- ハ 情報の収集・連絡体制の強化
- ニ 初動体制の充実
- ホ ヘリコプター受援体制の充実強化
- ヘ 大分県高度情報ネットワークシステムの習熟
- ト 鉄道災害を想定した総合的な防災訓練の実施
- チ 情報の収集・連絡
- リ 活動体制等の確立
- ヌ 緊急輸送活動の支援及び調整
- ル 救助・救急活動に係る応援要請等
- ヲ 医療救護活動の実施、応援要請等
- ワ 消火活動に係る応援要請等
- カ 広報活動の実施

(2) 警察本部（公安委員会）

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 鉄道災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力
- ニ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ホ 活動体制の確立
- ヘ 緊急輸送のための交通の確保
- ト 救助活動の実施
- チ 危険物等の防除等
- リ 広報活動の実施

2 市町村

(1) 市町村

- イ 鉄軌道交通の安全のための情報の充実（鉄軌道事業者への協力）
- ロ 鉄軌道の安全対策の推進（主要な交通網が集中している地域の土砂災害及び海岸保全対策）
- ハ 情報の収集・連絡体制の強化
- ニ 初動体制の充実
- ホ 鉄道災害を想定した総合的な防災訓練の実施
- ヘ 情報の収集・連絡、避難誘導等

- ト 活動体制等の確立
- チ 医療救護活動の実施および調整
- リ 広報活動の実施

(2) 消防本部

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 防災無線の習熟
- ニ 鉄道災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力
- ホ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ヘ 活動体制の確立
- ト 救助・救急活動の実施
- チ 消火活動の実施
- リ 危険物の防除等
- ヌ 広報活動の実施

3 指定地方行政機関

(1) 九州運輸局

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 鉄道災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力
- ニ 情報の収集・連絡
- ホ 活動体制の確立
- ヘ 広報活動の実施

(2) 福岡管区気象台（大分地方気象台）

- イ 気象情報の充実

(3) 第七管区海上保安本部（大分海上保安部）

- イ 鉄道災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力
- ロ 緊急輸送のための交通の確保
- ハ 救助・救急活動の支援

4 自衛隊

- イ 鉄道災害を想定した総合的な防災訓練への参加または協力
- ロ 部隊の災害派遣

5 指定公共機関及び指定地方公共団体

(1) 日本赤十字社（大分県支部）

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実

- ハ 防災無線の習熟
- ニ 鉄道災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ホ 情報の収集・連絡
- ヘ 活動体制等の確立
- ト 救護班の派遣命令
- チ 広報活動の実施

(2) 九州旅客鉄道(大分支社)

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 鉄道災害を想定した総合的な防災訓練の実施
- ニ 情報の収集・連絡
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 代替交通手段の確保
- ト 広報活動の実施

(3) (社)大分県医師会

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 鉄道災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ニ 情報の収集・連絡
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 救護班の派遣要請等
- ト 広報活動の実施

第2節 鉄道災害予防計画

1 鉄道災害に強いまちづくりのための計画

(1) 鉄道交通の安全のための情報の充実

鉄軌道事業者は、鉄軌道交通の安全のため、気象庁等と連携して、気象、地象、水象に関する予報及び警報の伝達、情報の収集等に必要な気象観測設備、通信連絡設備等の整備充実に努めるものとする。

(2) 鉄軌道の安全のための施設、設備等の整備充実

イ 鉄軌道事業者は、事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講じ、被害の拡大を防止するため、異常時における列車防護及び列車防護用具の整備、運行管理体制の充実、乗務員及び保安要員の教育訓練に努め、安全な運行の確保を図るものとする。

また、軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、線路防護施設の点検、整備に努めるものとする。

ロ 県、市町村、道路管理者、鉄軌道事業者等は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努めるものとする。

(3) 鉄軌道車両災害防止対策（九州旅客鉄道株）

イ 防災設備の設置

鉄軌道車両の災害を防止するため機関車、電車、気動車の全機にATS-S型車内警報装置を、ディーゼルエンジン機関に消火器を、動力運転台に特殊信号機を搭載するほか、複線区間運転の動力車には積極的に車両用信号煙管を取付けるものとする。なお、客車に消火器を備えつけるとともに車内放送を完備するものとする。

ロ 防災管理方針

車両の防災管理のため管理責任者を置き、常に整備状況を把握し、補充整備に支障をきたさぬように努めるとともに、定期的に動力試験を行い、また、動力車乗務員を対象に定期的に訓練を行うものとする。

2 鉄道災害に強い人づくりのための計画

(1) 防災訓練の実施

県、市町村、防災関係機関は、「風水害等対策編 第2部 第3章 第1節 防災訓練に関する計画」の定めにより、大規模災害を想定し、県、市町村、防災関係機関、鉄軌道事業者及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

(2) 防災知識の普及・啓発

県及び鉄軌道事業者は、国と連携し、踏切道における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の事故を防止するため、全国交通安全運動等を通じ、ポスターの掲示、チラシの配布等により、事故防止に関する知識の普及・啓発に努めるものとする。

(3) 災害時要援護者対策

県及び市町村は、「風水害等対策編 第2部第3章 第4節 災害時要援護者の安全確保に関する計画」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について災害時要援護者に十分配慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

3 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置計画

(1) 防災情報通信網等の整備

イ 鉄軌道事業者は、通信設備等を整備し、事故発生時の迅速かつ的確な情報を収集・連絡するための体制整備を図るものとする。また、県、市町村及び関係機関と密接に情報の収集・連絡するために必要な措置を講じるものとする。

ロ 県は、迅速かつ的確な情報の収集伝達及び通信設備の充実に努めるものとする。

ハ 市町村は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮するものとする。

(2) 応援協力体制の整備

イ 県、市町村及び防災関係機関は、鉄道災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、「風水害等対策編 第2部章 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置計画」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

ロ 県、市町村及び防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

(3) 救助・救急及び医療救護

イ 鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制整備に努めるとともに、救助・救急及び医療救護活動について、平常時から消防機関及び医療機関との連携を強化しておくものとする。

ロ 県、市町村及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、「風水害等対策編 第2部 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置計画」の定めるところにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。

ハ 県及び市町村は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。

(4) 防災体制の強化

イ 鉄軌道事業者のとりべき措置

火災による被害の拡大を最小限にとどめるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防活動等について、平常時から消防機関等との連携を強化しておくものとする。

ロ 県のとりべき措置

鉄道災害発生時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう消防力、消防水利の整備強化について、支援を行うものとする。

ハ 市町村のとりべき措置

(イ) 「消防力基準」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。

(ロ) 消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努めるものとする。

第3節 鉄道災害応急対策計画

1 災害情報の収集伝達

(1) 鉄軌道事業者が取るべき措置

鉄軌道事業者は、鉄道災害が発生した場合、速やかに、「鉄道災害情報伝達系統図」に基づき、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努めるものとする。

(2) 県及び県警察本部のとるべき措置

イ 県は、鉄道災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「鉄道災害情報伝達系統図」に基づき関係機関に伝達するとともに、「第3部 第2章 第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達計画」の定めにより、必要な措置を講じるものとする。

ロ 県は、必要に応じて職員を現地に派遣し、被害状況等の情報収集、市町村及び関係機関との連絡調整にあたるものとする。

ハ 県警察本部は、早期に被災状況、交通状況等を把握するため、災害情報の収集にあたるものとする。

ニ 県及び県警察本部は、必要に応じて、大分県防災ヘリコプター及び県警察ヘリコプターによる上空からの被害状況の把握を行うものとする。

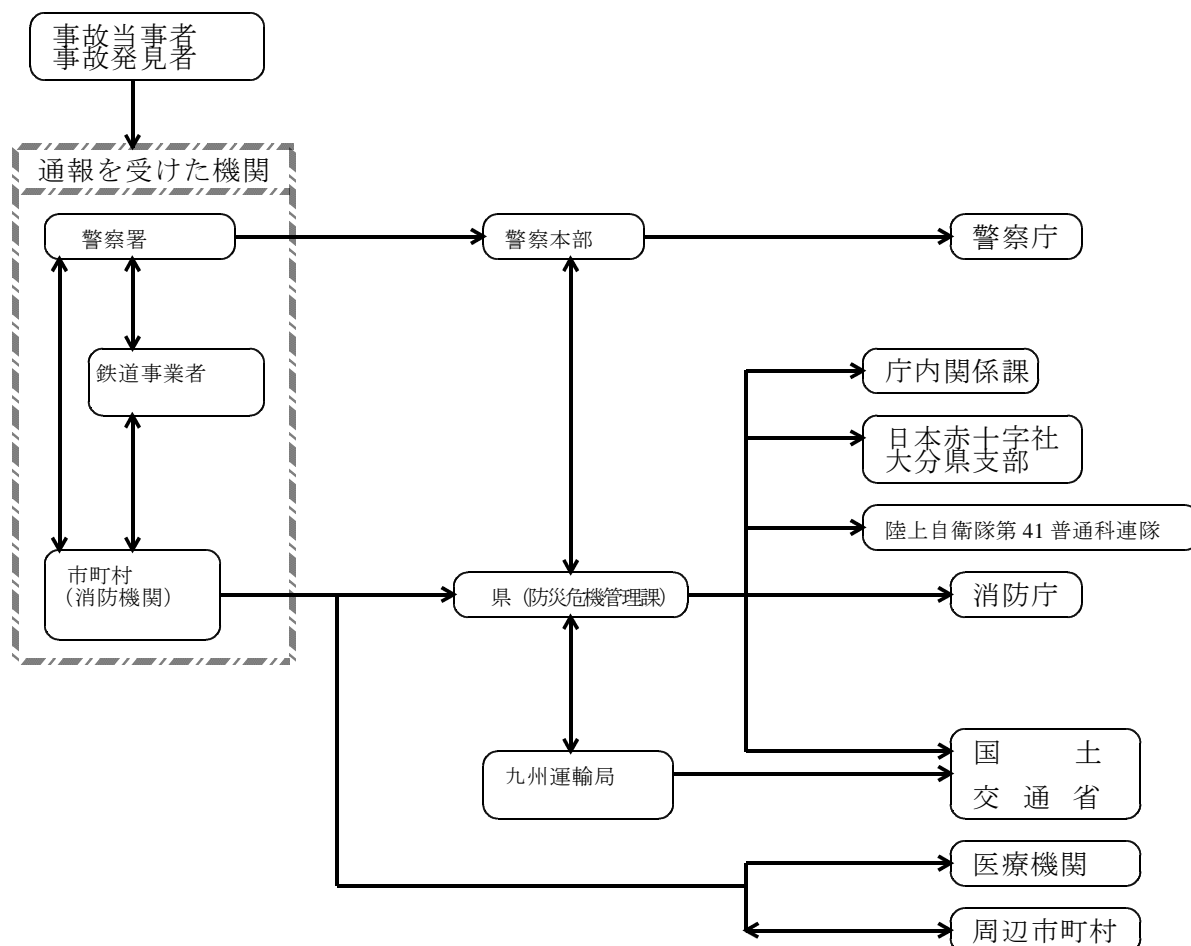
(3) 市町村及び防災関係機関のとるべき措置

イ 市町村及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「第3部 第2章 第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達計画」の定めにより実施するものとする。

ロ 市町村及び消防本部から県への鉄道災害の緊急連絡は、「第3部 第2章 第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達計画」により連絡するものとする。

(4) 鉄道災害情報伝達系統図

鉄道災害が発生した場合の通報連絡系統は次のとおりである。



2 活動体制の確立

(1) 鉄軌道事業者の活動体制

鉄軌道事業者は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立、対策本部を設置等必要な体制をとるとともに、災害の拡大防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(2) 県の活動体制

イ 災害対策本部の設置前

(イ) 準備配備、警戒配備

県は、「第3部 第2章 第2節 動員配備計画」に基づき、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、災害に関する情報の収集・連絡にあたるものとする。

また、災害の状況に応じて、情報収集・連絡、応急対策等を円滑に実施するため、警戒配

備へ移行するとともに、「第3部 第2章 第2節 動員配備計画」に基づき必要な措置を講ずるものとする。

ロ 災害対策本部の設置

(イ) 災害対策本部の設置

県は、災害の規模又は被害の状況等から、災害応急対策を円滑に実施するため必要があると認める場合には、「第3部 第2章 第1節 組織計画」に基づき災害対策本部を設置し、国、市町村、関係機関等と連携して応急活動を実施するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

災害対策本部の組織編成については、被害の実態や被災後の時間の経過に伴い、必要となる応急対策活動に即応するためには、目的に応じて変更することができる。

(ロ) 動員配備体制

動員配備体制については、「第3部 第2章 第2節 動員配備計画」の配備基準に基づき、必要な体制を確立するとともに、必要な措置を講じるものとする。

なお、動員配備体制の配備人員については、災害の状況及び特殊性を考慮し、本部長(知事)の指示により、配備編成計画の人員によらない配備ができるものとする。

ハ 地区災害対策本部及び現地災害対策本部の設置

地区災害対策本部及び現地災害対策本部の設置については「第3部 第2章 第1節 組織計画」の定めによるものとする。

(3) 市町村の活動体制

市町村は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ大分県防災ヘリコプター等に応援要請を実施するものとする。

(4) 相互応援協力

イ 県は、鉄道災害が発生し、市町村から応援要請があり、必要と認めるときは、「第3部 第2章 第7節 広域応援体制の確立計画」により定められた応援の要請先に対して、応援要請等を行うものとする。

ロ 市町村は、鉄道災害の規模が当該市町村の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「第3部 第2章 第7節 広域応援体制の確立計画」の定めにより、知事又は他の市町村長の応援要請又は応援のあつせんを求めることができる。

ハ 消防本部は、鉄道災害の規模が当該市町の消防体制では十分な応急措置が困難と認められる場合には、被災市町との調整のうえ、県内消防本部による「大分県常備消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対して応援を要請するものとする。

(5) 自衛隊の災害派遣

県は、鉄道災害が発生し、必要があると認めるときは、「第3部 第2章 第9節 自衛隊の災害派遣体制の確立計画」の定めにより、自衛隊に災害派遣を要請するものとする。

(6) 災害広報

県、市町村、防災関係機関及び鉄軌道事業者は、相互に協力して、鉄道災害の状況、安否情報、施設の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対して適切に広報するとともに、「第3部 第2章 第16節 広報広聴・災害記録活動計画」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等災害時要援護者に配慮した広報を実施するものとする。

3 搜索、救助・救急、医療救護及び消防活動

(1) 搜索、救助・救急及び医療救護活動

- イ 鉄軌道事業者は、消防機関、県警察本部等による迅速かつ的確な救助・救出が行われるよう協力するとともに、救助に関する措置、乗客の救援、救護を実施するものとする。
- ロ 市町村は、市町村地域防災計画の定めにより、消防機関、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行ない、救助・救援及び医療救護活動を実施するものとする。
- ハ 消防機関は、保有する資機材を活用し、市町村、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行うものとする。
- ニ 県警察本部は、消防機関等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行うものとする。

(2) 消防活動

- イ 鉄軌道事業者は、消防機関等による迅速かつ的確な消火活動が行われるよう協力するとともに、消防に関する措置を実施するものとする。
- ロ 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
- ハ 県は、市町村長等の要請に基づき、大分県防災ヘリコプターによる消火、偵察等を実施するものとする。
- ニ 被災地以外の市町村は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

4 交通規制措置

県警察本部は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第3部 第2章 第14節 交通確保計画」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

5 避難誘導

鉄軌道事業者は、旅客及び公衆等の避難について、「第3部 第3章 第3節 避難の勧告・指示及び誘導に関する計画」に基づき実施するものとする。

第4節 鉄道災害復旧計画

- 1 鉄軌道事業者は、県、市町村及び関係機関との連絡を密にし、事故災害に伴う施設及び車両の被害に応じ、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援に関する計画を活用し、迅速かつ的確に被災施設の復旧を行い、又は支援するものとする。
また、鉄軌道事業者は、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。
- 2 復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「第4部 共通する災害復旧・復興計画」の定めによるものとする。

第3章 航空機災害対策計画

- 第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務
- 第2節 航空機災害予防計画
- 第3節 航空機災害応急対策計画
- 第4節 航空機災害復旧計画

大分空港は、昭和46年に供用開始され、昭和63年の第2期工事から長さ3,000mの滑走路で供用されており、年間約200万人に利用されている。

現在、国内定期路線としては東京、名古屋、大阪（伊丹及び関西国際）、並びに沖縄の各路線があり、国際定期路線としてはソウル及び上海（運休中）の路線がある。

この計画は、日航ジャンボ機墜落事故のように、航空運送事業者の運行する航空機の墜落等の大規模な航空事故による乗客や地域住民の多数の死傷者等の発生といった航空災害に対して、防災関係機関が実施する予防及び応急の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、「風水害等対策編 第2部 災害予防計画」及び「本編 第3部 共通する災害応急対策計画」によるものとする。

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務

1 大分県

(1) 大分県

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 大分空港における防災体制の充実
- ニ 大分県高度情報ネットワークシステムの習熟
- ホ 航空災害を想定した総合的な防災訓練の実施
- ヘ 情報の収集・連絡
- ト 活動体制等の確立
- チ 緊急輸送活動の支援及び調整
- リ 捜索活動に係る応援要請等
- ヌ 救助・救急活動に係る応援要請等
- ル 医療救護活動の実施、応援要請等
- ヲ 消火活動に係る応援要請等
- ワ 広報活動の実施

(2) 警察本部（公安委員会）

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 航空災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ニ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 緊急輸送のための交通の確保
- ト 捜索活動の実施
- チ 救助活動の実施
- リ 交通安全施設の応急復旧
- ヌ 広報活動の実施

2 市町村

(1) 市町村

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 航空災害を想定した総合的な防災訓練の実施
- ニ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 医療救護活動の実施及び調整
- ト 広報活動の実施

(2) 消防本部

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 防災無線の習熟
- ニ 航空災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ホ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ヘ 活動体制等の確立
- ト 搜索活動の実施
- チ 救助・救急活動の実施
- リ 消防活動の実施
- ヌ 広報活動の実施

3 指定地方行政機関

(1) 大阪航空局（大分空港事務所）

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 航空災害を想定した総合的な防災訓練の実施
- ニ 情報の収集・連絡
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 広報活動の実施

(2) 福岡管区気象台（大分地方気象台）

- イ 気象情報の充実

(3) 第七管区海上保安本部（大分海上保安部）

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の強化
- ハ 航空災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ニ 情報の収集・連絡
- ホ 活動体制の確立
- ヘ 緊急輸送のための交通の確保
- ト 搜索活動の実施及び支援
- チ 救助・救急活動の実施及び支援
- リ 広報活動の実施

4 自衛隊

- イ 航空災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ロ 部隊の災害派遣

5 指定公共機関及び指定地方公共団体

(1) 日本赤十字社（大分県支部）

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 防災無線の習熟
- ニ 航空災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ホ 情報の収集・連絡
- ヘ 活動体制等の確立
- ト 救護班の派遣命令等
- チ 広報活動の実施

(2) (社) 大分県医師会

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 航空災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ニ 情報の収集・連絡
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 救護班の派遣命令等
- ト 広報活動の実施

第2節 航空機災害予防計画

1 航空機災害に強い人づくりのための計画

(1) 航空機の事故防止対策

航空機の運航者に対し、航空法並びに関連諸規定等の遵守の徹底を図るとともに、事故及び捜索救護に対処する施設等の拡充並びに関係行政機関の連絡協調体制の確立を推進する。

空港内の災害予防については、関係機関及び航空関係者との定期的な防災訓練を推進し、事故防止対策の強化に努める。

(2) 防災訓練の実施

県、市町村、防災関係機関は、「風水害等対策編 第2部 第3章 災害に強い人づくりのための計画 第1節 防災訓練に関する計画」の定めにより大規模災害を想定し、県、市町村、防災関係機関、航空輸送事業者及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

(3) 災害時要援護者対策

県及び市町村は、「風水害等対策編 第3章 第4節 災害時要援護者の安全確保に関する計画」の定めにより避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について災害時要援護者に十分に配慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置計画

(1) 防災情報の収集・連絡体制の強化

イ 航空輸送事業者は、航空機災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び災害復旧のための体制の整備に努めるものとする。

ロ 県、警察本部、市町村、消防本部、日本赤十字社大分県支部、(社)大分県医師会及び航空輸送事業者は、適切な応急対策を実施するため、情報を迅速かつ的確に収集し、相互に又は他の防災関係機関に連絡できるよう、情報の収集・連絡手段の高度化に努めるものとする。

ハ 市町村は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮するものとする。

(2) 応援協力体制の整備

県、市町村及び防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

(3) 救助・救急及び医療(助産)救護

イ 県、市町村及び防災関係機関は、負傷者が多数にのぼる場合を想定し、「風水害等対策編 第2部第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置計画」に定めにより、被

害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。

- ロ 県及び市町村は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。

(4) 消防力の強化

イ 大分空港事務所のとりべき措置

消防活動について、平常時から消防機関等との連携を強化しておくものとする。

ロ 県（生活環境部）のとりべき措置

災害発生時において、消防活動が迅速かつ的確にできるよう消防力、消防水利の整備強化について、支援を行うものとする。

ハ 市町村のとりべき措置

(イ) 「消防力基準」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。

(ロ) 消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努めるものとする。

(5) 空港施設の維持管理の強化（大分空港事務所）

航空法、同法施行規則及び空港管理規則等に基づき、空港においては制限区域の管理の徹底、航空保安施設等の点検整備、改修等による機能の確保並びに航空機の火災その他の事故に対処するための必要な消火設備及び救難設備の拡充等保安体制の強化を進めるとともに、関係行政機関との連絡体制を確立するための設備の拡充を図る。

第3節 航空機災害応急対策計画

1 災害情報の収集伝達

(1) 大阪航空局大分空港事務所の取るべき措置

大分空港事務所は、事故災害が発生した場合、事故に関する情報を収集して状況の把握に努め、事故の発生が空港又は空港周辺地域の場合、国東市、国東市消防本部及び国東市民病院へ通報し、必要な支援活動を求める。

(2) 県（生活環境部）及び県警察本部の取るべき措置

イ 県（生活環境部）は、事故災害の情報を受理したときは、その状況把握のため、「航空機災害情報伝達系統」に基づき関係機関に伝達するとともに、「第3部 第2章 第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達計画」の定めにより必要な措置を講ずるものとする。

ロ 県（生活環境部）は、必要に応じて職員を現地に派遣し、被害状況等の情報収集、市町村及び関係機関との連絡調整にあたるものとする。

ハ 県警察本部は、早期に被災状況、交通状況等を把握するため、災害情報の収集に当たり、伝達及び広報活動を行うものとする。

ニ 県（生活環境部）及び県警察本部は、必要に応じて、大分県防災ヘリコプター及び県警察ヘリコプターによる上空からの被害状況の把握を行うものとする。

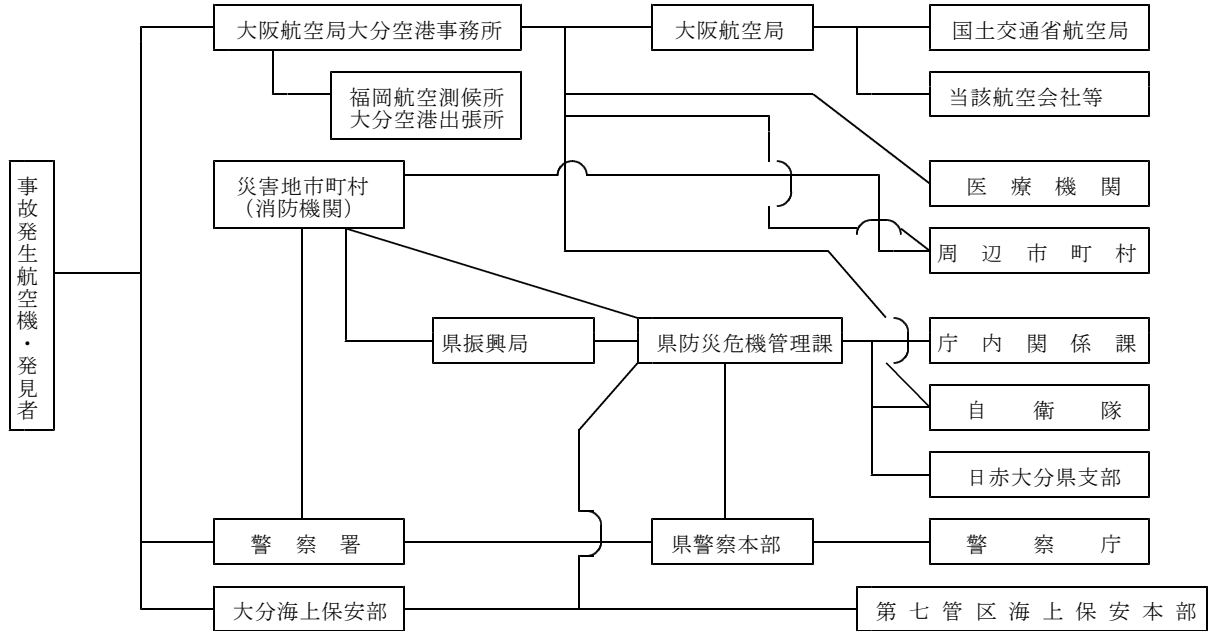
(3) 市町村及び防災関係機関の取るべき措置

イ 市町村及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について、「第3部 第2章 第4節」災害情報・被害情報の収集・伝達計画」の定めにより実施するものとする。

ロ 市町村及び消防本部から県（生活環境部）への道路災害の緊急連絡は、「第3部 第2章 第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達計画」により連絡するものとする。

(4) 航空機災害情報伝達系統

航空機災害が発生した場合の通報連絡系統は次のとおりである。



*上記の他、大阪航空局大分空港事務所と警察署、国東市消防本部及び大分海上保安部間で通報連絡を行う。

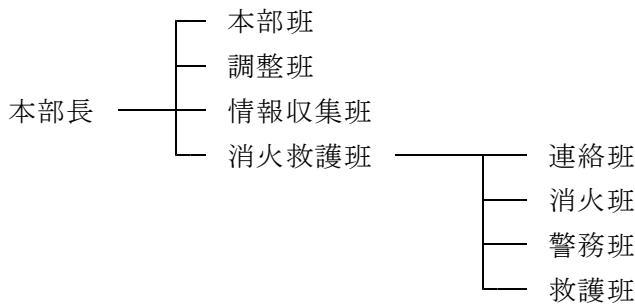
2 活動体制の確立

(1) 航空輸送事業者の活動体制

イ 航空輸送事業者は、災害発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立、対策本部設置等必要な体制をとるとともに、災害の拡大防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(2) 大阪航空局大分空港事務所の組織

航空機事故が発生し、必要な場合、大分空港事務所内に事故応急対策本部を組織し、迅速・的確に対応する。



(3) 県の活動体制

イ 災害対策本部の設置前

(イ) 準備配備、警戒配備

県は、「第3部 第2章 第2節 動員配備計画」に基づき、災害の状況に応じて速やかに準備配備体制に入り、災害に関する情報の収集・連絡に当たるものとする。

また、災害の状況に応じて、情報収集・連絡、応急対策等を円滑に実施するため、警戒配備へ移行するとともに、「第3部 第2章 第2節 動員配備計画」に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

ロ 災害対策本部

(イ) 災害対策本部の設置

県は、災害の規模又は被害の状況から、災害応急対策を円滑に実施するため必要があると認める場合には、「第3部第2章 第1節 組織計画」に基づき、災害対策本部を設置し、国、市町村、関係機関等と連携して応急活動を実施するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

災害対策本部の組織編成については、被害の実態や被災後の時間の経過に伴い、必要となる応急対策活動に即応するためには、目的に応じて変更することができる。

(ロ) 動員配備体制

動員配備体制については、「第3部 第2章 第2節 動員配備計画」の配備基準に基づき、必要な体制を確立するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

なお、動員配備体制の配備人員については、災害の状況及び特殊性を考慮し、本部長(知事)の指示により、配備編成計画の人員によらない配備ができるものとする。

ハ 地区災害対策本部及び現地災害対策本部の設置

地区災害対策本部及び現地災害対策本部の設置については、「第3部 第2章 第1節 組織計画」の定めによるものとする。

ニ 県警察の組織

突発重大事故発生時における初動措置要領に定めるところによるものとする。

(4) 市町村等の活動体制

市町村は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ大分県防災ヘリコプター等の応援要請を実施するものとする。

また、その他の防災関係機関においても、それぞれ事故対策のために必要な組織を確立する。

(5) 相互応援協力

イ 県は、航空機災害が発生し、市町村から応援要請があり、必要があると認めるときは「第3部 第2章 第7節 広域応援体制の確立計画」により定められた応援の要請先に対して応援要請等を行うものとする。

ロ 県は、事故対策を円滑に進めるため、必要に応じて関係機関及び関係団体に出席を求めて合同連絡会議を開催し、必要な調整を行う。

[合同連絡会議出席機関]

- ・ 県
- ・ 関係市町村
- ・ 関係消防機関
- ・ 日赤大分県支部
- ・ 大阪航空局大分空港事務所
- ・ その他必要と認める関係機関、団体

ハ 県は、地元市町村（消防機関）から指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求められたときは、関係の指定行政機関又は指定地方行政機関に対して、その斡旋を行う。

また、特に必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して、当該職員の派遣を要請するとともに、内閣総理大臣に対してその斡旋を求めるとともに、他の都道府県に対して応援を要請する。

ニ 市町村は、航空災害の規模が当該市町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難であると認められる場合には、「第3部 第2章 第7節 広域応援体制の確立計画」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援の斡旋を求めるものとする。

ホ 消防本部は、航空災害の規模が当該市町村の消防体制では十分は応急措置の実施が困難と認められる場合には、被災市町との調整のうえ、県内消防本部による「大分県常備消防相互応援協定」により、他の消防本部に対して応援を要請するものとする。

(6) 自衛隊の災害派遣

イ 大阪航空局大分空港事務所は、災害の状況により必要と認められるときは、自衛隊に災害派遣を要請する。

ロ 県は、航空災害が発生し、地元市町村（消防機関）から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき、又は必要があると認めるときは、「第3部 第2章 第9節 自衛隊の災害派遣体制の確立計画」の定めにより自衛隊に災害派遣を要請するものとする。

(7) 災害広報

県、市町村、防災関係機関及び航空輸送事業者は、相互に協力して、航空災害の状況、安否情報等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「第3部 第2章 第16節 広報広聴・災害記録活動計画」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

3 搜索、救助・救急、医療救護及び消火活動

(1) 搜索、救助・救急及び医療救護活動

イ 大阪航空局大分空港事務所は、大分空港内で航空機事故火災その他の災害が発生した場合には、直ちに大分空港消火救難隊を編成し、被害を最小限に止め、人命の救助に努める。

ロ 航空輸送事業者は、消防機関、県警察本部等による迅速かつ的確な救助・救出が行われるよう協力するものとする。

- ハ 市町村は、市町村地域防災計画の定めるところにより、消防機関、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療救護活動を実施するものとする。
- ニ 消防機関は、保有する資機材を活用し、市町村、県警察本部等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行うものとする。また、地元医療機関等で医療班を組織し、現地で応急措置を施したあと、後方医療機関に搬送する。
- ホ 県は、地元市町村（消防機関）の実施する救急活動について、必要に応じて支援等を行う。
- ヘ 県警察本部は、消防機関等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行うとともに、住民の避難誘導及び危険箇所の警戒等を行う。

（2）消防活動

- イ 航空輸送事業者は、消防機関等による迅速かつ的確な消火活動が行われるよう協力するものとする。
- ロ 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。さらに消防力を必要とする場合は、県に対して、消防組織法第44条の規定に基づく緊急消防援助隊等の応援及び自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保について応援を要請する。
また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。
- ハ 県は、地元市町村（消防機関）の実施する消防活動について、必要に応じて支援等を行うとともに、地元市町村（消防機関）から化学消火薬剤等必要資機材の確保について要請を受けたときは、積極的に協力する。
- ニ 県は、市町村長等の要請に基づき、大分県防災ヘリコプターによる消火、偵察等を実施するものとする
- ホ 県は、地元市町村（消防機関）から緊急消防援助隊等の応援の求めがあり、県内消防力をもってして対応が不可能と認める場合は、消防組織法第24条の3に基づき消防庁長官に対して緊急消防援助隊等を要請する。
- ヘ 被災地以外の市町村は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

4 交通規制措置

県警察本部は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、県内の交通事情を収集し、その状況を一般に公表する等の必要な措置を講ずるものとする。

第4節 航空機災害復旧計画

1 災害復旧の方針

航空輸送事業者は、県、市町村及び関係機関との連絡を密にし、迅速かつ円滑に被災施設の復旧作業を行うものとする

また、航空輸送事業者は、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

2 復旧対策の実施

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「第4部 共通する災害復旧・復興計画」の定めによるものとする。

第4章 海上災害対策計画

- 第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務
- 第2節 海上災害予防計画
- 第3節 海上災害応急対策計画
- 第4節 海上災害復旧計画

本県は、瀬戸内海西部に位置し、北は周防灘、東は伊予灘、南は日向灘及び豊後水道により囲われており、中津港、別府港、大分港、津久見港、佐伯港の重要港湾やその他の地方港湾がある。これらの港湾には、東九州の玄関口として、阪神方面、中国・四国方面と大分県各港の間に数多くのフェリー航路や旅客航路が開設されている。一方、コンテナ航路として、韓国、中国、香港、台湾、東南アジア等と外貿コンテナ定期航路が、神戸と内貿コンテナ定期航路が、東京・博多との間に RORO 船航路が、それぞれ大分港大在地区の間に開設されている。

この計画は、潜水艦「なだしお」衝突事故、ナホトカ号重油流出事故のように、海上における船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生又は船舶や陸上施設、海上施設からの危険物・積荷等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災等といった海上災害に対し、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、地震・津波その他の災害によって同様の対策が必要となった場合も、本計画に準ずるものとする。また、この計画に定められていない事項については、「風水害等対策編 第2部 災害予防計画」及び「本編 第3部 共通する災害応急対策計画」の定めによるものとする。ただし、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく石油コンビナート等特別防災区域における災害対策については、「大分県石油コンビナート等防災計画」の定めるところによるものとする。

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務

1 大分県

(1) 大分県

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ ヘリコプター受援体制の充実強化
- ニ 大分県高度情報ネットワークシステムの習熟
- ホ 海上災害を想定した総合的な防災訓練の実施
- ヘ 情報の収集・連絡
- ト 活動体制等の確立
- チ 緊急輸送活動の支援及び調整
- リ 捜索活動に係る応援要請等
- ヌ 救助・救急活動に係る応援要請等
- ル 医療救護活動の実施、応援要請等
- ヲ 消火活動に係る応援要請等
- ワ 広報活動の実施
- カ 被災した公共施設の復旧

(2) 警察本部（公安委員会）

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 海上災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ニ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 緊急輸送のための交通の確保
- ト 捜索活動の実施
- チ 救助活動の実施
- リ 広報活動の実施

2 市町村

(1) 市町村

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 海上災害を想定した総合的な防災訓練の実施
- ニ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 医療救護活動の実施及び調整
- ト 広報活動の実施

チ 被災した公共施設の復旧

(2) 消防本部

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 防災無線の習熟
- ニ 海上災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ホ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ヘ 活動体制等の確立
- ト 捜索活動の実施
- チ 救助・救急活動の実施
- リ 消防活動の実施
- ヌ 広報活動の実施

3 指定地方行政機関

(1) 福岡管区気象台（大分地方気象台）

- イ 気象情報の充実

(2) 第七管区海上保安本部（大分海上保安部）

- イ 海上交通の安全のための情報の充実
- ロ 船舶の安全な運航の確保
- ハ 海上防災思想の普及
- ニ 情報の収集・連絡体制の強化
- ホ 初動体制の充実
- ヘ 海上災害を想定した総合的な防災訓練の実施
- ト 情報の収集・連絡
- チ 活動体制の確立
- リ 緊急輸送のための交通の確保
- ヌ 捜索活動の実施
- ル 救助・救急活動の実施
- ヲ 消火活動の実施
- ワ 二次災害の防止
- カ 広報活動の実施
- コ 船舶交通の危険防止

4 自衛隊

- イ 海上災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ロ 部隊の災害派遣

5 指定公共機関及び指定地方公共団体

(1) 日本赤十字社（大分県支部）

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 防災無線の習熟
- ニ 海上災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ホ 情報の収集・連絡
- ヘ 活動体制等の確立
- ト 救護班の派遣命令等
- チ 広報活動の実施

(2) (社) 大分県医師会

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 海上災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ニ 情報の収集・連絡
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 救護班の派遣要請等
- ト 広報活動の実施

第2節 海上災害予防計画

1 海上災害に強いまちづくりのための計画

(1) 海上交通の安全のための情報の充実

大分海上保安部は、海図、水路書誌等水路図誌の整備を図るとともに、水路情報、航行警報、気象通報等船舶交通の安全に必要な情報提供体制の整備を図るものとする。

(2) 船舶の安全な運行の確保

大分海上保安部は、船舶に対し、船舶安全法、港則法、海洋汚染及び海上汚染及び海上災害の防止に関する法律等船舶の安全及び海上災害の予防に関する法令の遵守について指導監督するものとする。

2 海上災害に強い人づくりのための計画

(1) 防災訓練の実施

県、市町村、防災関係機関は、「風水害等対策編 第2部 第3章 第1節 防災訓練に関する計画」の定めにより大規模災害を想定し、県、市町村、防災関係機関、関係事業者及び関係団体等が相互に連携し、流出油防除、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

(2) 啓発活動等の実施

大分海上保安部は、防災講習会等を通じて、関係者等に対し海上災害防止思想の普及に努めるものとする。

(3) 災害時要援護者対策

県及び市町村は、「風水害等対策編 第2部 第3章 第4節 災害時要援護者の安全確保に関する計画」の定めにより、防災知識の普及、防災訓練等について災害時要援護者に十分配慮し、民生・児童委員、消防団、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

3 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置計画

(1) 防災情報通信網等の整備

イ 海上輸送事業者をはじめとする民間事業者（以下、「関係事業者」という）は、海上災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧のための体制を整備するものとする。

ロ 県は、迅速かつ的確な情報の収集伝達及び衛星通信を利用した携帯電話の導入等により、不感地帯に対応した通信機器の整備、充実に努めるとともに、必要に応じてその他通信連絡網の整備・活用を図るものとする。

ハ 市町村は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮するものとする。

(2) 応援協力体制の整備

- イ 関係事業者は、応急活動、復旧活動、資機材の調達に関し、各関係機関及び関係事業者団体相互において、応援協定の締結等による相互応援体制の整備を推進し、連携の強化に努めるものとする。
- ロ 県、市町村及び防災関係機関は、海上災害が隣接市町村、隣接県に及ぶ場合があるため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、「風水害等対策編 第2部 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置計画」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。
- ハ 県、市町村、防災関係機関及び関係事業者は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じて習熟するものとする。

(3) 救助・救急及び医療救護

- イ 関係事業者は、消防機関、医療機関等との連絡・連携体制の整備を図るものとする。
- ロ 県、市町村及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、「風水害等対策編 第2部第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置計画」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- ハ 県及び市町村は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。

(4) 防災体制の強化

- イ 関係事業者の取るべき措置
 - 海上災害による被害の拡大を最小限にとどめるため、危険物等の種類に応じた防除資機材の整備促進に努めるとともに、消防活動等について、平常時から大分海上保安部、消防機関等との連携強化に努めるものとする。
- ロ 県のとるべき措置
 - 海上災害発生時において、被害の拡大防止を迅速かつ的確に実施できるよう防災資機材の整備について努める。
- ハ 沿岸市町村のとるべき措置
 - (イ) 沿岸部での消火活動、救助活動を効率的に行うため、必要に応じた資機材の整備に努めるものとする。
 - (ロ) 消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努めるものとする。
- ニ 船舶火災予防対策（大分海上保安部、九州運輸局、市町村）
 - (イ) 海上保安官は、船舶の立入り検査を実施した際、消火設備等の法定品備付け点検を行い、各船に保安措置を徹底させ、特に海難防止強調運動等の期間中には、具体的な指導を実施するものとする。
 - (ロ) 石油タンカー等危険物品を多量に輸送する船舶等が荷役を行う場合で、防災上特に警戒を要する場合は、当該船舶に対する広報のほか、必要に応じて海上保安官等を派遣して、保安の指導を行うものとする。

(5) 危険物等の大量流出時における防除活動

イ 県及び県警察本部のとりべき措置

(イ) 県は、関係機関、関係団体等が保有するオイルフェンス、油処理剤、油吸着材等の流出油防除用資機材及び化学消火剤等の消火機材の備蓄量を把握し、災害時に円滑な協力が得られるよう調整を行う。

(ロ) 県及び県警察本部は、化学消火薬剤等の消火機材及びオイルフェンス、油処理剤、油吸着材等の流出油防除用資機材の整備に努めるものとする。

(ハ) 県警察本部は、災害応急活動において使用する警備用装備資機材等の整備に努めるものとする。

ロ 沿岸市町村のとりべき措置

化学消火薬剤等消火機材及びオイルフェンス、油処理剤、油吸着剤等の流出油防除用資機材等の整備に努める。

ハ 消防機関のとりべき措置

海上災害時の応急活動に使用する消防用資機材の整備に努めるものとする。

ニ 大分海上保安部のとりべき措置

(イ) 資機材の整備

災害応急活動において使用する救難用資機材、消防用資機材及び流出油等防除資機材等の整備について努めるものとする。

(ロ) 流出油防除体制の確立

海上関係機関並びに県内関係機関及び関係団体の保有するオイルフェンス、油処理剤、油吸着剤等の流出油防除資機材、化学消火薬剤、作業船舶等を把握確認するとともに、関係機関等が連携して応急活動にあたるよう体制の整備に努めるものとする。

ホ 関係事業者のとりべき措置

船舶所有者、船舶代理店、荷主、荷受取人等は、オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等の流出油防除資機材及び化学消火剤等消火機材の備蓄に努めるものとする。

(6) 流出油災害防止対策（大分海上保安部、九州運輸局、県、市町村）

県・市町村及び石油等危険物取扱者は、大量に流出した危険物等の予防に必要な以下の対策を図るものとする。

(イ) 流出油等の危険物の漏洩・拡散防止に必要なオイルフェンス展張船等の整備

(ロ) 流出油等の危険物の回収・処理に必要な油処理剤、油吸着材並びに吸引ポンプ等の整備

(ハ) 流出油等の危険物から火災が発生した場合の消火活動や救護活動に必要な化学消防車、放水車、化学消火薬剤、消火器具及び救護車の整備

(ニ) 流出油等の危険物による災害の検知・拡大防止に必要なガス漏洩検知設備及び非常通報・通信機器等の整備

(ホ) 所要の要員の確保、訓練・教育の推進

第3節 海上災害応急対策計画

1 災害情報の収集伝達

(1) 県及び県警察本部のとりべき措置

- イ 県は、海上災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「海上災害情報連絡系統図」に基づき関係機関に伝達するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- ロ 県は、必要に応じて職員を現地に派遣し、被害状況等の情報収集、市町村及び関係機関との連絡調整にあたるものとする。
- ハ 県は、応急対策上必要な事項について、関係機関、関係団体等に指示若しくは要請するものとする。
- ニ 県警察本部は、早期に被災状況、交通状況等を把握するため、災害情報の収集にあたり、関係機関に伝達する。
- ホ 県及び県警察本部は、必要に応じて、大分県防災ヘリコプター及び県警察ヘリコプターによる上空からの被害状況の把握を行うものとする。
- ヘ 県は、大分県沖で海上災害が発生した場合又は隣接県沖で海上災害が発生し大分県に影響を及ぼすおそれのある場合は、隣接県等との情報交換等により相互連絡体制をとるものとする。
- ト 県は、漁業無線局において、災害の状況に応じ、帰港、回港等の指導を行う。海上で災害が発生した場合は、付近で操業中の漁船等に災害発生を知らせるとともに、海上保安部と協力し、被害の軽減に努める。

(2) 沿岸市町村及び防災関係機関のとりべき措置

- イ 沿岸市町村及び防災関係機関は、災害情報の伝達について市町村地域防災計画の定めにより実施するものとする。
- ロ 沿岸市町村及び沿岸消防本部から県への海上災害の緊急連絡は、「第3部 共通する災害応急対策計画 第2章 第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達計画」により連絡するものとする。

(3) 大分海上保安部のとりべき措置

イ 情報収集

海上災害の発生が予想されるとき、又は海上災害が発生したときは、関係機関等との密接な連携をとり、情報収集に努めるとともに、巡視船艇及び航空機を活用し、情報収集を行うものとする。

ロ 情報の伝達

海上災害の発生が予想されるとき、又は海上災害が発生したときは、その状況の把握に努めるとともに、「海上災害情報伝達系統」に基づき、関係機関及び関係団体等へ伝達するものとする。

また、調査等により収集した被害情報を県災害対策本部及び関係機関に連絡するものとする。

ハ 船舶等への警報等の伝達・通報

(イ) 気象、津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けたときには、航行警報、安全通報等により周知するとともに、必要に応じ関係事業者に周知するものとする。

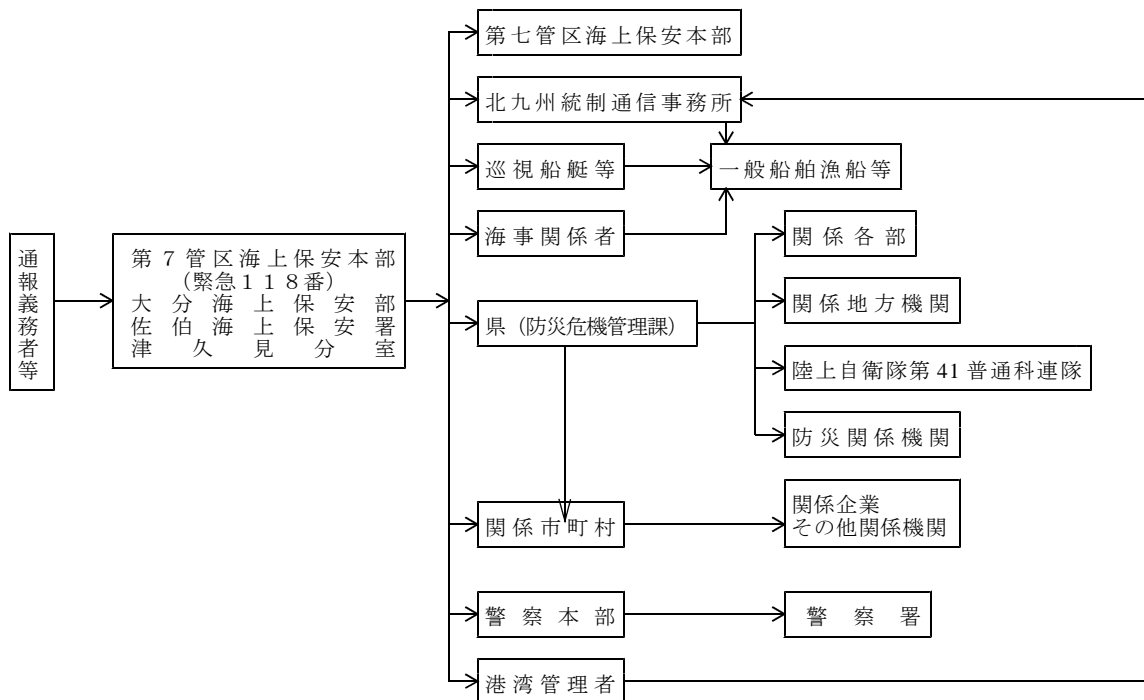
(ロ) 航行障害物の発生、航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに航行警報又は安全通報を行うとともに、必要に応じ水路通報を行うものとする。

(ハ) 大量の油の流出、放射性物質の放出等により、船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、航行警報、安全通報並びに巡視船艇による巡回等により速やかに周知するものとする。

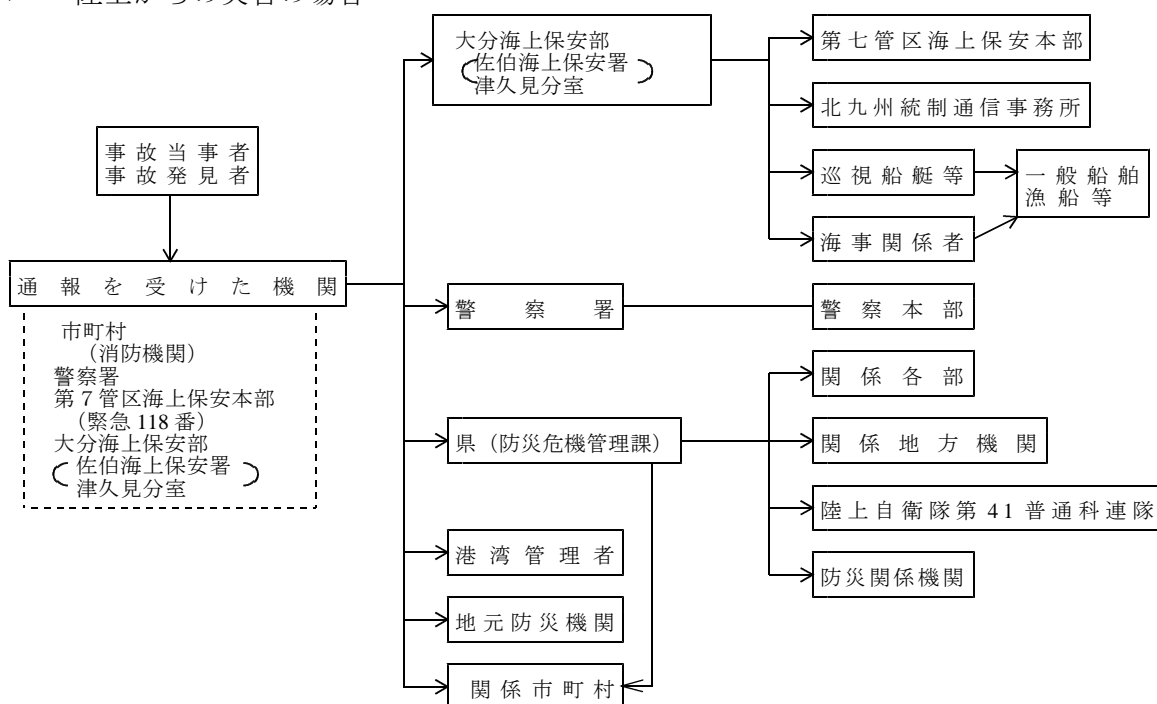
(4) 海上災害伝達系統図

海上災害が発生した場合の通報連絡系統は次のとおりである。

イ 海上での災害の場合



ロ 陸上からの災害の場合



2 活動体制の確立

(1) 基本方針

海上災害が発生した場合、大分海上保安部、県、関係市町村及び防災関係機関は、迅速・的確に対処するための活動組織を確立する。

(2) 関係事業者の活動体制

関係事業者は、発災後速やかに初期消火、延焼防止活動、流出防止等災害の拡大防止のために必要な措置を講ずるとともに、大分海上保安部、県警察本部、消防機関等に対し、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について連絡し、緊密な連携の確保に努めるものとする。

(3) 県の活動体制

イ 主管部局

災害の態様により、主管部局は以下のとおり定める。

①人命救助及び消火活動が必要な災害の場合（あわせて、流出油等の拡散防止と除去等の活動が行われる場合を含む。）

生活環境部防災危機管理課が主管する。

②流出油等の拡散防止と除去が主となる災害の場合

港湾区域の災害の場合土木建築部港湾課が、漁港区域の災害の場合農林水産部漁業管理課が主管する。なお、港湾区域、漁港区域以外の地点での災害の場合、両部の協議により主管を決定する。

ロ 災害対策本部の設置前

(イ) 準備配備及び警戒配備

県は、海上災害が発生し、職員の動員を必要とする場合は、「第3部 共通する災害応急対策計画 第2章 第2節 動員配備計画」に基づき、災害の状況に応じて速やかに準備配備体制に入り、災害に関する情報の収集・連絡にあたるものとする。

また、災害の状況に応じて、情報収集・連絡、応急対策等を円滑に実施するため、警戒配備へ移行するものとする。

ハ 災害対策本部

(イ) 災害対策本部の設置

県は、災害の規模又は被害の状況等から、災害応急対策を円滑に実施するため必要があると認める場合には、「第3部 第2章 第1節 組織計画」に基づき災害対策本部を設置し、国、市町村、関係機関等と連携して応急活動を実施するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

災害対策本部の組織編成については、被害の実態や被災後の時間の経過に伴い、必要となる応急対策活動に即応するためには、目的に応じて変更することができる。

(ロ) 動員配備体制

動員配備体制については、「第3部 第2章 第2節 動員配備計画」に基づき、必要な体制を確立するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

なお、動員配備体制の配備人員については、災害の状況及び特殊性を考慮し、本部長(知事)の指示により、配備編成計画の人員によらない配備ができるものとする。

(ハ) 地区災害対策本部及び現地災害対策本部

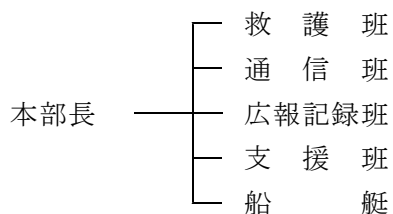
地区災害対策本部及び現地災害対策本部の設置については、「第3部 第2章 第1節 組織計画」の定めによるものとする。

(4) 沿岸市町村の活動体制

沿岸市町村は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ防災ヘリコプター等の応援要請を実施するものとする。

(5) 大分海上保安部の活動体制

大分海上保安部は、災害の状況に応じて速やかに、情報収集連絡体制の確立、対策本部の設置等必要な措置をとるものとする。



(6) 相互応援協力

イ 県のとるべき措置

県は、大規模な海上災害が発生し、市町村から応援要請があり、必要があると認めるときは、「第3部 第2章 第7節 広域応援体制の確立計画」により定められた応援の要請先に対して応援要請等を行うものとする。

また、海上災害を防止するため、備蓄資機材を使用し、又は必要に応じ関係機関に提供するものとする。防除活動により備蓄資機材が不足するときは、隣接県に対し、協力要請を行うものとする。

ロ 市町村のとりべき措置

市町村は、海上災害の規模が当該市町村の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「第3部 第2章 第7節 広域応援体制の確立計画」の定めにより、知事又は他の市町村長の応援又は応援のあつせんを求めるものとする。

また、大分海上保安部、県等関係機関との連携を密にし、必要に応じ関係機関に支援を要請するものとする。

ハ 消防本部のとりべき措置

消防本部は、海上災害の規模が当該市町村では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、被災市町村との調整のうえ、県内消防本部よる「大分県常備消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請するものとする。

ニ 大分海上保安部のとりべき措置

(イ) 関係機関の活動調整のための組織

海上災害に係る応急対策を円滑にすすめるため、必要に応じて関係機関及び関係団体に出席を求めて合同連絡会議を開催し、必要な調整を行う。

[合同連絡会議 出席機関]

- ・大分海上保安部（事務局）
- ・県
- ・関係市町村
- ・関係消防本部
- ・その他関係機関、関係団体

(ロ) 応援要請等

必要に応じて第七管区海上保安部、その他の海上保安機関に応援を要請するとともに、県警察、沿岸市町村、消防機関、自衛隊及び関係団体等に協力を要請するものとする。

(ハ) 関係機関等への支援活動

①緊急輸送

県、市町村等から負傷者、避難者、救助・救急要員、医師等の人員又は必要な機材、物資等の緊急輸送について、要請があったとき又は必要と認めたときは、航空機及び巡視船艇により輸送を行うものとする。

②物資の無償貸付又は譲与

物資の無償貸付若しくは譲与について要請があったとき又はその必要があると認めるときは、「海上災害救助用物品の無償貸付及び譲与に関する省令」（昭和30年運輸省令第10号）に基づき、災害救助用物品を被災者に対し無償貸し出し又は譲与する

ものとする。

③県及び関係市町村等の応急対策への支援

県及び関係市町村等から陸上における救助・救急活動等についての支援の要請や医療活動場所・災害応急対策の従事者の宿泊場所としての巡視船艇の提供の要請があったときは、海上における災害応急対策に支障をきたさない範囲において、これらを行うものとする。

ホ 関係事業者の取るべき措置

関係事業者は、事業者団体相互の応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

(7) 自衛隊の災害派遣

イ 県のとるべき措置

流出油等が陸上に漂着又は漂着のおそれのある場合に、人命救助及び被害の拡大を防止するため市町村から要請があり、かつ必要と認める場合には、「第3部 第2章 第9節 自衛隊の災害派遣体制の確立計画」の定めにより自衛隊に災害派遣を要請するものとする。

ロ 大分海上保安部のとるべき措置

海上事故の規模や収集した被害情報から判断し、自衛隊の派遣要請の必要があれば、直ちに要請手続きをするものとする。

(8) 災害広報

イ 防災関係機関は、災害が発生し、又はその波及が予想される場合は、海上における船舶の安全を図るため、災害の状況並びに安全措置について、おおむね次の区分により一般船舶に対して周知を努めるものとする。

対 象 船 舶	機 関 名	周 知 方 法
港 内 船 舶	大分海上保安部 〔佐伯海上保安署〕 〔津久見分室〕 関係警察署 海事関係者	巡視船艇等による拡声器による放送、無線通信及び船舶電話 拡声器による放送 船舶電話、無線通信
上 記 以 外 の 船 舶	大分海上保安部 〔佐伯海上保安署〕 〔津久見分室〕 北九州統制通信事務所 海事関係者	巡視船艇等による拡声器による放送、無線通信及び船舶電話 無線通信 船舶電話、無線通信

ロ 防災関係機関は、相互に協力して、流出油等が漂着又は漂着するおそれのある沿岸住民に対し、流出油等海上災害の状況、安否情報、交通規制、火気使用の制限又は火気使用の禁止等危険防止措置等の正確かつきめ細やかな情報を、次の区分により周知させる。また、「第3部 第2章 第16 広報広聴・災害記録活動計画」の定めにより、必要な措置を講ずる

ものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等災害時要援護者に配慮した広報を実施するものとする。

機 関 名	周 知 方 法	周 知 事 項
関係市町村（消防機関）	広報車からの放送等	1 事故の状況
関係警察署	〃	2 防災活動の状況
大分海上保安部	巡視船艇からの放送	3 火気使用制限、禁止及び交通規制、禁止等の措置
		4 避難準備等一般的注意事項
		5 その他必要事項

3 搜索、救助・救急、医療救護及び消火活動

(1) 搜索、救助・救急及び医療救護活動

イ 市町村は、市町村地域防災計画の定めにより、消防機関、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行ない、救助・救急及び医療救護活動を実施するものとする。

また、大分海上保安部等関係機関と協力し、水難救護法に基づき、遭難船舶の救護を行うものとする。

ロ 消防機関は、保有する資機材を活用し、沿岸市町村、県警察本部、大分海上保安部等と連携し、救助・救急活動を行い、負傷者の搬送にあたるものとする。また、市町村長の指示又は要請に基づき応急措置にあたる。

ハ 県警察本部は、消防機関等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行うものとする。

また、多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が生じた場合には、大分海上保安部と連携し、航空機、警備艇等により迅速な搜索活動及び救出救助活動を行うものとする。

ニ 大分海上保安部は、船舶の遭難、人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇、航空機等により、搜索活動及び救助活動を行うものとする。さらに、状況によっては関係機関に対して陸上での救助活動を要請する。

ホ 日本赤十字社大分県支部は、関係機関と連絡をとり、負傷者の救護を行うものとする。

(2) 消火活動

イ 消防機関、関係事業者等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

ロ 大分海上保安部又は消防機関は、船舶の火災を知った場合、相互に直ちにその旨を通報するものとする。

ハ 消防機関は、海上災害が発生したときは、船舶又は流出油火災の発生に対処するため、必要に応じ消防ポンプ自動車等を出動させる。

火災が発生した場合、「海上保安庁の機関と消防機関の業務協定の締結に関する覚書（昭和43年3月29日）」に基づき、大分海上保安部と密接に連携して消火活動を行うものとする。

なお、陸上の施設に延焼するおそれがある場合は、延焼防止の措置を講じるものとする。

また、市町村長の指示又は要請に基づき応急措置にあたる。

ニ 県は、市町村長等の要請に基づき、防災ヘリコプターによる消火、偵察等を実施するものとする。

ホ 被災地以外の市町村は、被災地市町村から要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

ヘ 大分海上保安部

(イ) 船舶火災又は流出油火災が発生したときは、当該船舶が保有する消火機材を有効に活用するよう指導するとともに、速やかに巡視船艇等によりその消火を行ない、必要に応じて6に記述する流出油対策を実施し燃焼海面の拡大防止に努める。また、必要に応じて消防機関等関係機関に対し、応援を要請するものとする。

(ロ) 陸上からの消火活動が可能と認められる場合は、消防機関に対し協力を要請する。

(ハ) 危険物が排出されたときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、船舶禁止措置又は避難勧告を行うものとする。

4 海上交通の確保（大分海上保安部）

(1) 海上交通の確保

海上災害の現場付近における船舶の航行の安全確保に努める。

必要があるときは、巡視船又は曳船等により遭難船を遭難海域から他の安全海域へ移動させる。

船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行うものとする。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に運行できるよう努めるものとする。

(2) 危険物の保安措置

イ 危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行うものとする。

ロ 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のための必要な指導を行うものとする。

ハ 危険物施設については、危険物流出等の事故防止するために必要な指導を行うものとする。

(3) 警戒区域の設定

イ 生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、災害対策基本法第63条第1項及び第2項の定めるところにより、警戒区域を設定し、船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行うものとする。

ロ 警戒区域を設定したときは、直ちに最寄の市町村にその旨通知するものとする。

(4) 漂流物の除去等

船舶の安全航行を図るため、必要な措置を講じる。

5 交通規制措置

県警察本部は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第3部 第2章 第14節 交通確保計画」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

6 危険物等の大量流出に対する応急措置

(1) 県のとるべき措置

イ 県

(イ) 県保有備蓄資機材の使用

海上災害の拡大を防止するため、県保有備蓄資機材を使用し、必要に応じて関係機関に提供するものとする。

(ロ) 合同連絡会議への参画

合同連絡会議が設置されたときは、防除活動の調整に参画するものとする。

ロ 県警察本部

(イ) 油等の大量流出等が発生したときは、航空機、船舶等により、沿岸における警ら活動を行い、漂着物の状況を把握するための沿岸調査及び警戒監視活動を行うものとする。

(ロ) 油等の大量流出等の海上災害が発生したときは、関係機関と連携を密にし、警備船艇等による人命救助、災害危険区域内の住民に対する避難の勧告・指示及び誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制、人身の安定を図るための広報活動等を行うものとする。

(2) 市町村のとるべき措置

イ 防除活動への協力等

海上災害の拡大を防止するために、必要に応じ防除活動に協力するとともに、備蓄資機材を関係機関に提供するものとする。

ロ 沿岸地先海面の監視

流出油等の漂着及び流出油火災が沿岸に及ぶおそれのある地先海面の巡回監視を行うものとする。

ハ 合同連絡会議への参画

合同連絡会議が設置されたときは、関係市町村は、防除活動の調整に参画するものとする。

ニ 漂着油等の応急処理

避難船関係者の要請に基づき、漂着油等の除去に協力する。漂着油等により海岸が著しく汚染されるおそれのある場合は、所要の措置を講じる。

ホ 住民に対する広報

流出油が漂流又は漂着するおそれのある沿岸住民に対し、流出油等の状況を広報し、火気使用の制限又は禁止等の危険防止措置を広報する。

ヘ 避難の勧告・指示

流出油による火災が沿岸に及ぶおそれがある場合は、避難の勧告又は指示を行う。

(3) 消防本部のとるべき措置

イ 沿岸地先海面の警戒

流出油等の被害及び流出油火災が沿岸に及ぶおそれのある地先海面の警戒に当たるものと

する。

ロ 合同連絡会議への参画

合同連絡会議が設置されたときは、防除活動の調整に参画するものとする。

ハ その他の応急措置

市町村長の指示又は要請に基づき応急措置を行うものとする。

(4) 大分海上保安部のとるべき措置

海上に大量の流出油等が流出したとき、又は流出が予想される場合は、次の措置を講ずるものとする。

なお、防除活動にあたっては、流出油等の拡散及び性状の変化の状況の的確な把握に努め、状況に応じた適切な防除活動方針を決定するとともに、初動段階において、有効な防除勢力の先制集中を図り、迅速かつ効率的に排出油等の拡散防止、回収及び処理が行えるよう留意するものとする。

イ 海上災害の拡大を防止するため、原因者関係者が保有している消火機材、流出油防除資材の活用並びに積載油の抜取りについて指導する。

ロ 原因者にオイルフェンスの展張等の流出油の拡散防止、回収・除去等の防除措置を命ずるとともに、巡視船艇及び航空機等により流出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、原因者に対し防除作業について必要な指導を行うものとする。

ハ 緊急に防除措置を講ずる必要があると認められるときは、海上災害防止センターに防除措置を構すべきことを指示し、又は、巡視船艇等により応急の防除措置を行うものとする。

ニ イ、ロの措置を講じた上で、さらに流出油等が沿岸に漂着又はそのおそれがあるときは、自ら防除を行う等被害を最小限に食い止める措置を講ずるとともに、大分県中北部沿岸海域対策協議会に総合調整本部を設置し、流出油等の状況把握及び調査、情報収集を行い、原因者、海上災害防止センター等を含め対策について協議調整を行うものとする。

ホ 必要に応じて、流出油防除資材による応急措置を講じ関係機関、関係団体等に派遣を要請する。

(5) 原因者等のとるべき措置

流出油等の拡散防止、除去等の防除措置を速やかに講ずるとともに、回収された油等廃棄物の処理を速やかに行なうものとする。また、緊急に防除措置を講ずる場合においては、必要に応じて海上災害防止センターに委託するものとする。

(6) 関係団体等のとるべき措置

イ 流出油等の防除

大分県漁業協同組合連合会等の対策協議会会員は職員を総合調整本部に派遣し、防除活動の調整に参画するとともに、大分海上保安部の指導のもとに防除活動等に協力するものとする。

ロ 防除活動への協力

オイルフェンス、油処理剤、油吸着剤等の流出油防除用資機材及び化学消火薬剤等の消火機材を保有する大分県中北部沿岸海域災害対策協議会などの関係団体、関係事業者は、大分

海上保安部をはじめ関係行政機関から協力要請があった場合は、協力するよう努めるものとする。

ハ 海上災害防止センター

海上災害の発生及び拡大の防止のための措置を実施する海上災害防止センターは、大分海上保安部より指示を受けた場合又は原因者より委託を受けた場合、流出油の防除措置を速やかに実施するものとする。

7 ボランティアとの連携

県、市町村等は、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう「第3部 第2章 第11節 ボランティアとの連携計画」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

8 二次災害の防止（大分海上保安部）

- (1) 海難の発生により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止するものとする。
- (2) 海難船舶又は漂流物、沈没物等により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者に対し、これらの除去等船舶交通の危険を防止するための措置を講ずるよう命令又は勧告するものとする。
- (3) 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全運行に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行うものとする。

第4節 海上災害復旧計画

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「第4部 共通する災害復旧・復興計画」の定めによるものとする。

第5章 大規模な火災対策計画

- 第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務
- 第2節 大規模な火災予防計画
- 第3節 大規模な火災応急対策計画
- 第4節 大規模な火災復旧計画

この計画は、大阪法善寺横町火災、ホテルニュージャパン火災のように、木造家屋密集地域、雑居ビル、高層住宅等における大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火災に対し、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、「大分県地域防災計画 風水害等対策編編 第2部 災害予防計画」及び「本編 第3部 共通する災害応急対策計画」の定めによる。

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務

1 大分県

(1) 大分県

- イ 火災に強いまちづくりの推進
- ロ 防災空間の整備
- ハ 出火予防対策の推進
- ニ 延焼予防対策の推進
- ホ 情報の収集・連絡体制の強化
- ヘ 初動体制の充実
- ト ヘリコプター受援体制の充実強化
- チ 大分県高度情報ネットワークシステムの習熟
- リ 大規模な火災を想定した総合的な防災訓練の実施
- ヌ 情報の収集・連絡
- ル 活動体制等の確立
- ヲ 緊急輸送活動の支援及び調整
- ワ 救助・救急活動に係る応援要請等
- カ 医療救護活動の実施、応援要請等
- ヨ 消火活動に係る応援要請等
- タ 施設及び設備の応急復旧
- レ 広報活動の実施

(2) 警察本部（公安委員会）

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 大規模な火災を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ニ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 緊急輸送のための交通の確保
- ト 救助活動の実施
- チ 広報活動の実施

2 市町村

(1) 市町村

- イ 火災に強いまちづくりの推進
- ロ 防災空間の整備
- ハ 出火予防対策の推進
- ニ 延焼予防対策の推進
- ホ 情報の収集・連絡体制の強化

- へ 初動体制の充実
- ト 大規模な火災を想定した総合的な防災訓練の実施
- チ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- リ 活動体制等の確立
- ヌ 医療救護活動の実施及び調整
- ル 施設及び設備の応急復旧
- ヲ 広報活動の実施

(2) 消防本部

- イ 出火予防対策の推進
- ロ 延焼予防対策の推進
- ハ 情報の収集・連絡体制の強化
- ニ 初動体制の充実
- ホ 防災無線の習熟
- へ 大規模な火災を想定した総合的な防災訓練の実施
- ト 情報の収集・連絡、避難誘導等
- チ 活動体制等の確立
- リ 救助・救急活動の実施
- ヌ 消火活動の実施
- ル 広報活動の実施

3 指定地方行政機関

(1) 福岡管区気象台（大分地方気象台）

- イ 火災気象通報の実施

(2) 第七管区海上保安本部（大分海上保安部）

- イ 大規模な火災を想定した総合的な防災訓練の参加または協力
- ロ 緊急輸送のための交通の確保

4 自衛隊

- イ 大規模な火事を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ロ 部隊の災害派遣

5 指定公共機関及び指定地方公共団体

(1) 日本赤十字社（大分県支部）

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 防災無線の習熟
- ニ 大規模な火災を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ホ 情報の収集・連絡

- へ 活動体制等の確立
- ト 救護班の派遣命令等
- チ 広報活動の実施

(2) (社) 大分県医師会

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 大規模な火災を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ニ 情報の収集・連絡
- ホ 活動体制等の確立
- へ 救護班の派遣要請等
- ト 広報活動の実施

第2節 大規模な火災予防計画

1 災害に強いまちづくりの形成

(1) 災害に強いまちの形成

県及び市町村は、火事による被害を防止・軽減するため、土地利用の規制・誘導、避難地、避難路の整備、建築物の不燃化等の施策を総合的に推進するものとする。

イ 市街地の整備

県及び市町村は、老朽木造住宅密集市街地等防災上の危険な市街地の解消を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、防災上安全な市街地の形成を促進するものとする。

ロ 防災空間の整備

県及び市町村は、幹線道路や河川等との連携を図りつつ、大規模な火災の発生時に避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点等となる都市公園の計画的配置を行うとともに、難路及び消防活動困難区域の解消のため、十分に幅員を持った道路の整備を推進するものとする。

ハ 建築物の不燃化の促進

県及び市町村は、防火地域及び準防火地域の指定による防災に考慮した土地利用を図り、建築物の不燃化を推進するものとする。

(2) 火災に対する建築物の安全化

イ 消防用設備等の整備、維持管理

県、市町村、消防本部、事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物等について、法令に適合したスプリンクラー設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行うものとする。

ロ 建築物の防火管理体制

県、市町村、消防本部、事業者等は、火事等の災害から人的、物的被害を最小限度にとどめるため、学校、病院、工場等の防火対象物における防火管理者の設置について指導し、防火管理体制の強化に努めるものとする。

消防本部は、「風水害等対策編 第2部 第3章 第2節 防災知識の普及・啓発に関する計画」に基づき、防火管理者に対し、消防計画の作成、消火、通報及び避難誘導等防火管理上必要な業務について指導を行い、防火管理体制の充実を図るものとする。

ハ 建築物の安全対策の推進

(イ) 県及び市町村は、特殊建築物の防火、避難対策に重点をおいて補修、補強又は改善等の指導を行い、建築物の維持管理の適正化及び防災性の向上を図るものとする。

(ロ) 消防本部は、旅館、百貨店等不特定多数の者を収容する施設については、予防査察時に防火安全対策について適切な指導をするものとする。

(3) 大規模な火災防止のための情報の充実

県及び市町村は、大規模な火災防止のため、大分地方气象台と連携のうえ、気象警報・注意

報の発表等気象に関する情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象状況の変化に対応した予防対策を講ずるものとする。

2 災害に強いまちづくりの形成

(1) 防災訓練の実施

県、市町村、防災関係機関は、「第2部第3章 第1節 防災訓練に関する計画」の定めにより大規模災害を想定し、県、市町村、防災関係機関、事業者及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

(2) 防災知識の普及・啓発

県、市町村及び防災関係機関は、全国火災予防運動、防災週間、建築物防災週間等を通じ、住民等に対して、大規模な火事の被害想定などを示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

(3) 災害時要援護者対策

県及び市町村は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について災害時要援護者に十分配慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

3 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置計画

(1) 防災情報通信網等の整備

イ 県は、大分県高度情報ネットワークシステムを利用した迅速かつ的確な情報の収集伝達及び衛星通信を利用した携帯電話の導入等により不感地帯に対応した通信機器の整備、充実に努めるとともに、必要に応じてその他通信連絡網の整備・活用を図るものとする。

ロ 市町村は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮するものとする。

(2) 応援協力体制の強化

イ 県、市町村及び防災関係機関は、大規模な火災における応急対策に万全を期すため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、「第2部 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置計画」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

ロ 県、市町村及び防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

(3) 救助・救急及び医療救護

イ 県、市町村及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、「第2部 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置計画」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。

- ロ 県及び市町村は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。

(4) 消防力の強化

イ 県のとるべき措置

大規模な火災発生時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう消防力、消防水利の整備強化について、支援を行うものとする。

ロ 市町村のとるべき措置

(イ) 大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、プール等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

(ロ) 「消防力の基準」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。

(ハ) 消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努めるものとする。

(5) 避難対策

市町村は、避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難場所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃からの住民への周知徹底に努めるとともに、必要な措置を講ずるものとする。

第3節 大規模な火災応急対策計画

1 災害情報の収集伝達

(1) 県及び県警察本部のとりべき措置

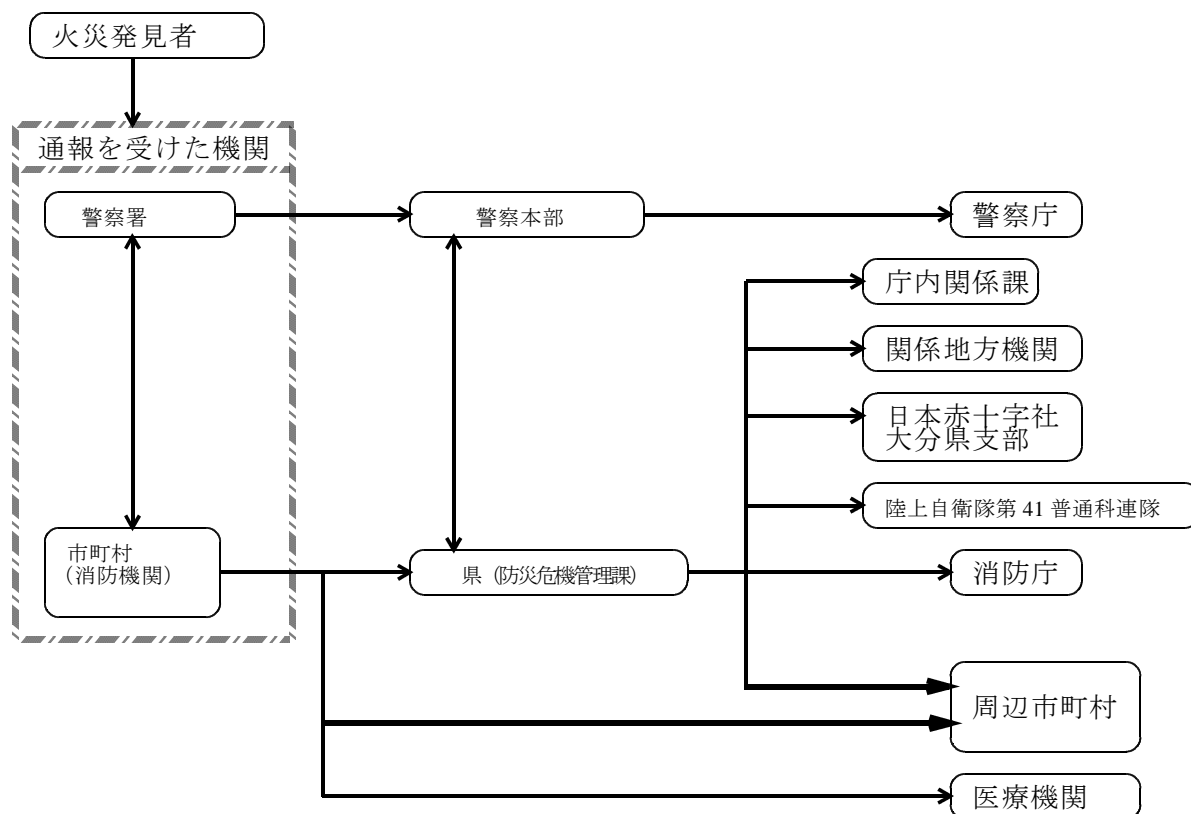
- イ 県は、大規模な火災の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「大規模火災情報伝達経路図」に基づき関係機関に伝達するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- ロ 県は、必要に応じて職員を現地に派遣し、被害状況等の情報収集、市町村及び関係機関との連絡調整にあたるものとする。
- ハ 県警察本部は、早期に被災状況、交通状況等を把握するため、災害情報の収集にあたるものとする。
- ニ 県及び県警察本部は、必要に応じて、大分県防災ヘリコプター及び県警察ヘリコプターによる上空からの被災状況の把握を行うものとする。

(2) 市町村及び防災関係機関がとりべき措置

- イ 市町村及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「第3部 第2章 第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達計画」の定めにより実施するものとする。
- ロ 市町村及び消防本部から県への大規模な火災の緊急連絡は、「第3部 第2章 第4章 災害情報・被害情報の収集・伝達計画」により連絡するものとする。

(3) 大規模火災伝達系統図

大規模な火災が発生した場合の通報連絡系統は次のとおりである。



2 活動体制の確立

(1) 県の活動体制

イ 災害対策本部の設置前

(イ) 事前配備、警戒配備

県は、「第3部 第2章第2節 動員配備計画」に基づき、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、災害に関する情報の収集・連絡にあたるものとする。

また、災害の状況に応じて、情報収集・連絡、応急対策等を円滑に実施するため、警戒配備へ移行するとともに、「第3部 第2章第2節 動員配備計画」に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

(ロ) 災害対策本部

災害対策本部の設置

県は、災害の規模又は被害の状況から、災害応急対策を円滑に実施するため必要があると認める場合には、「第3部 第2章 第1節 組織計画」に基づき災害対策本部を設置し、国、市町村、関係機関等と連携して応急活動を実施するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

災害対策本部の組織編成については、被害の実態や被災後の時間の経過に伴い、必要となる応急対策活動に即応するためには、目的に応じて変更することができる。

(ハ) 動員配備体制

動員配備体制については、「第3部 第2章 第2節 動員配備計画」の配備基準に基づき、必要な体制を確立するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

なお、動員配備体制の配備人員については、災害の状況及び特殊性を考慮し、本部長(知事)の指示により、配備編成計画の人員によらない配備ができるものとする。

ロ 地区災害対策本部及び現地災害対策本部

地区災害対策本部及び現地災害対策本部の設置については、「第3部 第2章 第1節 組織計画」の定めによるものとする。

(2) 市町村の活動体制

市町村は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ防災ヘリコプター等の応援要請を実施するものとする。

(3) 相互応援協力

イ 県は、大規模な火災が発生し、市町村からの応援要請があり、必要があると認めるときは、「第3部 第2章 第7節 広域応援体制の確立計画」により定められた応援の要請先に対して応援要請等を行うものとする。

ロ 市町村は、火災の規模が当該市町村の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「第3部 第2章 第7節 広域応援体制の確立計画」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援のあつせんを求めるものとする。

ハ 消防本部は、火災の規模が当該市町村の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、被災市町村との調整のうえ、県内消防本部による「大分県常備消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請するものとする。

(4) 自衛隊の災害派遣

県は、大規模な火災が発生し、必要があると認めるときは、「第3部 第2章 第9節 自衛隊の災害派遣体制にの確立計画」の定めにより自衛隊に災害派遣を要請するものとする。

(5) 災害広報

県、市町村、防災関係機関及び事業者は、相互に協力して、大規模な火災の状況、安否情報、ライフライン等の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「第3部 第2章 第16節 広報広聴・災害記録活動計画」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等災害時要援護者に配慮した広報を実施するものとする。

(6) 災害時要援護者対策

県、市町村等は、災害時要援護者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 搜索、救助・救急、医療救護及び消火活動

(1) 搜索、救助・救急及び医療救護活動

- イ 市町村は、消防機関、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行ない、救助・救急及び医療救護活動を実施するものとする。
- ロ 消防機関は、保有する資機材を活用し、市町村、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行うものとする。
- ハ 県警察本部は、消防機関等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行うものとする。

(2) 消火活動

- イ 消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
- ロ 県は、市町村長等の要請に基づき、防災ヘリコプターによる消火、偵察等を実施するものとする。
- ハ 被災地以外の市町村は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

4 交通規制措置

県警察本部は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第 3部 第2章 第14節 交通確保計画」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

5 避難誘導

市町村等のとるべき措置

大規模な火災により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に、地域住民等に対し避難の勧告又は指示等の必要な措置を講ずるものとする。

第4節 大規模な火災復旧計画

- 1 県、市町村及び関係機関は、国と連携し、あらかじめ定められた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援に関する計画を活用し、迅速かつ円滑に被災施設の復旧作業を行い、又は支援するものとする。
- 2 復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「第4部 共通する災害復旧・復興計画」の定めによるものとする。

第6章 林野火災対策計画

- 第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務
- 第2節 林野火災予防計画
- 第3節 林野火災応急対策計画
- 第4節 林野火災復旧計画

本県の県土の大半は山地で、林野面積が70%を占めている。また、県土の約3割が自然公園でもある。林野のほとんどは林木の生産を目的とする林地で、ほとんどが針葉樹林と広葉樹林からなる。日田盆地、耶馬溪付近や宮崎県境付近では針葉樹林が多い。

林野火災は、その発火地点等、山林の特殊性による火災の早期発見の困難、現場到着の遅延から生ずる初期消火の困難及び水利の不便等もあり、一般火災に対する消火活動とは著しく異なっている。また、その被害は、単に森林資源の焼失にとどまらず、人家の焼失、人畜の損傷、森林の水資源涵養機能や土砂流出防止機能等の喪失等をも招くことがあり、その影響は極めて大きいものがある。

この計画は、火災による広範囲にわたる林野の消失、住宅等への延焼等といった林野火災に対し、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、「風水害等対策編 第2部 災害予防計画」及び「本編 第3部 共通する災害応急対策計画」の定めによるものとする。

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務

1 大分県

(1) 大分県

- イ 防火思想の普及
- ロ 監視体制の強化
- ハ 予防施設および林野火災対策用資機材の整備
- ニ 情報の収集・連絡体制の強化
- ホ 初動体制の充実
- ヘ ヘリコプター受援体制の充実強化
- ト 大分県高度情報ネットワークシステムの習熟
- チ 林野火災を想定した総合的な防災訓練の実施
- リ 情報の収集・連絡
- ヌ 活動体制等の確立
- ル 緊急輸送活動の支援及び調整
- ヲ 救助・救急活動に係る応援要請等
- ワ 医療救護活動の実施、応援要請等
- カ 消火活動に係る応援要請等
- ヨ 二次災害の防止
- タ 広報活動の実施
- レ 被災施設の復旧等

(2) 警察本部（公安委員会）

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 林野火災を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ニ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 緊急輸送のための交通の確保
- ト 救助活動の実施
- チ 広報活動の実施

2 市町村

(1) 市町村

- イ 防火思想の普及
- ロ 監視体制の強化
- ハ 予防施設及び林野火災対策用資機材の整備
- ニ 消防体制の整備
- ホ 情報の収集・連絡体制の強化

- へ 初動体制の充実
- ト 林野火災を想定した総合的な防災訓練の実施
- チ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- リ 活動体制等の確立
- ヌ 医療救護活動の実施及び調整
- ル 二次災害の防止
- ヲ 広報活動の実施
- ワ 被災施設の復旧等

(2) 消防本部

- イ 防火思想の普及
- ロ 監視体制の強化
- ハ 予防施設および林野火災対策用資機材の整備
- ニ 消防体制の整備
- ホ 情報の収集・連絡体制の強化
- へ 初動体制の充実
- ト 防災無線の習熟
- チ 林野火災を想定した総合的な防災訓練の実施
- リ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ヌ 活動体制等の確立
- ル 救助・救急活動の実施
- ヲ 消火活動の実施
- ワ 広報活動の実施

3 指定地方行政機関

(1) 九州森林管理局（大分西部森林管理署、大分森林管理署）

- イ 防火思想の普及
- ロ 監視体制の強化
- ハ 予防施設および林野火災対策用資機材の整備
- ニ 情報の収集・連絡体制の強化
- ホ 初動体制の充実
- へ 林野火災を想定した総合的な防災訓練の実施
- ト 情報の収集・連絡、避難誘導等
- チ 活動体制等の確立
- リ 二次災害の防止
- ヌ 広報活動の実施
- ル 被災施設の復旧等

(2) 福岡管区气象台（大分地方气象台）

- イ 火災気象通報の実施

4 自衛隊

- イ 林野火災を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ロ 部隊の災害派遣

5 指定公共機関及び指定地方公共団体

(1) 日本赤十字社（大分県支部）

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 防災無線の習熟
- ニ 林野火災を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ホ 情報の収集・連絡
- ヘ 活動体制等の確立
- ト 救護班の派遣命令等
- チ 広報活動の実施

(2) (社) 大分県医師会

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 大規模な火災を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ニ 情報の収集・連絡
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 救護班の派遣要請等
- ト 広報活動の実施

第2節 林野火災予防計画

1 林野火災に強いまちづくりのための計画

林野火災予防対策の基本方針

市町村は、当該市町村の地勢、風土、気象条件等を考慮し必要と認める場合には、市町村消防計画及び市町村地域防災計画に林野火災対策計画を策定し、その推進を図るものとする。

森林所有者、地域の林業関係団体等は、自主的な森林保全管理運動を推進するよう努めるものとする。

県及び市町村は、警報発令等林野火災発生のおそれがあるときは、監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応、消防機関の警戒体制の強化等を行うものとする。

県及び市町村は、林野火災防止のため、大分県高度情報ネットワークシステム、市町村防災行政無線等を利用し、大分地方気象台と連携のうえ、気象警報・注意報の発表等気象に関する情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象状況の変化に対応した予防対策を講ずるものとする。

2 林野火災に強い人づくりのための計画

(1) 防災訓練の実施

県、市町村、防災関係機関は、「風水害等対策編 第2部第3章 第1節 防災訓練に関する計画」の定めにより、大規模災害を想定し、県、市町村、防災関係機関、林業関係機関、林業関係団体及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

また、消防職員、消防団体等を対象とした空中消火資機材の取扱いに関する講習等を実施するものとする。

(2) 防災知識の普及・啓発

イ 県は、大分県山火事防止運動実施要領に基づき、山火事防止強調月間等を通じて、九州森林管理局、市町村、林業関係機関、林業関係団体及び防災関係機関と協力して広報活動を行い、林野周辺住民及び入山者等の防災意識の啓発に努めるものとする。

ロ 消防本部は、林野火災の未然防止のため予防査察を計画的に実施するとともに、立入検査励行をし、管理権限者に対する防火体制の徹底について指導するものとする。

ハ 九州森林管理局は、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、標識版、警報旗及びポスター等によって、森林火災予防思想の普及に努めるものとする。

(3) 災害時要援護者対策

県及び市町村は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について災害時要援護者に十分配慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア活動等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

3 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置計画

(1) 防災情報通信網等の整備

- イ 県は、大分県高度情報ネットワークシステムを利用した迅速かつ的確な情報の収集伝達及び衛星通信を利用した携帯電話の導入等により不感地帯に対応した通信機器の整備、充実に努めるとともに、必要に応じてその他通信連絡網の整備・活用を図るものとする。
- ロ 市町村は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮するものとする。

(2) 応援協力体制の整備

- イ 県、市町村及び防災関係機関は、林野火災が隣接市町村、隣接県に及ぶ場合があるため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、「風水害等対策編 第2部 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置計画」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。
- ロ 県、市町村及び防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

(3) 救助・救急及び医療救護

- イ 県、市町村及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、「風水害等対策編 第2部 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置計画」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- ロ 県及び市町村は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。

(4) 消防力の強化

イ 県のとるべき措置

(イ) 県は、林野火災発生時等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう消防力、消防水利の整備強化について、支援をおこなうものとする。

(ロ) 県は、林野火災用消防資機材を整備するものとする。

ロ 市町村のとるべき対策

(イ) 防火線、防火林及び防火林道等林野火災の防火施設並びに林野火災用消防資機材を整備するとともに、標識版、警報機等の防火施設の整備を推進するものとする。

(ロ) 「消防力の基準」、「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。

(ハ) 消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努めるものとする。

ハ 九州森林管理局のとるべき措置

(イ) 森林火災の防止及び早期覚知に努めるとともに、特に危険期には職員による巡視を強化し、危険箇所の点検を行うものとする。

(ロ) 保護樹帯の設置等を実施し、森林火災の拡大防止に努めるものとする。

(ハ) 森林火災の発生に備え、消火用器具及び空中消火資機材の整備に努めるものとする。

第3節 林野火災応急対策計画

1 災害情報の収集伝達

(1) 県及び県警察本部のとりべき措置

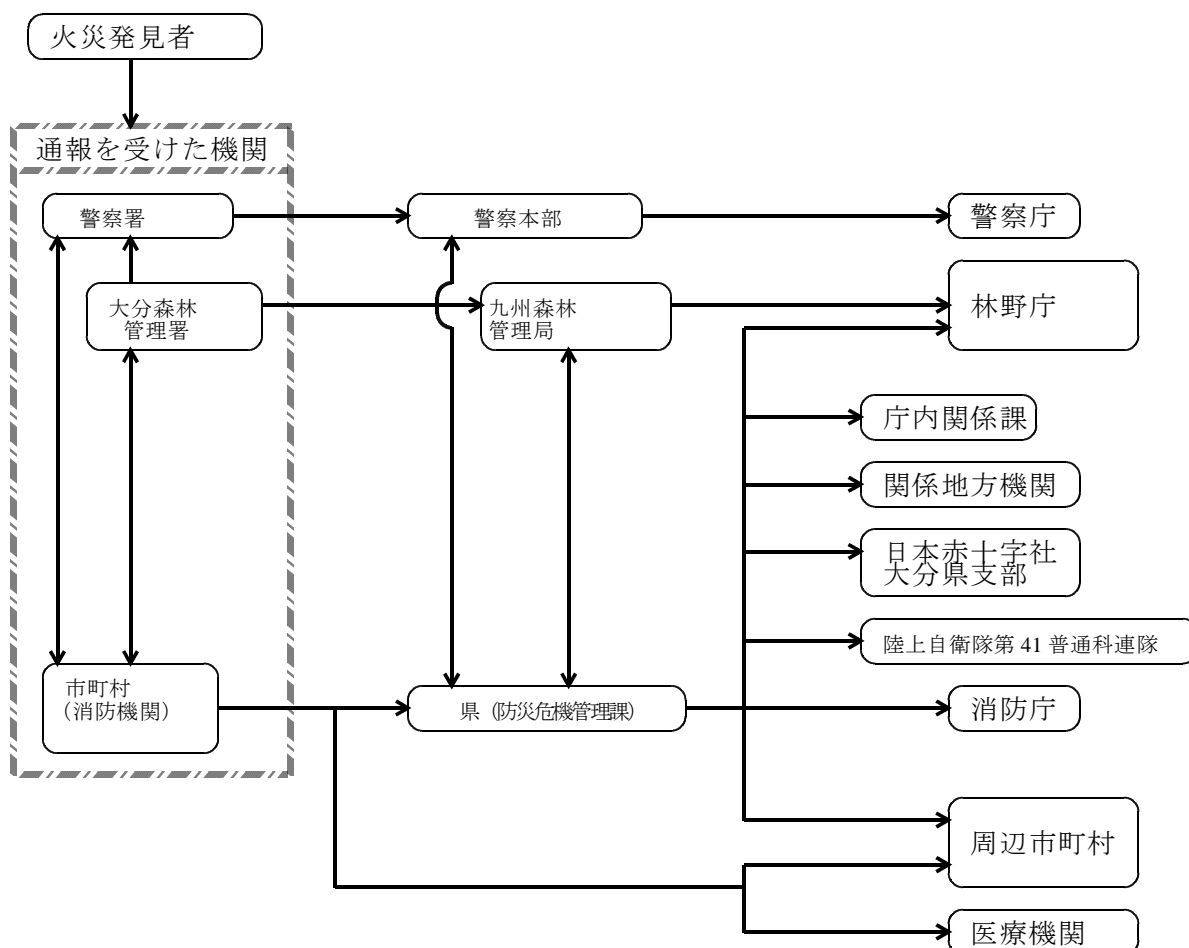
- イ 県は、林野火災の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「林野火災情報伝達系統図」に基づき関係機関に伝達するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- ロ 県は、必要に応じて職員を現地に派遣し、被害状況等の情報収集、市町村及び関係機関との調整にあたるものとする。
- ハ 県警察本部は、早期に被災状況、交通状況等を把握するため、災害情報の収集にあたるものとする。
- ニ 県及び県警察本部は、必要に応じて、大分県県防災ヘリコプター及び県警察ヘリコプターによる上空からの被害状況の把握を行うものとする。

(2) 市町村及び防災関係機関のとりべき措置

- イ 市町村及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「第3部 第2章 第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達計画」の定めにより実施するものとする。
- ロ 市町村及び消防本部から県への林野火災の緊急連絡は、「第3部 第2章 第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達計画」により連絡するものとする。

(3) 林野火災情報伝達系統図

林野火災が発生した場合の通報連絡系統は次のとおりである。



2 活動体制の確立

(1) 県の活動体制

イ 災害対策本部の設置前

(イ) 準備配備、警戒配備

県は、「第3部 第2章 第2節 動員配備計画」に基づき、災害の状況に応じて速やかに準備配備体制に入り、災害に関する情報の収集・連絡にあたるものとする。

ロ 災害対策本部

(イ) 災害対策本部の設置

県は、災害の規模又は被害の状況等から、災害応急対策を円滑に実施するため必要があると認める場合には、「第3部 第2章 第1節 組織計画」に基づき災害対策本部を設置し、国、市町村、関係機関等と連携して応急活動を実施するとともに、必要な措置を講

ずるものとする。

災害対策本部の組織編成については、被害の実態や被災後の時間の経過に伴い、必要となる応急対策活動に即応するためには、目的に応じて変更することができる。

(ロ) 動員配備体制

動員配備体制については、「第3部 第2章 第2節 動員配備計画」の配備基準に基づき、必要な体制を確立するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

なお、動員配備体制の配備人員については、災害の状況及び特殊性を考慮し、本部長(知事)の指示により、配備編成計画の人員によらない配備ができるものとする。

ハ 地区災害対策本部及び現地災害対策本部

地区災害対策本部及び現地災害対策本部の設置については、「第3部 第2章 第1節 組織計画」の定めによるものとする。

(2) 市町村の活動体制

市町村は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリコプター等の応援要請を実施するものとする。

(3) 林野所有(管理)者及び林業関係事業者の活動体制

林野所有(管理)者及び林業関係事業者は、消防機関、県警察等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力を努めるものとする。

(4) 相互応援協力

イ 県は、大規模な林野火災が発生し、市町村から応援要請があり、必要があると認めるときは、「第3部 第2章 第7節 広域応援体制の確立計画」により定められた応援の要請先に対して応援要請等を行うものとする。

また、林野火災は、多数の消火人員を動員する必要があることから、火災の拡大に伴い当該市町村のみによっては消火できないと判断したときは、当該市町村の相互応援協定による応援状況を考慮しつつ、他市町村に対して応援を指示するものとする。

ロ 市町村は、林野火災の規模が当該市町村の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、知事又は他の市町村長の応援又は応援のあつせんを求めるものとする。

ハ 消防本部は、林野火災の規模が当該市町村の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、被災市町村との調整のうえ、県内消防本部による「大分県常備消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請するものとする。

(5) 自衛隊の災害派遣

県は、大規模な林野火災が発生し、必要があると認めるときは、「第3部 第2章 第9節 自衛隊の災害派遣体制の確立計画」の定めにより、自衛隊に災害派遣を要請するとともに、県が保有する林野火災用消防資機材を派遣部隊に貸与するものとする。

(6) 災害広報

県、市町村、防災関係機関及び事業者は、相互に協力して、林野火災の状況、安否情報、交通規制、二次災害の危険性に関する情報等の正確かつきめ細かな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「第3部 第2章 第16節 広報広聴・災害記録活動計画」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等災害時要援護者に配慮した広報を実施するものとする。

3 搜索、救助・救急、医療救護及び消火活動

(1) 搜索、救助・救急及び医療救護活動

イ 市町村は、消防機関、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療救護活動を実施するものとする。

ロ 消防機関は、保有する資機材を活用し、市町村、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行うものとする。

ハ 県警察本部は、消防機関等の防災機関と連携して、救出救助活動を行うとともに、住民の避難誘導及び危険箇所の警戒等を行う。

(2) 消火活動

イ 市町村は、林野火災がその発生場所、風向及び地形等現地の状況によっては常にその変化に応じた措置をとる必要があることを考慮し、消火活動にあたっては、消防機関等と連携のうえ、次の事項を検討して最善の方策を講ずるものとする。

(イ) 出動部隊の出動区域

(ロ) 携行する消防機材及びその他の器具

(ハ) 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保

(ニ) 応援部隊の終結場所及び誘導方法

(ホ) 応急防火線の設定

(ヘ) 食料、飲料水、消防機材及び救急資材の確保と補給

(ト) 交代要員の確保

(チ) 救急救護対策

(リ) 住民等の避難

(ヌ) 空中消火の要請

(ル) 空中消火資機材の手配及び消火体制

ロ 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

ハ 大規模な林野火災が発生し、又は大規模となるおそれのある市町村は、県知事に空中消火活動の要請をすることができる。

ニ 災害地の周辺市町村の各消防機関等は、あらかじめ「林野火災空中消火の手引き」等に定められたところにより、地上において空中消火活動を支援するものとする。

ホ 県知事は、市町村長等の要請に基づき、防災航空隊、陸上自衛隊にヘリコプターによる空中消火活動の要請及び資機材、消火薬剤の輸送並びに要員の派遣等を要請する。

また、保有する林野火災用消防資機材を市町村等へ貸し付けるものとする。

- へ 被災地以外の市町村は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。
- ト 九州森林管理局は、国有林及び国有林付近の森林火災を覚知した場合、関係職員を現地に派遣し火災の拡大防止に努めるものとする。

4 交通規制措置

県警察本部は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第3部 第2章 第14節 交通確保計画」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

5 避難誘導

(1) 市町村等のとるべき措置

林野火災の延焼により住家等への延焼拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に、地域住民等に対し避難の勧告又は指示等の必要な措置を講ずるものとする。

(2) 災害時要援護者対策

県、市町村等は、災害時要援護者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに、「第3部 第3章 第3節 避難の勧告・指示及び誘導に関する計画」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

(3) 森林内の滞在者

市町村、消防本部等は、林野火災発生 of 通報を受けた場合には、直ちに広報車等により広報を行うとともに、登山者、森林内での作業等者の滞在者に速やかに退去するよう呼びかけるものとする。

6 二次災害の防止

(1) 県、国及び市町村は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部において、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることに十分留意して、二次災害の防止に努めるものとする。

(2) 県及び市町村は、必要に応じて国と連携し、降雨等による二次的な土砂災害防止のため、土砂災害等の危険箇所の点検を行うものとし、その結果、危険性が高いと判断された箇所については、住民、関係者、関係機関等への周知を図り、応急対策を行うものとする。

(3) 市町村は、土砂災害等の危険箇所の点検結果に基づき、警戒避難体制の整備等必要な措置をとるものとする。

第4節 林野火災復旧計画

- 1 復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「第4部 共通する災害復旧・復興計画」の定めによるものとする。
- 2 県及び市町村は、必要に応じ国と連携し、造林補助事業等により、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりに努めるものとする。

第7章 放射性物質事故対策計画

- 第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務
- 第2節 放射性物質事故予防計画
- 第3節 放射性物質事故応急対策計画
- 第4節 放射性物質事故復旧計画

この計画は、茨城県東海村の臨界事故のように、放射性物質の漏洩等による多数の死傷者等が発生した、又は発生するおそれがある場合といった放射性物質事故災害に対し、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

この計画に定められていない事項については、「風水害等対策編 第2部 災害予防計画」及び「本編 第3部 共通する災害応急対策計画」の定めによるものとする。

なお、県内には原子力発電所の立地はないが、近隣には伊方原子力発電所（出力 202 万 2 千 kw）、玄海原子力発電所（出力 347 万 8 千 kw）が立地、稼働している。本県で、放射性物質を使用している事業所は、メーカーの工場、医療機関等である。

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務

1 大分県

(1) 大分県

- イ 放射性物質監視体制の整備
- ロ 情報の収集・連絡体制の強化
- ハ 初動体制の充実
- ニ ヘリコプター受援体制の充実強化
- ホ 大分県高度情報ネットワークシステムの習熟
- ヘ 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練の実施
- ト 情報の収集・連絡
- チ 活動体制等の確立
- リ 緊急輸送活動の支援及び調整
- ヌ 救助・救急活動に係る応援要請等
- ル 医療救護活動の実施、応援要請等
- ヲ 施設及び設備の応急復旧

(2) 警察本部（公安委員会）

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ニ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 災害の拡大防止活動の実施
- ト 緊急輸送のための交通の確保
- チ 救助活動の実施
- リ 危険物等の防除等
- ヌ 広報活動の実施

2 市町村

(1) 市町村

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練の実施
- ニ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 災害の拡大防止活動の実施
- ト 医療救護活動の実施及び調整
- チ 広報活動の実施

(2) 消防本部

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 防災無線の習熟
- ニ 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練の実施
- ホ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ヘ 活動体制等の確立
- ト 災害の拡大防止活動の実施
- チ 救助・救急活動の実施
- リ 消火活動の実施
- ヌ 広報活動の実施

3 指定地方行政機関

(1) 第七管区海上保安部（大分海上保安部）

- イ 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ロ 緊急輸送のための交通の確保
- ハ 救助・救急活動の支援
- ニ 消火活動の実施

4 自衛隊

- イ 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ロ 部隊の災害派遣

5 指定公共機関及び指定地方公共団体

(1) 日本赤十字社（大分県支部）

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 防災無線の習熟
- ニ 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ホ 情報の収集・連絡
- ヘ 活動体制等の確立
- ト 救護班の派遣命令等
- チ 広報活動の実施

(2) (社) 大分県医師会

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ニ 情報の収集・連絡

- ホ 活動体制等の確立
- へ 救護班の派遣要請等
- ト 広報活動の実施

第2節 放射性物質事故予防計画

1 放射性物質の安全性の確保

(1) 放射性物質に対する保安対策

放射性物質を使用する建築物等において、地震、火災その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、当該施設の関係者は直ちにその旨を消防本部、又は消防署、若しくは消防法第24条の規定により、市町村長の指定した場所に通報する。

なお、特に必要がある場合、通報を受けた者は県に報告する。

また、地震、火災その他の災害のため放射性物質を他の場所に移した場合には、その周辺に、なわ張り、標識等を設け、かつ見張り人をつけ関係者以外の者が立入ることを禁止する。

(2) 放射性物質使用施設の安全性の確保

放射性物質の貯蔵・取扱を行う事業者（以下、この節において「事業者」という。）は、何らかの要因により放射線の漏洩等により放射線障害の発生やそのおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応を行なうため、あらかじめ消防機関、警察、市町村、県、国に対する通報連絡体制を整備するものとする。

(3) 放射性物質取扱施設の把握

県及び市町村は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行なうため、放射性物質扱い施設の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

(4) 避難訓練の実施

県、市町村、防災関係機関は、「風水害等対策編 第2部 第3章 第1節 防災訓練に関する計画」の定めにより放射性物質事故を想定し、県、市町村、防災関係機関、事業者、自衛消防組織及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

(5) 防災知識の普及・啓発

県、市町村及び消防関係機関は、放射性物質事故の特殊性を考慮し、住民等に対して、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

(6) 災害時要援護者対策

県及び市町村は、「風水害等対策編 第2部 第3章 第4節 災害時要援護者の安全確保に関する計画」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について災害時要援護者に十分配慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 防災情報通信網等の整備

- イ 県は、大分県高度情報ネットワークシステムを利用した迅速かつ確かな情報の収集伝達及び衛星通信を利用した携帯電話の導入等により不感地帯に対応した通信機器の整備、充実に努めるとともに、必要に応じてその他通信連絡網の整備・活用を図るものとする。
- ロ 市町村は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備に努めるものとする。

(2) 応援協力体制の整備

- イ 事業者は、応急活動、復旧活動、資機材の調達に関し、各関係機関及び事業者団体相互において、応援協定の締結等による相互応援体制の整備を推進し、連携の強化に努めるものとする。
- ロ 県、市町村及び防災関係機関は、放射性物質事故災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結推進により、応援協定体制の整備を図るとともに、「風水害等対策編 第2部 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置計画」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。
- ハ 県、市町村及び防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

(3) 救助・救急及び医療救護

- イ 県は、あらかじめ県内の医療機関に対して、放射線被爆による障害の専門的治療に要する施設・設備等の有無について把握するものとする。また、必要に応じて県外のこれらの施設・設備を備える医療機関との連携を図っておくものとする。
- ロ 県、市町村及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定して、「風水害等対策編 第2部第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置計画」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- ハ 県及び市町村は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。
- ニ 事業者は、消防機関、医療機関等との連絡・連携体制の整備を図るものとする。

(4) 消防力の強化

- イ 事業者の取るべき措置
放射性物質事故災害による被害の拡大を最小限に留めるため、消防活動等について、平常時から消防機関等との連携を強化をしておくものとする。
- ロ 県の取るべき措置
放射性物質事故災害時において、消防活動が迅速かつ確に実施できるよう消防力、消防水利の整備強化について、支援を行なうものとする。
- ハ 市町村の取るべき措置
消防機関においては、事業者からの情報や専門家等の意見を基に、消防活動方法を決定す

るとともに、安全性の確保に努め迅速に消防活動を行なうものとする。

第3節 放射性物質事故応急対策計画

1 災害情報の収集伝達

(1) 放射性降下物に対する一般的な周知事項

放射性降下物は、空気中に浮遊して、人体に付着したり、直接又は間接に人間の口などを通じて体内に進入し、各臓器に沈着して放射線を出し、人体に悪影響を与える。従って被害を最小限に止めるため次のことの周知を図る。

(イ) 放射性降下物が雨等に混入し皮膚に付着したときは、比較的簡単に洗い落とせるので、入浴等によって身体を清潔にする。

(ロ) 果物類、葉菜類等は主として表面に放射性降下物が付着しているからよく水洗い（中性洗剤等で洗うのが望ましい）する。

(ハ) 飲料水に対する対策としては天水飲用者は特に降り始めの雨水を用いないこと。また、天水を飲用に使用する場合は、ろ過（30cm以上の砂の層、又は活性炭の層）することが望ましい。なお、ふたのない井戸や河川の水を飲料水として使用する場合は、井戸にはふたを、河川水はろ過して使用する。

(2) 事業者の取るべき措置

事業者は、放射性物質事故が発生した場合、速やかに「放射性物質事故災害情報伝達系統図」に基づき、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努めるものとする。

(3) 県及び県警察本部のとるべき措置

イ 県は、放射性物質事故災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「放射性物質事故災害情報伝達系統図」に基づき関係機関に伝達するとともに、「第3部 第2章 第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達計画」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

ロ 放射性降下物を測定する資機材を有する機関（以下「測定機関」という）から、人体等に影響があると思われる放射性降下物（雨及び塵中）の降下量に関する通報があった場合、県（福祉保健部）又は警察機関は必要に応じ、報道機関を通じて一般に周知する。

ハ 放射性降下物の量がさらに増大し、その危険性が大きいと思われる場合、県は測定機関等と共同して積極的に報道機関等を通じて一般に周知する。

この場合、県は測定機関の依頼に基づく飲食物の生産流通の管理、指導並びに助成等の措置を講ずる。

ニ 県は、必要に応じて職員を現地に派遣し、被害状況等の情報収集、市町村及び関係機関との連絡調整に当たるものとする。

ホ 県は、国や独立行政法人放射線医学総合研究所等の専門家の指示、指導または助言を得て、緊急時のモニタリング活動を行なうなど、放射性物質による環境への影響について把握するものとする。

ヘ 県警察本部は、早期に被災状況、交通状況等を把握するため、災害情報の収集にあたるも

のとする。

ト 県及び県警察本部は、必要に応じて、大分県防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターによる上空からの被害状況の把握を行なうものとする。

(4) 市町村及び防災関係機関のとりべき措置

イ 市町村及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「第3部 第2章 第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達計画」の定めにより実施するものとする。

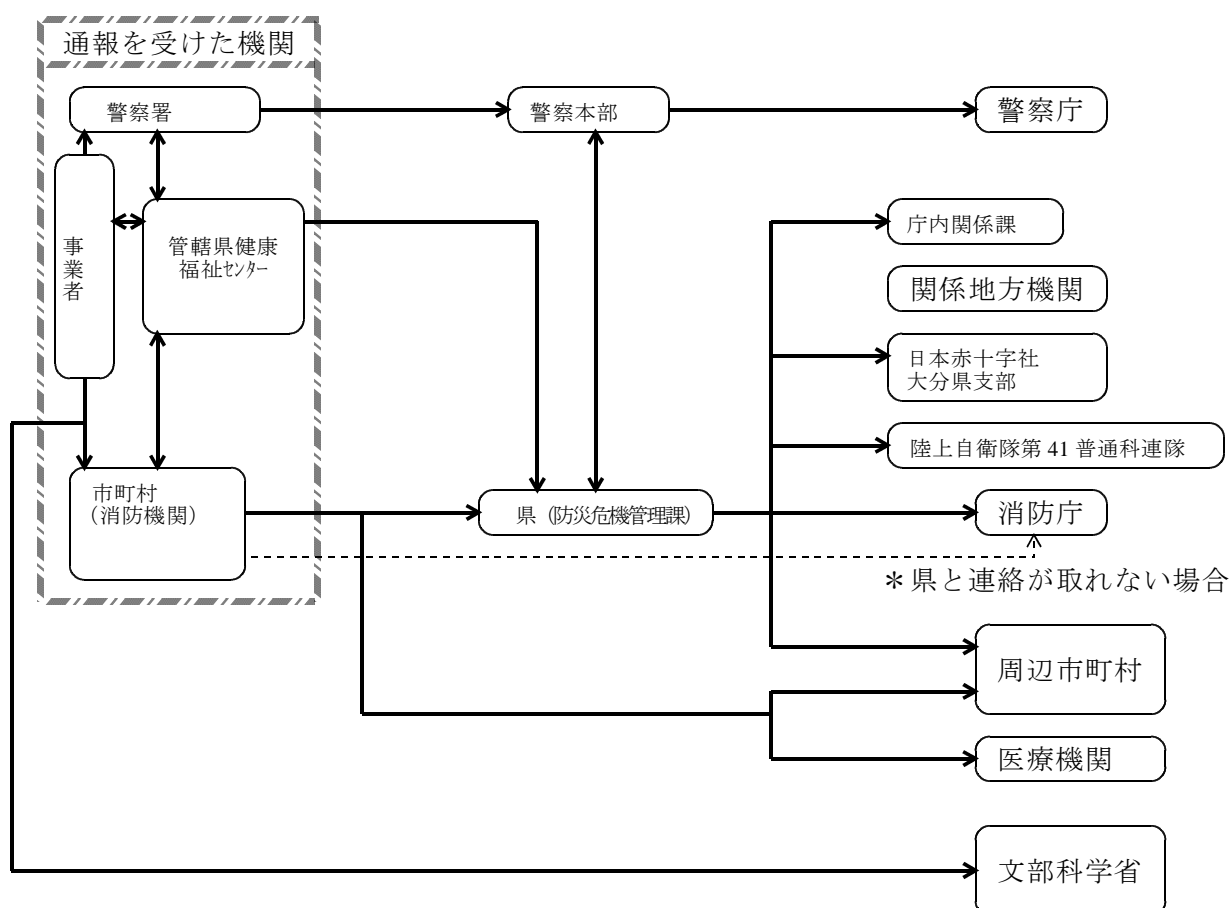
ロ 市町村及び消防本部から県への危険物等災害の緊急連絡は、「第3部 第2章 第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達計画」により連絡するものとする。

ハ 測定機関が放射性降下物（雨及び塵中）の降下量を測定した結果、人体等に影響があると思われる場合、必要があれば県（福祉保健部）又は警察機関に通報するものとする。

ニ 大分地方気象台は、災害時における気象状態の把握及びその気象情報を提供する。

(5) 放射性物質事故災害情報伝達系統図

放射性物質事故災害が発生した場合の通報連絡系統は次のとおりである。



2 活動体制の確立

(1) 事業者の活動体制

事業者は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立等必要な体制をとり、自衛消防組織等による初期消火、延焼防止活動、流出防止活動等災害の拡大防止のための必要な措置を講ずるものとする。

(2) 県の活動体制

イ 災害対策本部の設置前

(イ) 準備配備、警戒配備

県は、「第3部 第2章 第2節 動員配備計画」に基づき、災害の状況に応じて速やかに準備配備体制に入り、災害に関する情報の収集・連絡に当たるものとする。

また、災害の状況に応じて、情報収集・連絡、応急対策等を円滑に実施するため、警戒配備へ移行するとともに、「第3部第2章 第2節 動員配備計画」に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

ロ 災害対策本部

(イ) 災害対策本部の設置

県は、災害の規模又は被害の状況から、災害応急対策を円滑に実施するため必要があると認める場合には、「第3部 第2章 第1節 組織計画」に基づき、災害対策本部を設置し、国、市町村、関係機関等と連携して応急活動を実施するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

災害対策本部の組織編成については、被害の実態や被災後の時間の経過に伴い、必要となる応急対策活動に即応するためには、目的に応じて変更することができる。

(ロ) 動員配備体制

動員配備体制については、「第3部 第2章 第2節 動員配備計画」の配備基準に基づき、必要な体制を確立するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

なお、動員配備体制の配備人員については、災害の状況及び特殊性を考慮し、本部長(知事)の指示により、配備編成計画の人員によらない配備ができるものとする。

ハ 地区災害対策本部及び現地災害対策本部の設置

地区災害対策本部及び現地災害対策本部の設置については「第3部 第2章 第1節 組織計画」の定めによるものとする。

(3) 市町村の活動体制

市町村は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立および災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣および状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリコプター等の応援要請を実施するものとする。

(4) 相互応援協力

イ 県は、大規模な放射性物質事故災害が発生し、市町村から応援要請があり、必要があると認めるときには、「第3部 第2章 第7節 広域応援体制の確立計画」により定められた応援の要請先に対して応援要請等を行うものとする。

ロ 県は、放射性物質事故災害の状況によっては、消火活動等において放射線の専門的な知識

を必要とする場合もあるため、必要に応じて専門家の助言が得られるよう、国その他の関係機関との連携を図るものとする。

- ハ 市町村は、放射性物質事故災害の規模が当該市町村の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「第3部 第2章 第7節 広域応援体制の確立計画」の定めにより知事または他の市町村長の応援または応援の斡旋を求めるものとする。
- ニ 消防本部は、放射性物質事故災害の規模が当該市町村の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、被災市町村との調整のうえ、県内消防本部による「大分県常備消防相互応援協定」により、他の消防本部に対して応援を要請するものとする。
- ホ 事業者は、事業者団体相互の応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

(5) 自衛隊の災害派遣

県は、大規模な放射性物質事故災害が発生し、必要があると認めるときには、「第3部 第2章 第9節 自衛隊の災害派遣体制の確立計画」の定めにより、自衛隊に災害派遣を要請するものとする。

(6) 災害広報

県、市町村、防災関係機関および事業者は、相互に協力して、放射性物質事故災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「第3部 第2章 第16節 広報広聴・災害記録活動計画」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際には、高齢者、障がい者、外国人等災害時要援護者に配慮した広報を実施するものとする。

3 災害の拡大防止

(1) 事業者のとりべき措置

事業者は、放射性物質事故時において消防機関等の関係機関と連携を密にし、関係法の定めにより、的確な応急点検および応急措置を講ずるものとする。

(2) 県、市町村、消防機関のとりべき措置

県、市町村、消防機関等は、関係法の定めにより、環境モニタリングをはじめ、住民避難、事業者に対する応急措置命令、放射性物質等関係施設の緊急使用停止命令などの適切な応急対策を講ずるものとする。

4 搜索、救助・救急、医療救護および消火活動

(1) 搜索、救助・救急、医療救護活動

イ 市町村は、市町村地域防災計画の定めにより、消防機関、県警察本部、医療機関等の関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等速やかに行い、救助・救急および医療救護活動を実施するものとする。

ロ 消防機関は、保有する資機材を活用し、市町村、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行うものとする。

ハ 県警察本部は、消防機関等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行うとともに、避難誘導及び危険箇所の警戒等を行う。

(2) 消火活動

イ 消防機関、自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。また、当該建築物への延焼防止の対策を講ずるとともに、注水消火に当たっては、放射性物質による汚染拡大防止の措置を講ずる。

ロ 県は、市町村等の要請に基づき、消防防災ヘリコプターによる消火、偵察当を実施するものとする。

ハ 被災地以外の市町村は、被災市町村からの要請または相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

5 交通規制措置

県警察本部は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第3部 第2章 第14節 交通確保計画」に基づき、県内の交通事情を収集し、その状況を一般に公表する等の必要な措置を講ずるものとする。

6 避難誘導

市町村は、放射性物質事故により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に、「第3部 第3章 第3節 避難勧告・指示及び誘導に関する計画」の定めにより、地域住民等に対し避難の勧告または指示等の必要な措置を講ずるものとする。

また、県、市町村等は、災害時要援護者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

第4節 放射性物質事故復旧計画

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「第4部 共通する災害復旧・復興計画」の定めによるものとする。

第8章 危険物等災害対策計画

- 第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務
- 第2節 危険物等災害予防計画
- 第3節 危険物等災害応急対策計画
- 第4節 危険物等災害復旧計画

この計画は、愛知県武豊町火薬庫爆発事故、ブリヂストン栃木工場火災のように、危険物及び高圧ガスの漏洩、流出、火災、爆発による多数の死傷者等が発生し又は発生するおそれがある場合、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等による多数の死傷者等が発生し又は発生するおそれがある場合、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等が発生し又は発生するおそれがある場合といった危険物等災害に対し、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、「風水害等対策編 第2部 災害予防計画」及び「本編 第3部 共通する災害応急対策計画」の定めによるものとする。

ただし、海上への危険物等の流出等による災害対策については「海上災害対策計画」、放射性物質の放出により生ずる災害については、「放射性物質事故対策計画」、石油コンビナート等特別防災区域における災害対策については「石油コンビナート等防災計画」の定めるところによるものとする。

本県で、危険物を大量に保有している事業所は、大分港から大野川右岸にかけての臨海部、佐伯市、臼杵市、津久見市等に立地している石油精製、石油化学、鉄鋼等の工場である。

また、県内には火薬類製造所・販売所、高圧ガス製造・貯蔵事業所、液化石油ガス製造事業所・貯蔵所がある。

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務

1 大分県

(1) 大分県

- イ 危険物保安予防対策の推進
- ロ 高圧ガス保安対策の推進
- ハ 火薬類保安対策の推進
- ニ 毒物及び劇物保安対策の推進
- ホ 危険物等の輸送保安対策の推進
- ヘ 情報の収集・連絡体制の強化
- ト 初動体制の充実
- チ ヘリコプター受援体制の充実強化
- リ 大分県高度情報ネットワークシステムの習熟
- ヌ 危険物等災害を想定した総合的な防災訓練の実施
- ル 情報の収集・連絡
- ヲ 活動体制等の確立
- ワ 緊急輸送活動の支援及び調整
- カ 救助・救急活動に係る応援要請等
- ヨ 医療救護活動の実施、応援要請等
- タ 消火活動に係る応援要請等
- レ 施設及び設備の応急復旧
- ソ 広報活動の実施
- ツ 被災した公共施設の復旧
- ネ 再発防止対策の実施

(2) 警察本部（公安委員会）

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 危険物等災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ニ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 災害の拡大防止活動の実施
- ト 緊急輸送のための交通の確保
- チ 救助活動の実施
- リ 危険物等の防除等
- ヌ 広報活動の実施

2 市町村

(1) 市町村

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 危険物等災害を想定した総合的な防災訓練の実施
- ニ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 災害の拡大防止活動の実施
- ト 医療救護活動の実施及び調整
- チ 施設及び設備の応急復旧
- リ 広報活動の実施
- ヌ 被災した公共施設の復旧

(2) 消防本部

- イ 危険物保安予防対策の推進
- ロ 火薬類保安対策の推進
- ハ 危険物等の輸送保安対策の推進
- ニ 情報の収集・連絡体制の強化
- ホ 初動体制の充実
- ヘ 防災無線の習熟
- ト 危険物等災害を想定した総合的な防災訓練の実施
- チ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- リ 活動体制等の確立
- ヌ 災害の拡大防止活動の実施
- ル 救助・救急活動の実施
- ヲ 消火活動の実施
- ワ 危険物等の防除等
- カ 広報活動の実施

3 指定地方行政機関

(1) 九州産業保安監督部

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 危険物災害等を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ニ 広報活動の実施

(2) 第七管区海上保安部（大分海上保安部）

- イ 危険物等の輸送保安対策の推進
- ロ 危険物等災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ハ 緊急輸送のための交通の確保
- ニ 救助・救急活動の支援
- ホ 消火活動の実施

4 自衛隊

- イ 危険物等災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ロ 部隊の災害派遣

5 指定公共機関及び指定地方公共団体

(1) 日本赤十字社（大分県支部）

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 防災無線の習熟
- ニ 危険物等災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ホ 情報の収集・連絡
- ヘ 活動体制等の確立
- ト 救護班の派遣命令等
- チ 広報活動の実施

(2) (社) 大分県医師会

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 危険物等災害を想定した総合的な防災訓練への参加又は協力
- ニ 情報の収集・連絡
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 救護班の派遣要請等
- ト 広報活動の実施

第2節 危険物等災害予防計画

1 危険物等の定義

(1) 危険物

消防法第2条第7項に規定されているものとする。

(2) 高圧ガス

高圧ガス保安法第2条に規定されているものとする。

(3) 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法第2条に規定されているものとする。

(4) 火薬類

火薬類取締法第2条に規定されているものとする。

2 危険物等施設の安全性の確保

危険物等の製造・貯蔵・取扱を行う事業者（以下、この節において「事業者」という。）は、法令で定める技術基準を遵守し、また、県および市町村は、危険物等の製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「製造所等」という。）に対する立入検査の徹底により、施設の安全性の確保に努めるものとする。

(1) 危険物

イ 事業者の取るべき措置

事業者は、消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、施設等の維持管理の徹底、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備、危険物取扱者制度の効果的運用等により自主保安体制の確立を図るものとする。

ロ 県、市町村の取るべき措置

(イ) 県は、消防関係機関との協力のもと、危険物取扱者保安講習等の啓発教育事業により、危険物取扱者の資質の向上及び自主保安体制の推進を図るものとする。

県及び市町村は、製造所等の設置者又は危険物取扱者等に対する研修会、講習会又は協議会等を通じて、次の事項の遵守を指導する。

なお、大規模な危険物を貯蔵し、又は取り扱う事業所については、予防規定の作成を通じて必要な指導を行うものとする。

- ① 少量危険物、準危険物に関する届出等の励行
- ② 危険物（少量、準危険物含む。）の貯蔵及び取扱基準の遵守
- ③ 休業、廃止の届出の励行
- ④ 製造所等における事故発生届出
- ⑤ 危険物取扱者立会の励行
- ⑥ 危険物保安管理体制の確立

(ロ) 県及び市町村は、製造所、貯蔵所等に対する立入検査及び移送・運搬車両に対する路上

立入検査を実施し、施設等の安全の確保に努めるものとする。

県及び市町村は、それぞれが規制する製造所等について、随時に行う立入検査のほか、次の事項を重点的に少なくとも毎年1回以上定例的な立入検査を行い、製造所等における災害の防止について積極的な指導を行うものとする。

- ① 位置、構造及び設備の維持管理状況
- ② 消火設備、警報設備の保守管理状況
- ③ 危険物の貯蔵及び取扱状況
- ④ 危険物取扱者の立会状況

(ハ) 消防機関は、危険物の運搬上の災害を予防するため、随時警察官の立会を求めるとして、運搬容器、積載方法及び運搬方法等に関する技術上の基準が遵守されるよう必要な指導を行うものとする。

(ニ) 危険物製造所等の未改修施設と改修指導

製造所等で、その施設が政令で定める技術上の基準に適合しないものについては、次の措置により、早期の改修整備を指導するものとする。

- ① 整備計画の提出を求め、計画的な改修の促進（その裏付けとして改修期限の誓約書の提出）
- ② 消防機関の立入検査の強化
- ③ 現地指導による整備計画の推進
- ④ 誠意のない者に対しては、事業の停止命令等の行政処分

(ホ) 災害時の危険物保安対策

①製造所等の保安対策の確立

災害時においては、特に製造所等の設置者等に対し、次の措置をとるよう指導体制を強化する。

- ・危険物の漏洩並びに放置の防止
- ・製造所等の清掃並びに整理、整とんの励行
- ・消火並びに警報設備の現況確認（初期消火体制の確立）
- ・所内の通報、連絡体制の確立
- ・危険物の撤去（搬出）並びに保安防御体制の確立
- ・消防機関及び関係機関との連絡体制の強化
- ・化学消火設備（器具）及び消火薬剤の重点配置

大規模な製造所等の設備者に対しては前①のほか

- ・危険物主要製造所の存する地域に危険区域の設定をする
- ・危険区域の保安体制は、関係機関との連携を密にし別途対策を樹立する
- ・自衛消防組織の整備確立
- ・防火管理機構の強化
- ・予備化学消火設備（器具）の整備と消火薬剤の重点的配置

②危険物保有指導体制

- ・標識並びに掲示板の掲示の確認
- ・危険物製造所等の許可施設外での貯蔵及び取扱の禁止
- ・届出に係る数量及び品名以外の貯蔵取扱の禁止

- ・指定された容器以外に収納し、貯蔵することの禁止

(2) 高圧ガス

イ 事業者の取るべき措置

事業者は、高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、施設等の維持管理の徹底、防災訓練の実施、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図るものとする。

ロ 九州産業保安監督部、県、県警察本部、市町村の取るべき措置

高圧ガスに係る保安は、法による「規制」に加えて、事業者の「自主保安」の確保にある。

① 各事業者は、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づいて、高圧ガスの製造、販売、移動、消費等に関する施設基準、運用基準、管理者資格、保安管理組織等が定められており、災害等における保安の確保は事業者の自己責任のもとに保安の確保を行うこととなっているが、立入検査、保安検査及び行政指導等により、その促進を図るものとする。

② 各事業者に対して、危害予防規程に定めた災害等に関する保安教育、訓練等を従業員に行うよう指導する。

③ 関係事業者で構成する保安団体を育成指導して、業種別講習会の開催を行うほか、災害等に関する広域的な応援体制の充実強化を図るため、防災指定事業所の拡充、防災資機材の整備、また液化石油ガス販売事業者間の緊急時の各地域別出動体制の整備等を指導して、各事業者の自主保安の確保を促進する。

④ 高圧ガス移動中の保安対策

防災指定事業所等の充実、同応援隊員の研修、防災資機材の配備、移動監視者の保安講習会の開催、高圧ガス移動車両防災訓練の実施、及び高圧ガス防災事業所、同連絡所自主門前集合訓練の実施等を促進する。

(イ) 県は、保安統括者及び製造保安係員等に対する保安教育講習の実施、高圧ガス設備に係る定期自主検査の指導等により、事業者による自主保安体制の推進を図るものとする。

(ロ) 県は、高圧ガス製造事業者等に対する保安検査、立入検査、移動車両等に対する路上点検及びその他保安指導を実施し、施設等の安全の確保に努めるものとする。

(ハ) 高圧ガス輸送車の事故に備え、その順路付近の高圧ガス製造事業所等を防災指定事業所に指定し、万一事故が発生した場合、当該指定事業所の製造保安責任者等の協力を要請する(専門技術者)。また、事故現場における措置については、県、警察、消防各関係機関及び防災指定事業所相互で、緊密な協力体制をととのえておくこととする。

(ニ) 関係官庁の職員並びに派遣技術者は、警察、消防等関係者と事故現場に立ち入り調査等を実施できるものとする。

(ホ) 関係者は協力して事故原因の調査、究明を行うものとする。

(3) 毒物・劇物

イ 事業者の取るべき措置

事業者は、毒物および劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、施設等の維持管理の徹底、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備等に

より自主保安体制の確立を図るものとする。

ロ 県のとるべき措置

県は、毒物劇物取扱責任者、保安責任者等に対する災害時危害防止対策、防災体制等についての災害予防講習の実施及び取扱施設等に対する定期自主検査の実施の指導等により、自主保安体制の推進を図るものとする。また、製造、貯蔵等毒物・劇物取扱施設及び運送現場に対する立入検査を実施し、施設等の安全の確保に努めるものとする。

(4) 火薬類

イ 事業者の取るべき措置

事業者は、火薬類取締法に定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、施設等の維持管理の徹底、火薬類取扱保安責任者及び従事者に対する手帳制度に基づく再教育講習及び保安教育講習、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図るものとする。

ロ 九州産業保安監督部、県、県警察本部の取るべき措置

- ① 火薬類取締法に基づく危害予防規程により、各火薬類製造所の製造保安責任者が、災害の発生を防止するため、製造施設の構造、位置、設備及び製造方法がそれぞれ技術上の基準により、適切に維持管理、若しくは製造しているかどうかについて、保安検査、立入検査等により指導し、その維持管理の徹底を図る。
- ② 関係事業者で構成する保安団体を育成指導して、講習会の開催及び保安のための啓発等を行って、各事業者の自主保安活動を促進する。
- ③ 火薬類の製造業者、販売業者に対し、危害予防規程に定めた災害等に関する保安教育・訓練等を従業員に行うよう指導する。
- ④ 建築基準法に基づく耐火構造物等の特殊建築物については、その維持管理の遵守を指導する。

県は、危害予防週間における保安教育等の確実な実施及び各種教育訓練の実施、施設等の定期自主検査の実施等の指導により、自主保安体制の推進を図るものとする。

また、火薬類の爆発などの災害及び盗難を防止するため、保安検査、立入検査及び保安指導を実施し、施設等の安全の確保に努めるものとする。

3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 防災情報通信網等の整備

イ 県は、大分県高度情報ネットワークシステムを利用した迅速かつ的確な情報の収集伝達及び不感地帯に対応した通信機器の整備、充実に努めるとともに、必要に応じてその他通信連絡網の整備・活用を図るものとする。

ロ 市町村は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備に努めるものとする。

(2) 応援協力体制の整備

イ 事業者は、応急活動、復旧活動、資機材の調達に関し、各関係機関及び事業者団体相互において、応援協定の締結等による相互応援体制の整備を推進し、連携の強化に努めるものとする。

- ロ 県、市町村及び防災関係機関は、危険物等災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結推進により、応援協定体制の整備を図るとともに、「風水害等対策編 第2部 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置計画」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。
- ハ 県、市町村及び防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

(3) 救助・救急及び医療救護

- イ 県、市町村及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定して、「風水害等対策編 第2部 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置計画」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- ロ 県及び市町村は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。
- ハ 事業者は、消防機関、医療機関等との連絡・連携体制の整備を図るものとする。

(4) 消防力の強化

- イ 事業者の取るべき措置
危険物等災害による被害の拡大を最小限に留めるため、危険物の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄など資機材の整備促進に努めるとともに、消防活動等について、平常時から消防機関等との連携を強化をしておくものとする。
- ロ 県の取るべき措置
危険物等災害発生時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう消防力、消防水利の整備強化について、支援を行なうものとする。
- ハ 市町村の取るべき措置
 - (イ)「消防力の基準」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。
 - (ロ) 消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努めるものとする。

(5) 危険物等の大量流出時における防除活動

- イ 県は、関係機関による防除資機材の整備状況の把握に努め、災害発生時に応援を求められることができる体制の整備について支援するものとする。
- ロ 消防機関、関係事業者は、危険物等が河川等へ大量に流出した場合に備えて、防除資機材を整備するとともに、災害発生時には必要に応じて応援を求められることができる体制を整備するものとする。

(6) 避難対策

- 市町村は避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難場所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、「風水害等対策編 第2部 第3章 災害に強い人づくりのための 計画 第3節 消防団・自主防災組織の育成・強化に関する

る研究」の定めにより、必要な措置 を講ずるものとする。

(7) 防災訓練の実施

県、市町村、防災関係機関は、「風水害等対策編 第2部 第3章 第1節 防災訓練に関する計画」の定めにより大規模災害を想定し、県、市町村、防災関係機関、事業者、自衛消防組織及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

(8) 防災知識の普及・啓発

九州産業保安監督部、県、県警察本部、市町村は液化石油ガス消費者保安対策として次のことを行うものとする。

イ 一般消費者の保安意識の高揚を図るため、保安講習会の開催、パンフレットの配布、ラジオ、テレビ等による啓発等の実施

ロ 一般消費者の消費設備の保安確保を図るため、認定調査機関の育成指導、立入検査等の実施

県、市町村及び消防関係機関は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民等に対して、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

(9) 災害時要援護者対策

県及び市町村は、「風水害等対策編 第2部 第3章 第4節 災害時要援護者の安全確保に関する計画」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について災害時要援護者に十分配慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

第3節 危険物等災害応急対策計画

1 災害情報の収集伝達

(1) 事業者の取るべき措置

事業者は、危険物等災害が発生した場合、速やかに「危険物等災害情報伝達系統図」に基づき、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努めるものとする。

(2) 県及び県警察本部の取るべき措置

イ 県は、危険物等災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「危険物等災害情報伝達系統図」に基づき関係機関に伝達するとともに、「第3部 第2章 第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達計画」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、事業者から収集した情報については、危険物等の取扱規制担当省庁に連絡するものとする。

ロ 県は、必要に応じて職員を現地に派遣し、被害状況等の情報収集、市町村及び関係機関との連絡調整に当たるものとする。

ハ 高圧ガス輸送車の事故によりガス漏れ、又は爆発のおそれがある旨の届出を受けた警察署並びに消防署等は、「事故発生時の通報系統図」によって速やかに関係先へ通報する。

ニ 県警察本部は、早期に被災状況、交通状況等を把握するため、災害情報の収集にあたるものとする。

ホ 県及び県警察本部は、必要に応じて、大分県防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターによる上空からの被害状況の把握を行なうものとする。

(3) 市町村及び防災関係機関の取るべき措置

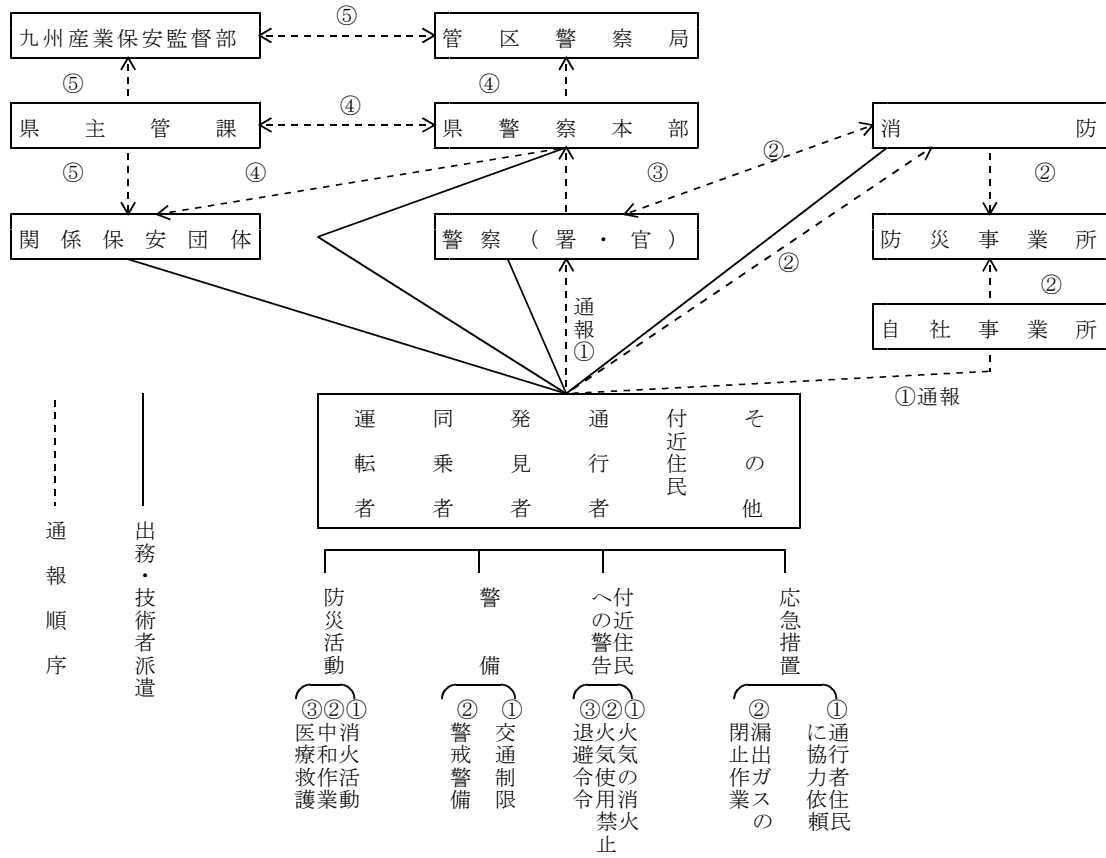
イ 市町村及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「第3部 第2章 第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達計画」の定めにより実施するものとする。

ロ 市町村及び消防本部から県への危険物等災害の緊急連絡は、「第3部 第2章 第4節 災害情報・被害情報の収集・伝達計画」により連絡するものとする。

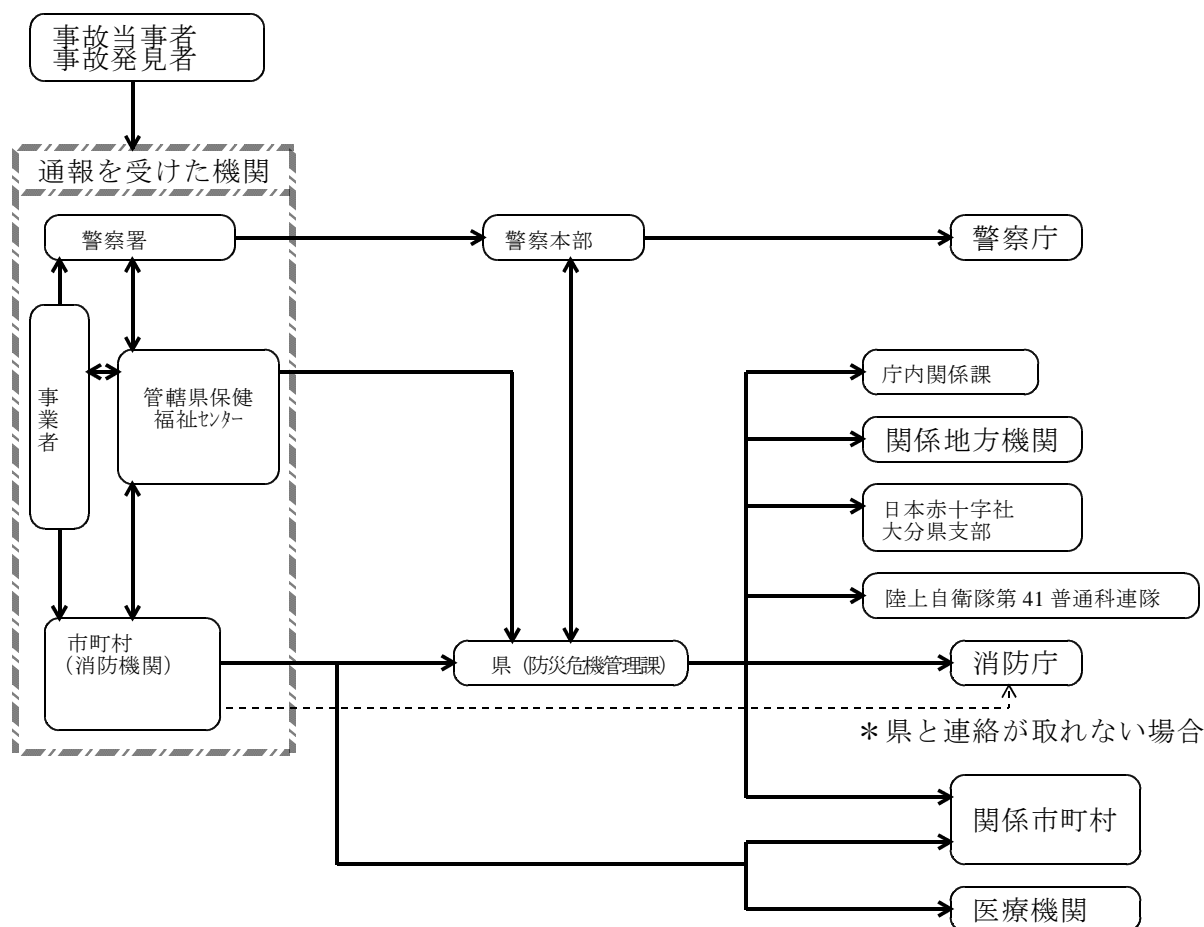
(4) 危険物等災害情報伝達系統図

イ 高圧ガス輸送車の事故が発生した場合の通報連絡系統は次のとおりである。

事故等災害対策編 第5部 各種災害対策計画



ロ 高圧ガス輸送車以外の危険物等災害が発生した場合の通報連絡系統は次のとおりである。



2 活動体制の確立

(1) 事業者の活動体制

事業者は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立等必要な体制をとり、自衛消防組織等による初期消火、延焼防止活動、流出防止活動等災害の拡大防止のための必要な措置を講ずるものとする。

(2) 県の活動体制

イ 災害対策本部の設置前

(イ) 準備配備、警戒配備

県は、「第3部 第2章 第2節 動員配備計画」に基づき、災害の状況に応じて速やかに準備配備体制に入り、災害に関する情報の収集・連絡に当たるものとする。

また、災害の状況に応じて、情報収集・連絡、応急対策等を円滑に実施するため、警戒配備へ移行するとともに、「第3部 第2章 第2節 動員配備計画」に基づき必要な措置を講ずるものとする。

ロ 災害対策本部

(イ) 災害対策本部の設置

県は、災害の規模または被害の状況から、災害応急対策を円滑に実施するため必要があると認める場合には「第3部 第2章 第1節 組織計画」に基づき災害対策本部を設置し、国、市町村、関係機関等と連携して応急活動を実施するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

災害対策本部の組織編成については、被害の実態や被災後の時間の経過に伴い、必要となる応急対策活動に即応するためには、目的に応じて変更することができる。

(ロ) 動員配備体制

動員配備体制については、「第3部 第2章 第2節 動員配備計画」の配備規定に基づき、必要な体制を確立するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

なお、動員配備体制の配備人員については、災害の状況及び特殊性を考慮し、本部長(知事)の指示により、配備編成計画の人員によらない配備ができるものとする。

ハ 地区災害対策本部及び現地災害対策本部の設置

地区災害対策本部及び現地災害対策本部の設置については「第3部 第2章 第1節 組織計画」の定めによるものとする。

(3) 市町村の活動体制

市町村は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立および災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣および状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリコプター等の応援要請を実施するものとする。

(4) 相互応援協力

イ 県は、大規模な危険物等災害が発生し、市町村から応援要請があり、必要があると認めるときには、「第3部 第2章 第7節 広域応援体制の確立計画」により定められた応援の要請先に対して応援要請等を行うものとする。

ロ 市町村は、危険物等災害の規模が当該市町村の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「第3部 第2章 第7節 広域応援体制の確立計画」の定めにより知事または他の市町村長の応援または応援の斡旋を求めるものとする。

ハ 消防本部は、危険物等災害の規模が当該市町村の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、被災市町との調整の上、県消防本部による「大分県常備消防相互応援協定」により、他の消防本部に対して応援を要請するものとする。

ニ 事業者は、事業者団体相互の応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

(5) 自衛隊の災害派遣

県は、大規模な危険物等災害が発生し、必要があると認めるときには、「第3部 第2章 第9節 自衛隊の災害派遣体制の確立計画」の定めにより、自衛隊に災害派遣を要請するものとする。

(6) 災害広報

県、市町村、防災関係機関および事業者は、相互に協力して、危険物災害の状況、二次災害

の危険性に関する情報、安否情報、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「第3部 第2章 第16節 広報広聴・災害記録活動計画」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際には、高齢者、障がい者、外国人等災害時要援護者に配慮した広報を実施するものとする。

3 災害の拡大防止

(1) 事業者のとるべき措置

事業者は、危険物等災害時において消防機関等の関係機関と連携を密にし、関係法の定めにより、的確な応急点検および応急措置を講ずるものとする。

(2) 県、市町村、消防機関等のとるべき措置

県、市町村、消防機関等は、関係法の定めにより、事故現場への技術者派遣等による危険物等災害時の危険物等流出・拡散防止および除去、環境モニタリングをはじめ、住民避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令などの適切な応急対策を講ずるものとする。

また、防災指定事業所の派遣技術者は、警察、消防署等関係者に必要な措置を助言する。関係者は協議のうえ次の緊急措置を講ずるものとする。

- ・事故現場周辺の火気使用厳禁を徹底させること（範囲は状況に応じて定め風下方向に重点をおくこと）。
- ・輸送車の容器弁又はバルブ等の一部に故障を生じ、ガスの漏出が少量の場合で爆発の危険性がないときは、応急的な漏洩防止措置を講ずること。
- ・交通の制限は風下ほど広範囲に実施すること。
- ・付近の住民の避難指示及び風上に避難場所を定め、ガス臭のある地域の住民を速やかに誘導すること。
- ・避難誘導にあたっては、ガス臭のある地域を避けて誘導すること。
- ・ガスの検知にあたって、側溝や下水溝等には、ガスの滞留が考えられるので、遠距離までガスの有無について点検を行うこと。

4 搜索、救助・救急、医療救護および消火活動

(1) 搜索、救助・救急、医療救護活動

イ 市町村は、市町村地域防災計画の定めにより、消防機関、県警察本部、医療機関等の関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等速やかに行い、救助・救急および医療救護活動を実施するものとする。

ロ 消防機関は、保有する資機材を活用し、市町村、県警察本部、医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行うものとする。

ハ 県警察本部は、消防機関等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行うとともに、避難誘導及び危険箇所の警戒等を行う。

(2) 消火活動

- イ 消防機関、自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
- ロ 県は、市町村等の要請に基づき、大分県防災ヘリコプターによる消火、偵察当を実施するものとする。
- ハ 県警察本部は、消防機関等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行うとともに、避難誘導及び危険箇所の警戒等を行う。
- ニ 被災地以外の市町村は、被災市町村からの要請または相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

5 交通規制措置

県警察本部は、災害の拡大防止および交通の確保のため、「第3部 第2章 第14節 交通確保計画」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

6 危険物等の大量流出に対する応急対策

(1) 事業者、消防機関、県警察本部等のとるべき措置

事業者、消防機関および県警察本部等は、危険物等の流出が認められた場合には、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。

(2) 県および市町村のとるべき措置

県および市町村は、危険物等が河川等に大量に流出した場合には、関係機関と協力し、直ちに環境モニタリング、危険物等の処理等に必要な措置を講ずるものとする。

7 避難誘導

市町村は、危険物等災害により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に、「第3部 第3章 第3節 避難勧告・指示及び誘導に関する計画」の定めにより、地域住民等に対し避難の勧告または指示等の必要な措置を講ずるものとする。

また、県、市町村等は、災害時要援護者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

第4節 危険物等災害復旧計画

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「第4部 共通する災害復旧・復興計画」の定めによるものとする。

第9章 その他の災害対策計画

- 第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務
- 第2節 その他の災害の予防計画
- 第3節 その他の災害の応急対策計画
- 第4節 その他の災害の復旧計画

この計画は、第8章までに述べられていない、鉱山施設等の災害、自然公園施設の災害、がけ地近接危険住宅の災害等の突発的に発生した大規模な事故等に対して、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、「風水害対策編 第2部 災害予防計画」及び「本編 第3部 共通する災害応急対策計画」の定めによるものとする。

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務

1 大分県

(1) 大分県

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ ヘリコプター受援体制の充実強化
- ニ 大分県高度情報ネットワークシステムの習熟
- ホ 総合的な防災訓練の実施
- ヘ 情報の収集・連絡
- ト 活動体制等の確立
- チ 緊急輸送活動の支援及び調整
- リ 救助・救急活動に係る応援要請等
- ヌ 医療救護活動の実施、応援要請等
- ル 消火活動に係る応援要請等
- ヲ 広報活動の実施

(2) 警察本部（公安委員会）

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 総合的な防災訓練への参加又は協力
- ニ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 災害の拡大防止活動の実施
- ト 緊急輸送のための交通の確保
- チ 救助活動の実施
- リ 危険物等の防除等
- ヌ 広報活動の実施

2 市町村

(1) 市町村

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 総合的な防災訓練の実施
- ニ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 災害の拡大防止活動の実施
- ト 医療救護活動の実施及び調整
- チ 広報活動の実施

(2) 消防本部

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 防災無線の習熟
- ニ 総合的な防災訓練の実施
- ホ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ヘ 活動体制等の確立
- ト 災害の拡大防止活動の実施
- チ 救助・救急活動の実施
- リ 消火活動の実施
- ヌ 広報活動の実施

3 指定地方行政機関

(1) 九州産業保安監督部及び九州経済産業局

- イ 鉱山における災害防止対策の推進
- ロ 鉱山施設等への鉱山保安の監督指導等
- ハ 休廃止鉱山に係る危害防止工事について助成策策定

4 自衛隊

- イ 総合的な防災訓練への参加又は協力
- ロ 部隊の災害派遣

5 指定公共機関及び指定地方公共団体

(1) 日本赤十字社（大分県支部）

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 防災無線の習熟
- ニ 総合的な防災訓練への参加又は協力
- ホ 情報の収集・連絡
- ヘ 活動体制等の確立
- ト 救護班の派遣命令等
- チ 広報活動の実施

(2) (社) 大分県医師会

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 総合的な防災訓練への参加又は協力
- ニ 情報の収集・連絡
- ホ 活動体制等の確立

- へ 救護班の派遣要請等
- ト 広報活動の実施

第2節 その他の災害の予防計画

1 鉱山施設等の災害防止対策(商工労働部商工労働企画課、産業保安監督部)

鉱山保安法に基づき鉱山労働者及び地域住民に対する危害及び鉱害を防止し、鉱物資源の合理的開発を図るため、鉱山に対して監督指導を実施する。

また、公害又は危害を防止する義務を有するものが、無資力又は現存しない休廃止鉱山に係る捨石又は鉱さいたい積物の鉱害防止工事、坑口の閉そく等の災害防止工事について助成策を講じ、災害防止に努めるものとする。

2 自然公園施設の災害防止対策(企画振興部観光・地域振興局、県警察本部、市町村、県山岳遭難対策協議会)

国立公園を中核とする自然公園の山岳地帯における登山客等の災害予防に努めるため、登山客の指導、施設の安全点検等を行う。

また、関係警察機関においては、大分県山岳遭難対策協議会と連携して山岳パトロール、施設の点検・整備・登山客等の指導及び災害事故発生時の捜索、救助活動を行うものとする。

なお、民間の施設ほそれぞれにおいて、自主的な災害防止対策を実施するものとする。

3 がけ地近接危険住宅の災害防止対策(土木建築部建築住宅課、市町村)

がけに近接し、かつ他の防災事業によらない点在危険住宅の移転に対して助成を行い、災害の防止に努める。

4 電気工作物の災害予防対策(九州産業保安監督部、商工労働部商工労働企画課、九州電力(株))

イ 電気工作物の災害予防対策

電気工作物による火災、その他の障害を防止するため電気事業者、その他電気工作物の設置者は電気事業法(昭和39年法律第170号)の規定により定めた保安規程に基づいて、災害防止のために必要な施設の整備、巡視、屋内絶縁抵抗の測定、内線の点検、危険箇所の早期発見等を図るものとする。なお、漏電による大火の防止に特に留意するものとする。

また、電気工事士法(昭和35年法律第139号)及び電気工事の業務の適正化に関する法律(昭和45年法律第96号)の主旨の徹底を図り、事故を未然に防止するものとする。

5 電気用品の災害予防対策(九州経済産業局、商工労働部商工労働企画課)

電気用品安全法(昭和36年法律第234号)の主旨徹底を図り、事故を未然に防止するものとする。

イ 県の行う予防対策

関係職員に販売事業者の事務所、店舗、事業場に立入らせ、書類その他の物件を検査し、質問して、電気器具による火災の予防を期する。

ロ 経済産業省(又は九州経済産業局)の行う予防対策

粗悪な電気製品による危険及び障害の発生を防止するために事業場の立入検査を行い、電気用品の販売、使用の制限、業務の一部又は全部の停止、検査業務の方法の改善、設備の修理又

は改造、その他必要な措置を製造事業者に命じて予防の万全を期する。

第3節 その他の災害の応急対策計画

1 集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策

突発的に発生した大規模な事故により傷病者が集団的に発生した場合の医療救護については、当面次により関係機関が必要な措置をとるものとする。

(1) 災害の発生を知った防災機関は、ただちに、その内容を最寄りの警察機関及び市町村に通報する。通報を受けた市町村は、保健所、郡市医師会及び日本赤十字社大分県支部に通報することとし、その他の関係機関相互の通報及び伝達は、通報伝達系統図により行うものとする。

(2) 前イにより通報を受けた機関は、自発的かつ速やかに医療救護班を編成し、事故発生地に出動するものとする。

この場合、必要な医療品及び衛生用資機材は、県（保健所、振興局）、市町村及び日本赤十字社大分県支部が協議の上調達するものとする。

(イ) 市町村、県（保健所、振興局）、郡市医師会、県医師会、日本赤十字社大分県支部及び警察機関は、ただちに現地に対策本部を設け、医療救護の実施に関し必要な連絡調整を図るものとする。

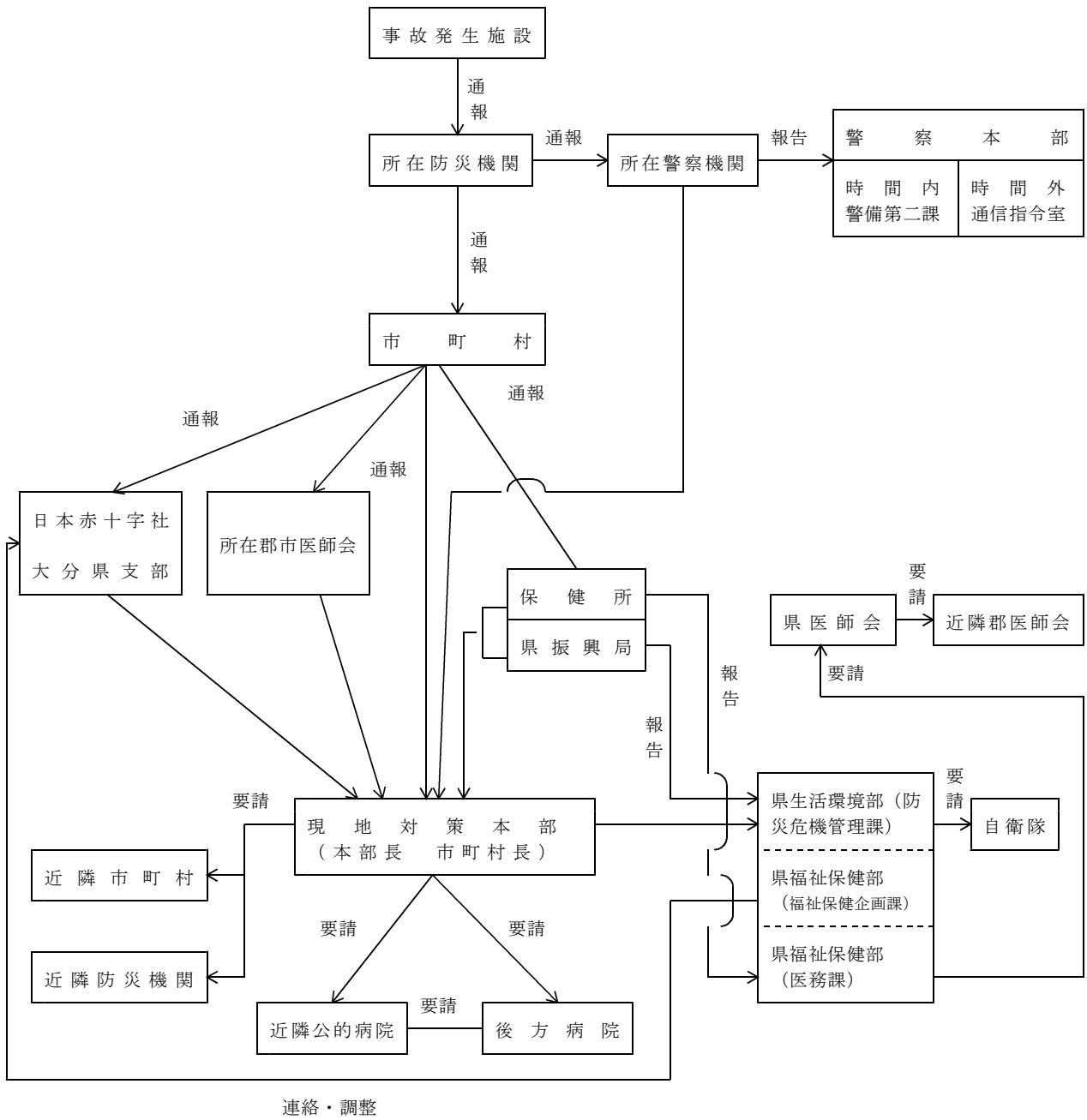
(ロ) 対策本部の総括責任者は、市町村長とする。

(3) 対策本部の総括責任者である市町村長は、傷病者が多数にのぼり対応が困難と判断した場合は、他の関係機関に応援を求めることができる。

応援要請を受けた機関は、速やかに医療救護班を編成し、事故発生地に出動するものとする。

(4) 医療救護に要する経費等は、事故の規模、事故の態様に応じて関係機関が協議の上負担するものとする。

集団災害救急医療救護に係わる関係機関通報、伝達系統図



第4節 その他の災害の復旧計画

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「第4部章 共通する災害復旧・復興計画」の定めによるものとする。

修正の経過

平成19年 6 月 制定